

令和2年第1回(3月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	3月4日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 町長の施政方針及び提案要旨の説明 議案審議(委員会付託・質疑・討論・採決)
第2日	3月5日	木	本会議	一般質問(5人)
第3日	3月6日	金	本会議	一般質問(5人)
第4日	3月7日	土	休会	
第5日	3月8日	日	休会	
第6日	3月9日	月	委員会	予算特別委員会(一般会計)
第7日	3月10日	火	委員会	予算特別委員会(一般会計)
第8日	3月11日	水	委員会	予算特別委員会(特別会計及び企業会計)
第9日	3月12日	木	委員会	予算特別委員会(予備日)
第10日	3月13日	金	休会	
第11日	3月14日	土	休会	
第12日	3月15日	日	休会	
第13日	3月16日	月	委員会	常任委員会(付託事件の審査)
第14日	3月17日	火	休会	※議事整理(閉会中の継続調査申出期限)
第15日	3月18日	水	休会	※議事整理
第16日	3月19日	木	本会議	委員長報告(質疑・討論・採決) 議案審議(質疑・討論・採決)

令和2年第1回（3月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（3月4日）（水曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 町長の施政方針及び提案要旨の説明	2
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	21
・ 条例改正・専決処分の承認を求めることについて・令和元年度補正予算他7件	
・ 令和2年度予算 予算特別委員会付託	
1. 散 会	102

第2日目（3月5日）（木曜日）

1. 開 議	104
1. 一般質問	
城後 光 議員	104
(1) 町内イベントに際しての交通安全対策について	
(2) 交通安全対策を担う関係団体への支援について	
(3) 新型コロナウイルスによるイベント来訪者の減少対策について	
太田 一彦 議員	122
(1) 高齢者や交通弱者の対策について	
(2) ふるさと納税について	
福田 勝也 議員	139
(1) スクールバスの運行業務委託について	
(2) 波佐見町歴史文化交流館（仮称）について	
中尾 尊行 議員	156
(1) 学校内での事故について	
(2) コミュニティ・スクールの導入について	
(3) 学習指導要領の改訂について	
横山 聖代 議員	174
(1) 日常生活に欠かせない指定ごみ袋について	
1. 散 会	184

第3日目（3月6日）（金曜日）

1. 開 議	186
1. 一般質問	
北村 清美 議員	186

(1)庁舎建設について	
(2)あいさつ運動について	
(3)2025年問題について	
脇坂 正孝 議員	206
(1)水道事業について	
(2)教育行政について	
(3)桜づつみの延伸について	
堀池 主男 議員	223
(1)マイナンバーカードについて	
(2)職員の通勤手当と出張や休職について	
(3)児童・生徒の通学路の安全対策について	
尾上 和孝 議員	243
(1)ドローンの導入について	
三石 孝 議員	257
(1)移住定住について	
(2)建設工事業者選定要綱について	
(3)高齢者福祉事業について	
1. 散 会	274

第16日目（3月19日）（木曜日）

1. 開 議	276
1. 所報告	276
1. 提案要旨の説明	276
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	276
・発委第1号 波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例	
・令和2年度各会計予算について	
・条例改正、副町長の選任について	
1. 閉会中の継続調査	327
（総務文教委員会・産業厚生委員会・議会運営委員会）	
1. 閉 会	328

第 1 日 目（3 月 4 日）（水曜日）

諸 報 告

1 諸般の報告

(1) 例月現金出納検査結果の報告（11、12、1月分）

(2) 定期監査報告

(3) 委員会報告

議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長の施政方針及び提案要旨の説明

第 4 議案第 8 号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第 3 号）

第 5 議案第 9 号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 6 議案第 10 号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

第 7 議案第 11 号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 8 議案第 12 号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

第 9 議案第 13 号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 10 議案第 24 号 鴻ノ巣公園テニスコート全面改修工事請負契約の変更について

第 11 議案第 1 号 令和 2 年度波佐見町一般会計予算

第 12 議案第 2 号 令和 2 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算

第 13 議案第 3 号 令和 2 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算

第 14 議案第 4 号 令和 2 年度波佐見町介護保険事業特別会計予算

第 15 議案第 5 号 令和 2 年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算

第 16 議案第 6 号 令和 2 年度波佐見町上水道事業会計予算

第 17 議案第 7 号 令和 2 年度波佐見町工業用水道事業会計予算

（以上 7 件 予算特別委員会付託）

第1日目（3月4日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 書 記 山 田 清

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 山 田 周 作	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征 一 郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長 古 賀 真 悟	建 設 課 長 堀 池 浩
水 道 課 長 前 田 博 司	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 官 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係 太 田 誠 也
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和2年第1回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから諸般の報告を行います。

例月現金出納検査結果の報告、定期監査報告及び委員会報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。また、今定例会までに受理しました請願及び陳情についてはございません。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番 川田保則議員、11番 太田一彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの16日間と決定しました。

日程第3 町長の施政方針及び提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3. 町長の施政方針及び提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに令和2年第1回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

開会に当たり、町政運営についての所信を申し述べますとともに、本日提出しました令和2年度各会計の予算及びその他の議案について御説明申し上げます。

私は、平成10年9月町長就任以来、これまで開かれた町政のもと、至誠実行、不易流行、温故創新を町政の基本理念とし、常に町民皆様が安心して希望が持てる元気で住みよい町づくりを目指して、行財政改革、地場産業である窯業、農業の振興、「来なっせ100万人」のスローガンのもと、観光交流人口の拡大、企業誘致による雇用の創出等を主要政策として精力的に推進してまいりました。

この間、議員の皆様をはじめ、町民の皆様には、町政全般にわたって御理解と御支援、御協力を賜り、事務事業が円滑に推進しておりますことに心から感謝申し上げます。おかげをもちまして、優良企業の誘致や交流人口の拡大、農業の振興、波佐見焼の知名度向上等においてその成果が上がっており、元気のある町として広く認知されるようになりました。

令和2年度におきましても、引き続き、窯業、農業と観光の振興に取り組むとともに、福祉保健の充実、教育、文化、スポーツの振興、自治会活動の支援等を推進し、子供たちがはつらつと、青少年が伸び伸びと、高齢者が生き生きと暮らす、人と心が通い合う陶磁と緑のまち波佐見を目指し、波佐見町が輝く町づくりに職員と一丸となって取り組んでまいります。また、今後ますます加速する少子高齢社会への対応や老朽化した庁舎建て替えのために、新たな課、室を設置することといたしました。

さて、昨年末、中国武漢市で発生した新型コロナウイルスは猛烈な勢いで広がりを見せ、世界中に蔓延しており、国内各地でも感染経路が特定できない感染者が続出するなど、拡大し続けており、先が見えない深刻な事態となっています。さらに中国においては、人、物の移動制限により旅行や企業の生産活動が滞るなどして、世界経済にも大きな影響を与えており、国内ではスポーツ大会や各種イベントが延期、または中止されるなど、観光地や企業活動にも大きな影響が出始めております。

本町においては、2月28日に、町長を本部長、副町長、教育長を副本部長、管理職全員を

本部員とする新型コロナウイルス対策本部を設置し、庁内横断的な情報収集を行い、今後の対策を図っております。

そのような状況の中、教育委員会では、国の小中学校、高等学校等の臨時休校要請を受け、小中学校を3月4日から24日まで臨時休校としています。スポーツイベント関係では、既に中止が決定されているのが、波佐見ロードレース大会、中尾山桜陶祭、ONSEN・ガストロノミーウォーキングで、感染拡大が長引けば今後さらなる影響が出るのではないかと大変危惧しているところであり、1日も早い終息を願っています。

また、近年、地球温暖化の影響と言われている大型化した台風や何十年に一度と言われるような集中豪雨が発生し、多くの人命が奪われるなど甚大な被害が発生していますが、もはやこのような災害は1年を通じてどこで発生してもおかしくない状況であります。本町においても、いつそのような大災害に見舞われるかわかりませんので、情報通信網の整備などにより、災害対策には万全の体制を整え、対応し、町民の安全・安心を守ってまいります。

それでは、令和2年度の主要な施策の概要を、第5次波佐見町総合計画の施策に従い御説明申し上げます。

まず、1、快適で住みよい町づくり。

(1) 環境保全と景観整備。

本町の豊かな自然を後世の子供たちに引き継ぐためには、町民一人一人の自然保護意識の高揚が不可欠であり、自然と調和した快適な生活環境の保全に努める必要があります。これまでも郷自治会や集団資源回収団体、河川愛護団体などの活動により、地域環境の維持、向上が図られておりますが、今後につきましても地域の環境美化活動へのさらなる支援を図ってまいります。また、懸案となっております波佐見町環境保全条例につきましても、町内産業界や町民皆さんとのコンセンサスを十分図った上で、しかるべき時期に議会へ提案することとしています。

(2) 快適環境づくり、民間住宅の整備について。

定住と安心して子供を産み育てることができる住居環境の整備を促進し、住宅性能向上リフォーム支援事業、3世代同居・近居促進事業についても引き続き実施してまいります。

(上水道下水道の整備について)

水道法の改正により、水道事業は、計画的整備から基盤強化へと移り、維持管理の時代に入りました。時代の変化に対応した、より安全で強靱な水道を持続するため、水道ビジョン

を10年ぶりに改定し、中長期的な経営戦略や施設整備計画をもとに適切な資産管理を行い、合理的な管理運営と施設整備を進め、健全経営に努めてまいります。

公共下水道事業は、供用開始後16年が経過し、これまで中央処理区315ヘクタールが整備済みで、下水道普及率は45.7%、水洗化率では88.4%になっており、公共下水道区域では、下水道への早期接続を促し、下水道普及に努めます。公共下水道区域外においては、個別処理の浄化槽設置補助事業を推進しており、令和元年度末現在で、設置数が1,370基、普及率にして32.0%と見込んでおり、浄化槽の普及を一層図ってまいります。なお、令和2年度から、単独補助事業として浄化槽の更新についても支援をしてまいります。

工業用水道事業については、企業のニーズに応じた工業用水を安定的に供給し、公営企業として健全な事業経営に努めます。

次に、（都市基盤の整備について）。

西ノ原土地地区画整理事業は、平成9年に国の事業認可を受け、進めてきましたが、本町の財政事情等により、限られた予算の範囲で整備を進めており、令和元年度末での事業進捗の見込みは28.4%となっています。令和2年度も引き続き、建物移転補償や宅地造成工事等を計画しておりますが、依然として厳しい財政状況にありますので、今後の事業実施に当たっては、国、県並びに地元とも十分協議、調整を図りながら進めてまいります。

次に、2、働く喜びを持てる町づくり。

（商工業の振興、窯業の振興について）

窯業界の各組織と行政が縦横断的に連携し、エンドユーザーの視点に立って発想し、波佐見焼への共感、信頼、価値観を高め、取り組んできた結果、近年波佐見焼の知名度が全国的に向上してきており、メディア等の露出も多く、他産地と比較すれば、非常に元気で活性化していると感じているところです。しかしながら、ここ2年は急速に出荷額が減少してきており、特に既存流通部分での減少が大きく、ネット販売や産地での直販でカバーしてきているという状況にあります。

先般、東京ドームで開催されたテーブルウェア・フェスティバルでは、新型肺炎コロナウイルスの影響が心配されましたが、影響も前年対比92.3%と最小限にとどまり、波佐見焼の人気の高さを改めて示す結果となりました。

令和2年度も、新しい視点を加えながら、引き続き取り組んでまいります。

この事業以外にも、波佐見焼サクセッサー養成講座では、引き続き、芸術系大学で開催し、

東京や地方都市など、消費地での波佐見焼フェアをはじめ、その他のさまざまな催事にも出展しています。また、産地の現状や事業所の実態調査を行うなど、今後も情報収集にも業界と一体となって積極的に取り組み、あらゆる角度から団体、組織、大学等と連携し、他産地との差別化を図るとともに、販路拡大など波佐見焼振興とブランド化に努めます。

また、若手伝統工芸士の活躍の場づくりのための伝統工芸士チャレンジ事業にも引き続き取り組み、工業組合と連携した産地の後継者育成事業としてのろくろ、絵つけ教室や、昨年リニューアルした新たなクールで実施している窯業人材育成事業も引き続き実施し、陶磁器産業の振興と窯業一大産地としての認知度向上を図ります。

商業の振興について。

町内の小売り商店等を取り巻く環境も、大型店舗の出店、交通網整備による移動時間の短縮、購買形態の多様化などにより、引き続き大変厳しい状況にあります。地域経済の活性化のためには、地域を支える中小企業、小規模企業の振興が不可欠で、その対策の一層の推進を図る必要があり、商工会と連携した支援を行うとともに各店の個性を引き出し、購買力の向上対策として商工会が実施する各事業に対しても、引き続き支援し、活性化を図ります。

また、商工会の事業で実施されたはかたdeはさみについては、開催について各種補助金を探りながら研究してまいります。

あわせて、昨年3月に制定した中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、令和元年度に中小企業・小規模企業振興基本計画を作成しましたが、その内容に沿った進行ができるように調査研究を進めていきます。

また、平成27年度から制度改正した中小企業資金制度や創設した創業支援資金については好評であり、多くの御利用をいただいたことから引き続き、商工業者の皆さんの経営基盤の安定に寄与してまいります。

創業支援については、相談者の相談内容や状況を把握し、相談者の状況、ステージに応じた支援を的確に実施できるように、県や商工会、金融機関、産業振興財団と連携した創業支援体制を構築し、町や商工会を相談窓口として、さまざまな課題解決に向け支援していくこととしています。

(企業誘致について)

これまで誘致してきました誘致企業や地場企業のフォローアップ、小規模の空き工場や空き店舗の紹介などを行い、少しでも多くの雇用の場が創出されるよう、企業の誘致に努力し

てまいります。

(消費者行政について)

情報や商品があふれる現状の中で、特殊詐欺や訪問販売などの多様化する悪質商法や商品から消費者の安全と安心を確保するために、県と連携した相談体制の充実に努めるとともに、被害防止のための啓発活動をなお一層強化して、積極的に取り組んでまいります。

(2) 農林業の振興、農業の振興について。

国内の農業を取り巻く状況は依然として厳しく、農業を支える農業従事者は、少子高齢化に伴い毎年減少し、後継者や担い手が各地で不足するという状況に加え、農産物の生産コストの高騰と販売価格の低迷が農業経営に大きく響いて影響していることから、農業構造の改革、新規就農者など人材の確保と育成、農業経営者の経営の多角化等が喫緊の課題となっています。

そのような中であって、国においては、農業者の負担軽減を目的としたロボットの農業機械等によるスマート農業の展開や、労働力確保のための外国人労働者の受け入れ体制の整備、農地中間管理事業による担い手への農地の集積と集約化を進めるなど、持続可能な農業を目的とした政策が推進されています。駄野地区においては、現在、基盤整備事業の第2期工事が進められており、あわせて整備後の営農活動が本格的に始動できるよう国の支援を受け、園芸作物の実証試験に取り組まれており、引き続き、関係機関と連携し支援してまいります。

農地の維持、保全策としては、第5期目となる中山間地域等直接支払交付金事業や、多面的機能支払交付金事業の制度を有効に活用し、営農活動が持続的に展開できるよう支援してまいります。また、鳥獣被害対策においては、防護柵の設置範囲が拡大したことや猟友会員による地道な捕獲活動により、農作物への被害も毎年減少傾向にあります。

林業の振興について。

森林は地球温暖化防止や、災害防止など多面的な機能を有し、国民一人一人に恩恵を与えていますが、木材価格の低迷や所有者不明の森林の増加などにより、森林所有者による適正な森林管理が実施されていないため、新たな森林経営管理制度が実施されたことから、今後は、所有者と町及び関係機関が一体となって適正な森林環境の整備と管理を行います。あわせて、森林整備等に必要な恒久的かつ安定的な財源を確保するための森林環境税及び森林環境譲与税が創設されましたので、関係機関と連携し、効果的な活用策を検討します。また、林間を活用して栽培するハランにおいて、日本一の生産地を目指し、品質向上の研究や生産

拡大に努められている東彼林業研究会へも活動が充実、発展するよう支援に努めてまいります。

3、人に優しい福祉のまちづくり。

(1) 福祉環境の充実。

まず、高齢者福祉の充実について。

本町の高齢化率は、令和2年1月末現在31.4%と、昨年よりも0.8%増え、毎年増加の傾向にあります。このような中、高齢者が、生涯元気で生きがいを持って社会参加できる町づくりを推進するため、老人クラブの活動支援、シルバー人材センターの運営支援を引き続き行ってまいります。また、ひとり暮らしの高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会や民生委員児童委員、またシルバーボランティア連絡会等による見守りや緊急通報装置などの活用により、安心・安全な暮らしを確保するための支援を行うとともに、交通弱者対策についても今後十分に検討してまいります。

(児童福祉、子育て支援の充実について)

子供たちを取り巻く環境等が大きく変化する中、令和2年度に新たに設置する子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の充実を目的にさまざまな養育相談等の対応に努めるとともに、現在、多くの利用をいただき好評を得ている子育て支援センターきしゃぼっぽにおきましても、子育て家庭の交流の場として、また、子育てについての相談、情報提供、助言を行う場所として運営の充実を図り、子供の健やかな育ちを支援してまいります。

また、認定こども園や保育所の運営費及び延長保育、一時保育事業への補助、放課後児童クラブの運営支援など、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めるとともに、あわせて待機児童の解消に向けた保育士確保対策も進めてまいります。

さらに、虐待等の未然防止と情報交換を目的とする要保護児童等地域対策協議会を開催し、養育に不安を抱える家庭等への支援充実にも努めてまいります。

(障害者福祉の充実について)

東彼地区福祉組合が3町共同事業として実施している東彼地区障がい者地域生活支援センター、エールの運営事業においては、相談支援や意思疎通支援と活動支援センター事業などの地域生活支援事業が実施されており、利用者も年々増加の傾向を見せるなど、順調な運営がなされております。今後も障害のある人がその能力や適性に応じた日常生活や社会生活を

営むことができるよう、適切なサービスの提供に努めるとともに、障害者福祉団体の活動支援についても引き続き取り組んでまいります。

(2) 保健、医療、介護環境の充実。

国は、人材不足を補う手段の一つとして、生涯現役社会の実現として元気高齢者の活用を挙げていますが、健康であることがその実現の第一歩です。そのためには、町民一人一人が活力ある生活を送るために日ごろから健康に対する意識を持つことが重要であると考えます。

また、母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点です。次世代育成のため、妊娠期から育児期までに十分な健康相談や健康診査等で状況把握に努め、安心して出産、子育てができる環境づくりを目指し、妊婦健康診査、乳幼児一般健康審査などの費用助成、妊婦教室、乳児健康相談、5歳児発達健康診査、歯科健診など事業の充実を図ります。

健康増進対策については、高齢化や社会環境が変化する中で、健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病の発病予防、重症化予防の取り組みは欠かせません。このことから、特定健康診査やがん検診等の受診率の向上及び特定保健指導の充実に努めます。さらに自治会、老人会、婦人会、壮年会などの各種団体と連携を図りながら、啓発及び実施に向けた取り組みを進めます。また、健康はさみ21における施策の普及啓発を行い、町民の健康づくりの意識の高揚と、関係機関、団体等と協働し、生涯にわたって健康づくり活動ができる環境整備を図ります。

介護保険制度は、制度が始まり20年が経過しました。高齢者の急増に伴う介護サービス利用者の急増やニーズの多様化により、介護保険給付費は大幅に増加していますので、波佐見町第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者が本人の能力を生かし、生きがいを持って暮らすことができる生涯現役社会を目指してまいります。

また、令和2年度は波佐見町第8期介護保険事業計画の策定を行う年度でもあります。地域へのアンケートを参考にしながら、実効性のある計画を策定いたします。

2025年、そして、その先の2040年を見据えた在宅介護への転換は、医療と介護の連携を密にする多職種連携の体制づくりや、自助、互助、共助、公助の考え方に立った地域全体で支え合う仕組み、支え合いの町づくりが重要であります。このようなことから、地域包括支援センターが中心となり、庁内横断的な連携、協力をさらに発展させ、地域住民等と協働して地域課題の把握、解決を図る、いわゆる生活支援体制整備に取り組み、身近な地域で支える地域包括ケアシステムの進化、構築に向け、さらなる充実を図ってまいります。

国民健康保険は、長崎県と共同保険者となり3年目を迎えます。さらなる医療費適正化並びに保健事業の取り組みにより、健全で安定的な運営を図ってまいります。

4、豊かな心を育むまちづくり。

(1) 生涯学習の充実。

社会が急激かつ多様に変化している中、将来を担う波佐見町の人づくりに重点を置き、学校教育と社会教育が連携し、生涯にわたり学び成長できる教育環境を構築するため、地域、家庭、学校が一体となって教育行政を推進してまいります。

(学校教育の充実について)

未来を切り開き、次世代の波佐見町のつくり手となる児童生徒の確かな学力、豊かな人間性、健康と体力を育成し、いわゆる生きる力を身につける教育を推進します。特に本年4月から完全施行される新学習指導要領が掲げる、主体的、対話的で深い学びが実践できるよう、学び合いの学習をさらに進め、外国語授業やプログラミング教育など新たな教育課程の開始に万全を期します。

また、郷土波佐見への愛着を育むふるさと教育を進めるとともに、地域とともにある学校運営を図るコミュニティスクールを全学校に設置します。一方で、就学援助制度の周知や学校施設改修を計画的に進めるとともに、きめ細やかな支援が必要な児童生徒に対する特別支援教育支援員や学力向上支援員を配置し、児童生徒が主体的に学べる教育環境の充実を図ります。

また、国が掲げるGIGAスクール構想に呼応するため、学校ネットワークの改修を進めるとともに、今後の児童生徒のタブレット配付、配置に対応するため、ICT支援員の配置を行い、情報化時代に対応したICT教育の充実を進めます。

さらに、学校給食については、郷土の食材を使った給食内容の充実と、給食センターの設備改修と衛生管理により、心身ともに健やかでたくましい児童生徒の育成と、家庭における食育を進め、安全・安心な学校給食の推進を図ります。

(社会教育の充実について)

少子高齢化、人口減など、社会構造が急激に変化する中であっても、生きがいや喜びを感じる生涯学習を進め、一人一人が輝きながら地域づくりに参画できる社会教育の充実を図ります。中でも、本町独自の取り組みである人づくり推進事業を継続し、人材育成を進めるとともに、生涯学習の集いやいきいき大学、自治公民館指定活動などを通じて、子供から大人

までが、ともに学び、ともに実践する家庭教育、地域づくりの調整を図ります。

(青少年の健全育成について)

青少年の心身とも健やかな成長を図るため、社会環境の健全化活動を積極的に推進します。また、児童生徒の安全対策においては、学校での安全指導、安全管理の一層の徹底と、地域における地域の子供は地域で守り育てるとの共通認識を深め、各種関係団体との連携を図ってまいります。

一方で、いじめ、不登校、体罰、虐待など児童生徒に対する問題事案が大きな社会問題になっていることに鑑み、波佐見町子育て5カ条を基本に、家庭、地域の教育力を高めるとともに、問題事案に迅速かつ適正に対応できるよう関係機関との連携を深め、地域全体で子供たちを守り育む環境づくりに努めます。

(生涯スポーツの推進について)

それぞれの年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進を図るとともに、町民相互の親睦や交流の場所づくりに努めます。また、体育協会、スポーツ少年団や中学校部活動など関係団体の組織充実や体育施設の計画的な改修を進めるとともに、九州、全国大会への出場支援等を通じて競技力向上に努めます。

(2) 文化芸術の推進。

地域文化芸術の継承と創造について。

文化協会をはじめとする各種文化団体との連携を図り、町民文化祭や町民音楽祭等を開催し、町民の文化意識の高揚と芸術活動を支援します。また、本町に内在する貴重な文化財の保存、研究を進めるとともに、町民皆さんが見て触れて、郷土の歴史、文化を学び、町内外への情報発信と交流人口拡大の拠点となる波佐見町歴史文化交流館（仮称）は、令和2年度末の完成を予定し、運営体制を整えることとしており、これらを通して波佐見町の文化の継承と創造を推進してまいります。

(3) 人権教育の推進。

人権教育の推進について。

価値観が多様化する現代社会において、町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別なく、人格と個性を尊重し合える共生社会の実現が求められています。このため、人権尊重思想の普及高揚のための広報活動や、人権擁護委員による毎月1回の人権相談の開設、小学校に花の種を配付し、命の大切さや思いやりの心を育む人権の花運動の実施など、今後も人権擁護

活動に積極的に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の推進について。

第2次男女共同参画計画に沿って、男女がお互いに尊重し合い、ともに活躍できる社会の実現を目指して、より一層、暮らしやすい町づくりに引き続き努めます。

5、安心・安全なまちづくり。

1、安全対策の充実、交通体系の整備について。

地域公共交通として始めた予約制乗合交通は継続することとし、さらなる利用者の利便性向上のために町民のニーズや行動パターンを分析するとともに、利用方法の説明や、意見、要望を丁寧かつきめ細やかに聴取し、交通事業者との協議を行い、見直しできるところは見直ししながら、路線バスとタクシーとの3層による交通システムの連携確立を図ります。

県道の整備については、本町道路網の骨格をなす最も重要な幹線道路であり、県への要望を行いながら重点的に取り組んでまいります。

九州新幹線長崎ルートで、最寄り駅となる嬉野駅への交通アクセスとして、主要地方道佐世保嬉野線の上永尾バス停付近から嬉野方面への約1キロについても、交通安全の確保を図るための改良工事を推進します。

町道については、町の振興実施計画に基づき計画的に整備を進め、町道南部線志折校区の波佐見温泉から志折交差点までの整備を引き続き進めてまいります。

また、橋梁については、法定の定期点検を行い、老朽化による必要な措置を実施し、大規模改修等は年次計画により進めてまいります。

次に、安全対策の充実について。

国内における大災害発生の状況から、防災に関する住民の関心が高まっており、災害に強い町づくりのために、国土強靱化計画の策定など、国の方針に準じて進めてまいります。

非常備消防では、第3分団のポンプ車を更新し、消防力の強化を図るとともに、自主防災組織との連携を強め、コミュニティ活動の活性化にも支援します。

交通安全と防犯に関しては、警察をはじめ、関係機関、団体と連携し、交通安全思想の普及徹底を図るとともに、危険箇所の点検や道路整備にあわせ、地元の要望等を踏まえながら、安全施設等の整備を進め、安全の確保を図ります。

また、巧妙化する特殊詐欺の被害防止など、防犯や犯罪被害者への支援も、警察との連携を強固にしてまいります。

次に、情報社会の充実。

情報基盤、電子自治体の推進について。

令和元年度から整備を進めています防災行政無線戸別受信機整備工事は、令和2年度完了に向けて推進してまいります。また、健康保険証等への活用が計画されるマイナンバーカードの普及については、国の方針に呼応し、積極的に推進します。

6、人が交わる町づくり。

1、交流の推進。

観光の推進について。

平成30年に、本町の観光交流人口は、前年に引き続き100万人を達成し、103万7,000人もの観光客に来町いただきました。令和元年も好調に推移しており、令和元年度はさらに拡大することが見込まれます。

近年の旅行動向としては個人旅行が主流となっており、本町では、窯業、農業を中心とするなりわいや人物、生活、文化など、あらゆる素材を資源と捉えて、人と人とが交わることを主眼にこれまでどおり体験型観光を推進していきます。

今後は、体験型観光事業「とうのう」の磨き上げをはじめ、地方創生推進交付金等を最大限活用し、昨年度に引き続き行方有田波佐見間の乗合タクシー運行や、町内を周遊する観光タクシー事業、航空会社と連携したPR事業、大学生との連携、観光ガイド育成をはじめ、新たな取り組みとして、古民家改修による民泊拠点整備や車中泊施設の整備、お土産品開発PR、ドローンによる観光素材の動画空撮など、積極的な事業展開を受け入れ、受け入れ環境の向上やPRを図り、より一層の観光人口の拡大に努めます。

また、昨年、長年の課題であった観光窓口である観光協会の人員体制の増強と法人化、DMO登録法人への申請などを行い、組織強化の礎を築いたので、今年度は法人化した観光協会の機能を最大限発揮できるよう、各種事業を観光協会と連携して積極的に取り組んでいきます。あわせて観光客の滞在時間や消費単価の増加を目指し、あらゆる宿泊ニーズに応えるため、民泊の拡大はもとより多様な宿泊施設の整備推進を図り、滞在型観光に力を入れ、収益性や消費額のアップなど人数から質を重視した施策に努め、観光を通じて地域ブランドの確立を目指します。

次に、国際交流、地域間交流の推進について。

韓国康津郡との交流については、現在の日韓関係の現状に鑑み、当分の間、自粛すること

とし、天正遣欧少年使節ゆかりの地や、大阪枚方市などとの国内交流事業や地域活性化事業等を積極的に支援するため、波佐見町人づくり・まちづくり事業により、個性豊かな人材育成と地域間交流を推進してまいります。

次に、定住の促進について。

人口減少社会に対応するため見直しを行っている波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略の新たな5カ年の計画を実行に移し、人材の育成、移住定住の促進、雇用の創出、子育て環境の向上など、波佐見町に住みたくなる町づくりに努めます。また、国、県の施策と連動した移住定住事業や雇用拡充事業にも引き続き積極的に取り組むとともに、金富良舎などの新たに町づくりにかかわり始めた団体や人材に対し、今後の活動に関して、専門家を交えた交流と情報交換の場を提供し、活動を活性化させてまいります。

7、健全で効率的な町づくり。

まず、効率的、効果的な行財政運営。

福祉施策の拡充に伴う社会保障費等の増加や、経年に伴う施設改修に多額の経費を要するために、例年、基金からの繰入金で財源不足を賄う厳しい予算編成となっておりますが、寄附が好調なふるさと納税も有効に活用し、多様化する行政ニーズに対応するために、3月に答申をいただく予定の第7次波佐見町行政改革大綱及び実施計画を踏まえ、さらなる効率的で効果的な行財政運営に努めます。

ふるさと納税については、近年、順調に寄附額を増加させていますが、まちの活性化や次世代支援など、ふるさとづくりに資する事業の貴重な財源として、引き続きその確保に努めます。

庁舎建設については、昨年12月に策定した基本計画をもとに、町民への説明の機会も設けつつ、基本設計を年度の前半に完了させ、その後、実施設計に着手することとしています。

佐世保市を連携中核都市とする西九州させぼ広域都市圏については、引き続き、人口減少、少子高齢化社会に対して、将来に向けた圏域の一体的かつ持続的な発展を図ることを目的に、福祉や観光、移住定住をはじめとする施策の効果と効率化を高めるべく、各種連携事業に取り組んでまいります。

以上が、令和2年度の主要な施策の概要であります。

次に、今回上程しております議案について。まず、議案第1号から議案第7号までの令和2年度各会計予算についての説明を行います。

まず、一般会計。令和2年度一般会計予算については、その総額を80億8,100万円とし、前年度比11億8,400万円、率で17.2%の増としております。これは、ふるさとづくり応援寄附金の歳入見込みの増額、防災行政無線戸別受信機整備や中央小学校校舎改修などの普通建設事業費の増が影響しています。

歳入の主なものを申し上げますと、町税は、法人住民税所得割や固定資産税などの増収を見込んでおり、前年度比約1,987万円増の12億7,213万5,000円としています。地方譲与税交付金等の各種交付金は、令和元年度決算見込み額等と国が示した地方財政計画を考慮し算定していますが、昨年の消費税増税に伴い、地方消費税交付金が前年度比で7,840万円の増としています。地方交付税の総額は、国の地方財政計画では約4,000億円増額されましたが、特別交付税の額が、災害の影響で、自治体ごとに増減の差がある中、全国的な自然災害の増加を考えれば、前年度並みの額が確保されるかは不透明な部分があるということで、当初予算では総額1,000万円減の17億6,000万円としています。

分担金負担金は、今年度から開始された幼児教育の無償化に伴う保育料の減などにより、1,367万5,000円減の4,752万5,000円を計上しています。

国、県支出金は、幼児教育の無償化に伴う保育園や認定こども園への交付増などを見込み、1億8,164万1,000円増の17億6,186万1,000円としています。

寄附金は、ふるさと納税の動向が当初予算編成時では予測が難しい面があるものの、これまでの実績から昨年度の当初予算よりは増加すると見込み、総額で約4億円増の9億2,300万4,000円としています。

財源不足に伴う繰入金は、財政調整基金を含め各種基金から総額6億882万円を繰り入れることとしており、このうち、ふるさとづくり応援基金からは、前年度比1億8,600万増の4億1,000万円を繰り入れて、寄附者の意向も尊重しながら自治会要望などへの対応を含む町づくりの各種事業に活用することとしています。

町債は、防災行政無線戸別受信機整備の3億490万円をはじめ、交付税措置があるものを優先し、総額で前年度比3億9,390万円増の10億510万円を計上しています。

次に、歳出の主なものを款別で申しますと、総務費は、一般管理費や電算管理費、定住促進事業費、徴税費、選挙費など、総額16億2,323万6,000円としています。

そのうち、ふるさと納税管理費は、歳入見込みの増加に伴い、基金への積立額を含め前年度比約4億円増の約9億円を計上しています。

民生費は、老人福祉費 3 億116万1,000円や障害者福祉費 5 億524万1,000円、児童手当や認定こども園などの児童措置費10億9,412万3,000円など、合計25億1,593万8,000円を計上しています。

衛生費は、予防接種委託料やがん検診の委託料、そのほか、清掃費など合計 3 億817万7,000円を計上しています。

なお、東彼地区保健福祉組合への負担金の総額は、民生費經常分も含め 1 億3,976万1,000円となっています。

次に、農林水産業費は、各種施策として、国や県と連携した有害鳥獣柵、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、土地改良費など、合計 2 億5,793万2,000円を計上しています。

商工費は、地場産業である窯業等の支援策を中心に、商工振興費や民泊促進など観光費のほか、消費者行政に対応するための消費者行政推進費など、合計で 2 億5,091万円を計上しています。

土木費は、道路橋梁改良費及び維持補修費、都市計画費、住宅費など、9 億6,056万7,000円を計上しています。自治会の要望などに対応するため、ふるさとづくり応援基金を活用し、ゲリラ豪雨対策や町道の舗装、維持補修を拡充し、実施することとしています。

消防費は、広域消防委託料、消防団経費、防災行政無線戸別受信機整備費、第3分団ポンプ車更新など、5 億6,476万2,000円を計上しています。懸案事項であった防災行政無線戸別受信機については、令和2年度で整備が完了する予定となっています。

次に、教育費は、工事の最終年度となる歴史文化交流館（仮称）建設をはじめ、中央小学校の校舎改修工事、総合文化会館の設備改修工事などを予定し、総額で 9 億2,115万3,000円を計上しています。

公債費は、過去の借り入れ分の償還が徐々に進展していることから、前年度より約4,700万円少ない 5 億5,846万7,000円となっています。

以上が歳出の主なものであり、そのほか、通常年度の経費に経済状況を考慮し、所要の経費を計上いたしております。

次に特別会計。

国民健康保険事業特別会計。

国民健康保険の事業運営は、高齢者や比較的所得が低い方が多く加入していること。少子

高齢化の進展、被保険者構成の変化、医療技術の高度化等による高額医療費の増加により、厳しい財政状況が続き、不安定な運営を強いられています。

このような状況の中、これまでの施策とあわせて、医療費の中で大きな割合を占める生活習慣病の予防のための保健事業を積極的に取り組むなど、医療費の伸びを抑制するための事業を進めてまいります。また、負担の公平性を確保し、県内上位の徴収率の維持向上を図るために、適正かつ積極的に滞納処分を行い、さらなる収納率向上を図るよう努力いたします。

歳入は、各市町から集められた納付金と国及び県からの補助金が事業費交付金として一括交付される県支出金を11億6,471万8,000円見込んでいます。一般会計繰入金等については、示された基準で算定しています。保険料の算定につきましては、医療費、その他の歳出総額から、県からの支出金等を控除した3億211万9,000円を計上しています。

歳出は、総務費、保険給付費、保健事業費で11億8,852万1,000円を見込み、県への納付金4億679万9,000円を合わせて計上し、予算の総額を16億円としています。

次に、後期高齢者医療特別会計。

長崎県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の決定や保険給付費等、適切な運営を行っています。内容的には、広域連合が積算した事業費、事業量等により予算計上しており、広域連合納付金1億6,474万円の財源として、保険料1億795万9,000円、一般会計からの繰入金5,773万5,000円を見込み、予算の総額を1億7,100万円としております。

次に、介護保険事業特別会計。

要介護認定者の増加に伴い、居宅介護サービスを中心に利用者が増えてきており、介護保険給付費が増大しています。第7期介護保険事業計画による介護保険料基準額及び直近の介護保険給付実績等に基づき、介護保険料及び介護保険給付費を計上しています。

歳入は、介護保険料及び介護保険給付費をもとに算出した国、県支出金及び支払い基金交付金、繰入金等を見込み、歳出では、介護保険給付費12億8,400万円、介護予防日常生活支援総合事業を含めた地域支援事業費に9,538万円、その他を計上し、予算の総額を13億9,400万円としています。

次に、公共下水道事業特別会計。

前年度に引き続き、稗木場地区の整備を行うとともに、新たに村木地区の整備を行うこととしております。

歳入は、国庫補助金2,000万円、一般会計繰入金2億470万円、下水道事業債3,170万円、

使用料及び手数料8,525万7,000円等を計上しています。歳出は、一般管理費をはじめ、管渠管理費、処理場管理費、汚水管管渠工事費、起債償還等を計上し、歳入歳出予算の総額を3億4,970万円としています。

次に、上水道事業会計。

給水件数5,900件、年間給水量128万立方メートルを予定しており、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、引き続き老朽施設の更新及び道路改良工事に伴う配水管の布設かえ工事等を計画しています。また、湯無田浄水場の老朽化した電気設備の改修を令和2年度から3カ年計画で行うこととし、令和2年度は実施設計を策定します。

収益的収入及び支出の予算額は、収入で2億9,337万2,000円、支出は2億6,356万6,000円とし、資本的収入及び支出の予算額は、収入で3,340万円、支出は1億5,721万4,000円としています。収入の不足額1億2,381万4,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填することとしています。

次に、工業用水道事業会計。

企業に対し、安定供給に努めるとともに、効率的な事業経営に努めます。収益的収入及び支出の予算額は、収入で1,475万6,000円、支出で1,461万2,000円とし、資本的収入及び支出の予算額は、収入で890万円、支出で881万5,000円としています。

次に、その他の議案について御説明します。

議案第8号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）は、好調なふるさとづくり応援寄附金の増加や、国、県補助事業の交付決定及び確定に基づくもののほか、現状で決算を見込んでの補正を行っています。事業費の増減に合わせて、その財源となる国、県支出金や町債などの特定財源の増額と財政調整基金からの繰入金の減額調整も行っておりますが、ふるさとづくり応援寄附金増加に伴う歳入歳出を増額したこともあり、今回1億4,400万円を追加し、予算の総額を77億7,500万円としています。

事業費では、土地区画整理事業などを減額する一方で、ふるさとづくり応援寄附金に関する各種費用や障害者総合支援関係や福祉、医療費等の扶助費増額を見込んでいます。また、不測の理由で年度内完了が見込めない事業については、繰越明許費として、西ノ原土地区画整理事業などの11事業分、2億600万円を計上しています。

議案第9号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、実績を見込み、歳入は、国庫支出金、一般会計繰入金金の増額及び県支出金の減額、歳出は保険給

付費の増額等が主なもので、今回300万円を追加し、補正後の予算総額を16億8,400万円としています。

議案第10号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、実績を見込み、歳入は後期高齢者保険料の増額、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なもので、今回60万円を追加し、補正後の予算総額を1億6,540万円としています。

議案第11号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、実績を見込み、歳入は保険料の増額、国庫支出金繰入金の減額、歳出は総務費の増額、保険給付費の組み替えが主なものであり、不足する財源は予備費で調整し、今回1,200万円を減額し、補正後の予算総額を13億9,220万円としています。

議案第12号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、実績を見込み、歳入は一般会計繰入金及び町債の減額等で、歳出は総務費と建設費の減額が主なものであり、今回780万円を減額し、補正後の予算総額を3億2,280万円としています。

議案第13号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）は、決算を見込み、収益的収入及び支出は、水道加入金等の増により287万3,000円を増額し、収入総額を2億9,289万6,000円とし、支出は営業費用27万6,000円を減額し、支出総額を2億8,178万7,000円としています。

議案第14号 波佐見町犯罪被害者支援条例については、犯罪被害者の被害の早期回復と軽減、生活再建を支援することを目的に本条例を定めるものであります。

議案第15号 波佐見町附属機関の設置等に関する条例については、地方自治法の規定に基づき、執行機関の附属機関について、機関の名称、担任する事務等必要な事項を定めるために本条例を定めるものであります。

議案第16号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員もサービスの宣誓が必要となるために所要の改正を行うものであります。

議案第17号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、特別職、非常勤職員の任用が厳格化されたこと及び報酬等において他団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 波佐見町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例については、交

通指導員に関する部分の改正を行うものであります。

議案第19号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 波佐見町都市計画事業西ノ原土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例については、民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 波佐見町町営住宅条例の一部を改正する条例については、民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 鴻ノ巣公園テニスコート全面改修工事請負契約の変更については、令和元年11月8日開催の第1回臨時会において、工事請負契約締結の決定をいただき、整備工事を進めているところでありますが、工事内容に変更が生じたために変更契約の締結を行うものであります。

議案第25号 長崎県総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、長崎県市町村総合事務組合から長崎市が脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、提案するものであります。

以上で、町政運営並びに本日提案いたしました議案要旨の説明を終わりますが、詳細については議案審議の折、御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議いただき、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

しばらく休憩します。11時25分より再開いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第8号

日程第4. 議案第8号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。
本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

それでは、議案第8号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）について説明します。

令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ1億4,400万円を増額し、総額を77億7,500万円とします。繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表の繰越明許費によります。債務負担行為の追加及び変更は第3表によります。地方債の変更及び廃止は第4表によります。

今回の補正は、各種事務事業の実績を見込んでの補正を主に行い、あわせてその財源調整を行うものであり、特にふるさとづくり応援寄附金の増加による影響が大きなものです。

ページをめくって、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費ですが、これら11事業は、不測の理由により年度内の事業完了が困難となったため、次年度への繰越明許費とするもので、合計で2億600万円としています。

続いて、次ページの第3表債務負担行為補正ですが、7ページに追加の2件、次の8ページに変更の1件を計上しております。

次の9ページをお願いします。

第4表地方債の補正ですが、事業費の変更に伴い、6事業について限度額の変更を行います。また、対象事業が発生しなかった1件については廃止します。

続いて歳入に移ります。額が大きいものを中心に説明しますので、御了承をお願いします。まず、12ページをお願いします。

8款、1項、1目。環境性能割交付金ですが、昨年10月に自動車取得税交付金にかわり創設されたものですが、歳入の見込みが創設時点で不明であったことから、この時期での計上となったものです。なお、款の新設に伴いまして、地方特例交付金以降の款の番号が一つずつずれることとなりますが、そちらについて御了承をお願いします。

少し飛んで、16ページをお願いします。

16ページから23ページまでの14款。国庫支出金及び15款の県支出金については、各事業費に所定の率や額で交付される金額を実績見込みにより増減しています。

増加については、主なものを申しますと、16ページの14款、1項。国庫負担金の1目。民生費国庫負担金の障害者関係経費や児童手当、少し飛んで20ページの15款、1項。県負担金の1目。民生費県負担金の国民健康保険分の保険基盤安定費や、次、飛んで22ページの15款、2項。県補助金の8目。災害復旧費県補助金が主なものです。

減少については、少し戻りまして16ページの4目。災害復旧費国庫負担金や、17ページの2項。国庫補助金の2目。民生費国庫補助金におけるプレミアム付き商品券事業や、幼児教育・保育無償関係の事業、4目。土木費国庫補助金における社会資本整備総合交付金関係、そして、ちょっと後に行きまして、21ページの15款、2項。県補助金の4目。農林水産業費県補助金の事業費減が主なものです。なお、2目。民生費国庫補助金における幼児教育・保育無償関係の事業については、財源を国庫から県支出金に組み替えたもので、実質的な増減はないという状況です。

また少し飛んで25ページをお願いします。17款、1項、2目。ふるさとづくり応援寄附金につきましては、特に年末に想像を上回る寄附をいただいたことから、今回4億5,000万円の補正とし、合計で14億5,000万円を見込むことといたしました。

次の26ページをお願いします。18款。繰入金ですが、当初予算にて、一般財源が不足する見込みとして、基金から繰り入れを行う形で予算を組んでおりましたが、年度が経過しまして、歳入と歳出の見込みが立っていく中で、当初の見込みより歳出が抑えられたもの、歳入が多かったものがあつた結果、一般財源での歳入が確保できると判断した分について、基金からの繰り入れを減額するものです。

少し飛んで、29ページをお願いします。21款。町債ですが、9ページの第4表でも説明したとおり、起債の対象となる事業費やその財源に連動し、それぞれ増減しています。

以上が歳入の主なものになります。

次に、歳出について説明します。

こちらは最初に企画財政課分を説明し、引き続き、各担当課長から主な事業について説明がありますが、その関係で、事項別明細の歳出についてページが前後する場合がありますが、御容赦願います。また、事業費が大きいものなどを中心に説明しますので、あわせて御了承をお願いします。また、一部につきましては、今後の入札等の関係から、説明欄の金額を記

載していない箇所がありますので、御了承ください。

31ページをお願いします。

2款. 総務費、1項、5目の財産管理費ですが、総額で2,941万3,000円の減となっておりますが、こちらにつきましては、新庁舎建設にかかる経費を目として明確に区分するために、新たに、34ページにある19目. 新庁舎建設事業費を新たに設定しまして、そちらに関係の経費を組み替えしたためですので、実質的な増減はございません。

少し戻りまして、33ページをお願いします。

15目のふるさと納税管理費ですが、歳入でも寄附の増加を見込んでいることから、それに伴う各経費の増額補正を行います。その内訳は右の各節に計上しており、それらを歳入の寄附額から差し引いた最終的な積立金については2億4,443万6,000円を計上しており、2号補正までの予算が4億6,034万1,000円ということから、年間の積立額の予算としては7億477万7,000円になります。

続いて、34ページをお願いします。

18目の地方創生推進費については、移住や結婚新生活支援、空き家改修関係の補助金を実績見込みに応じ減額しています。

少し大きく飛ぶのですが、68ページをお願いします。

12款、1項の公債費ですが、歳入のほうで、家賃低廉化事業費が増加するといった関係で、財源の組み替えを行っているという状況でございます。

以上で企画財政課分の説明を終わります。残余につきましては、各課より説明がございません。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、総務課関係の補正の大きなものについて説明をいたします。

ページは33ページをお願いいたします。

2款、1項、13目. 電算管理費ですが、委託料の162万5,000円の減額をいたしておりますが、これは、システム改修費、電算のシステム改修費の委託料を減額しているものが大きなものですが、中身につきましては、元年度に執行を予定しておりました改修費が、事業者の都合により年度内の完了ができないということがわかったために減額をいたしているものです。

次に、57ページをお願いいたします。

9款、1項、5目。災害対策費の中に災害対策費を2,918万1,000円減額いたしておりますが、今年度予定して、もう執行に着手をしております防災行政無線戸別受信機整備事業に係るものの費用の減額をいたしております。実施設計費で80万4,000円、工事費で2,800万円減額しておりますが、これは、着手をいたしましたが、年度内の工事費の請求がされないと、前払金、あるいは部分払いをしないということの事業者からの申し出がありましたので、今年度内の執行額が必要なくなりましたので、この分につきましては次年度の予算に全て計上いたしまして執行するという事になっております。なお、実施設計費の80万4,000円も実績によるものです。なお、この部分につきましては、債務負担行為の減額もいたしておりますので、関連の費用ということで御理解いただきたいと思っております。

総務課関係は以上です。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、住民福祉課関係の予算について説明申し上げます。

40ページをお願いします。

3款、1項、1目。社会福祉総務費、13節。委託料、プレミアム付き商品券交付事業委託料1,198万1,000円の減額としておりますが、これにつきましては、商品券利用者が当初の見込みよりも大幅に減少となったために不用額を減額したものでございます。

その下の3目。障害者福祉費、20節。扶助費、一番上の日中一時支援事業給付費で122万円を減額といたしております。これは当初見込みよりも利用件数が大幅に減少したため、不用額を減額したものでございます。次の自立支援医療給付費（更生医療）、140万円の増額補正としておりますが、これは新規利用者の増加による公費負担額の増額のためでございます。それから一番下の介護給付費（療護・生活・短期入所・施設入所）支援でございまして、198万円を増額補正しております。これは生活介護の新規利用者の増及び既存利用者の利用日数の増によるものでございます。

続きまして、42ページをお願いします。

3款、2項、1目。児童総務費、15節。工事請負費で、寺下児童遊園フェンス改修工事285万6,000円を減額としておりますが、これは当初、経年劣化によって破損している箇所がありまして、改修をする予定で予算を組んでおりましたが、昨年、遊具の撤去の際に、地元

自治会長と寺下連合班長に今後の管理を地元でお願いできませんでしょうかということでお尋ねしましたところ、一度持ち帰って郷の役員会で協議するということになったわけであり、後日、回答がありまして、協議の結果、今後においては地元で管理していくことに決定したという話がありました。その際、フェンス工事についても、最近は利用がもう少なくなったのでなくてもいいという話があり、今回減額とさせていただいたということがございます。

それから、その下の19節. 負担金補助及び交付金、中ほどの保育体制強化事業費補助金156万円の減、その下の障害児保育事業費補助金133万7,000円の減とありますが、それぞれ今年度事業の実績見込みにより不用額を減額するものでございます。

それから、2目. 児童措置費、20節. 扶助費、一番上の児童手当で226万5,000円の減としておりますが、これも、今年度実績の見込みにより不用額を減額するものでございます。次の障害児通所支援給付費288万4,000円の増額補正としておりますが、これは利用者数の増により予算の不足が見込まれましたので、増額補正とさせていただきました。

次のページの4款、1項、3目. 母子衛生費、20節. 扶助費、未熟児養育医療費100万円の減としておりますが、これも、今年度の実績見込みにより不用額を減額するものでございます。

次のページをお願いします。

4款、2項、1目. し尿処理費、19節. 負担金補助及び交付金、東彼地区保健福祉組合負担金、し尿処理費でございますけれども、295万4,000円の減としております。これは、し尿処理施設の改修工事費が入札により低額に抑えられたことから減額となったものでございます。

以上で住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、続きまして、健康推進課所管分について御説明いたします。

40ページをお願いいたします。

3款、1項、1目. 社会福祉総務費、28節. 国民健康保険事業特別会計繰出金を390万2,000円増額しております。これは保険基盤安定負担金の増額決定がなされたものでございます。

続きまして、5目、次のページですね、5目。後期高齢者医療費になります。19節。負担金補助金及び交付金を639万7,000円減額しております。これは後期高齢者医療広域連合からの示しによりまして減額を行っているものです。

43ページをお願いいたします。

4款、1項、2目。予防費、20節。扶助費を122万円増加しております。インフルエンザワクチン予防接種について、接種件数の増加見込みに伴い増額としております。

4目。健康増進費、13節。委託料を311万2,000円減額しております。がん検診等の280万円の減額ですが、主なものとして、がん検診の委託料ですが、実績見込みにより減額としております。

以上で、健康推進課所管の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、農林課関係の補正の主な内容について御説明をいたします。

47ページをお願いいたします。

6款、1項、3目。農業振興費の19節でございます。新構造改善加速化事業補助金でございますけれども、これは次年度に予定しておりました農事組合法人の田植え機を前倒して導入するということでの新たな補正での計上となります。それから、中山間地域所得向上支援事業補助金163万7,000円の減額でございますけれども、こちらにつきましてはワイヤーメッシュの補助の実績による減額ということでございます。

下の5目、19節、513万4,000円の減額でございますけれども、その説明のうちの県営石原地区自然災害防止事業補助金509万4,000円の減額でございますが、これは、入札の不調により工事発注ができなかったということでの工事費に係る町負担分の減額ということになっております。

次に、その下の6目、19節、287万3,000円の減額でございます。説明にあります、二つの事業の実績による減でございますが、まず、環境保全型農業直接支払交付金164万6,000円の減額につきましては、事業に取り組んだ農地面積の減によるものでございます。もう一つの農地集積協力事業費補助金でございますけれども、本年度から交付要件が若干変更されたということに伴いまして、交付の対象とならない地域が多かったということでの減額となります。

それでは、48ページをお願いいたします。

12目、19節、128万1,000円の減額でございますが、これは当初、強い農業・担い手づくり総合支援事業により導入予定であった農業機械を、別の補助を利用したことと、それに伴って、下にあります追加的信用供与補助事業費補助金が不用になったということでの減額ということになります。

ちょっと飛びますけど、65ページをお願いいたします。

11款、1項の災害復旧費の農林業施設災害復旧費でございますが、これは国庫補助金の決定、あるいは町単独事業の実績見込みによる補正でございます。農地・農業用施設災害復旧費が93万4,000円の減、林道施設災害復旧については、今年度は林道災害がありませんでしたので、委託料と工事費を減額といたしております。

以上で農林課関係を終わります。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

それでは、引き続き、商工振興課関連を説明いたします。

50ページをお願いいたします。

7款、1項、3目、観光費の15節、工事請負費ですけれども、ここの中の3行目から、観光案内板撤去工事から、一番下の岩峠駐車場区画線整備工事の五つの工事については、今回の岩峠の駐車場を有料化するに伴い、駐車場内の環境整備のための工事ということで計上いたしております。

以上で商工振興課関連を終わります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

引き続き、建設課関係について御説明申し上げます。

53ページをお願いします。

8款、2項、2目、道路橋梁維持費ですが、13節の道路橋梁の定期点検業務など、実績により委託料を82万7,000円減額、15節、橋梁の修繕工事費を108万2,000円減額するものです。

次に、3目の道路橋梁改良費ですが、町道南部線を社会資本整備総合交付金事業により整備しているところですが、割り当て額の減額に伴い、15節、工事費、17節、公有財産購入費、22節、補償補填及び賠償金について減額補正するものです。

55ページをお願いします。

8款、4項、3目。土地区画整理事業について、1億9,500万円を減額し、補正後を1億2,269万2,000円とするものです。これも社会資本整備総合交付金事業の割り当て額の減額に伴い、13節、22節の減額を行うものです。

56ページをお願いします。

8款、5項、1目。住宅管理費ですが、13節。委託料、15節。工事請負費、19節。負担金補助及び交付金について、実績により減額を行うものです。

66ページをお願いします。

11款、2項、1目。公共土木施設災害復旧費ですが、査定後の実績により減額して計上するものです。

以上で建設関係の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、水道課関係の御説明を申し上げます。

43ページをお願いします。

4款、1項、5目。環境衛生費、19節の負担金補助金ですが、浄化槽設置整備事業補助金の735万4,000円の減ですが、実績に伴う減でありまして、当初の35基から22基に減っておりますので、そのものでございます。

続きまして、55ページ。

8款、4項、4目。下水道費、445万6,000円の減ですが、これも実績見込みに伴い、積立金の53万8,000円の増と、繰出金499万4,000円の減額によるものです。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、引き続き、教育委員会の補正予算を御説明します。

歳出、58ページをお開きください。

10款、1項、2目。事務局費、13節。委託料でございますが、一番上、小中学校校内情報ネットワーク等整備工事实設計業務委託料を追加しております。国においては、児童生徒の1人1台タブレットの配置、いわゆるG I G Aスクールの構想が国の補正予算で進められておりまして、タブレットの配置を令和4年度までに行うという方針が打ち出されておしま

す。このタブレットの配置に伴い、学校内のネットワーク環境、通信容量を増加させるため、令和2年度において、LAN配線工事、無線アクセスポイントの改修を行いたく、今回、実施設計の所要額を追加しております。

なお、工期が不足しますので、第2表に掲げたとおり、次年度に繰り越しを行い、設計を行いたいと思います。設計で事業費が確定後、国の補助事業にて、令和2年度の町の補正予算に計上の上、実施したいと思います。

13節、一番下、学校施設長寿命化計画策定業務委託料でございます。現在、学校施設の長寿命化計画については策定を進めておりますが、国から、建築基準法の第12条点検、建築士による点検を強く求められております。この点検をしないと、今後の補助事業の採択が厳しいという見解もされておまして、建築士の点検費用を今回追加するものでございます。

また、建築士による点検期間が必要でございますので、第2表に掲げたとおり、繰越明許にて次年度で繰り越しを行いたいというふうに考えております。

同じ2目、事務局費、18節、備品購入費をお願いいたします。プロジェクター投影スクリーンボード購入費ということで177万8,000円の減額を行っております。これは、現在、各学校に配置をしています電子黒板、いわゆる液晶テレビでございますが、これにかわり、投影型のスクリーンを、各学校1台ずつ、計4台配置をするということで当初予算に上げましたが、今年度、メーカーから液晶テレビの反射が少ないテレビが出まして、実物を見たら、スクリーンボードより見やすいということがわかりましたので、次年度、令和2年度から計画的に更新をするということで、今年度分を不用ということで減額をしたものでございます。

次ページ、59ページをお願いいたします。

10款、2項、7目、南小学校管理費、15節、学校設備改修工事で227万9,000円の減額を行っております。これは当初予算で音楽室の改修を計画しておりましたが、床下の構造が複雑で、教育委員会の事務局のほうで設計がちょっとできませんでしたので、13節、一番下に掲げておりますが、音楽室床改修工事实施設計業務委託料を追加して、本年度設計をやって、次年度以降に工事を行うということで、本年度分を減額したものでございます。

63ページをお願いいたします。

10款、5項、1目、保健体育総務費でございます。19節、負担金補助金及び交付金に120万として、全国大会等出場補助金を追加しております。これは、全国、九州大会の出場のため、2団体、計3回の全国、九州大会の出場分と、今まで個人の実績により増額をしてお

りますので、その差額分を計上したということでございます。

以上で、令和元年度一般会計補正（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（今井泰照君）

説明漏れ等はありませんか。いいですか。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第8号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）について質疑を
行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

今回の補正は、主に実績見込みという内容が多うございましたけども、17ページの14款、
2項の2目、ここで1節の社会福祉費の補助金のところのプレミアム商品券、これは、減額
されたということと、あわせて連動してなんですけども、40ページの3款、1項、1目、こ
れが13節。委託料のところのプレミアム商品券交付事業の委託料があります。この辺に関し
ましては、確かにこの商品券交付の件を上がっていたときにも、低所得者に向けての事業と
いうことですが、実際のところ、何件ぐらゐの実績として上がっているのかという
内容をお聞かせください。

それと、43ページ、衛生、4款、1項、これは4目ですね。健康増進費の中で、マイレー
ジ商品、三角の30万ですけど、これは事業としても数年たっております。ここで減額されて
いるということは、この対象者になる方、商品に対する件数ですね。そういうのを内訳的に
はどういうふうになって、当初の予算よりも減ったのかという御説明をください。

もう一つですが、47ページの6款、1項、3目の中の19節、中山間地域の所得向上支援事
業補助金の中で、御説明があったのは、ワイヤーメッシュの補助の減額ということですが、
ワイヤーメッシュの予定としては、当然、予算計上の積算の場合は、ある程度のメートル数
と枚数が上がっていたとは思いますが、この辺でかなりの金額が減額されていますが、そ

の内容をお聞かせください。

以上3点です。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

歳入の17ページと、歳出40ページのところのプレミアム付き商品券交付事業のことでお尋ねがありましたけれども、当初、予算編成時は、最大の利用で3,600人近く見込んでおったわけですけれども、ふたをあけてみると、ちょっとやっぱりこう伸び悩みといたしますか、結果的には、実績として1,500人程度にとどまったということでございます。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

4款、1項、4目、8節のところにおきます健康マイレージの部分でございますが、今回の減額ということでありまして、これは実績に基づくものであります。今回のやり方としまして、ポイントを最大200ポイントまでということで行ってございましたけれども、参加をしやすいように、今年度の分につきましては50ポイントずつ刻みまして、それで行っております。その結果、50ポイントと200ポイントでは金額の差が出ますので、そういったところで差が生じているというところがございます。

ちなみに、現在の把握している状況におきましては、参加者が150名、前回は40名程度でしたので、これからすると伸びたものだと思っております。50ポイントのところでは23人、100ポイントで22人、150ポイントで19人、200ポイントで86人という内訳になっております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

47ページの6款、1項、3目ですね、19節の中山間地域所得向上支援事業補助金の163万7,000円の減額でございますけれども、こちら、以前は違うメニューでワイヤーメッシュのほうをやっておったんですけれども、ことしに限ってはこちらのメニューを使うということで申請をしたところ、割り当てが来ておりまして、その中で、ワイヤーメッシュしかちょっと該当する事業がなかったということでやっております。ちなみに、今回補助の申請がありました地区が3地区ございまして、合計で1,002メートルのワイヤーメッシュの補助をしております。

ます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

同じく47ページになりますけども、6款、1項、これは6目、19節のところですが、これで環境保全型農業直接払交付金のほうですね。こちらのほうの交付要件が変更になったと。その関係で減額をしたというふうなことの御説明でございましたが、どのような要件の変更だったのかということ、これから先、こういう要件の変更がありながらも、十分環境保全型農業のほうに進めていくことができるのかどうか、その辺も含めて御説明ください。

もう1点ですけども、53ページ、8款、2項の2目。道路橋梁維持費ですね、ここでトータルで190万減額をされておりますが、この中で道路等の舗装等の整備をやる目だと思っておりますよ。ここら辺で190万というのは金額的には少のうはございますが、190万という金額自体からすると、道路舗装に関しては約90メートルぐらいはできるという、4メートル道路ですね、ということも担当課のほうから聞いておりますが。こういう部分に関して、ここの目の中で流用しながらも、少しでも町民のライフラインの整備のほうに充てるということは考えられなかったのか。そういうことをちょっとお聞きしたいと思うんですが、お答えください。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

6款、1項の6目、19節の環境保全型農業直接支払交付金の件でございますけども、こちらのほうは、制度の変更でなくて、制度の変更はその下の農地集積協力事業補助金のほうが制度の変更があったということですけど。農地集積協力事業につきまして、昨年度まで集積した面積の、その地区の率によりまして集積協力金が決定をしておったわけですけども、今年度から、もう既に集積を終えたところの面積は省いて、新たに集積した農地だけの部分で算定するという形になっておりまして、その算定する農地の中にも1割以上を担い手ですね、認定農業者だったり、法人だったりするところですけども、そちらに貸し付けがなかった場合には、交付の要件とならないと、この対象とならないということに変更されたわけでございます。その部分で対象にならなかった地域が増えたということでございます。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

8款、2項、2目。道路橋梁維持費の190万9,000円の減額ですけども、最終的にこの190

万の減額になったということで、その都度、工事の終わったところで、入札差金とか、早く出た分は、その分を違う場所の工事費に回っているんですけども、年度末近くなって出てきた分は、入札とかなんとかのありますので、そういう期間が短い場合は残ってしまうということもあります。早く出た分は、その都度やって、維持する場所をその都度増やしている状況です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

16ページの14款、1項、1目、4節。児童手当の、児童手当費の負担金ですね、102万1,000円、こちらは増になっているんですけども、42ページの児童手当費ですか。42ページの3款、2項、2目、20節ですね、扶助費、ここで児童手当が減になっているわけですね。国庫の歳入のほうは増えているんですけども、実際に支出のほうでは226万5,000円の減というふうなことで、これがどうしてなのか。当初人員と、それから最終的な見込み人員、この辺で答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この児童手当の件でございますけれども、16ページに記載しております歳入の102万1,000円の増分、それから歳出のほうで、42ページにあります児童手当のほうがちよっと減ということで、ちよっとつじつまが合わないということでございますけれども。これにつきましては、年度末に従いまして、この申請数というのは、児童手当の現況届けを踏まえながら申請がなされるわけですが、当初見込みよりも実際には申請件数がちよっと増えておりまして、現段階ではちよっと国から来る、その補助金が増えるという見込みでありましたけれども、最終的にといたしますか、年度末の実績見込みによりまして、こちらが当初組んでいた予算額よりも減ることが見込まれて、不用額は減しているような状況があります。この国から来ます補助金につきましては、また、次年度におきまして精算をしまして、恐らく還付ということになろうかと思えます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そうしますと、当初見込みの人員と、それから最終的な見込みですね、この辺の人数に関しましてどのくらいなのか。そして、もう1件、1人当たりの支給額と、それから国庫の補助率ですね、これをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

申しわけございません。ちょっと手元に詳しい資料を持ち合わせておりませんので、あとだってちょっと報告させてください。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

33ページ、ほかもあるんですけど、2款. 総務費、1項. 総務管理費、8目. 諸費のバス路線、19節の負担金、バス路線維持費補助金なんですけど、多分、教育委員会関係の項目でも上がっていると思うんですけど、バス路線維持費が、補助金が増えている理由をお知らせください。

もう1件が、34ページ、2款. 総務費、1項. 総務管理費の18目. 地方創生推進費の19節. 結婚新生活支援事業費補助金、こちらの計画値と実績、組数ですね、対象となる組数を教えてください。

あと1件が、47ページ、6款. 農林水産業費、1項の農業費で、3番の農業振興費、13節の委託料で、有害鳥獣対策情報活用促進事業委託料、この内訳。

以上3点、お願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

33ページの上段の2款、1項、8目、19節のバス路線維持費補助金につきましては、この分については、川棚内海線の欠損分の上昇分でございます。当初予算に予定しておりました欠損分が1,483万2,000円を予定しておりましたけども、実際、計算の結果、バス事業者から要望といたしますか、申請があった数字が1,513万円ということで、29万8,000円増加したということですね。その理由としましては、まず利用者の減少ですね、利用者が減少しているということと、あと運転手不足によって、既存運転手の退職の引きとめ方策というか、運転手

の処遇改善。また、あと一つ大きな、これは令和2年度の新年度予算にも関係するんですけども、大きな分が、今般、西肥バスと佐世保市の市バスが再編されております。そういう関係で、統廃合が行われておりまして、例えば、佐世保市のほうから西肥バスのほうに、バスの停留所だったり、バスセンター、そういったところの譲渡だったり、売買だったりが行われて、そういうところの管理費が大幅に増えたということで、その影響が末端のこういった路線にまで影響しているということで、今回ちょっと上がりまして、この影響というのが半年間分の影響でありまして、あと半年間分の影響が令和2年度の予算にも影響してくるというような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

34ページ、18目の19節の結婚新生活支援事業補助金につきましては、当初予算で1件の上限が30万円ということで、10件分の予算をしておりまして、現在、申し込みが2件、実際にあっております。ただ、ちょっと10件には及ばないというところと、昨年度の実績が4件ということがありまして、あと2件は来る可能性があるというところの60万をつけ加えたところの4件分を残して、6件については、今回は減額ということでさせていただくということでございます。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

6款、1項、3目、13節。委託料の有害鳥獣対策情報活用促進事業委託料でございますけども、こちらは、以前はイノシシ、県単の補助金がイノシシ1頭につき幾らかということで補助で来ておったわけなんですけども、それがなくなったことの代替措置ということで、県単の助成事業ということで来ております。この内訳といたしましては、イノシシの成獣、2,500円の520頭分の0.2%、それからイノシシ幼獣ですね、2,500円の269頭の2%という、0.2ですね、というところで積算をされてきております。これにつきましては、全て猟友会への委託料として交付されるもので、猟友会の事務費、それから消耗品に充てるということになっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

40ページ、3款、1項、3目、20節の一番最後のところにある介護給付費198万の増の分ですけど、説明では生活介護者の増ということでしたが、どのくらい的人数がいらっしゃるのかっていうことと、この生活介護者ということは、そういった障害者の方で、今まで家の中にいたけど、こうやって施設に行くようになったという方もいるのかなと思うんですけど、もしそういう方がいらしたら、何名ぐらいいたのかというのを教えていただきたいです。

それと、42ページ、3款、2項、2目、20節の上から2番目、障害児通所支援給付費288万4,000円の増の分です。それも利用者が増ということでしたけれども、これもどのくらい増えて、今、何人ぐらいが通所されているのか。

最後、58ページ、10款、1項、2目、13節の委託料の一番上の小学校校内情報ネットワーク等整備工事施設設計業務委託料ですけれども、1人1台タブレットのためのLAN整備の計画と言われていましたが、今後、現実的にどのようなスケジュールでいかれるのか、どうなる予定なのかというのを教えていただきたいです。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず、40ページの一番下の3目のところですが、介護給付金で198万円の増額補正をしております。これにつきましては、先ほど言われたとおり、生活介護というものにつきましては、障害者施設などに入所されている方に対して、入浴とか、排せつとか、食事等の介護等々の支援をするものでございます。現在、生活介護者が何名ぐらいいるのかということでございますけれども、当初、決定者は60名でございましたけれども、今ちょっと見直して64名になっているということでございます。

それから、42ページの2目、児童措置費の障害児通所支援給付費288万4,000円の内訳ですが、この障害児通所を、これもちよっといろいろありまして、児童発達支援であったりとか、放課後等デイサービス等も、それから障害児相談支援とかありますけれども、まず、この児童発達支援のほうが、人間が増えておりまして、大体20名ぐらいで推移していたのが、今25名ということで少し増えております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

58ページ、10款、1項、2目、事務局費、13節、委託料、小中学校校内情報ネットワーク等整備工事実施設計業務委託料についてでございますが、先ほど言ったとおり、国においてはGIGAスクール構想という新しい言葉が出てまいりました。議員おっしゃったとおり、児童生徒にタブレットを1人1台配付をするという事業で、現時点では令和4年度までに配付ということです。配付の仕方については、まだ詳しいロードマップ等は示されておられません。県の説明によると、小学校高学年、そして中学校をまず配付して、小学校中学年、そして、小学校低学年という順番で配付をしたいということでございます。まだ国のほうも補助のスキーム等も全く示されておられません。とにかくLAN工事を急ぎなさいということだけは来ておりますので、今回実施設計を上げたということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

34ページをお願いします。2款、1項、19目の13節と8節ですが、庁舎の基本設計業務委託料として2,830万ほど計上してありまして、そして報償費のほうに1万6,000円、基本設計プロポーザル審査員執務謝礼とありますけども、恐らくこの基本設計をプロポーザル方式で予定されていると思うんですが、プロポーザルでされるなら、その理由とその審査員の出務謝礼ですか、これは何人ぐらい審査員がおられるものか、その辺のところをお願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

公募型プロポーザルをすることについては基本計画でも触れてはいるんですけども、やはり単純に価格だけの競争で業者を決めるということではなくて、やはり重要な建物をつくるということですので、技術力を、やはり提案力というものを見させていただきたい。プロポーザル方式の場合には、そういったところで業者のほうから提案をいただいて、その内容を審査会のほうで審査して、それをもとに決めるというやり方でやるというところ、あくまで技術力、提案力を求めるというところでのプロポーザル方式での業者募集ということになります。

一応、それにつきましては審査会をするんですけども、これで費用が発生する方については、一応3名ということで予定をしております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

石峰議員。

○13番（石峰 実君）

10ページと12ページに関係するんですけれども、この環境性能割交付金が昨年10月から新設されたということになるんですけれども、その上の自動車取得税交付金から切りかわるといような状況になるんだと思うんですけど、このあたりのその収入ですね。交付金の算定。環境性能割になったときにどういう形でされるのか。あれを見みますと、三輪車以上の50万以上の取得となっているようなんですけれども、このあたりがどう変わっていくのかをちょっとお知らせください。

それから、もう一つ、61ページの社会教育、2目の文化財保護費の中の報償費、これは11万1,000円、額は小さいんですけども、城跡調査謝礼となっていますけど、これはどこをやられて、どういうことに使われるのか。

それと、その下の委託料の町内重要石碑の拓本、これはどこどこをやられたのかお知らせください。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

環境性能割でございますけども、10月1日で法の施行がされまして、新たにこういった環境性能割というのが設けられまして、従来から言っていました自動車取得税、これは中古、新車関係なく最初に購入したとき、50万以上のそういった中古、新車関係なく車両を購入したときにかかる税金でございまして、今のところ2%、環境の性能に応じまして、電気自動車が今のところゼロですね。そういった従来の中古になってくるかと思っておりますけども、そういった車に関しては2%ということで、環境性能に応じて求められる税金ということで、今後ちょっと名称の変更がなされまして、自動車取得税はなくなりまして、環境性能割というふうに新たに設けられる項目でございます。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

61ページ、10款、4項、2目、文化財保護費、8節、報償費、城跡調査謝礼でございますが、これは町内の主要な城郭ですね。具体的に言いますと、湯無田の内海城、井石の井石城、

金谷の松山城、そして岳辺田の岳山城ですか、のほか主要な城郭を、県内でこういった専門にされている著名な方がいらっしゃると思いますので、その方を現地にお招きして縄張り図を策定していただくということにしております。行く行くは、やはり児童生徒の学習の活用なり、または歴史文化交流館（仮称）での展示ということも想定をしています。

その下、13節の町内重要石碑拓本最終業務委託料でございますが、これも実績に応じて減でございますが、今回主にやったのは、東前寺の石塔とか、村木に大神宮の裏にあります逆修塔というんですかね、そこも拓本をとったということでございまして、これも町内の重要な歴史的な経過を示すものでございますので、計画的に拓本をとっていただくということにしております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

北村議員。

○5番（北村清美君）

43ページですね。3点あります。

2款の20節．扶助費、122万、インフルエンザワクチン接種費とあります。これは接種費ですけれども、これは延べ何人ぐらい受けられたかどうか。

それと、次に4番の健康増進費のがん検診委託料が280万減っておりますけど、これ、最初の見込みよりも大分減ったんでしょう。減ったんですね。人数をちょっと知りたいんですけど。

それと、5番の環境衛生費、これも739万5,000円、浄化槽の設置整備事業、735万4,000円、減っておりますけど、これは申し込み件数が少なかったかどうか。

その3点を聞きたいです。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

4款、1項、2目．予防費、20節．扶助費のインフルエンザワクチン接種費のところの人数ということでございますが、現在、人数としましては、高齢者、中学生、小学生、未就学合わせまして4,030人になります。内訳としましては、高齢者が2,474人、中学生が184人、小学生が706人、未就学が644人、それぞれで受ける回数や単価が違いますので、金額も変わっているところでございます。どちらかといいますと、高齢者が伸びております。中学生と

か未就学につきましては前年度よりも低い状況でございます。

あと、がん検診のところでございますが、がん検診につきましても、項目がちょっと幾つかございますが、実績で申しますと、胃の検診で468人ですね、子宮がんで335人、乳がんで687人、結核で1,329人、喀たんで26人、大腸で1,092人、前立腺で573人。胃がん検診は、全体的に軒並み受診率が低くなっております。余り変わらない受診率と、当初の見込みと変わらないものにつきましては、前立腺がんと乳がん、このあたりがこちらの見込みとしてはほぼそれぐらいの数字になっておりますけれども、それ以外につきましては、件数が大体3分の2ぐらいになっているところでございます。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

43ページの4款、1項、5目の浄化槽の件ですが、当初予定35基、今現在22基と減っております。当初については、施工業者のほうへ調査をして、大体何基ぐらいあるかということで予算を立てるんですが、実際にやったところ、申請をされなかったということで、理由については調べておりません。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

住民福祉課長。先ほどの答弁ですね。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほど脇坂議員から児童手当の件につきまして質問がありました際に、ちょっと答弁漏れがありましたので、お答えしたいと思いますけれども。

まず、対象人数がどれぐらいかということでしたけれども、当初は、これはあくまでも延べ人数でしかちょっと出しておりませんので、実人員はわかりませんが、延べで当初2万2,000人、実績が2万2,255人という数字でございます。

それから、手当の月額でございますけれども、ゼロ歳から3歳未満が一律1万5,000円、それから3歳から小学校修了までが、第1子と第2子については1万円、第3子以降になりますと、また1万5,000円に上がります。中学生は一律1万円というふうな手当額でございます。この児童手当の補助率でございますけれども、そうですね、被用者、それから非被用者合わせまして、国は3分の2の補助率となります。3分の1が地方ということでござい

す。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

53ページの8款の2項、2目ですね。先ほども質問しましたが、道路橋梁維持費の部分ですが。町道整備につきましては、大小ありますけれども、できるだけ多くの町民の要望を実現してもらうためには、小さい予算でありましても予算執行を含めて目いっぱい使っていただきたいというふうに思うところがございます。そういう観点からも、この執行残の確定で今回の3月議会のほうに補正で上げられている。これはある程度、どの段階までで、その予算額の確定がはっきりしていれば、その予算額について、この道路橋梁維持費のほうの形で道路整備等が可能になるのでしょうか。時期的な問題と思う。数字ではなくて、時期がそういう形で限られるとは思いますが、その辺についてはどの時期までにある程度の金額がはっきりわかれば、予算残で小さな工事でもやって町民の要望に応えることができると思いますが、その辺はどの時点だと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そうですね、120万以上については、130万か、については、入札を、指名競争入札をいたしますので、その期間は必要と。それは多分、1カ月ぐらいですね、入札をするための期間。それにまた設計とかをしますので、そのプラス半月ぐらいは要ると。入札をしない分については、1カ月ぐらいあれば測量設計ができると思います。早くてですね。あとは、職員がどれだけ対応ができるかということですね。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号 令和元年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号

○議長（今井泰照君）

日程第5. 議案第9号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第9号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,400万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款. 国庫支出金、1項、2目、1節. 国民健康保険制度関係業務事業費補助金を150万6,000円追加しております。システム改修に伴う補助金の増額となっております。

次ページになります。

4款. 県支出金、1項、1目. 保険給付費等交付金、2節. 特別交付金を241万6,000円減額しております。医療費適正化対策及び保健事業、こういった特別事業の実績に伴う減額になります。

9ページをお願いいたします。

6款. 繰入金、2項、1目. 一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金について、1節. 保険料軽減分を491万9,000円、2節. 保険者支援分を150万3,000円追加しております。これは一般会計でも述べました、保険基盤安定負担金の増額決定による繰入金の増によるものでございます。3節. その他繰入金では252万円を減額しております。これにつきましては出産育

児一時金の実績見込みによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款、保険給付費、2項、1目、一般被保険者療養給付費を800万円増額しております。現在の給付見込みから増額を行っております。

14ページをお願いいたします。

同じく2款、4項、1目、出産育児一時金、19節、負担金補助金及び交付金について370万8,000円減額をいたしております。出産育児一時金の実績見込みによるものでございます。

17ページをお願いいたします。

4款、1項、3目、7節、賃金を130万円減額しております。雇用実績に伴うものでございます。

18ページをお願いいたします。

同じく、4款、2項、1目、特定健康診査等事業費、13節、委託料、これを250万円増額しております。特定健診の受診につきまして、個別受診が増えたことによるものでございます。

以上で、令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

北村議員。

○5番（北村清美君）

今の18ページですね、18ページ、特定健診審査委託料というのが増えていますけども、今、個別とかちよつと言われましたけど、どう違うんですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

特定健診の受診の仕方につきましては、医療機関に直接かかる個別健診と、文化会館等で集団で行う集団健診がございます。集団健診につきましては、たくさん人を集めて行う関係で、経費等が比較的低額で行えるわけですが、個別健診につきましてはそれぞれ単価が決まっております、そこと比較して、個別健診のほうが今回人数としては増えたもので

すから、それに伴ってこの金額が上がっているということでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その特定健診なんですけども、かなり順調に伸びてきていますよね。去年と、昨年と比べると、どのくらい伸びているんですか、ことしは。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

特定健診の受診率についてでございますが、昨年、平成30年度につきましては62.2%ということで、これまででも一番高い数字をそのときは出しました。今回につきましても同様の推移を今やっております、同月比でも余り変わらない数字では来ております。ここでは今手元に持ちませんが、50%前半台だったと思います。このタイミングで、今受診勧奨等を行って、これからまたこれに対しての受診率を上げていくわけですけれども、ただ、今般のコロナウイルス関係もございまして、積極的な勧奨はちょっと今月はできないかなということ判断をしまして、電話勧奨については、今ちょっと検討をしているところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号

○議長（今井泰照君）

日程第6．議案第10号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第10号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,540万とするものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、保険料が総額で60万円増額となりました。これに伴いまして、歳出側でその保険料分を広域連合に納付する必要がございますので、その分を補正をしたものでございます。

以上で、令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

北村議員。

○5番（北村清美君）

歳出の7ページですね。7ページで約1億6,000万の支出がありますけども、これは、大体1人頭の医療費でどのぐらいになるんですか。大体でいいです。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

7ページ、2款、1項、1目、この金額、1人当たり大体どれぐらいかということでございますが、1人当たり平均になります、約6,700円、失礼しました、6万7,000円ですね。

6万7,000円になります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。2時5分より再開いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第11号

○議長（今井泰照君）

日程第7. 議案第11号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第11号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、それぞれ1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ13億9,220万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款. 保険料、1項、1目. 第1号被保険者保険料でございますが、現在の実績に基づき、特別徴収分と普通徴収分を増減しており、全体で833万8,000円の増額となっております。

次ページ、7ページになりますが、4款. 国庫支出金、1項、1目. 介護給付費負担金、2,050万2,000円を減額しております。これは本来交付されるべき負担金におきまして、令和2年度に追加交付をするというふうな情報になりましたため、今年度分につきましては減額を行っているものです。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款. 保険給付費につきましては、1項. 介護サービス等諸費から15ページの6項. 特定入所者介護サービス等費までの費用につきまして、現時点での実績見込みから、2款内での組み替えを行っております。

18ページをお願いいたします。

歳入で生じた減額分につきましては予備費で調整を行っております。

以上で、令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

6ページの1款、1項、1目、2節ですね。現年度分の普通徴収保険料が三角で166万2,000円ということで、これは全部滞納分ということですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

1款、1項、1目、2節の現年度分普通徴収保険料でございますが、これにつきましては、納付方法の変更によりまして、年金から差し引く分と本人から直接いただく部分と、所得等によりまして変わりますので、あとその他の事情とか、それによりまして変わりますので、

その分の減ということをございまして、未納があつての減少ではございません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号

○議長（今井泰照君）

日程第8. 議案第12号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

議案第12号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明します。

歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ780万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,280万円とするもので、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正。

地方債の変更は、第2表地方債補正によるものです。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。これは、公共下水道事業を目的に借入れを行うもので、起債の方法、利率、償還の方法については一般会計同様であります。当初2,620万円の限度額を、補正後、2,270万円に減額するものです。

それでは、補正の内容を説明しますので、9ページをお願いします。

まず歳入ですが、4款、1項、1目。一般会計繰入金、499万4,000円の減でございます。これは実績見込みにより減額するものでございます。

11ページをお願いします。

7款、1項、1目。下水道事業債、350万円の減とするもので、これは町単独工事の減額に伴い、当初予定していた借入れを減額するものです。

12ページをお願いします。

歳出でございます。

1款、1項、1目。一般管理費、364万9,000円の減です。主なものは27節の消費税311万7,200円の減になります。

13ページをお願いします。

2款、1項、1目。管渠建設費、350万円の減とするものです。主なものとして、15節。工事請負費の280万円の減、22節。補償補填、100万円の減ですが、これは、上水道移設工事補償は実施されませんでしたので、減としました。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第13号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

議案第13号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）について説明します。

令和元年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

令和元年度波佐見町上水道事業会計予算、第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入についてですが、第1款、1項. 営業収益、286万5,000円の増、第2項. 営業外収益、8,000円の増で、補正後の水道事業収益を2億9,289万6,000円とするものです。

支出ですが、1款、1項. 営業費用、27万6,000円の減で、補正後の水道事業費用、2億8,178万1,000円とするものです。今回は、決算見込みによる営業収益、営業外収益の増額補正と営業費用の減額補正となっております。

6ページをお願いします。

補正予算の内容の説明を行います。

収益的収入及び支出について。

まず収入ですが、1款、1項、3目. その他の営業収益で286万5,000円の増です。これは加入金の増で、ことしは宅地造成及びアパートの建設により、加入金が増となったものです。

次のページをお願いします。

支出ですが、1款、1項、4目、総係費、27万6,000円の減とするものです。これは人件費の減によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号 令和元年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第24号

○議長（今井泰照君）

日程第10、議案第24号 鴻ノ巣公園テニスコート全面改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第24号について説明をいたします。

議案第24号 鴻ノ巣公園テニスコート全面改修工事請負契約の変更について。

令和元年11月8日付で請負契約をした鴻ノ巣公園テニスコート全面改修工事について、別

紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。

本件は、鴻ノ巣公園テニスコート全面改修工事について、工事内容に変更が生じたため、契約変更を締結するものでございます。

別紙をお願いいたします。

今回の変更ですが、契約金額の変更として、現在の契約額6,414万6,500円に、490万500円を増額し、変更後の契約を6,904万7,000円にするものでございます。

今回の変更の内容については、まず、テニスコート外周のフェンス、金網でございますが、この張りかえを予定をしております。内容でございますが、高さ2メートル、延長230メートルで、先ほどの増額の内訳として、この金網の張りかえで454万9,600円、そのほか、グラウンド側の排水管の追加で34.5メートルでございますが、35万900円、合計の490万500円となっています。

最も大きいフェンスでございますが、当初は既存のフェンスを、金網をそのまま使おうということで計画をしておりましたが、改修工事が進むにつれて、周りが真新しくなるにつれて、関係者の皆様から、いっそ張りかえをしてくれないかという声が届くようになりました。現地を見ると、ちょっとやはり経年劣化で黒く変色をしております、少し見た目も悪くなるのかなという思いで今回変更を計画をしております。

また、排水管理については、テニスコートの配置を変えたことに伴いまして、勾配が変わりまして、グラウンド側にちょっと排水が集まるようになりましたので、排水管を布設をしまして、グラウンド外、テニスコート外に水を吐き出すというものでございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

今説明をしていただきましたけども、私もちょっとこれを見に行かしてもらいましたけど、外周フェンスはさびていますが、しっかりしているんですね。テニスをするのに何の支障もないと私は見ましたし、それほどお金をかけてしなきゃいけないことなのかなという

ふうに思っております。また、現在の工事がどれだけ進んでいるのか、お知らせを願って、このフェンス、何年たっているのかもお知らせいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

現地の方、見ていただいて大変ありがとうございます。見ていただいたとおり、確かに使用には耐えられるだろうというふうには思いますが、やはり変色が激しい状況でございます。関係者からも、せっかく改修工事をしていただいてきれいになるのに、そこだけが黒く残るというのは少しどうだろうかということ。せっかく、今後長く使用するというところでございますし、昭和59年にテニスコートが開設以来、一度も張りかえておりません。やはり、未永く使うということであれば、今回を機に張りかえをしたほうが得策じゃないだろうか。将来、張りかえるにしてもやはり費用がかさみますので、そういった状況も鑑みますと、今回がいいのかなと思います。現在、路盤工が終わりまして、人工芝を張っているような状況でございますので、議決をいただいたら張りかえをしたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

私、全部触ってみたんですけど、どこも破れていないんですよ。本当に丈夫な金網で、フェンスで、立派なフェンスなんですよ。あれをわざわざ張りかえしなきゃいけないのかなっていうぐらいの丈夫さんですよ。こういうものにこういう費用をかけるということ自体が得策なのかなと。まだまだ何年ももつようなフェンスですよ。ちょっとこれについては、私、このフェンスについてだけ。排水はちゃんとしてもらわなきゃいけないと私は思うんですけど、このネットだけは、そんな見ばえ、そがんせんでもよかつちやなかですかね、相当きれいになりますよ。コートも、今もう観客席もできていますし、屋根つきの。何でこれを追加されたのかなというのが、非常に私にとっては不思議ですし、もっとほかに要望のある、緊急で、かつその重要なところをやっていただきたいなというのが私の思いですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃる理由もよくわかります。当初の設計では、そういったことで設計を行ったところでございますが、現地を見られると、どんどん新しくなっております。人工芝を張ると、

もう見違えるようにきれいになると思いますし、周辺のブロック塀もきれいに塗り直すという状況です。そういった中で、フェンスだけが、言葉は過ぎるかもしれませんが、くすんだ状態であるというのがやはりどうだろうかということで、関係者からも強いお言葉もいただいております。

本当に、昭和59年に設置して以来、初めての全面改修でございますので、やはり今回を契機に改修して、関係者の皆様がやはり今回改修してよかったと思っただけのように、ぜひ御理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

私も現場へ行って見てきました。それで、ここは内容の変更と、工事内容の変更が生じたためという提案理由がございますけれども、そもそも、この鴻ノ巣公園のテニスコートの全面改修工事の中身というのは、今、太田議員もおっしゃいましたけど、コートの中の話でございますね。人工芝が剥げて、もう何年も、当初から張りかえもやっていない形であって、それが、利用者等が増えてくることによって、けがの確率もあったり、スタンドをつくりながら観客席もつくるということで、当初から何もやっていないのでということで、思い切っ

て工事をやられたということでございます。だから、工事内容に変更じゃなく、これは追加工事でしょう。そもそも別の話だと思うわけですよ。それを工事内容の変更という表現でこの提案理由を書かれていること自体、疑問でございますし、その辺についてはどういう見解をお持ちなのかというのが1点と。

これは財源がふるさと納税に伴う財源を利用するというふうなことで伺っております。仮にこの案件が可決されますと、増額分についても、財源は同じ財源で支出しようとしてされているんですか。

この2点をお答えください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

変更か追加かということでございますが、まずは契約の中で一括して出していますので、追加工事であれば契約の内容を変更するということでございますので、変更という言葉を使

わせていただいております。

いずれにしましても、やはり、今回、開設以来、初めての大型な全面改修でございます。この機会を逃すと、やはりいつやれるかということもあるかもしれません。せつかくの機会と言え過ぎるかもしれませんが、こういった機会にやれることはやったほうが効率的じゃないかと思えます。後だってネットだけ張りかえるとなると、やはり不効率という面もございます。全面改修ということでございますので、多くの方に喜んでいただけるようフェンスまでお願いしたいという気持ちでございます。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

財源につきましては、当初予算でふるさと納税を活用するということでしてございまして、今回の変更については、一度入札で額が落ちているものについて増額をするということで、当初予算の範囲内ということでおさまっているということで、そのままふるさと納税基金を充当して実施するということが計画しております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

追加工事じゃないですかちゅうたら、いや違いますよと、内容変更ですから。解釈の違いみたいな答弁されていますが、追加工事ですよ、こんなもん。誰が見てもわかるじゃないですか。その側溝とかなんとかに関しては、当初の業者に設計見積もりを、実施設計をされておりますので、その辺に対しても、従来から言っているじゃないですか。やっぱり適正手続の中でやってくれというふうなことを、前回も、例の歴史文化交流館でも言っております。調査とか、当初の段階のミスがあってというふうなこと。そこに関しては何ら反省の点がないですか、今、御答弁をお聞きしますと。

もう、その解釈の違いは、お互いに解釈の違いで済むかもしれないけれども、その後の理由づけですかね。今回やらなければ、いつできるわからない。この機会にと。そういう考え方がおかしいと思うんですよ。大体もともとはコートの話なんです。コートの話で、テニスコートの全面改修工事なんです。別にフェンスを別発注で工事されてもいいじゃないですか。どうですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず最初の排水管の工事について御説明をいたします。どうしても水ものでございますので、その辺の流れ方というのは工事の進捗状況でしかわかりません。設計で机上でやっても、やはり工事が進むにつれて、施工業者からアドバイスを受けて、今回、設置を、排水管をずるということでしたわけでございます。

一方、フェンスについてはさまざまな論議があるなということは確かに思っております。しかし、私どもとすれば、利用者の皆様のお声を聞いて、やはりよりよいものをつくりたいという思いでございます。後ですか、今するかということではありますが、現在、工事をやっておりますので、効率的にやはり全体を見回してやれるものというふうに思っております。つくったのに、そこだけくすんで何だかなと言われるのも、私たちとしても忍びないところがございます。ぜひこの機会にフェンスの張りかえをお願いしたいということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

その改修フェンスの、今、既存のフェンスがあるじゃないですか。確かに昭和59年からあるというのが、そんな昔からあるのかなっていうぐらいまだ立派になっているんですけども。そのさびがあるとか、変色があるから取りかえてほしいとの要望でされていると思うんですが、取りかえればせんばねってなるまで、さびどめの塗装とか、変色のところは塗装して、今きれいにしているコートに合うようなフェンスにするために、取りかえせんちゃ、その塗装とかできれいにするというような話とかはなかったんですか。その取りかえになるまでどういうふうな話でこうなったのか、教えてほしいです。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

当然、金網の塗りかえも話題になりました。設計業者に聞いたら、手間がかかるということで、金額が余り変わらないということでございます。丁寧に塗らなばいかんということですから。それよりは、やはり将来的に、また30年とか35年使うとなれば、これを契機にかえられたほうがいいですよというアドバイスもいただきましたので、やはり、しっかりここでかえて、全体的にテニスコートの質を上げて、立派なものにして、やはり末永く使っていただきたい。皆さんが気持ちよく、やはり新しくなったなということ使っていただきたいと

いう思いもございますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

三石議員。反対ですか、賛成ですか。どうぞ。

○4番（三石 孝君）

私は、議案第24号 鴻ノ巣公園テニスコート全面改修工事請負契約の変更についての案件に反対する立場で討論させていただきます。

そもそもこの案件はテニスコートの全面改修工事ということで、令和元年の11月8日に請負契約を締結された案件でございます。今回、変更内容の中身を聞いてみますと、外周のフェンスに関する工事でございます。こういうことに関しましては、当初考えておられましたコート内の全面改修とはまた別物と考えられますし、そもそも、この案件の部分に排水管等もあるということでございますが、当初の設計の段階でこちら辺まで含めてちゃんとした見積もりと設計を行うべきであったというのが僕の考えでございます。

そういうことで、今回、このような形で、別案件を工事内容の変更として上げられる案件、すなわち、議案第24号の鴻ノ巣公園テニスコート全面改修工事請負契約の変更については反対をいたします。

以上です。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

私は、議案第24号 鴻ノ巣公園テニスコート全面改修工事請負契約の変更について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

先ほど来の中身によりまして、利用者からの要望がありということでこれを考えられたという担当からの御意見がございました。もちろん我々議会が考えることは、利用者の利便性

だとか、使い勝手のよさも考えるべきじゃないかというのは、私も当然のことだと思います。それと、テニスコートの外周のフェンスでございますが、テニスコートでテニスをしますが、附属物という考え方もございます。テニスコートとフェンスも含めてテニスを楽しまれるわけですから、一概に別のもんということでも理解はできないかと思います。それと、経年劣化もありますし、当初の予算の範囲内でございますから、当初予算の範囲内できれいになることでしたら、大いに私は進めるべき工事だと思います。

以上をもちまして、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

私は、議案第24号 鴻ノ巣公園テニスコート全面改修工事請負契約の変更についてに反対の立場から討論をさせてもらいたいと思います。

先ほどから質問の中で言いましたように、実際に全部たたいてみたんですよ、外周を。すごい丈夫です。もちろんさびてはいますが、テニスをすることに何の支障もない。むしろ、その周りの方からの御意見とかを聞いていると、ほかのところをしてほしいという御意見もあるんですよ。例えば駐車場が波を打っているとか、もっとやらなきゃいけないところも多々あると思いますし、実際にこの450万ぐらいをかけてやることなのかなというのをすごく疑問に思っています。

ですから、ほかのことに使えるんじゃないのかなという思いがあるので、テニスをされる方には、ネットはさびていても、コートはきれいになって、それから、観客席も屋根がついて、当初の目的のことは達している工事になっています。テニスをされる方、それから、それを見にこられる方も十分楽しめる施設になると思います。これ以上お金をかけることはないんじゃないのかなと私は思っております。

そういう立場で、この議案第24号の、排水についてはしていいんじゃないかなと思うので、ネットについてだけ、ちょっと、しなくても、まだ二、三十年もつんじゃないかなというぐらいの丈夫さがあります。私はそう思います。当然業者はかえたほうがいいですよと思うんですよ。それは仕事ですから。そういうことで、少しここは辛抱してもいいんじゃないのかなと。本当は、皆さん、見に行ってからこれを議決してほしかったなと私は思ってお

ります。

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号 鴻ノ巣公園テニスコート全面改修工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立多数であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第1号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第1号 令和2年度波佐見町一般会計予算を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

では、議案第1号 令和2年度波佐見町一般会計予算について説明します。

まず、資料1枚目を開いていただいて、令和2年度波佐見町の一般会計予算は次に定めるところによります。

まず、歳入歳出予算の総額は80億8,100万円となり、前年度当初の68億9,700万円と比較して、11億8,400万円、17.2%の増であり、過去最高の規模となっています。

歳入予算の款項の区分の金額については、第1表歳入歳出予算によります。

債務負担行為については、第2表によります。

地方債については、第3表によります。

一時金の借り入れの最高額については、5億円とします。

歳入予算の流用については、同一款内で各項の間の流用ができるのは、給料、職員手当及

び共済費とします。

次の2ページから6ページについては、10ページ以降の歳入歳出の事項別明細においてその内容を説明するため、省略します。

7ページをお願いします。

第2表債務負担行為では、8ページにかけ、債務負担が令和3年度以降に及ぶ2件の案件について計上しており、期間及び限度額は記載のとおりです。

次に9ページをお願いします。

第3表地方債では、それぞれの事業の財源として、農業基盤整備事業5,850万円から、公共施設災害復旧事業40万円までの13事業の建設事業債8億5,970万円と、普通交付税の振りかえ措置として起債が可能となる臨時財政対策債1億4,540万円を合わせ、10億510万円を計上しています。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりです。

続いて、歳入に移ります。

事項別明細の歳出については、事業費や大きいものを中心に説明しますので、御了承をお願いします。

まず、歳入の12ページから16ページまでの町税につきましては、後ほど税務課長からの説明となります。

17ページをお願いします。

2款、1項、2目、地方揮発譲与税から25ページの地方特例交付金までは、それぞれ令和元年度の決算見込み額を参考に、国が示した地方財政計画による推計伸び率といったものを考慮して計上しています。

その中で、23ページにございます地方消費税交付金につきましては、昨年10月からの消費税増税の影響で見込みを大きく伸ばしております。

また、24ページの環境性能割交付金については、昨年10月に自動車取得税が廃止され、自動車税に環境性能割が導入されたことに伴い、令和元年度途中から新設されたものです。

26ページをお願いします。

8款、地方特例交付金で、子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、昨年10月から実施されました幼児教育無償化に係る経費として、令和元年度、今年度は地方負担分が全額国費により措置されておりましたけども、令和2年度からは普通交付税による措置に切りか

わるため、今度、令和2年度につきましては廃項となっております。

次の27ページをお願いします。

9款、1項、1目の地方交付税は、1,000万円減の17億6,000万円としています。地方交付税については、国の地方財政計画では全国で4,000億円増額されましたが、特別交付税の額が災害の影響で自治体ごとに増減の差がある中で、全国的な自然災害の増を考えれば、前年度並みの額が確保されるかは不透明な部分があると判断し、当初予算では前年度より少なめに見積もっております。

少し飛んで、30ページをお願いします。

11款、2項の負担金は、合計で1,272万5,000円減の4,652万5,000円を計上しています。主な要因は、1目の民生費負担金で、昨年10月からの幼児教育無償化に伴い、保育料が減少するためです。

次の31ページをお願いします。

12款、1項の使用料では、合計で295万4,000円増の8,999万4,000円としております。主な要因は、1月から有料化した岩峠駐車場の使用料が令和2年度から年間分の収入となることによるものです。

33ページをお願いします。

13款、国庫支出金、1項の国庫負担金は、合計で1億2,640万5,000円増の8億1,575万6,000円としています。主な要因は、1目、民生費国庫負担金が、認定こども園、保育所運営費などの給付費の増加により、1億2,762万円増の7億9,905万4,000円となるものです。

34ページをお願いします。

13款、国庫支出金、2項の国庫補助金は、合計で1,616万3,000円増の2億9,446万9,000円としています。

2目の民生費国庫補助金において、昨年度計上していた、今年度計上していたプレミアム付き商品券事業の低所得者子育て支援交付金等が終了したことで大きく減額しておりますけれども、1目の総務費国庫補助金において、マイナンバーカード関係の補助金や、新規に実施する民泊拠点施設整備に係る地方創生推進交付金が増加したことに伴うものでございます。

次に、37ページをお願いします。

14款、県支出金、1項、県負担金は、合計で5,353万1,000円増の4億5,073万6,000円を計上しています。

主な要因としては、1目. 民生費県負担金について、国庫負担金と同じく、扶助費の増工等により、全体で5,396万2,000円の増となるためです。

次の38ページをお願いします。

2項. 県補助金の1目. 総務費県補助金は、地方創生に係る雇用創出事業の事業費増などにより、200万円増の2,770万3,000円となっています。

2目. 民生費県補助金については、幼児教育・保育無償化の関係などで678万5,000円増の6,152万9,000円としています。

次の39ページです。

4目. 農林水産業県補助金については、農業施設整備費や各種農業施策に伴う補助金として6,417万2,000円を計上していますが、ため池調査などの業務委託が減少することなどから、1,126万6,000円の減となります。

次の40ページをお願いします。

5目. 商工費補助金については、商工振興や観光事業に対する補助金として1,881万1,000円を計上していますが、今回は21世紀まちづくり推進総合補助金の申請を行わないことから、358万3,000円の減となっております。

次の41ページです。

3項. 委託金は848万7,000円減の2,803万9,000円となっておりますが、理由としては、1目. 総務費委託金において、今年度予定される選挙が町議会選挙のみであり、選挙委託金の計上がないことによります。

次に、43ページをお願いします。

15款、1項、1目. 財産収入が合計で216万2,000円減の522万8,000円となっておりますが、これは岩峠インター駐車場を有料化したことに伴い、財産貸付収入としては新年度より計上されないことによります。

次に、44ページをお願いいたします。

15款、2項. 財産売払収入が200万円の増加となっておりますが、内訳は森林組合の出資口数減少による返還金となります。

45ページになります。

16款、1項の寄附金ですが、2目. ふるさとづくり応援寄附金については、近年の実績を踏まえ、前年度当初から4億円増の9億円としております。

なお、3目. 商工費寄附金の競艇事業協力寄附金については、売り上げの増加から100万円増の2,300万円を計上しております。

次に、46ページをお願いします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金については、それぞれの事業に充当するため、基金取り崩し額を計上しております。歳出の現状の見積もりでは全体の財源不足が生じるため、1目. 財政調整繰入金は7,300万円を計上し、1,000万円の減額としております。

また、ふるさとづくり応援寄附金繰入金については、これまで積立額を増やしてきている状況を踏まえ、1億8,600万円増の4億1,000万円を取り崩し、各種事業へ充当することとしております。

少し飛びまして、51ページをお願いします。

19款. 諸収入、4項. 雑入について、575万2,000円の減少となっておりますが、仏坂ため池しゅんせつ工事終了に伴う土地改良施設維持管理適正化事業費の減が主な要因です。

少し飛びまして、54ページをお願いします。

20款、1項. 町債につきましても、全体で3億9,390万円増の10億510万円を計上しておりますが、主な増加の理由としては、3目. 消防債の中の防災行政無線戸別受信機整備事業に3億490万円を計上したことなどによるものです。各事業が起債対象となるかの見きわめを行い、交付税措置があるものを優先し、事業費に対して示された充当率により計上しています。そのうち、臨時体制対策債は、普通交付税の国の財源不足に応じた振替額として、640万円減の1億4,540万円を計上しております。

次の55ページですが、先ほど申し上げましたとおり、環境性能割交付金の創設に伴い、自動車取得税交付金については廃款となっております。

以上が歳入の主なものになります。

次に、歳出について説明します。

最初に、企画財政課分を説明し、引き続き、各担当課長から新規事業や主な事業などについて説明があります。

なお、委託料や工事請負費、備品購入費等について、今後の入札や随意契約の関係から説明欄の金額を記載していない箇所がありますので、御了承ください。

各事業の説明の前に、節の変更について、1点、説明します。

会計年度任用職員制度導入の関係で令和元年度予算までの7節. 賃金については新年度よ

り計上しないこととなりました。よって、報償費以降の番号が一つずつ前にずれることとなりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、企画財政課分につきまして、まず61ページをお願いいたします。

5目．財産管理費については、主に役場庁舎等に係る経費について計上しており、2,828万3,000円減の2,070万9,000円としていますが、これは、補正予算でもございましたとおり、令和元年度予算で、財産管理費において新庁舎建設基本設計業務委託料が計上されておいたものを、このたび庁舎建設に係る目を新たにつくったことに伴い、関係経費をこの目で計上していないことによります。

次に、63ページをお願いします。

6目の企画費につきましては、426万5,000円減の3,459万2,000円を計上しています。減少の主な理由としては、今年度予算で中学生のイタリア派遣事業実施のための県央少年使節ゆかりの地の負担金などを計上しておりましたけども、令和2年度は、国内での交流事業となることで負担金が減少すること、それと、各種団体への助成事業を活用した事業の申請件数が減少したことによるものでございます。

少し飛んで68ページをお願いいたします。

15目．ふるさと納税管理費については、歳入に計上しているふるさとづくり応援寄附金9億円に対する返礼品や事務経費及び基金積立金を計上しております。

次の16目．定住促進事業費は、定住奨励事業を中心とした経費として、合計で令和元年の並みの1,272万7,000円を計上しております。

次の69ページに入りまして、17目．地域づくり事業費につきましては、地域おこし協力隊について、既存の2名分と、新たに採用予定の1名、合わせて3名分の経費を計上いたしております。

69ページから71ページ目にかけての、18目．地方創生推進費については、地方創生推進交付金や地域少子化重点推進交付金といった国の交付金を活用し、観光や移住、定住、若者支援など、国や県と連携した事業などに合計で5,803万3,000円を計上しております。

企画財政課関係では、地域団体育成事業委託料として、金富良舎など、最近町内で活動が活発化してきている団体、人材をモデルとして、ほかにも多くの町づくりの担い手の育成を目指す事業を新たに計上いたしております。

71ページをお願いいたします。

19目. 新庁舎建設事業費については、先ほど申し上げたとおり、今回の補正予算より目を新設しましたが、実施設計委託料をはじめとする建設に必要な各種委託料とそれに付随する事務費に合計で6,675万2,000円を計上しております。

企画財政課関係で、最後に、大きく飛ぶのですが、165ページをお願いします。

12款、1項. 公債費でございますけれども、令和2年度の定時償還分として、過去の大型事業に係る借り入れ分の償還が進むことから、元金は3,537万1,000円減の5億1,870万5,000円、一時借入金を含んだ利子は、1,139万2,000円減の3,976万2,000円を計上しております。

以上で企画財政課分の説明を終わります。財源につきましては、関係課より説明がございました。

○議長（今井泰照君）

次に、それぞれ款ごとに所管の担当課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

それでは、歳入の町税について御説明を申し上げます。

12ページをごらんください。

個人住民税でございますけれども、1款、1項、1目. 個人住民税でございますけれども、昨年より1,395万増の4億6,545万円で計上しております。これにつきましては、給与所得、農業所得の増が影響によるものでございます。

続きまして、法人税でございますけれども、マイナスの1,238万5,000円の6,021万5,000円で計上させていただいております。これにつきましては、法改正によりまして、31年の10月1日から32年9月30日までの決算企業、その分の法人税割が9.7%から6.0%に引き下げられることに伴いまして、それ以降の収入が、法人税割が少なくなるために、このマイナスというところで計上をさせていただいております。

13ページでございます。

固定資産税でございますけれども、固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産、それぞれでございますけれども、土地につきましてはプラスになっております。これにつきましては、基本的に波佐見全体の土地の値段は下落傾向にはあるんですけども、以前に比べましてその下落の率が狭まっていると、小さくなっていると。以前はマイナス2%ぐらいだったんですけど、マイナス1%ぐらいにおさまっております。それでも下落が続いております。プ

ラスになっている要因というのが、雑種地の増ということで、住宅団地が中心部に造成をされておりますけども、そちらのほうが、田であったり、山林であったりでしていた課税を雑種地に課税をしている関係でプラスになっております。家屋につきましては、町営工業団地に進出いただいている優良企業の奨励事業が終了にする関係で、その減免が切れるということでプラスになっております。償却資産についてもしかりでございます。

続きまして、14ページをごらんいただければと思います。

14ページ、自動車、軽自動車税でございますけども、こちらも先ほどの説明したとおり、昨年の10月1日からの法の改正が施行された関係で、今まで軽自動車税と呼ばれていたものが種別割と、名称の変更でございます。名称の変更のみで、税額、内容等は変更はございません。種別、昨年まで軽自動車税と呼ばれていたものが種別割と呼ばれます。それと、環境性能割というのが新たに設けられておりますけども、こちらにつきましては、今まで県税としてありました自動車取得税、それが、町税、市町村税のほうに移管されるという、こちらも法の改正によって、新たに環境性能割という名前で、以前あった自動車取得税が新設されておりますので、こちらのほうに新たに2目として計上させていただいております。

それに伴いまして、3目につきましては昨年までの滞納部分ですね。滞納部分につきましては、3目で軽自動車税の滞納部分ということで新たに計上させていただいております。種別は、以前言っていました軽自動車税でございますけども、台数の増加によりまして、プラスの440万増の5,560万を計上させていただいております。性能割につきましては、先ほども言いましたけども、環境性能の割合に応じまして、ゼロ%から2%の取得費の課税ということで、その見込みで計上させていただいております。

続きまして、15ページでございます。

町たばこ税でございますけども、59万5,000円増の7,250万5,000円で計上させていただいております。こちらにつきましても、3年間で1本当たり3円の増額の改正がなされております関係で本数的には減っておりますけども、先ほどの増税の関係でプラスで計上させていただいております。

16ページの入湯税でございますけども、ずっと減少傾向にあった日帰り客が、企業努力によりまして、企業努力ということだと思いますけども、プラスに転向している関係で12万円増の172万円で計上をさせていただいております。

税務課については以上でございます。

○議長（今井泰照君）

説明の途中ですが、しばらく休憩します。3時15分より再開します。

午後3時1分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、各課の説明に入りますが、総務課のほうからは、まず、今年度の当初予算の作成に当たりまして、会計年度任用職員の制度が導入されたことに伴いまして、説明の記載方法が幾分変わっておりますので、まずその部分について説明をいたします。

会計年度任用職員については、これまで7節の賃金という形で記載をしておりましたけれども、賃金が廃止をされました。その関係で、会計年度任用職員については、給料、もしくは報酬、それから職員手当、それから費用弁償と、そういったものの区分が新しく設けてありますので、その表記の方法について。

まず、手当の中では、通勤手当、期末手当、時間外手当、ここの項目に会計年度任用職員分も入ってまいりますので、説明のところには、期末手当（会計年度任用職員）とか、そういう表記に括弧書きで加えておりますので御了承ください。

それから、会計年度任用職員は、フルタイムの職員の場合については給料、それからパートタイムの会計年度任用職員の場合は報酬ということで記載をされておりますので、その部分についても括弧書きで追記をいたしております。

それから、非常勤の特別職、特別職の職員で非常勤の者の報酬ですが、ここも制度が厳格化をされまして、これまで報酬として計上されていたものの中に、報酬は不適だということで、謝礼等に組み替えられているものがございますので、報酬の中でも、名称がなかったりしているものがあると思いますので、その部分については組み替えられたところもあるということで御理解をいただきたいと思います。

まず、それでは、それぞれの款、項、目について、総務課関係のものについて説明をいたします。

まず、2款、1項、1目。一般管理費ですが、失礼しました。予算書では58ページです。
2款、1項、1目。一般管理費ですが、給料の部分に一般職の数が増えておりますが、ここにつきましても、再任用職員の短時間勤務をフルタイムとしたもの、あるいは、庁舎の建設推進室等を新たに設けましたところから、幾分職員の増の部分が入っております。

次に、62ページをお願いいたします。

2款、1項、5目。財産管理費の中ですが、項目、金額的には小さいものでございますけれども、13節、138万3,000円の中に電話機交換機リース料が入っておりますが、これも、もう20年近く経過をいたしております交換機を今回更新をするということで計上しております。

次に、64ページ、お願いします。

7目。交通安全対策費、今年度855万2,000円を計上いたしておりますが、ここの中で、昨年までは1節に上がっており、1節の報酬に上がっておりました交通指導員は私人としての取り扱いとなりますので、7節の交通指導員謝礼ということで報償費に上がっております。それから、14節、65ページの14節ですが、交通安全施設設置工事関係について、昨年度、200万円であったものを、今年度は430万円、これは地元からの要望等に対応したものを計上いたしております。

また、同じく65ページの8目。諸費でございますが、その中の一番下、14節。工事請負費、防犯灯設置工事250万円を計上いたしております。昨年度40万から大幅アップでございますが、こちらも地元からの要望に対応をしたものとなっております。

また、その次の66ページでございますが、13目。電算管理費でございます。こちらも、昨年度から1,265万8,000円増の9,222万6,000円増額して計上をいたしておりますが、ここでは、12節の委託料に3,783万5,000円上げておりますが、戸籍のシステム、電算のシステムがございまして、こちらをクラウド化に移行をするということでの委託料を上げたところでございます。

次に、76ページをお願いいたします。

選挙費でございます。2款、4項、2目。町議会議員選挙費でございます。今年度、10月で任期が満了になります町議会議員の選挙費を619万4,000円計上いたしております。なお、昨年度実施をいたしました参議院議員選挙、あるいは県議会議員選挙費については廃目となっております。

次に、128ページです。

9款、1項の消防費でございます。

1目の常備消防費につきましては、広域消防業務の委託料でございますが、今年度は510万3,000円が減額となっております。佐々出張所、佐世保市消防局の佐々出張所の建て替え工事関係が一段落をしたもの等によりまして、幾分減額となっております。

2目の非常備消防でございますが、こちらに関しましては、令和2年の8月、ことしの8月に予定をされております、消防の操法大会の出場経費、今年度は波佐見町の第2分団が出場いたしますけれども、その分の必要経費を約350万円ほど計上をいたしております。それぞれの節の中に加わっております。

次に、130ページでございます。

消防施設、3目の消防施設の備品購入費でございますが、1,920万、消防ポンプ車購入費を計上いたしておりますが、今年度、2年度に予定をいたしております分団は、第3分団のポンプ車の更新を予定をいたしております。24年の経過でございます。

次に、同じく130ページの5目、災害対策費でございますが、元年度から進めて発注をいたしております防災行政無線戸別受信機の整備工事が大きなものでございまして、12節の委託料に、工事監理業務委託料、それから14節に2億9,975万円の整備工事費を計上をいたしております。これは、先ほどの補正予算でも組み替えられておりましたけれども、前年度から、前年度執行しなかったものを、今年度2年度に全て計上して執行するものでございます。

最後に168ページをお願いいたします。

冒頭説明をいたしました予算書の様式が少し変わっておりまして、給与費明細書につきましても、地方自治法の施行規則別表が改正になっておりまして、これまでこの部分については、非常勤の特別職の報酬関係と、それから、一般職の、常勤の一般職の職員の部分のみを計上することとなっておりますが、今年度から、2年度分から、会計年度任用職員分の給与等につきましてもこちらに計上をすることとなっております。

まず、1の特別職につきましては、比較をごらんいただきたいと思います。マイナス150人の、報酬でマイナス1,626万9,000円となっております。こちらは、特別職で非常勤の区分が減額をされたことに伴いまして、幾分変更となっております。

それから、169ページの一般職でございますが、こちらの一般職の中には、常勤の一般職員と、それから会計年度任用職員、全て含んだものが計上されております。したがって、本年の178人、比較で85人増となっておりますが、こちらが、制度が変わったためにこの

ような数字となっております。

なお、その次のページ、170ページと171ページを見ていただきたいと思いますが、169ページの総括の内訳が、アとイ、アは、いわゆる常勤の一般職員、これまでの正規の職員の部分、それから171ページのイが会計年度任用職員ということで、二つに区分をされておりますので、内訳はそのような記載となっております。

なお、172ページ以降の給料及び職員手当の増減額の明細、こちらにつきましては、会計年度任用職員の部分の増減額は含まれておりません。常勤の一般職員の部分だけの記載となっておりますので、申し上げます。

総務課関係は以上でございます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、住民福祉課所管の予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、74ページをお願いいたします。

2款、3項、1目。戸籍住民基本台帳費、この12節。委託料でございます。個人番号通知カード発行業務委託料として878万5,000円を計上しております。これはマイナンバーカードの発行事務手続を地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISに委託するための費用でございまして、前年と比較しますと、550万ほど増となっておりますけれども、これは国の交付金見込み額の増によるものでございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。

3款、1項、1目。社会福祉総務費の18節。負担金補助及び交付金でございます。大きいものといたしまして、2番目の民生委員児童委員協議会運営費の補助金389万2,000円、それから、その下の社会福祉協議会運営費補助金1,853万3,000円とありますけれども、ここは町内福祉団体の運営費に対する補助金が主なものでございます。下から2番目の社会福祉協議会事業補助金130万円につきましては、地域福祉事業に係る、社協が行っております地域福祉事業に係る活動費の補助でございます。

それから、その下のほうの2目。老人福祉費、7節。報償費、敬老祝い金品370万円と計上しておりますけれども、これは、88歳、それから100歳到達者に対する長寿祝い金と、75歳以上の施設入所者に対する敬老祝い品購入のための費用でございます。

それから、一番下の12節、委託料、生活支援ハウス運営事業委託料500万円、これは昨年

度と金額は同額でございますけれども、長野郷にある生活支援ハウスいきいきの運営に対する委託料でございます。それから、その下の敬老行事委託料464万円、これは、町内自治会ごとに行われております敬老行事に対する委託料でございます。

次のページをお願いします。

18節. 負担金補助及び交付金、上から3番目の東彼地区保健福祉組合負担金、老人ホーム施設費で306万1,000円でございますけれども、これは福祉組合が運営しております老人ホーム施設の本町負担額でございます。それから一つ飛びまして、老人クラブ運営費等補助金190万4,000円、これは本町老人クラブの各地区単位老人クラブに対する運営費の補助でございます。二つ飛びまして、温泉施設利用助成事業費補助金300万円、これは、65歳以上の高齢者を対象に行っております、温泉施設入浴券の交付事業の利用者に対する補助でございます。昨年10月からちょっと利用料が、600円から700円、100円上がっておりますので、そういうことから、若干予算は上げておまして、300万円としております。

それから、一番下のシルバー人材センター育成事業費補助金507万1,000円でございます。昨年度は370万円ということでしたけれども、今回130万、137万ほど増としております。これは、基本的にはシルバー人材センターの運営費に対する補助がありますけれども、それプラス、今年、2年度につきまして、新規会員及び業務受注の獲得を図るための業務推進開拓員を新たに1名雇用したいということで、1年間だけだけでもちょっとこうお願いしますということで要望がありましたものですから、そういったものを今年度のみということで、この137万も追加して、507万1,000円の予算を組んでおります。

それから19節. 扶助費、養護老人ホーム入所措置費5,754万1,000円でございます。県内4カ所の養護老人ホームへ入所されている方の入所に対する措置でございます。

それから次のページの12節. 委託料。この下のほうの障害者計画及び障害者福祉計画、障害児福祉計画策定業務委託料としまして275万円を計上しております。これは障害者総合支援法の規定によりまして、3年に一度の策定が義務づけられておりますため、本計画につきましてその策定議案を委託するための費用でございます。

それから、18節. 負担金補助及び交付金、一番上の東彼地区保健福祉組合負担金、地域生活事業費ということで、1,199万2,000円、その下の、同じく負担金ということで、区分審査会155万7,000円を計上しております。これは福祉組合の令和2年度町分担金内訳表に基づくそれぞれの本町分担金でございます。

次のページをお願いします。

19節. 扶助費、総額で4億8,518万3,000円を計上いたしております。説明欄に計上している個々の内容説明につきましては、時間の都合上、省略させていただきたいと思っておりますけれども、ここに掲げている項目につきましては、障害者が日常生活を送る上で必要となる、いわゆる障害福祉サービスの給付費でございます。内容につきましては昨年度とほとんど変わりませんが、予算的には、昨年の年度当初と比較しますと、約3,600万円程度増額となっております。

続きまして、86ページをお願いします。

3款、2項、1目. 児童福祉総務費、まずこの1節. 報酬のところで会計年度任用職員報酬10人分で483万8,000円計上しておりますが、これは現在、子育て支援センターで勤務をしてもらっております常勤の臨時職員1名分と、非常勤の臨時職員9名分の報酬でございます。

それから、下のほう、7節. 報償費でございます。誕生祝い金として300万円を計上しておりますが、これは3人目以降の出生に対して支給いたしております1人10万円の祝い金で、年間30人を見込んでおります。

それから、次のページの12節. 委託料、ここにつきましては、上から4行目の放課後児童健全育成事業委託料2,714万4,000円、一つ飛んで、放課後児童支援員処遇改善等事業委託料450万円、同じく、放課後児童クラブ障害児受け入れ推進事業委託料として554万1,000円を計上いたしております。これは学童クラブに対する運営費や職員人件費の加算、あるいは障害児受け入れの際に必要な経費などを委託料として計上しておりますが、内容や費用的なものは昨年度とほとんど変わっておりません。

その下の、18節. 負担金補助及び交付金でございます。88ページにかけてありますけれども、ここで町が実施します事業や学童クラブに対する補助金もありますけれども、主には、保育所や認定こども園が行う各種事業に対する補助金を計上しております。これまでと内容はほとんど変わりませんが、一つ、新規の事業がございます。この87ページの上から4行目の新規保育士住居支援事業費補助金でございます。これは町内保育所や認定こども園における保育士不足の現状から、その保育士の確保対策として創設した補助金でございます。内容につきましては、新規で採用となった保育士の住居に係る支援、いわゆる家賃補助を行うこととしております。補助額につきましては、1人当たり月額3万円を上限に支給することとしておりまして、今年度、次年度予算で5名分を予定をしております。

それから、88ページ、19節. 扶助費ですね。福祉医療費として2,995万円を計上しておりますが、これは、未就学児に対する医療費の助成分と、小学生から高校生までの児童生徒に係る医療費助成分を合算したものでございます。約200万円の増額となっております。

次に、2目. 児童措置費の12節. 委託料、それから19節. 扶助費についてでございますけれども、まず、12節. 委託料につきましては、町内私立保育所の運営に係る委託料。それから19節. 扶助費につきましては、認定こども園に対する運営費の補助、そのほかに、児童手当や障害児通所支援給付費等が特に大きな予算となっております。事業内容はこれまでと変わりませんが、昨年の当初予算と比較しますと、12節. 委託料で約6,450万円の増。19節. 扶助費で約7,100万円の増額となっております。これは主に幼児教育無償化の影響によるものが大きな要因となっております。

それから、少し飛びまして、93ページをお願いいたします。

4款、1項、3目. 母子衛生費、19節. 扶助費、未熟児養育医療費としまして252万円を計上いたしております。これは身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児、これは1歳になるまでですけれども、に対してその治療に必要な医療費を町が負担するものでございます。

次の94ページをお願いします。

5目. 環境衛生費、1節の報酬でございます。会計年度任用職員報酬6人としまして867万5,000円を計上しておりますが、これは、環境美化作業員6名分の報酬でございます。

次のページです。

12節. 委託料の環境美化推進事業委託料450万と計上しておりますが、これは自治会長で組織しております環境衛生振興会連合会に対して委託を行いますが、各地区の河川等の清掃作業をお願いするために委託するものでございます。

次のページをお願いします。

18節. 負担金補助及び交付金の中の上から1、2、3、4、5、6行目ですね。東彼地区保健福祉組合の分担金としまして、火葬場施設、658万9,000円を計上しております。これは3町の共同処理であります火葬場施設費の本町分担金でございます。

次のページの97ページ。

4款、2項、1目. し尿処理費、2目のじん芥処理費、それぞれここでも福祉組合の分担金を計上しておりますが、まず、し尿処理費で3,702万2,000円、じん芥処理費で6,730万

3,000円ということで、これも、し尿処理とじん芥処理に対する本町分担金でございます。

それから、ちょっと飛びまして、122ページをお願いいたします。

8款、3項、2目、河川公園管理費、14節、工事請負費、桜つつみ河川公園路面改修工事2,200万円を計上しております。これは桜つつみ河川公園の路面補修工事をする予算でありますけれども、今回は万年橋から川内のセブン-イレブン前までの約480メートルを予定しております。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、引き続き、健康推進課関係の予算の説明を申し上げます。

戻っていただきまして、81ページをお願いいたします。

3款、1項、1目、社会福祉総務費の27節、繰出金でございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金として1億999万4,000円を計上しております。内訳としましては、保険基盤安定繰出金、事務費繰出金、出産育児一時金、財政安定化支援という、これだけの四つの分を今回計上しております。

82ページをお願いいたします。

3款、同じく2目、老人福祉費、18節に東彼地区保健福祉組合負担金を上げております。こちらは介護認定に係るもので1,223万7,000円、東彼3町で行っている認定審査会の共同設置費ですね。これにつきまして、38%相当分が本町の負担金ということでありまして、それを計上しているものです。

次に、27節、繰出金でございます。介護保険事業特別会計繰出金として2億188万円を計上しております。こちらにつきましては、介護給付費の地方負担の12%相当など、その分と、あと事務費繰り出し、介護予防包括支援任意事業分、低所得者保険料軽減分、これだけの分を計上しているものです。

85ページをお願いいたします。

同じく3款、5目になります。後期高齢者医療費、18節、療養費給付費負担金でございますが、1億9,491万6,000円を計上しております。これは長崎県後期高齢者医療広域連合が算定しました、本町における療養給付費、いわゆる医療費でございますけれども、この総額23億3,900万円に対しまして、本町の負担分として、その12分の1を計上するものでございま

す。

次に27節、こちらには後期高齢者医療特別会計繰出金として5,773万5,000円を計上しております。計上の中身としましては、事務費繰出金、広域連合に対する納付金、そして保険基金安定分として一般会計で受け入れる分を特別会計に持ってくるものを入れております。

次に92ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項、2目. 予防費、12節. 委託料、2,940万円を計上しております。予防費として、予防接種委託料として2,900万円、4種混合や小児肺炎球菌、日本脳炎、麻疹、風疹、混合、こういったものを予防接種委託料として上げております。

次に、19節. 扶助費、1,413万7,000円、主なものとしまして、インフルエンザワクチン接種料として1,000万円と、予防接種事故救済給付金として419万9,000円を計上しております。

次ページをお願いいたします。

3目. 母子衛生費、7節の報償費に195万3,000円を計上しております。このうち、新生児誕生祝い金100万円、これにつきましては、出生届時の紙おむつ贈呈に加え、五、六カ月の乳児相談時に出生記念として現在離乳食プレートをお渡ししております。これはふるさとづくり応援寄附金からの事業となります。

12節の委託料のうち、母子保健審査委託料として、120名分の妊婦健診及び95名分の乳幼児健診分として1,300万円を計上しています。

18節. 負担金補助金及び交付金に132万4,000円を計上しております。主なものとして、不妊治療の助成金が含まれております。90万円を計上しております。

94ページをお願いいたします。

4目. 健康増進費でございますが、健康増進費の12節. 委託料、1,737万6,000円を計上しております。このうち、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺等の検診委託料に1,350万円、令和元年度から行っております風疹抗体検査委託料200万円を計上いたしております。

以上で、健康推進課関連の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは、次に農林課関係の主な予算を御説明いたします。

101ページをお願いいたします。

6款、1項、3目. 農業振興費の12節. 委託料の中の有害鳥獣捕獲対策委託料でございま

すけども、こちらに、この委託料につきましては、イノシシ、アライグマの捕獲対策として
猟友会へ委託するものでございます。それぞれの捕獲頭数に応じて補助金を猟友会へ支払う
ものでございますので、捕獲頭数といたしましては、イノシシを700頭、アナグマとアライ
グマを合わせて100頭分を見込み、750万円を計上させていただいております。

次の102ページをお願いいたします。

同じ18節の中の下から二つ目の農家民泊等維持事業費補助金、200万円でございます。こ
の事業は、農家民泊数の宿泊者の伸び悩みを解消するために、住宅改修を行う場合にその一
部を助成するというもので、昨年度から実施をいたしておるものでございます。本年度につ
きましても、2件分、昨年度同様2件分、200万円を計上いたしております。

次の103ページをお願いいたします。

4目、畜産費の18節の中の県北農業共済組合家畜診療所運営費補助金、200万円ござい
ます。この事業は、大村東彼地区家畜診療所の運営費補助金でございますが、東彼3町同額
の補助となっているものでございます。

同じページの5目、土地改良費の12節、委託料のため池ハザードマップ策定業務委託料で
ございますが、こちらは災害が起こった場合に、民家等に大きな被害を及ぼすおそれがある
14カ所のため池についてハザードマップを作成するものでございます。

その下の同じ目の18節でございます。上から二つ目の県営土地改良事業費負担金、駄野地
区の基盤整備事業分でございます。今年につきましては6,500万円を計上いたしております。
これは3年目に入ります駄野地区基盤整備工事に係る事業費、今回6億5,000万円の負担金、
町負担金10%分を計上いたしております。

その二つ下でございます。県営石原地区自然災害防止事業費負担金、500万円ございま
す。この事業は平成28年度から実施しているもので、野々川郷の石原地区の地すべり防止工
事でございます。今回は、事業費2,500万円の町負担分20%を計上いたしております。

それから、104ページ、次のページですね、104ページをお願いいたします。

同じく土地改良費の18節でございまして、下から二つ目ですね、小規模農林事業補助金、
350万円でございます。この事業につきましても、町単独事業でございますが、農道や水路、
ため池などの整備、災害復旧工事など、国や県の事業にのらない、比較的小規模の事業に対
応するものでございます。昨年同様、同額となっております。

同じく105ページの6目、105ページ、6目の水田農業対策費の18節の中の経営所得安定対

策推進事業費補助金、332万円でございます。この事業は、水田農業の振興策を協議します波佐見町農業再生協議会の事務費としての助成金でございます。

同じく、その下の環境保全型農業直接支払い交付金でございます。552万8,000円でございます。この事業は、農薬や肥料の削減による環境に配慮した農業に取り組む集落営農法人などを支援するものでございます。交付単価、作付面積に応じて、国、県、町が助成するものとなっております。

同じくその下の農業次世代人材育成投資資金、150万円でございます。この事業は、以前は青年農業給付金という形で交付されておりましたけれども、新規就農者を年間150万円を上限としまして最長5年間支援するというものでございます。現在は対象者はいないという状況でございますけれども、今回、新規1名分について、当初予算におきまして、頭出しという形で計上いたしております。

同じく、その下の農地集積協力事業費補助金、100万円でございます。この事業は農地中間管理事業によります農地集積に対する補助金でございます。集積面積に応じて交付負担が決まっておりますので、当初予算におきましては、頭出しという形で計上をいたしております。

次の106ページをお願いいたします。

10目．中山間地域等直接支払交付金事業費の18節の中の中山間地域直接支払交付金、2,016万9,000円でございます。本町にはこの交付金に該当する地域が13集落ございます。そのような農業条件が厳しい地域に交付されるものでございまして、地域内の農地面積、それから傾斜などによって交付単価が算定されておるものでございます。前年度同額を計上いたしております。

次の107ページの11目．多面的機能支払交付金事業費の18節．多面的機能支払交付金でございます。多面的事業につきましては、軽微な補修、それから草刈りなどを支援する共同活動というものと、農業施設等の改修などを支援する長寿命化という二つのものがございます。それぞれ、共同活動のほうですね、2,043万3,000円、長寿命化のほうに1,787万5,000円を計上いたしております。令和2年度におきましては、共同活動、それから長寿命化活動、両方に13地区が取り組むというようになっております。

それでは、ちょっとページが大きく飛びまして、162ページをお願いします。

11款．災害復旧費でございます。1目．農地農業用施設災害復旧費に950万円、2目．林

道施設災害復旧費に250万円を計上いたしております。いずれも前年度同額での頭出しの予算となっております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

続きまして、商工振興課関連の予算の説明を行います。

まず、65ページをお願いいたします。

2款、1項、8目、諸費の12節、委託料について、乗合交通運行業務委託料、昨年より40万増の200万を計上いたしております。これについては、昨年10月とことし2月にタクシーの運賃が上がっているということで、その分の関係で40万円を増加しております。

次に、66ページをお願いいたします。

同じく、2款、1項、8目、18節、負担金補助金ですけれども、バス路線委託費補助金、これは、先ほど補正予算のほうでも説明しましたとおり、利用者の減少、運転手の処遇改善、佐世保市のバス再編による経費の増等が絡みまして、前年より258万1,000円増の1,771万1,000円を計上しております。川棚内海線の分でございます。

続きまして、70ページをお願いいたします。

2款、1項、18目、地方創生推進費でございますけれども、その中の12節、今回、この地方創生推進交付金のほうで、商工振興課関係は、昨年度からの継続分も含めて9の事業を行います。その中で、新規の分について御説明をいたします。

委託料の中の下から4行目、観光PR空撮事業委託料、これについては、ドローンによる観光スポットの撮影を計画しております。

その三つ下、車泊事業サイト開設委託料と、同じく、次ページの14節、工事請負費の中の2行目、西前寺公園観光拠点整備事業、これはセットでございまして、この温泉の裏の西前寺公園の中に、RVパークみたいな車中泊のキャンプ場みたいな、そういった感じの電気を供給できるような、そういった施設を計画をいたしております。

そして、工事請負費の1行目、鬼木地区民泊拠点施設整備工事、これについては、鬼木にあります名誉町民であります福田清人先生の生家、そこを改修いたしまして、民泊の拠点、また若者が集まれるような施設に改修するための工事費でございます。

次、78ページをお願いいたします。

2款、5項、2目。指定統計費です。5年ぶりに国勢調査が回ってきます。調査員の報酬としまして、調査員が今回60名、指導員が9名の報酬費を369万6,000円計上いたしております。

次に、111ページをお願いいたします。

7款、1項、2目。商工振興費の一番上ですね。廃石膏リサイクル外部専門家委託料、今回692万8,000円を計上いたしておりますけども、これについては、国のふるさと財団の地域再生マネージャー事業、3分の2の補助事業でございますけども、それに採択されまして、専門家を今までより密に来ていただくことによって、この、なかなか懸案事項でありますリサイクルの構築について、踏み込んだ、突っ込んだ協議をしていきたいというふうに考えております。

同じく111ページの18節。負担金補助金ですけども、この中の下から6行目、窯業人材等産地支援事業費補助金2,445万4,000円については、県、町合わせての補助金となりますけども、東京ドームの事業、また、今回新しく産地の実態調査を行うような事業も考えております。あと、窯業人材の生地事業等の育成事業ですね、これも引き続き行うように考えております。

次、112ページをお願いいたします。

7款、1項、3目。観光費の12節です。上から3行目、岩峠駐車場管理業務委託料、285万8,000円、これについては、何ていいますかね、駐車場の機器の管理委託ですね。いろいろな運営も含めての機器管理委託を業者に委託するようにしております。その下が観光案内所の管理業務委託料280万、その岩峠駐車場内に令和元年度で整備しております観光案内所を運営の委託ということで280万円を計上いたしております。

そして次のページ、113ページ。

同じく委託料の上から4行目、ONSEN・ガストロノミーウォーキング事業開催委託料100万円、これについては、今回3月28日のガストロノミーウォーキング、中止を決定いたしましたけども、来年度またリベンジということで計上いたしております。

以上で商工振興課関連の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

続きまして、建設課関係について御説明申し上げます。

ページは117ページをお願いします。

8款、1項、1目．土木総務費ですが、本年度予算額2,754万5,000円で、昨年比721万9,000円の増額となっております。主なものとしましては、職員の人件費で、昨年、3級臨時職員から今年度正規職員となり、増額となります。

119ページをお願いします。

8款、2項、2目．道路橋梁維持費の12節．委託料、924万2,000円となっておりますが、この中で、道路橋の点検、定期点検業務につきましては5年に一度の定期点検をしなければならぬということから、令和2年度は20橋を予定をしております。

14節．工事請負費については、橋梁の修繕として金屋橋を計画しております。町道維持補修の営繕的なものとして1,000万円、ゲリラ豪雨対策、交通安全対策に2,600万円を計上しております。

120ページをお願いします。

3目の道路橋梁改良費ですが、補助路線が1路線、その他の路線が単独費で20路線、合わせて21路線を、今年度、令和2年度計画しております。

12節．委託料に803万1,000円、14節．工事請負費に1億4,037万8,000円、公有財産購入費に1,523万5,000円を計上しております。この中で、改良工事に12路線、舗装工事につきましては7路線を予定をしております。

18節の負担金ですが、県道波佐見山内線の野々川工区、上野々川付近の工事の負担金として716万7,000円を計上しております。里道等の改修費補助金については前年並みの200万円を計上しております。

21節の補償、補填及び賠償金に8,759万5,000円を計上し、これは横枕線と南部線の物件移転補償費を予定をしております。

122ページをお願いします。

8款、3項、1目．河川総務費の12節．委託料は、川棚川の洪水ハザードマップ策定業務を予定をしております。14節．工事請負費に400万円を計上し、河川のしゅんせつ工事と維持工事を行う予定です。

124ページをお願いします。

8款、4項、3目．土地区画整理事業費ですけど、12節．委託料2,100万円を計上しております。内訳として、移転費補償調査6件を予定をしております。14節．工事請負費、1億

2,850万円、これは、都市計画道路の波佐見中央線、西ノ原環状線と区画道路の工事費を計上しております。21節. 物件移転補償費、1億5,100万円は、建物の5件、NTT1件分を計上しております。

126ページをお願いします。

8款、5項、1目. 住宅管理費ですけども、12節. 委託料にシロアリ防除業務委託料を計上しており、江良山団地の一部においてシロアリの発生が見られたことから、8棟のうち、4棟と集会所について実施をするものです。14節. 工事請負費、1,050万円、これは住宅補修工事費と空き屋除去整地工事を予定しております。18節. 負担金等には、3世代同居・近居促進事業費として、新築3件、改修は2件分を140万円計上しております。住宅性能向上リフォーム事業は、1件当たり事業費50万円以上で10万円を補助するようにしておりますけども、300万円、30件分を計上しております。

続いて、ちょっと飛びますけども、163ページをお願いします。

11款、2項、1目の公共土木施設災害復旧と、次ページの公共施設災害復旧事業費は、毎年でございますけれども、今後災害が起きた場合に備えるということから、例年度と当初予算同額のそれぞれ1,100万円と100万円を計上しております。

建設課関係は以上です。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、水道課関連の説明をいたします。

96ページをお願いします。

4款、1項、5目. 環境衛生費の中の18節. 負担金補助金の中の浄化槽設置整備事業補助金が、前年比361万8,000円増の2,380万円となっております。これは、従来の補助金、対象35基、それに加えて、町単独補助を20基計上しております。

続いて、116ページをお願いします。

7款、2項、1目. 工業用水道費、これは予算額1,450万円、前年比50万円の減となっております。工業用水道会計の補助金です。工業用水道は供用開始8年目になりますが、供給先は1社のみで料金収入も限られておりますので、事業運営の不足分を昨年実績により計上しております。

続きまして、125ページ。

8款、4項、4目。下水道費、前年比539万5,000円増の2億502万5,000円を計上しております。内訳は、24節。積立金32万5,000円と、27節。繰出金、2億470万円となっております。事業会計で不足するものを繰り出すもので、詳細については下水道会計のほうで説明いたします。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局関係の説明をさせていただきます。

132ページをお開きください。

10款、1項、2目。事務局費、1節。報酬でございますが、上から3行目、学校運営連絡協議会委員報酬でございます。これは本年4月に各小中学校に設置をいたします学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールを、町全体を取りまとめる組織として、学校運営連絡協議会ということで新たに設置するものでございます。

その1節。報酬の一番下、会計年度任用職員報酬でございますが、18名となっております。内訳でございますが、学力向上支援員、特別支援教育支援員で14名、外国語指導助手、ALTで3名、スクールソーシャルワーカー1名の18名でございます。総数では前年と、総数、内訳とも前年度と変わりがございません。一方、2節の給料の一番下、会計年度任用職員1名でございますが、これは指導主事の給与でございます。

134ページをお開きください。

同じく、2目。事務局費でございます。12節。委託料でございます。新規項目として、上から4行目、ICT支援員配置業務委託料ということで計上させていただいています。これは本年4月から、新学習指導要領の全面改訂に伴いまして、小学校でプログラミング教育が始まります。あわせて、先ほど補正のところでも申し上げましたが、児童生徒のタブレットの配置が令和2年度から開始を行いますので、教師の授業補佐、そして機器の管理のため、1名を配置をするということで新規に計上しているものでございます。

その下、社会科副読本策定業務委託料でございますが、これも本年4月から、小学校において新学習指導要領が完全施行されますので、小学校4年生以上で使われております社会科副読本「わたしたちの波佐見町」を全面改訂することで、その策定業務委託料を計上しております。

その12節. 委託料の一番下、ドローン講座開催委託料でございますが、これについては本町独自の取り組みでございます人づくり推進事業の中で、令和2年度において新規で取り組むということで計画しております。近年何かと話題のドローンでございます。高校生以上、一般まで含めたところで、法律の座学なり、操作方法を学んでいただくということで予定をしております。

その下、14節. 工事請負費、学校防犯カメラ設置等工事で1,730万円を計上させていただいております。これは近年の不審者対策に伴いまして、各小学校、中学校に防犯カメラ、職員室でのモニター、そして録画機能を設置をするということで計画をしております。

その下、17節. 備品購入費、電子黒板等購入費ということで、1,040万円計上しております。先ほどの補正の項でも申し上げましたが、近年はホワイトボードという投影機を導入しておりましたが、本年度、反射の映り込みが少ない液晶テレビが各メーカーから発売されましたので、ホワイトボードからこの電子黒板のほうに切りかえて、年次計画、令和2年度から4年度にかけて、各小学校の電子黒板を更新するということで計上させていただいております。

136ページをお願いいたします。

10款、2項、1目. 東小学校管理費、1節. 報酬でございます。2行目ですが、先ほど申し上げました学校運営協議会委員報酬を計上させていただいております。各学校においては、本年4月にこの学校運営協議会を設置する予定でございます。既存の学校支援会議と学校評価委員会等を統合する形で発展的に移行したいというふうに考えておまして、委員報酬を計上しております。なお、その下の会計年度任用職員報酬1名については、学校の図書司書補助員の賃金でございます。

138ページをお願いいたします。

10款、2項、2目. 東小学校教育振興費、19節. 扶助費でございます。要・準要保護児童就学援助費ということで210万7,000円を計上させていただいております。この項目については、小学校、中学校、それぞれ19節. 扶助費のほうに計上しているところございまして、予算上の総数では、今回は185名分を計上させていただいております。ちなみに、平成30年度の実績が168名、本年度、令和元年度の2月末が180名ございまして、順調に周知が図られているのかなということで考えております。

次、4目. 中央小学校管理費、2、給料、会計年度任用職員1名となっておりますが、こ

れは用務員の給料でございます。

140ページをお願いをいたします。

同じく、4目．中央小学校管理費、14節．工事請負費、今回新規で校舎改修工事を計上させていただきます。これは中央小学校の大規模改修に係るものでございます。本年度、基本設計を終えたところでございますが、従来は、中央小学校のカーペットをフローリング化する工事と、傷んでおります外壁の補修ということを行うとしておりましたが、基本設計をして、工期がかなりかかるということがわかりましたので、令和2年度は、1期工事目としてはフローリング工事を行うということで所要額を計上しております。

あわせて、1ページ戻っていただいて、12節の委託料の欄の一番下、実施設計業務委託料、工事監理業務委託料は、今、先ほど申し上げました中央小学校の大規模改修工事、フローリングの工事に係るものでございます。

145ページをお願いをいたします。

10款、3項、1目．中学校管理費、14節．工事請負費でございます。学校設備改修工事ということで900万円を計上しております。主なものとして、トイレの小便器の取りかえ工事、3年計画の3年目、そして女子職員のトイレの洋式化工事、そして、各教室の後ろにあります棚ですね。これの改修工事として3年計画の2年目と、あと、維持補修的なものを計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

飛びまして、149ページをお願いをいたします。

10款、4項、2目．文化財保護費でございます。12節．委託料をお願いをいたします。今回、上から3行目でございますが、文化的景観保存調査業務委託料ということで、令和元年度に引き続きまして計上させていただきます。これは、中尾地区、鬼木地区の国の重要文化的景観の選定を受けるための、地域の文化財、資産等を調査する委託料になります。その下、無形民俗文化財映像記録業務委託料でございます。これは年度計画でやっておりまして、人形浄瑠璃、各浮立の映像記録は終わったんですが、地域からの要望で、波佐見節とか、民謡とか、昔話をぜひ残してほしいということで、今回計上したものでございます。

次ページ、150ページをお願いをいたします。失礼しました。151ページをお願いをいたします。

10款、4項、3目．国指定史跡管理整備費、14節．工事請負費、国指定史跡保存整備工事でございます。786万6,000円を計上しておりますが、これについては、今回は有害鳥獣を遺

跡に入らないようするための防護柵の設置というふうになっております。この中尾上登窯の国指定の保存整備工事でございますが、国の予算の割り当てがちょっとやはり厳しい状況でございます、いつ完成するかというところで見通しができない状況ではあるんですが、予算の範囲内で着実にやっていきたいというふうに考えております。

次、同じページ、4目。総合文化会館管理費、1節。報酬、会計年度任用職員、報酬を3人でございますが、これは図書館の職員3人でございます。一方、2節。給与の会計年度任用職員1名は、図書館の運営を行う職員の給与でございます。

153ページをお願いいたします。

12節。委託料でございます。上から2行目、芸術文化公演開催委託料ということで330万円となっております。この芸術文化公演については、表年と裏年ということで、隔年で大きな事業をやっておりますが、令和2年度がその表年の年でございまして、今回は11月にわらび座のジパングという公演を行うこととしております。中学生向けと一般向けで行いたいというふうに考えております。日時が決まりましたらお知らせをしたいと思っておりますので、ぜひ御拝聴賜ればと思います。

その下、14節。工事請負費で5,720万円を計上させていただいております。内訳として、トイレの洋式化の工事で、学習棟の2階の女子トイレ、そして、非常用照明器具取りかえ工事でございますが、これは建築基準法に基づく非常用照明の取りかえ工事の3年計画の2年目となります。その下、冷温水器設備ボイラー取りかえ工事でございますが、文化会館の冷房暖房はボイラーで熱源を発生しまして行っておりますが、一度も取りかえをしておりませんので、これを取りかえるということでございます。現在ボイラーが3基ありますが、容量をまとめて2基に再編することで所要額を計上しております。

そして、その下、17節。備品購入費でございます。新規として読書通帳機器購入費を計上させていただいております。これは小中学生向けに銀行の通帳みたいなものをつくりまして、読んだ本を記帳して、自分が読んだ本をわかるようにして読書を促すという取り組みを開始したいというふうに考えております。

次ページ、154ページをお願いいたします。

10款、4項、5目。歴史文化交流館（仮称）整備工事でございます。

14節。工事請負費でございますが、整備工事並びに展示設備工事については、令和元年度、令和2年度の債務負担行為によりまして工事を進めております。令和元年度が4割、前金相

当、そして令和2年度が残りの6割の予算の割合で計上しております、整備工事、建物の部分ですね、そして展示設備工事の分を合わせまして、1億9,496万4,000円を計上させていただいております。

そして、恐れ入ります、157ページをお願いいたします。

10款、5項、1目、保健体育総務費、18節、負担金補助金及び交付金でございます。157ページの欄の上から1、2、3、4、5行目、中学校部活動振興会補助金で250万円を計上させていただいております。令和元年度は300万ということで、内訳とすれば、運営費が200万、備品の更新として100万ということになりましたが、今回は、運営費を200万から250万で計上することで、所要額を250万とすることで上げさせていただいております。

その下、全国大会等出場補助金でございます。200万円を計上させていただいておりますが、あくまでも頭出しということでございます。小中学生並びに大人の方も大変、九州、全国大会に出場していただいておりますので、活躍していただけることを期待をしているところでございます。

その下、2目、保健体育施設費、14節、工事請負費でございます。甲辰園グラウンドフェンスの改修工事、甲辰園グラウンドトイレの洋式化工事ということで470万円。そして、その上、12節、委託料にそのグラウンドフェンス改修工事の実施設計、工事監理業務をあわせて計上させていただいております。

そして、次ページ、158ページをお願いいたします。

10款、5項、3目、体育センター管理費、17節、備品購入費でございます。体育センターの2階にありますトレーニング機器の購入ということと、ホールの、アリーナのコートが多面的支柱購入ということで150万9,000円を計上しております。この体育センターの2階のトレーニング機器については年次計画で更新をしているところでございます。なお、保健体育振興費については町民大運動会の経費でございます。令和2年度は開催がございませんので、廃目ということでございます。

以上で、教育委員会事務局の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 給食センター所長。

○給食センター所長（林田孝行君）

続きまして、給食センター関連を御説明いたします。

159ページとなります。

10款、6項、1目。管理費、予算額として8,719万1,000円といたしております。新たなものといたしまして、160ページの17節。備品購入費に昇降式消毒保管庫購入費として1,540万円を計上しております。あわせて、11節になりますが、役務費に消毒保管庫の設置に伴うシステム制御手数料を計上しております。内容といたしまして、昇降式消毒保管庫につきましては、現在6基の保管庫がありますが、そのうち4基が故障等が相次いでおります。そういったことから経年劣化となっておりますので、そのうちの4基分を購入するものであります。また、設置に伴うシステム制御手数料につきましては、先ほど申し上げました6基全てに関連する費用となっております。

以上が、給食センター関連であり、令和2年度一般会計当初予算書の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

説明漏れなどありませんか。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号 令和2年度波佐見町一般会計予算は、議長を除く13名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の配付の名簿のとおり指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。

しばらく休憩します。再開の時間は追ってお知らせします。

委員の皆さんは委員会室へお願いします。

午後4時31分 休憩

午後4時50分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算特別委員会の委員長に石峰実委員、副委員長に尾上和孝委員が決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

日程第12～17 議案第2号～議案第7号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 議案第2号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算から日程第17. 議案第7号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの6件を一括議題とします。

日程に従って、順次内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第2号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時金の借入額の最高額を5,000万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款. 国民健康保険料、1項、1目. 一般被保険者国民健康保険料は、前年度比2%減の3億1,900、失礼しました、3億196万円。

2目. 退職被保険者等国民健康保険料は、平成27年度に廃止された退職保険者制度において、廃止前で対象であった人たちが全て65歳に到達されたため、現年度分は、令和2年度からは基本的に発生しないこととなります。そのことによりまして、滞納繰越分のみの計上となりまして、その額15万9,000円と合わせて3億211万9,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

3款. 国庫支出金、1項、1目. 国民健康保険制度関係業務事業費補助金を157万円計上しております。本来であれば、ここは災害等の特例部分だけが計上だったんですけれども、オ

ンライン資格確認等システム導入に対応するための補助金が国から直接交付されるため、ここで計上しているものです。

次のページに行きます。

1 款. 県支出金、1 項、1 目. 保険給付費等交付金を前年度比 3 %減の11億6,471万8,000円計上しております。普通交付金は保険給付費に係るものとして、11億2,077万4,000円を計上しております。都道府県化により、県が算定を行い示したものをここに計上しております。

特別交付金は、医療費適正化や収納対策、保健事業などに係るものや、努力支援制度に係るもの、特定健康診査負担分として4,394万4,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

6 款. 繰入金、2 項、1 目. 一般会計繰入金、保険基盤安定に係る保険料軽減分として5,465万3,000円、保険者支援分として2,964万1,000円、その他一般会計繰入金に係る事務費相当分、出産育児一時金相当分、財政安定化支援分等、2,570万円とすることで、前年度比、829万3,000円増、1億999万4,000円を計上しております。

14ページに行きます。

7 款. 繰越金、1 項、1 目. 繰越金は、令和元年度繰越額の見込みによりまして、前年度比較1,000万円減の2,000万円を計上しております。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款. 総務費、1 項、1 目. 一般管理費は、国保事業に係る事務経費を計上しているものでございます。システム改修の影響もあり、前年度比較99万1,000円増の582万3,000円を計上しております。

21ページをお願いいたします。

2 項、1 目. 賦課徴収費、補助事業を活用して徴収用の車両購入を予定しております。122万8,000円増の455万5,000円を計上しております。徴収嘱託員、夜間納税相談、徴収職員のスキルアップ研修など、適正賦課及び収納向上業務などを行いながら、国民健康保険財政の安定化を目的としております。

24ページをお願いいたします。

5 項、1 目. 医療費適正化特別対策事業費は、増高する医療給付費に対処するため、町が実施する医療費通知、レセプト点検、健康相談など医療費適正化業務に対して県が必要な助

成を行うものです。国民健康保険事業の円滑、適正な運営を確保することを目的としておりまして、前年度比40万6,000円減の287万5,000円を計上しております。

25ページをお願いいたします。

2款. 保険給付費は、被保険者数の減少はあるものの、1人当たりの医療費が高い傾向にまだまだございます。しかしながら、今年度から、30年度の給付実績をもとに、区分ごとに見込み額を推計する方法に変更したため、1項、1目. 一般被保険者療養給付費は、前年度比較としまして、3,509万8,000円減の9億6,490万2,000円。

2目. 退職被保険者療養給付費は、前年度比較290万円減の10万円。

3目. 一般被保険療養費は、前年度比71万円減の689万円を計上を行っております。

なお、退職被保険者につきましては、先ほど、制度がもう廃止されたと申しましたけれども、これにつきましては遡及して請求されることもありますので、その分について予算を確保しております。

次に、26ページをお願いいたします。

2項. 高額療養費も、1項の療養諸費と同様に推計方法を行っております。1目. 一般被保険者高額療養費は、前年度比231万6,000円増の1億4,531万6,000円を計上しております。

28ページをお願いいたします。

4項、1目. 出産育児一時金、前年度と同額の15名分、630万4,000円を計上しております。

30ページをお願いいたします。

3款. 国民健康保険事業費納付金は、県が算定を行い、示したものになります。

1項. 医療費給付分は、1目. 一般被保険者分を2億8,394万2,000円、2目. 退職被保険者分を10万5,000円と計上しております。

31ページをお願いいたします。

2項. 後期高齢者支援分等につきましては、1目. 一般被保険者分を8,826万8,000円、2目. 退職被保険者分を3万円計上しております。

次ページをお願いいたします。

3項、1目の介護納付金分は3,445万4,000円を計上しております。

これで、1項から3項まで合わせた県への納付金は、全体で1,047万円減の4億679万9,000円となっております。

33ページをお願いいたします。

4款. 保健事業費、1項、1目. 保健衛生普及費は、健診や保健指導、健康教室などの実施をすることにより、被保険者の健康の増進及び生活の質の向上、さらに財政運営の健康づくり委託料、失礼しました、財政運営の健全化のための重要な事業経費となっております。脳ドック助成を含む短期総合健診助成金、健康づくり事業委託料が主なものとなっております。前年度比較で134万9,000円増の962万円を計上しております。

3目. 保健事業費は、特定健診、特定保健指導の実施率の向上に関する事業など、被保険者の健康づくり、医療費の適正化により、国民健康保険財政の安定化のための事業でございます。前年度比311万9,000円増の2,209万5,000円を計上しております。

35ページをお願いいたします。

2項、1目. 特定健康診査等事業費は、高齢者の医療の確保に関する法律により実施が義務づけられているものでございます。それらに関する実施する費用の経費がここに計上されているものです。前年度比211万1,000円増の1,433万6,000円を計上しております。事業の主なものは、2節. 委託料になりまして、特定健診の委託料、1,365万5,000円を計上しております。

次に、39ページをお願いいたします。

全体の調整としまして、ここで、8款、1項、1目. 予備費で338万3,000円を計上しております。

40ページ以降は給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどごらんください。

以上で、令和2年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,100万と定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款. 後期高齢者医療保険料、1項、1目. 特別徴収保険料を7,979万5,000円。2目. 普通徴収保険料を2,816万4,000円。合わせて1億795万9,000円を計上しております。前年度比で375万円の増となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

3款. 繰入金、1項、1目. 事務費繰入金は、前年度比6,000、失礼しました。6万8,000円減の858万5,000円を計上しております。

2目. 保険基盤安定繰入金は、前年度比294万5,000円増の4,915万円を計上しています。
12ページをお願いいたします。

6款. 諸収入、3項、2目. 雑入でございますが、主に検診委託料に係る広域連合からの収入をここで受け入れます。430万2,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款. 総務費、1項、1目. 一般管理費は、前年度比115万6,000円増の522万1,000円を計上しております。主なものとしまして、12節. 委託料の健康診査委託料になります。

15ページをお願いいたします。

2款. 後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目. 後期高齢者医療広域連合納付金は、まず内訳としまして、後期高齢者医療保険料として1億796万円、保険基盤安定負担金として4,915万円、広域連合の事務費の負担金として763万円を計上しております。前年度比635万7,000円増の1億6,474万円でございます。

以上で、令和2年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第4号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

第1条. 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,400万円と定めるものでございます。一時借入金は、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款. 保険料、1項、1目. 第1号被保険者保険料は、現年度分の特別徴収保険料を2億6,600万円、現年度分普通徴収保険料を1,700万円、そして、滞納繰越分として普通徴収保険料を70万円と見込み、前年度比較で360万円減の2億8,370万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

4款. 国庫支出金、1項、1目. 介護給付費負担金は、前年度比526万円増の2億4,117万6,000円を計上しております。これにつきましては保険給付費と連動するものでございます。

11ページをお願いいたします。

同じく4款でございますが、2項、1目。介護給付費財政調整交付金は、前年度比168万円増の7,705万円。

2目。地域支援事業交付金の介護予防日常生活支援総合事業分として、前年度と同額の1,000万円。

3目。地域支援事業交付金、包括的支援事業並びに任意事業、前年度比63万1,000円減の1,564万2,000円。

4目。保険者機能強化推進交付金、前年度比30万円減の200万円を計上しております。

次ページをお願いいたします。

5款。支払基金交付金、1項、1目。介護給付費交付金は、前年度比756万円増の3億4,668万1,000円を計上しております。こちらについては、先ほどの国庫の介護給付費負担金と同様に保険給付費に連動するものでございます。

2目。地域支援事業費交付金は、前年度比11万円増の1,212万6,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

6款。県支出金、1項、1目。介護給付費負担金は、前年度比384万円増の1億7,612万6,000円を計上しております。これも保険給付費に連動するものです。

14ページをお願いいたします。

2項、1目。介護予防日常生活支援総合事業に対する地域支援事業交付金は、前年度比5万1,000円増の561万3,000円。

2目。包括的支援事業・任意事業に対しては、前年度比31万5,000円減の782万1,000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。

8款。繰入金、1項、1目。介護給付費繰入金は、前年度比350万円増の1億6,050万円。

2目。地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業に対する繰入金は、前年度比5万1,000円増の561万4,000円。

3目。包括的支援事業・任意事業に対しては、前年度比31万5,000円減の782万2,000円。

4目。低所得者保険料軽減繰入金は、前年度比713万9,000円増の1,524万6,000円。

5目。その他一般会計繰入金は1,269万8,000円を計上しております。

22ページをお願いいたします。

10款. 諸収入、3項、1目. 介護予防サービス費収入は、前年度比241万円増の984万円を計上しております。

24ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款. 総務費、1項、1目. 一般管理費は、介護保険の事務に係る経費として、前年度比315万4,000円増の461万2,000円を計上しております。これは第8期介護保険事業計画の策定年度に当たりますので、その経費が計上されているところです。

26ページをお願いいたします。

1款、3項、2目. 認定調査費等につきましては、認定調査員さんに係る費用としまして、1節の報酬費と2節の給与費で給料、3節. 職員手当等を構成して計上しております。

27、28ページをお願いいたします。

2款. 保険給付費は、前年度実績をもとに計上しております。

1項、1目. 居宅介護サービス給付費は、前年度比1,400万円減の5億1,050万円。

3目. 地域密着型介護サービス給付費は、前年度比3,200万円増の3億5,100万円。

5目. 施設介護サービス給付費は、前年度比1,410万円増の2億5,900万円を計上しております。

28ページに行きまして、8目. 居宅介護住宅改修費は、前年度比110万円減の300万円。

9目. 居宅介護サービス計画給付費は、前年度比300万円減の5,300万円を計上しております。

29ページ、30ページをお願いいたします。

2項、1目. 介護予防サービス給付費は、前年度比300万円増の3,000万円。

3目. 地域密着型介護予防サービス給付費は、前年度比720万円減の400万。

7目. 介護予防サービス計画給付費は、前年度比50万円増の460万円を計上しております。

32ページをお願いいたします。

4項、1目. 高額介護サービス費、前年度比302万円の増で2,050万円を計上しております。

33ページをお願いいたします。

5項、1目. 高額医療合算介護サービス費、前年度比100万円増の400万円を計上しております。

34ページをお願いいたします。

6項、1目．特定入所者介護サービス費は前年度と同額としております。

35ページ、36ページをお願いいたします。

3款．地域支援事業費、1項、1目．総合事業費でございますが、前年度比41万円増の4,491万円を計上しております。主なものとしまして、12節に介護予防普及啓発事業委託料として377万3,000円、通所型サービスC、わくわく広場でございますが、この委託料として、375万円、地域介護予防活動支援事業委託料として232万円を計上しております。18節には介護予防ケアマネジメント事業費として300万円、訪問型事業費として580万円、通所型サービス事業費として2,020万円を計上しているところです。

37ページをお願いいたします。

2項、2目．総合相談事業費でございますが、地域包括支援センターの社会福祉士に係る人件費の一部を計上しております。全体で557万5,000円を計上しているところです。

次に、38ページ、4目．包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、こちらは地域包括支援センターの運営に係るものとして、保健師に係る人件費の約60%を計上しております。212万6,000円減の1,904万1,000円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

5目．任意事業費は、介護給付費等費用適正化事業として、介護給付費の適正化のためのケアプラン点検の業務費用としてのものと、介護教室や認知症啓発関連事業費、これらについて232万3,000円を計上しております。

40ページから42ページにかけますが、まず6目．包括的支援事業費、社会保障充実分については、相談支援センターの設置に係る在宅医療介護連携事業関連費用、これらを303万4,000円、支え合いのまちづくりに向けた生活支援体制整備事業の推進としての費用を601万5,000円、認知症施策事業の費用を236万円、自立支援に係る地域ケア会議関連費用を85万1,000円、合計の1,226万円の計上を行っております。

43ページをお願いいたします。

3項、1目．指定介護予防支援事業費は、事業に係る一般職4名と会計年度任用職員3名の給与など943万円を計上しております。なお、ここに出てきます地域包括支援センターの職員並びに会計年度任用職員の人件費の計上については、補助事業を活用している関係上、それぞれの割合に応じて分けておりますことを御了承ください。

49ページ以降は給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

ます。

以上で令和2年度介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、続きまして、議案第5号から7号までの水道課の関連の説明を行います。

まず、議案第5号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算について説明いたします。

令和2年度波佐見町の公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億4,970万円と定めるものとします。前年度と比較して1,270万円の増、率にして3.8%の増となっております。

債務負担行為について。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債について。地方自治法230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金については、地方自治法235条の3第2項の規定による一時金の借り入れの最高額を2億円と定めるものです。

4ページをお願いします。

第2表債務負担行為でございます。これは3カ年契約で、波佐見町の中央浄化センター及びポンプ場維持管理業務委託を3カ年で民間業者に委託をするもので、来年度、令和2年度の9月で現在の契約が満了しますので、引き続き3年契約を計画しているところです。負担行為を令和3年から5年の3カ年とし、限度額を8,506万6,000円とするものです。

次のページ、第3表地方債でございます。公共下水道事業を目的に借り入れを予定しており、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様となっております。限度額を3,170万円とするものです。

それでは、予算の内容について、事項別明細書により説明いたします。

8ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1款、1項、1目、下水道負担金、予算額255万6,000円となっております。

次のページ、2款、1項、1目。下水道使用料、予算額8,488万1,000円、前年比113万8,000円の増でございます。これは接続件数の増によるものとしております。

続いて、11ページ。

3款、1項、1目。下水道事業費国庫補助金、予定額2,000万円としております。これは汚水管渠整備に係るものでございます。

次のページをお願いします。

4款。繰入金、1項、1目。一般会計繰入金、予算額2億470万円、前年比560万円の増です。増額については公債費の増によるものでございます。

次のページをお願いします。

同じく、4款、2項、1目。上水道事業会計繰入金、予算額471万9,000円。これは課長の人件費ですね、2分の1を負担金として繰り入れるものです。

16ページをお願いします。

済みません、7款、1項、1目。下水道事業債、予算額3,170万円、650万円の増となっております。これは、令和2年度より公営企業会計への移行に向けて準備を行いますので、その適用債の710万円を計上したものによります。

17ページ、歳出でございます。

1款、1項、1目。一般管理費、前年度比140万5,000円の増で、3,155万4,000円とするものです。これは下水道管理業務の職員3名の人件費をはじめ、事業運営費を計上しております。増額について主なものは、会計年度任用職員の雇用によるものです。

次のページをお願いします。

1款、1項、2目。環境管理費、前年度比785万3,000円の増でございます。これは中継ポンプ場とマンホールポンプ場の維持管理費となっております。

次のページ、増額の主なものは、マンホールポンプ場、中継ポンプ場の無線、14節ですね、工事請負費で、無線監視装置の更新によるもので、これはアナログ方式からデジタル方式へ変更するもので、令和2年度から3年計画で更新を行っていきます。

次に、3目。処理場管理費、436万1,000円の増で5,810万2,000円。中央浄化センターの維持管理を行うもので、増額の主なものは、先ほども申しましたが、浄化センターの維持管理業務を、来年度の後半から、新規、新しく委託契約を行うものですが、その分を設計額で計上しておりますので、増額となっております。

次のページ、行きます。

2款. 建設費、1項、1目. 管渠建設費、前年比487万5,000円の減で、6,870万7,000円となります。これは技術職員2名の人件費と委託料工事費を計上したものでございます。主なものは人件費の減によるものです。

22ページをお願いします。

3款. 公債費、1項、1目. 公債費の元金を635万2,000円の増で1億3,568万円とします。利子については239万6,000円の減で、4,248万5,000円としております。

23ページから31ページに職員の給与明細書の内容を掲載しております。

32ページをお願いします。

地方債の前々年度、30年末における現在高並びに前年度、令和元年度末の、該当年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

公共下水道事業、平成30年度末現在高、25億3,039万3,000円、令和元年度現在高見込み、24億106万6,000円、令和2年度中、増減の見込みについては、当該年度中の起債見込み額を3,170万円、当該年度元金償還見込みを1億3,568万円、令和2年度末現在見込み額、22億9,708万6,000円とするものです。

以上でございます。

続きまして、上水道事業会計に移ります。

議案第6号 平成2年度波佐見町上水道事業会計予算について説明いたします。

令和2年度波佐見町上水道事業会計の予算は、次の定めるところによります。

業務の予定量。給水件数5,900件、年間給水量128万立法メートル、1日平均給水量3,512立方メートル。

主要事業の内容ですが、配水施設整備事業6,800万円、機械電気設備事業2,153万7,000円を予定しております。

次のページ、お願いします。

収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものです。

収入。1款. 水道事業収益、2億9,337万2,000円。

支出。水道事業費用、2億6,356万6,000円。

資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億2,381万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金により補填するものとします。

収入。資本的収入、3,340万。

資本的支出、1億5,721万4,000円。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用できないとする経費については、職員給与費とします。

次、企業債ですが、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については一般会計と同様の取り扱いとなっております。限度額は3,000万円を予定しております。

次に、棚卸資産の限度額ですが、棚卸資産の購入限度額を500万円と定めるものとしていきます。

8ページをお願いします。

8ページは給与明細書でございます。8ページから15ページは給与明細書の内容について記載しているところでございます。

続いて、16ページ。

16ページから21ページについては、令和2年度の予算調整のため、予定損益計算書及び予定貸借対照表を掲載しておるものでございます。ごらんいただきたいと思っております。

続いて、23ページをお願いします。

予算の内容について説明いたします。

収益的収入及び支出のまず収入ですが、水道事業収益、1款、1項、1目。給水収益、2億8,050万円、350万円の増ですね。

3目。その他の営業収益、107万1,000円。このその他の収益については加入金110万円を見込んでおります。

次のページをお願いします。

2項。営業外収益、3目。長期前受金戻入、予定額を1,012万1,000円。これは昨年度の実績による見込みとしております。

次のページをお願いします。

次に、支出についてでございます。

1款、1項、1目。原水及び浄水費、232万5,000円の減で5,020万8,000円。減の主なもの

ですが、委託料の1,907万2,000円ですが、これは、前年度に調査業務委託を行ったんですが、その分がなくなったものです。

次のページを、済みません、27ページをお願いします。

2目. 配水及び給水費、予定額1,409万3,000円、この費用は、浄水場から各家庭及び事業所までの配水管の維持管理を計上したものであります。

次のページをお願いします。

4目. 総係費、前年度比1,980万7,000円の減で、5,724万9,000円。これは上水の職員の人件費及び運營業務の費用を計上しております。減の主なものですが、これは、昨年度と本年度で総合計画策定業務を行っておりましたので、これが終了したものでございます。

次、30ページをお願いします。

5目. 減価償却費、前年比184万4,000円の減で、1億938万5,000円となっております。

次のページをお願いします。

2項. 営業外費用、1目. 支払い利息及び企業債取扱諸費、これは前年比147万3,000円減の1,744万6,000円を計上しております。起債の利息分ですね。

次、32ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

まず収入ですが、1款、1項、1目. 企業債、3,000万円を予定しております。

2項. 工事負担金、1目. 工事負担金で340万円、前年比140万円の増となっております。これは、消火栓等設置で100万円、土地区画整理事業の負担金で240万円を予定しております。

次のページ。

支出として、資本的収支。

1款、1項、1目. 固定資産購入費、前年比150万円の減で700万円。

2目. 建設改良費、前年比953万7,000円の増で、8,953万7,000円となっております。改良費の主なものとしては、配水管の布設工事のほかには中央監視盤装置の改修工事、これが今、現在進めているところですが、来年度は野々川地区ほかを行うようにしております。

2項、1目. 企業債償還金、前年比244万5,000円の増で6,067万7,000円。

以上で説明を終わります。

続きまして、工業用水道事業会計です。議案第7号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計の予算について説明いたします。

令和2年度波佐見町工業用水道会計の予算は次に定めるところによります。

業務の予定量は、給水事業箇所、1社、年間給水量、14万6,000立方メートル、1日平均給水量、400立方メートル。

次に、収益的収入及び支出。

収益的収入、支出の予定額は次のとおりと定めるものです。

収入。第1款. 工業用水道事業収益、1,475万6,000円。支出。工業用水道事業費用、1,461万2,000円となっております。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は次のとおりです。

収入ですが、資本的収入、出資金で890万円。支出では、1款、1項の建設改良費、30万円。企業債償還金、851万5,000円となっております。851万5,000円。資本的支出の合計が881万5,000円となっております。

次に、他会計からの補助金ですが、事業運営のため、一般会計からこの会計補助を受ける金額を1億4,500万円と定めるものでございます。

○議長（今井泰照君）

1,450。

○水道課長（前田博司君）

1,450万円と定めるものでございます。済みません。昨年の実績見込みによる計上をしております。

なお、令和2年度工業用水道事業会計予算の調整に当たり、6ページのキャッシュフロー計算書、7ページに31年度の損益計算書、8ページから11ページに予定貸借対照表を作成し、掲載しております。

それでは、13ページをお願いします。

予算の内容について説明いたします。

収益的収入及び支出について。

まず、収入ですが、1款、1項、1目. 給水収益、915万4,000円、予定額ですね、915万4,000円。これは水道料金ですね。

済みません、もう1回言いますね。1款、1項、1目. 給水収益、本年度予算額、915万

3,000円で、2項、1目。他会計からの補助金、560万円、これは一般会計からの補助金になります。

次のページをお願いします。

次に支出でございます。

1款、1項。営業費用、1,082万2,000円。前年比80万7,000円の増となっております。主なものとしては、修繕費に110万円を計上しております。

次のページです。

5目。減価償却費、806万4,000円を前年同額で計上しております。

次のページをお願いします。

1款、2項、1目の支払い利息及び企業債取扱諸費として359万円を計上しております。

次のページです。

資本的収入及び支出の収入ですが、1款、1項、1目。負担区分に基づかない出資金、890万円、前年比60万円の減で予定しております。これは元金償還金に伴うものです。

支出ですが、1款、1項、済みません、1款、2項、1目。企業債償還金、851万5,000円。これは元金償還金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算から議案第7号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの6件については、予算特別委員会に付託し、審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第7号までの6件は、予算特別委員会に付託して審査することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後5時45分 散会

第2日目（3月5日）（木曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第2日目（3月5日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	8番	中尾	尊行
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	石峰	実	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 書記 山田 清

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副 町 長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	山田 周作	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	本山 征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀 真悟	建設課長	堀池 浩
水道課長	前田 博司	会計管理者兼 会計課長	宮田 和子
教育長	中嶋 健蔵	教育次長	福田 博治
給食センター所長	林田 孝行	総務班係長	太田 誠也
企画財政課 財政管財係長	坂本 昌俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和2年第1回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

これから、通告に従い、順次発言を許します。

2番 城後光議員。

○2番（城後 光君）

皆さん、おはようございます。

まず、新型コロナウイルスに関して、全国でいろいろな影響が出てますけれども、その件も含めて質問させていただきたいと思います。

それでは通告に従いまして、質問を行います。

1、町内イベントに際しての交通安全対策について。

交流人口が100万人を突破し、町内の道路を走る県外ナンバーの車も増えている。一方で、道路を使う町内行事も数多く存在しており、交通事故の発生が懸念される。

（1）来訪者の増加が著しい県道1号線の自動車通行量は近年どう推移しているか。

（2）県道及び町道の一部を利用して行われる年間行事にはどのようなものがあるか。

（3）波佐見一周駅伝大会にて発生した交通事故について、現時点での要因分析及び対応策は。

（4）公道を利用する行事の参加者に対する安全確保、運転者に対する行事周知など、対応は十分か。

2点目、交通安全対策を担う関係団体への支援について。

警察や教育機関など多くの団体が協力して交通安全対策に取り組まれている。とりわけ、交通安全協会、交通安全対策協議会、交通安全対策会議等では、常時、交通安全啓発にさまざまな取り組みを行っていただき、交通事故のない環境づくりに尽力いただいている。

- (1) 小中学生及び高齢者が関連する町内の交通事故件数はどう推移しているか。
 - (2) 川棚地区交通安全協会の運営状況について、現状の課題をどのように認識しているか。
 - (3) それぞれの交通安全関連組織では、どのような取り組みが行われているか。
 - (4) 交通安全指導員や見守りボランティアが高齢化していると聞かすが、課題はないか。
- 3点目、新型コロナウイルスによるイベント来訪者の減少対策について。

中国をはじめ、世界中に影響をもたらしている新型コロナウイルスは日本でも罹患者が増加しており、全国でイベントの中止など大きな影響を与えている。今後も短期間での収束は困難との見方が強く、本町においてもイベントの参加見合わせなど、今後影響が生じることも十分に考えられる。

- (1) 春先に開催されるイベントの開催中止、または延期を想定しているか。
- (2) 陶器まつりなど大型イベントへの影響について、何らかの対応策を検討しているか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 城後議員の御質問にお答えいたします。

まず、町内イベントに際しての交通安全対策について。交流人口が100万人を突破し、町内の道路を走る県外ナンバーの車も増えている。一方で、道路を使う町内行事も数多く存在しており、交通事故の発生が懸念される。そこで、来訪者の増加が著しい県道1号線の自動車通行量は近年どう推移しているかという御質問ですが、交通量の調査については、長崎県が5年ごとに実施していますので、そのデータについてお知らせいたします。

県道1号線佐世保嬉野線では、町内2カ所で計測されており、湯無田郷内海地区では、平成22年度、24時間の交通量が3,163台であったものが、平成27年度では4,042台となっており、5年間で約900台、28%程度増えています。また、県道1号線旧永尾分校付近での計測では、4,606台が1万157台の2.2倍と大幅に増加しています。

次に、県道及び町道の一部を利用して行われる年間行事にはどのようなものがあるかという御質問ですが、町が主催するもの及びその他の団体等が主催するものも含めれば、波佐見一周駅伝大会、波佐見ロードレース大会、はさみ林道マラソン、スポーツ少年団駅伝大会、町壮年駅伝大会、ONSEN・ガストロノミーウォーキング、JRウォーキング、ヘルシー

ウォーキング、中尾山桜陶祭、秋陶めぐり、峠の里まつり、皿山器替まつり、消防出初式防火パレードなどがあります。

次に、波佐見一周駅伝大会にて発生した交通事故についてと、公道を利用する行事の参加者に対する安全確保、運転者に対する行事周知については、教育委員会から答弁があります。

次に、交通安全対策を担う関係団体への支援について。警察や教育機関など多くの団体が協力して交通安全対策に取り組まれている。とりわけ、交通安全協会、交通安全対策協議会、交通安全対策会議等では、常時交通安全啓発にさまざまな取り組みを行っていただき、交通事故のない環境づくりに尽力いただいている。そこで、小中学生及び高齢者が関連する町内の交通事故件数はどういうふうに移しているかという御質問ですが、波佐見町内における平成27年からの5年間に発生した交通事故の状況では、発生件数全体では27年の52件が元年には37件と減少傾向にあります。

その中で、高校生や中学生以下が発生にかかわる件数は各年ともゼロ件から3件程度で多くありませんが、65歳以上の高齢者がかかわる事故は12件から19件に増加している傾向で、全体に占める割合も23%から51%へと増えているのが現状です。

次に、川棚地区交通安全協会の運営状況について現状の課題をどう認識しているかという御質問ですが、東彼杵郡管内を管轄している川棚地区交通安全協会の運営に関しては、現在の協会の事業遂行が厳しい状況にあり、平成30年度から運営費補助金を40万円から70万円に引き上げた経過があります。その後も年度の変り目などに情報を得ていますが、一昨年ぐらいから、長崎県警察から業務を受託している運転免許の更新業務に関し、良好な環境で事務が執行できずに非常に苦慮しているとのことであります。現在は、免許業務を県が発注する入札により各地区の交通安全協会に決定し、委託していますが、令和2年度からは長崎県交通安全協会が全体を受託し、各地区の協会に再委託するとのことです。

近年、年500円の協会の会費を納めていただける運転者が少なくなっていることや、他県に比べて委託料の額が少ないことから、地区協会の免許業務は、職員の勤務環境にも労働局から指導があるなどの課題もあっているようです。このことは、免許業務のみにかかわらず、本来果たすべき地域住民に対する交通安全教育にも支障を及ぼす可能性がないとも言えません。交通安全協会そのものは事故防止や交通安全に関する各種施策を実行する組織として立ち上げられたものであり、免許業務は後で加わったものとなっています。入札による再委託の状況がどのようになるのか、現時点では不明ですが、令和2年度は1年間状況を見きわめ

ていくことになるそうです。

長崎市で立ち上げられる免許センターと同様の方式が佐世保地区にも及ぶ可能性がないとも限りませんが、高齢運転者が遠くの場所まで免許更新に行くことになれば、そのことによる事故の発生が懸念されますので、できるだけこれまでの体系が維持できるように働きかけていくことも必要となってきます。

次に、それぞれの交通安全関連組織ではどのような取り組みが行われているかという御質問ですが、郡内統轄の川棚地区交通安全協会と波佐見支部では、年間に4回の交通安全運動期間が設けられているため、その期間に合わせ、交通安全対策推進協議会を開催した上で、交通安全祈願祭、交通安全車両パレード、運転者に対する街頭キャンペーン、飲酒運転の撲滅キャンペーン、登下校時の街頭指導や啓発活動、優良運転者の表彰などを行っています。また、交通安全教育では、保育園やこども園へ出向いて交通安全教室の開催、高齢者の施設や公民館等へ出向いた高齢者向け安全講習会の開催、小学校では自転車運転の基本ルール、道路での正しい通行方法教育を行っています。

20人で構成する交通指導委員会では、交通安全運動期間中は毎日街頭指導を行うとともに、毎月20日の街頭指導のほか、夏まつり、駅伝大会、桜陶祭など、町内で開催されるイベントにおいても交通整理や安全啓発活動に従事していただいております。交通安全母の会連合会においては、会則にも規定があるとおり、交通安全指導の普及、研修会、講演会の開催、交通安全についての調査、研究、啓蒙、指導が掲げられており、地域においては期間を定めた街頭指導、小中学生へのポスターや標語の募集、カレンダー作成、配布、高齢者宅への訪問活動も行われています。

町においては、条例に基づき、波佐見町交通安全対策会議を設置し、交通安全計画を策定しているほか、交通安全対策協議会は毎年開催し、構成団体の活動状況や警察からの交通事故に関する情報の提供を受け、共有を図っています。さらに、危険箇所や改善要望箇所の確認など、ハード面や運用面において改善が可能な事項についても議論を深めるとともに、現地調査を行う場合もあります。

(4) 交通安全指導員や見守りボランティアが高齢化していると聞くが課題はないかという御質問ですが、現在、委嘱している交通指導員20人の年齢構成は45歳から78歳で、平均63.5歳となっています。中には36年の指導員経験をお持ちの方もおられ、指導員としての役割を熟知され活動していただいております。

高齢化による課題はないかとのことですが、大きな問題が顕在化しているものではありませんが、活動の状況によっては相応の判断を要する場面もあると思いますので、その場面で適切な対応ができるかなどが課題かと思われれます。年齢要件があるものではありませんが、これまでの経過を見れば、自身の体力などを考慮された上で、自己の判断により勇退されていたようです。

次に、新型コロナウイルスによるイベント来訪者の減少対策についてという御質問ですが、中国をはじめ、世界中に影響をもたらしている新型コロナウイルスは、日本でも罹患者が増加しており、全国でイベントの中止など大きな影響を与えている。今後も短期間での収束は困難との見方が強く、本町においてもイベントへの参加見合わせなど、今後影響が生じることも十分に考えられる。そこで、春先に開催されるイベントの開催中止、または延期を想定しているかという御質問と、陶器まつりなど大型イベントへの影響について、何らかの対応策を検討しているかという御質問ですが、新型コロナウイルスの感染については、首都圏を中心に全国的に拡大しており、九州でも福岡県、熊本県、大分県、宮崎県でも罹患者が出るなど、警戒が必要な状況となっています。

3月、4月には商工振興課関連のイベントも幾つかあり、国の動向や社会の状況など注視して検討していましたが、2月末に政府から発表された2週間程度のイベントの自粛要請やそれを受けての各種団体の状況を鑑みると、町民の皆さんの生命の安全が最優先であり、2週間経過後も情勢がどのようになっているか判断がつかないため、3月6日から8日開催予定だった羽田空港でのPRプロモーションと、3月28日開催予定だったONSEN・ガストロノミーウォーキング in 長崎・波佐見の開催中止を決定したところです。また、中尾山で毎年開催されています桜陶祭についても、主催者の判断により中止が決定されています。陶器まつりについてはもう少し期間もあることから、今後、主催者を中心に協議されるものと思っています。イベント開催に向けて、これまで多くの準備をしてきており、苦渋の選択ではありますが、これ以上の感染拡大を防ぐためには、町民の皆様をはじめ、関係皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っています。

ロードレース等については、教育委員会より答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

おはようございます。城後議員の質問に教育委員会のほうからお答えをいたします。

1、町内イベントに際しての交通安全対策について。交流人口が100万人を突破し、町内の道路を走る県外ナンバーの車も増えている。一方で、道路を使う町内行事も数多く存在しており、交通事故の発生が懸念されている。（3）波佐見一周駅伝大会にて発生した交通事故について、現時点での要因分析及び対策はについてですが、波佐見一周駅伝大会での交通事故については、中学生の選手が骨折を伴う重大な事故に遭われたことに、主催者として、選手、御家族、関係の皆様には深くお詫びし、一日も早い回復をお祈りしているところです。

事故について改めて御報告しますが、大会当日の午前11時5分ごろ、井石郷県道1号線今里酒店前にて、中学生の選手が後方から来た普通車に追突されたものです。事故の一報を受けて、教育次長、担当係長が現場に向かい、負傷された選手の状況確認並びに警察の実況見分に立ち会っております。事故の原因については、運転手が沿道の応援に気をとられ脇見をしていたことが原因となっています。

事故現場付近については、島田電器前交差点に係員3名、カネフジ商店前交差点に係員1名を配置し、選手の走行状況や対向車線の状況を確認し、車両の通行を整理していましたが、事故を防ぐことはできませんでした。実況見分で運転手は、選手の走行はわかっていたが、対向車線側の観客に気をとられ、気づいたときには追突していたと話をしており、直接的には運転手の過失が大きいものと思われまます。

そこで、対応策でございますが、事故の発生を受け、大会翌日の1月20日には川棚警察署との意見交換、1月31日には緊急の体育部長会議、2月14日の自治会長会定例会、2月17日の町体育協会理事会などで関係団体の意見をお伺いしていますが、さまざまな御意見をいただいている状況であり、さらに警察協議も改めて行う必要もありますので、現時点で主催者として具体的な方向性は出しておりません。

今後については、自治会の役員が改まった本年4月から、これまでの関係団体の御意見を参考にしながら、警察の見解も踏まえ、自治会長会定例会、体育部長会議等においてさまざまな検討案を御提示しながら合意形成を図り、企画会議を経て、最終的には主催者において対応策を決定したいと考えています。

（4）公道を利用する行事の参加者に対する安全確保、運転者に対する行事周知など、対応は十分かについてですが、公道を利用する行事として大きなものは、波佐見一周駅伝大会、波佐見ロードレースがあります。先ほどの波佐見一周駅伝大会の交通事故を受け、その後のさまざまな会議でも、参加者の安全確保については最も優先されるべき事項として多くの意

見がありました。また、会議参加者からは、大会日程や走行時間帯の周知不足が指摘されているところで、その点も含め大会運営について事務局として大いに反省しているところです。ほかの大会では、コース上を問わず、関係する道路にかなり以前から看板等で周知が図られていますので、今後においては対策の一つとして設置を行いたいと考えています。

2、交通安全を担う関係団体への支援について、(3)交通安全指導員や見守りボランティアが高齢化していると聞くが課題はないかについてですが、本町においては登下校の見守りボランティアの方々をはじめ、多くの皆様に子供たちの安全を支えていただいていますことに深く感謝を申し上げます。機会があるごとに通学の状況を確認していますが、登下校時に付き添っていただく方、交差点等で街頭指導を行っていただいている方など、波佐見町は地域全体で子供を見守る風土があり、自発的な活動をされていることに頭が下がる思いです。

この見守りボランティアについて、議員お説のとおり、高齢化しているのが実態ではないかと考えていますが、皆様方の崇高な精神のもとに、学校に御支援をいただいている中でありますので、今後とも地域とのつながりを強化し、地域の方々が学校に興味を持っていただき、多くの方が自発的に学校を支援する機運が醸成できるよう努めてまいりたいと考えています。

3、新型コロナウイルスによるイベント来訪者の減少対策について。中国をはじめ世界中に影響をもたらしている新型コロナウイルスは、日本でも罹患者が増加しており、全国でイベント中止など大きな影響を与えている。今後も短期間での収束は困難との見方が強く、本町においてもイベントへの参加見合わせなど、今後影響が生じることも十分考えられる。

(1) 春先に開催されるイベント開催中止、または延期を想定しているのかについてですが、教育委員会関係では、3月20日春分の日波佐見ロードレースがあります。2月21日に厚生労働省から発表されたイベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージを受けて、同日、文部科学省において、子供を対象としている、全国から不特定多数の参加がある、対面でのコミュニケーションが前提となっている場合は、開催を慎重に判断すべきとの留意点が示されており、波佐見ロードレースについてはこの留意点に合致することから、2月27日に町体育協会役員と関係団体との協議において中止を決定し、現在、参加者に周知を行っているところです。

なお、参加料については返金はいたしません、準備が整い次第、参加賞を送付することに対応を進めています。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

順番は前後しますが、まずは一番町民の方が関心が非常に高いだろうと思われる新型コロナウイルスのことについて再質問いたします。

まず、いろんな形で影響が出るのはいたし方ないと思っています。聞くところによると、2月28日に波佐見町でも対策本部を立ち上げられたということを知ったんですけども、具体的にはどういう形になってるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今3月定例議会の冒頭で、町長がここで申し上げましたとおりに、2月28日に町長を本部長、副町長と教育長を副本部長、それから各課長、管理職を本部員とする新型コロナウイルス対策本部を設置いたしました。それまでずっと、今もそうですが、上から縦の情報からどんどんどんどんそれぞれ課に来るわけですね。それを一括して情報を共有して、この新型コロナウイルスに対する対策を図っていこうという目的で設置をいたしております。

その中で、今現在わかっていることについては、先ほど答弁にもございました部分を除いて申し上げますけれども、これは日々情報が入ってくるものですから、その中で申しますと、もう既に中止をした部分も含めて申し上げますが、総務課関係では、消防の春の防火運動が始まっておりますが、3月1日に防火訓練を予定しておりましたけれども、これは中止をいたしておまして、パレードのみを行っております。それから、自治会長定例会を3月14日15時30分から予定をしております。これは会議のみで、通常はその後、自治会長さんの異動を兼ねて幹部職員との懇親会をしておりましたけれども、これも当日はもう中止をします。そして改めて3月の末に、30日ごろの予定を今のところしております。

それから、住民福祉課関係ですけれども、厚労省からの通達によりまして、保育園、こども園、学童クラブ等については注意喚起の文書の配付を行っております。そして、きしゃぼっぽ、子育て支援センターにつきましては、3月5日から24日まで閉所を行っております。それから、学童クラブにつきましては、学校が4日から24日まで臨時休校をしておりますけれども、通常の学童クラブに通っていた子供は当然ですけれども、それ以外で見てもらえないかという要望もあったようですけれども、これはもうキャパがいっぱいで、これ以上はもう受け入れられないということでもあります。ただし、通常2時からの開所でありましたけれ

ども、それを午前中から開所するというので、支援員が足りないということで、教育委員会の学校支援員の方々の協力を得て、3月の4日からは午前中から学童クラブを開所をするということでございます。

それから、健康推進課につきましては、ホームページと全世帯にチラシを配布をしております。これは3月2日付で、ホームページにも注意喚起の情報を流しております。それから、ヘルシーウォークも3月14日は中止をするということでございます。

それから、税務課につきましては、確定申告と税の申告を4月16日まで延期をするということでございます。

商工振興課につきましては、先ほど答弁の中にあつたとおりでございまして、もう一つ、モニターツアー、ひとりっぷというのを3月14日から15日に開催を予定しておりますが、これは今のところ検討中ということでございます。それと、長崎キヤノンとボートピアにつきましては、3月15日まで休業ということでございます。

それから、農林課関係でございますけれども、実行組合長会議3月17日予定をしておりますが、これは中止でございます。それから、新しい実行組合長会議を3月26日に開催予定でありますけれども、これも状況を見ながらということで、今現在、検討中ということでございます。

それから、教育委員会関係ですけれども、御存じのとおり、3月4日から24日まで臨時休校ということございまして、ただし、ひとり親世帯とか共働きの世帯、どうしても子供たちを保護、見守ることができない世帯、これは条件がついておりますけれども、そういった世帯の1年生から3年生までの子供たちを各学校において見るということで、これは3月の9日から24日まで、そういう処置をとったということでございます。それから、小中学校の卒業式につきましては予定どおり開催をします。ただし、内容については今後検討をするというところでございます。それから、教育委員会関係の各種イベント、各教育委員会以外の各団体とかのイベントについては中止要請を行ったということでございます。

今のところ、以上のような情報を、この対策本部では把握をしているということでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

る情報提供いただきまして非常にありがたいんですけども、町民の方はなかなかそういった情報がわからない状況になってますので、ぜひホームページはもちろん更新されてる部分もあるんですけど、一覧でコロナウイルス対策に関連してまとめていただいて、例えば各課ではこういう形でやっているというのが一覧でわかるようなページをぜひつくっていただいて、@LINE、LINEのほうでも随時情報提供していただけてるんですけども、そのあたりも含めて、皆さん、コロナウイルスに対して非常に興味持たれてますので、それで一覧のページをつくっていただければ非常にわかりやすいのかなと思いますので、ぜひ対策本部で上げられたものを一覧で見ただけのような状況をつくっていただきたいと思えます。

それで、いろいろ小学校とか中学校の臨時休校に際して、いろいろ対応していただけてるということなんですけども、やはり気になっているのが学童クラブで、申し込み以外の方は受け入れられないということなんですけども、今回、小中学校二十日間臨時休校と、かなり長い期間で対応しないといけないので、何らか保護者の方に救済処置というのは今の時点で、1年生から3年生のひとり親世帯以外の対応というのは検討されてないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

保護者の対応なんですけど、まず一応基準というのを設けないと、全て自由というふうにしたら学校も困る部分もありますので、先ほど副町長が言いましたように、1年生から3年生までのお子さん、それから特別支援学級のお子さんはもう学年に限らずというふうなことで通知を出しております。あと、条件として、送り迎えができる方というふうなことをしております。低学年だけ学校に来ていいよというふうなことで、通学路もいろんな危険もありますし、低学年だけで来らせるということも大変な部分もありますので、必ず連れて来ていただいて、そしてまた迎えにいただいて、確実にお子さんを受け渡すというふうな、そういった条件のもと、やらせてもらっております。また、家庭でおじいちゃん、おばあちゃんがもし見ていただけたところであるなら見ていただくというふうなことも条件として上げて進めております。

あとは、一応学校のほうの校長会も開きまして、28日の金曜日、それから月曜日の2日、それから3日の火曜日にもそれぞれ校長会を開きまして、それぞれの学校の実態というものもあるからというふうなことでですね。もし保護者のほうからいろんな要求があった場合には

学校のほうで対応をお願いします、また、そのことについても教育委員会のほうにも報告をお願いしますということで伝えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

非常にたくさん町民の方、関心を持たれていると思うんですけど、これを上げだすともうこれだけで終わってしまうことになるので、もうコンパクトにですね。やはり今、町民の方、あとは波佐見町に興味を持たれている方で非常に関心を持たれているのが、陶器まつりに関してだと思います。現時点で観光業にかかわる事業者さんで、もう事業の縮小をしたというお話も聞いてます。やはりこんな形で全国的に人が動かない状況になってしまうと、例えばこの2週間とか3週間とかである程度収束したとしても、なかなか人が動いて回復するまではちょっと時間がかかると思います。どうしても4月29日からの陶器まつりには影響が発生してしまうと思うんですけども、例えば今の段階で陶器まつりに対して何か町として考えている対応というのはあるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

陶器まつりの開催の可否については、非常に大きな問題でありますので、軽々しく簡単に、できます、できませんとかいう情報はまだ今のところは申し上げられないということと、まだ主催者のほうについてもそれに対する、やる、やらないの会議だったりとか、そういった協議の場もまだこちらのほうに入ってきておりませんので、そういった協議をする場合はいろいろな対策、もし開催するに当たってもいろんな対策について十分な検討は必要になるんじゃないかというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

おっしゃるとおり、まだまだきょう、きのうでも非常に20件以上新しい感染者の情報が上がってますので、ちょっと流動的な状況を見ないといけないので、今の段階でどうこうというのは言えないと思うんですけど、できるだけ早目早目に動いていただけるように、主催者のほうとも協議をいただきたいと思います。

きのう、私のほうでちょっと調べてみました。全国でゴールデンウィークに陶器まつりがありますので、ちょっと見てみたんですけど、笠間の陶炎祭、土岐の美濃焼まつり、多治見

の陶器まつり、九谷焼茶碗まつり、萩焼まつり、砥部焼まつり、大川内山の春の窯元市、唐津やきもん祭り、いろいろイベントあるんですけども、今の段階で4月5日から7日に開催される大川内山の窯元市が、ちょっと時間が短いということで開催可否検討中ということなんですけども、今のところホームページで見える限りは、ほかのところは一応開催をするというふうな形はうたっています。

その中でちょっと気になったというか、非常に有意義だなと思ったのが、益子焼がある益子町のホームページですね。イベント開催に当たって感染防止対策をしていただくことを順守、依頼をしていただくということをホームページにうたっています。例えばどういうことかというと、発熱やせきがある、風邪症状がある方に参加を控えるように要請する、高齢者や基本疾患のある方等に参加を控えるように要請する、こまめな手洗い、せきエチケットなどの周知、アルコール消毒液を入りに設置、屋内イベントでの定期的な換気、相互接触の機会を減らす、できるだけそういうことをやってくださいと。後援するイベントにもできるだけこういうことをしてくださいという、もうフォーマットをつくられてるんですね。こういうことがあると、いろんなイベントをやられる方もいらっしゃるんで、わかりやすいと思うので、ぜひ波佐見町としてもたくさん今後イベントまだまだ控えてると思いますので、もし開催に当たってはこういう部分は検討してくださいというものは用意しておいたほうがいいかなと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおり、そういう準備というのは常にしておかなければいけないんじゃないかと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

もちろんまだまだ流動的なので、どういう状況が起きるかっていうのはわからないんですけども、ただ、やはり正しい情報を正しく全国の方に、もちろん町民の方も含めてなんですけど、お届けすることが大事だと思うんですね。というのが、今、ちまたでいろんなデマがはやってて、例えばマスクが売り切れる、トイレットペーパー、何でも売り切れるっていうのが、要らない情報がひとり歩きしたことから起きてると思うんですよ。ですので、行政機関とか、そういった公の機関が正しい情報を正しく発信していただいて、できるだけ受け取

っていただける方を広めると、ちゃんと波佐見町はそういうことでしっかりやってるんだなと安心していただけると思いますので、ぜひそういう動きを、町内の方はもちろんなんですけども、ほかの地区の方にも届けるような努力をしていただきたいと思います。

そう言うのはなぜかと言うと、今、全国で感染者1,000名というふうに言われてるんですけども、実際、国内で感染が3月4日12時の厚生労働省のまとめだと、284人が検査の結果、陽性ということなんですけども、ダイヤモンド・プリンセス号に関連した方が706名いらっしゃるんですね。ということは、まだまだ、もちろん中国とか韓国とか全世界でいうと、非常に感染者が多い中でも、比較的まだ抑えられてるほうだと思うんですね、日本の中では。なので、正しい情報を出していただければ、一般の市民の方も不安にならなくて済むと思いますので、ぜひこまめな情報発信を行っていただきたいと思います。

特に、まだ今も波佐見町のホームページに厚生労働省とか県のリンクとか張ってあるんですけど、具体的にどういうものかっていうのを。コロナウイルス自体を知らない方もたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ何か1枚の絵を張っていただいて、そのリンクとかじゃなくて、どっかに行ってみるとかすると非常にわかりにくいので、コロナウイルスってこういうものなんで、ちゃんと正しく恐れてくださいっていう注意喚起はしていただきたいと思います。

というのが、感染者のくしゃみ、唾などによる飛沫感染と、ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる接触感染が、今回のコロナウイルスの感染源というふうに今言われてますので、今、ちまたでは近くに寄ったらもう、すぐうつるとかそういううわさもありますけども、決してそうではないという知見が出てますので、その辺もきちんと情報提供していただきたいと思います。

それで、先ほど申したとおり、対策をしたとしても、どうしても経済に与える影響というのは非常に大きいと思うんですよね。そのあたり、何か今のところ対策っていうのは町としては考えられてますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、町独自の対策というのはまだこれからだと思うんですけども、今、情報が入ってる部分では、中小企業者向けのセーフティネットの拡大、そういった部分の融資ですね、融資の部分については対策ができるということで通知が来ております。それ以外については、まだ

未定の状態です。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

当然、国もまだ今から具体的になっていくと思いますので。ただ、国も予備費を活用して、できるだけ財政出動も早目にやるというふうな動きをとってますので、ぜひ町としても、もちろんそもそも焼き物業界、なかなか最近売り上げが厳しいという中で、今回、もう既に全国陶磁器フェア、マリンメッセで行われるやつも中止決定してますし、どうしても売り上げが下がってしまうというのは目に見えてますので、商工会とか連携をしていただきながら、町単独でも何かしらできるような動きは、県とか協議をしていただきたいと思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

その辺については、まず国の動向を注視する、そして、焼き物業界だけが産業じゃありませんので、そういうところも十分、慎重に検討しながらの話になるというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

流動的な部分が非常に多いので、あくまでも今の段階として非常に焼き物業界、直近にそういう売り上げが多く発生する行事が多いので、非常に影響が考えられると思いますので、そのあたりはぜひ十分考慮していただきたいと思います。

このあたりで、もう時間がなくなるので、コロナウイルスに対してちょっと一旦やめるんですけども。

交通安全対策についてなんですけども、なぜこういうことをまず取り上げようかと思うと、やはり冒頭でも上げましたとおり、駅伝大会で中学生が交通事故に遭ったということで、せっかく中学生として選手で一生懸命やられる状況の中で、不慮の事故に遭われて、まだまだスポーツで活躍されるであろう、将来ある方が重傷を負われたという状況になってしまって、非常に悲しい事故だと思うんですけども、今のところまだ具体的な検討というのはこれから協議されるということなんですけども、一つ私が気になるのが、もちろん新聞発表によると、家族の意向があつて事故を公表しなかったということがあつてるんですけども、なぜ、例え

ば当日も知られてる方は知ってたんですよね、もちろん見られてる方もいましたでしょうし、ただ知らない方もたくさんいたので、せめて事故があったぐらいは周知しといてよかったんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりの見解はどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

波佐見一周駅伝大会の事故については、主催者、そして私も大会事務局長として、本当に残念に思っておりますし、深くおわび申し上げたいと思います。

当日、役員から一報をいただきまして、私と担当係長が現場のほうに行きまして、選手のけがの状況、そして実況見分のほうに立ち会ったところでございまして、大変、現場も私も混乱をしておりました。本来であれば、大会をそのまま進めるかどうかの判断もすべきだったと思うんですが、やはり既に後半の部分がスタートしとったということ、そして実況見分中にもう先頭のランナーが帰ってくるというような状況でございまして、その後の閉会式で周知すべきだったかなと、今の時点でやはりそういう反省点もあります。やはりそういった事故に対するそもそもの備えというのが、やはり少し足らなかったというふうに、その点を踏まえ、大いに反省しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

今回、非常に残念ながら事故に遭われたんですけども、ぜひこういう事故が今後起こらないように、今、次長がおっしゃったように、これをいろいろな契機として対策を進めていただきたいと思います。

というのが、やはり本町も交流人口100万人を突破して、非常に県外から来られる車が増えてるとするのは、先ほど答弁にあったとおりで、県道1号線、特に西ノ原とかやきもの公園とか、ほかから来られる方はなかなか波佐見町の交通事情もわからない方が多いと思うんです。その中でイベントとかいろんなものがあると、どうしても運転で気をとられたり、事故が起きたりする可能性というのは非常にあるなというふうに感じてます。

今さっき具体的になかったんですけども、過去5年間交通事故の件数が成果報告書に載ってたんですけども、物損事故が平成26年130件に対して、平成30年は264件って倍以上になってるんですね。もちろん、ただ交通量が増えたからこういうことになってるかどうかはちょっとわからないんですけども、やはり町外から来られた方に対する交通安全対策というのは

やはり、交流人口拡大をやろうという町には急務だと思うんですけど、そのあたりに何か考えられていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

交通安全対策に関しては、先ほど町長が答弁を申し上げたところですが、いわゆる町外から来られる方に対して特別にとか、何か配慮すべきじゃないかという趣旨は理解はできますけれども、交通安全に関してはどこに行っても同じといたしますか、交通事情はそれぞれ違いかもしれませんが、運転者の義務あるいは歩行者である人の安全注意義務とかそういうのも当然ありますので、なかなかふだんからそういった安全に対する啓発等はやってはいるんですけども、特に町外から来られた方、特に交通事情について不案内な部分がある方についての配慮をすべきということはわかりますけれども、なかなか難しいのではないかと思います。ただ、町外から来られる方については、一つのイベントに参加をするとかそういう目的があって来られるというところがあるかもしれませんので、そういった会場の周辺とかそういったところには、幾らか特別な案内をするとか注意喚起をするとか、そういうことはやったほうがいいんじゃないかとの認識もありますので、先ほどもありましたけれども、そういった安全管理といいますか、注意喚起をする中ではそういったところも必要ではないかというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

いきなり難しいことはできないと思いますので、例えばガイドマップとかつくられるときに、西ノ原地区はちょっと道が細くなっていたり、区画整理で道路工事してたりするので、ちょっと運転気をつけてくださいとか一言書いていただくとか、あとは町内にもいろいろ看板がありますので、そのあたりに、ここはちょっとゆっくり目とかですね。何か少しでもできるものは検討していただきたいなというふうに思います。

というのが、先日、クラフトツーリズム産業協議会のほうで、波佐見焼マーケティング調査の報告書ということで、県立大の学生さんが報告いただいているんですけども、波佐見町に932台の車を調べたところ、29.1%が佐世保ナンバー、ほかがもう長崎、佐賀、福岡、ほかの地区のナンバーだったんですね。7割以上が、そのあたり目指して来られる観光客はそういう実態になってますので、こういうのも踏まえながら、できる部分の対策はやっていただ

きたい。例えば、ホームページに、このあたりは注意してくださいとか、いろんなイベントとか町のことをやる部分はそんなに難しくなくてできると思いますので、そのあたりは検討していただきたいなと思います。

あと、先ほども答弁の中にもあったんですけど、公道を利用する方に対してイベントの周知がちょっと十分じゃなかったという意見が出てるとのことなんですけども、今の段階で、ほかのイベントとかに対してどういう対応をするっていうのは、今後、ロードレースとか中止になってしまったんですけども、もし何か対応、こういうことをしようかっていうのを検討したというのがあれば教えてください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

波佐見一周駅伝大会の事故を受けて、さまざまな対策会議を行いまして、今、議員お説のやはり周知不足というのも多くの意見を寄せていただきました。中止をいたしました波佐見ロードレースについては、その点を踏まえ、接続する道路に、具体的に言いますと村木の岩崎交差点とか折敷瀬の横枕交差点、あの付近のもう手前から看板の増設をするということで、既に着手をしとったところでございます。あわせて、町内に入る要所要所に、やはり時間帯も含めてやはり周知をするということで進めておりましたので、以後の大会においても、教育委員会主催についてはそのように行いたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

最後に、交通安全協会について、非常に厳しい運営状況ということで答弁にもあったんですけども、免許業務の委託に関してはちょっと流動的な部分はあるんですけども、ただ、財政面は非常に厳しい状況で、その中でやっていただいている交通安全指導の方、県から来ていただいている方も女性の方とかいらっしゃるんですけども、いろんな形で交通安全の啓発に取り組んでいただいています。

今後も交通安全協会、なくてはならないと思うんですけども、そのあたり、どういう形で支援していく方向かというのは教えていただけませんか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

交通安全協会に関する支援については、平成30年度に運営費の補助金を40万から70万に引

き上げました。そのときは3町の交通安全の担当課長と、それから川棚地区の事務局の局長さんといろんな協議をして、現状がどうなのか、あるいは今後あるべき姿がどうなのかというのをいろいろ協議しました。その段階で、まずは補助金を引き上げるということで対応しました。その後も、まず5年間程度これでやってみますというような事務局の考えが示されましたので、まずは5年間様子を見てみようと思います。

ただし、その経過、補助金を引き上げた後に、長崎県のほうが免許の業務の関係についての対応のやり方を少し変えてきているという状況が少し出てきております。先般、恐らく入札があつてるとは思いますが、交通安全協会の対応のやり方が、ほぼ2年度は直接、県の交通安全協会が受託して、それを支部に下ろすという形で、交通安全協会に雇用をしております書記の方も、地区の交通安全協会からの雇用ではなくて、県の交通安全協会の雇用にすると。それからさらに、少し地元負担を軽減するために、パートの職員を雇用をして対応しているかというような、いろんな新しいことも出てきているようでございます。

その中でさらに、年協会の会費、年額500円ですけれども、この収入も年々減ってきていると。一時期、平成16年当時は1,000万近くあったものが、現在は300万程度に減額になっていると。そういう状況もありますので、そういったものを踏まえながら、今後どのような対応をしていくべきかというのは、再度、状況が変わった時点でまた交通安全協会とも協議をし、情報共有しながら、どのような対応をしていくべきか、それが補助金でいいのか、人的支援がいいのか、いろんな形があるとは思っていますので、できるだけ交通安全協会の趣旨、いわゆる交通安全思想の普及、この趣旨が徹底をされていくような形をとっていかれるように、町としても支援をしていきたいと。そういうふうな考えでおります。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

最後に1点だけ聞き忘れたんで、回答だけでいいです。

コロナウイルス対策に対して非常に多いんですけども、マスクの備蓄というのは波佐見町にあるんでしょうか。もしなければ、今後備蓄する考えはあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今ただいまお話がありましたマスクの備蓄ですが、現在うちのほうで使用できるマスクが500枚ということになります。これにつきましては、現状、町内での配布というのは、数も

限りがありますので考えておりませんが、当面、対応する部署で、そこで拡大を防ぐということも必要ですので、そこでまずそのマスクについては使用していきたいと。

あと、今後のマスクの購入については、マスクの確保ができ次第、購入の方向で考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

はい。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時15分より再開いたします。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

通告に従いまして質問いたします。

1、高齢者や交通弱者の対策について。

（1）高齢者福祉事業の一環として、町内在住の65歳以上の方を対象に、温泉入浴券2枚を交付されておりますが、実態はどなたでも使える入浴券であります。本事業の目的にかなっているとは言いがたいと思います。高齢者福祉事業として実施するならば、65歳以上の方のみを利用対象とする方法に移行するか、または利用券に年齢制限等をなくし、温泉振興策の一環として、新たな温泉振興の事業として取り組むべきではないでしょうか。

（2）予約制乗合交通「乗んなっせ号」については、平成30年度の利用率が10.4%と低迷しています。事業実施から7年目を迎えておりますが、住民にとって利用しづらいものであることがわかってきております。住民にとってもっと使いやすくするために、川棚町や東彼杵町と同じように、高齢者福祉事業としてタクシー利用券を交付するようにできないかお尋ねします。

(3) 本町は地域住民の日常生活に必要な不可欠なバス路線等の運行を確保するため、川棚内海線について路線バス運行費の助成を行っております。平成30年度は1,279万円でありましたが、令和元年度はどの程度の負担になる見込みでしょうか。また、将来的には運行費助成はどうかをお尋ねします。

また、新たな交通手段を模索する時期に来ているのではないかと、そうも思います。そこで、乗降客数やどのような方が利用されているのかについて調査等を行っているのかをお尋ねします。

2、ふるさと納税について。

今年度のふるさと納税額は13億円を超えていると聞いております。これまでの官民一体となった取り組みが大きな成果となったと言えると思います。しかしながら、窯業関係各社の経営状況は順調であるとは言いがたい。今後さらに波佐見焼の知名度向上策が必要であると思います。ふるさと納税の返礼品のほとんどは波佐見焼が占めていると聞いております。そこで、毎年のふるさと納税の10%程度を今後のさらなる波佐見焼の振興のために使えないかをお尋ねしたいと思います。

壇上から質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

まず、高齢者や交通弱者の対策について。1、高齢者福祉事業の一環として、町内在住の65歳以上の方を対象に温泉入浴券を2枚を交付されているが、実態は誰でも使える入浴券であり、高齢者福祉事業として実施するならば、65歳以上の方のみを利用対象とする方法に移行するか、または利用券に年齢制限等をなくして、温泉振興策の一環として取り組むべきではないかという御質問ですが、温泉入浴券の交付事業は、良質で優れた波佐見温泉を数多く利用してもらうことにより高齢者の健康増進を図ることを目的に、平成22年度から始めています。当初の3年間は入浴料の半額券を交付していましたが、平成25年度からは無料券の交付に切りかえています。交付の対象は、町内に在住する65歳以上の高齢者としており、毎年、対象者全員に郵送にて配付しているところです。

確かに御本人が使用できない場合は、御家族または知人等にお譲りいただき使用してもらうことも認めておりますので、本来の対象者以外の方の御利用もあっているものと思われま

すが、その理由としましては、議員お説のとおり、温泉施設はもとより、温泉商店街の振興につながるものと判断しているからであります。このことが高齢者福祉事業の目的にかなっているとは言いがたいと言われれば、そのとおりかもしれません。御家族や知人等の利用を認めている時点で、年齢制限はなきに等しいものになっていると思いますが、あくまでも本事業の対象は基本的には65歳以上の高齢者の方々であり、外出が不足しがちな高齢者の引きこもりをなくし、温泉施設を利用していただくことで、生きがいの創出や健康寿命の増進を図ることを本来の目的としておりますし、その点御理解をいただきたいと思っております。

次に、予約制乗合交通「乗んなっせ号」については、利用率10.4%と低迷している。住民にとってもっと使いやすくするために、高齢者福祉事業としてタクシー利用券を交付するようにはできないかとお尋ねですが、まず、乗合交通については、路線バスの廃止により地域公共交通として始めた事業であり、現在、町内に12路線あり、週二日4往復で、年間52週で9,984回、1路線で年間832回のダイヤを組んでおりまして、約1,300の方が利用をされております。予約がないときは全く費用はかかりません。予約があるときは100%の乗車率と考えています。

このような中で、地域公共交通として始めた乗合交通は継続しながらも、路線バスや乗り合いタクシーでカバーできないところを今後どうしていくかということにつきましては、現在、関係各課が集まり協議をしているところであります。御承知のこととは思いますが、第8期の介護保険計画の策定のために、現在、高齢者の方々へ介護予防ニーズ調査を実施しております。その調査結果が本年3月末までに出ますので、それをもとに高齢者の方々の外出の状況等を分析し、福祉政策として本当に交通支援が必要な方はどういう方々なのかを十分見きわめた上で、タクシー利用券の交付も一つの大きな選択肢と捉えながら、しかるべき支援策を講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、高齢者や交通弱者の対策について。本町は、地域住民の日常生活に必要不可欠なバス路線等の運行を確保するため、川棚内海線について路線バス運行費の助成を行っている。平成30年度は1,279万円であったが、令和元年度はどの程度の負担になる見込みか、また、将来的には運行費助成はどうなるのか、新たな交通手段を模索する時期に来ているのではないか。そこで、乗降客数やどのような方法が利用されているのかについて調査等を行っているかという御質問ですが、波佐見町の路線バスは利用者の減少などにより、平成14年、15年に嬉野有田線など4路線が廃止され、平成24年には中尾鬼木線と川棚東峠線が廃止されるな

ど、大幅に縮小してきており、現在は佐世保嬉野線と川棚内海線の2路線のみであり、公共交通のかなめとして非常に重要な路線となっています。

川棚内海線は、議員御指摘のとおり欠損路線であり、運行を維持するために、国、県、町の補助金が入っての運行となっています。令和元年度の補助金額は1,513万円で、令和2年度は1,771万円を見込んでいます。この2年間の大幅な増加は、運転士不足による処遇改善策や燃料高騰、佐世保市のバス再編による経費の増大等が影響しています。その後についてはここまでの増加はないとバス事業者からは説明を受けていますが、利用者が減少すれば、それなりの影響は出てくるものと思います。当然ながら、常に乗降者数の調査は行っており、利用者減少の要因として考えられることには、多様な高校選択により、学生を中心とした定期券の収入減少や、自家用車運転の高年齢化による一般のバス利用者の減少も影響があります。

新たな交通手段をとのことでありますが、近隣の東彼杵町の町民バスの例を見ても、現在の欠損補助金以上のコストがかかることから、慎重に見きわめながら、研究は続けていきたいと思っています。

次に、ふるさと納税について。今年度のふるさと納税は13億円を超えていると聞く。これまでの官民一体となった取り組みが大きな成果となったと言える。しかしながら、窯業関係各社の経営状況は順調であるとは言いがたい。今後さらに波佐見焼の知名度向上策が必要であると思う。ふるさと納税の返礼品のほとんどは波佐見焼が占めている。そこで、毎年ふるさと納税の10%程度を今後のさらなる波佐見焼の振興のために使えないかという御質問ですが、現在、把握できている今年度のふるさとづくり応援寄附金の額は13億5,000万円を超え、おかげをもちまして好調な状況となっています。波佐見焼の振興は町の産業振興策として重点を置くものであり、町が実施すべき事業で経常的な支出につながる事業や経費ではないものであれば、ふるさとづくり応援寄附金の使途として、窯業関連の事業に財源を充当し、実施していくものと考えています。

寄附金の一定割合を特定の分野を使途と定めてはどうかとの御提案については、自治会からの要望に応えた道路などの整備や交流人口や定住人口の拡大など、町として重点的に取り組むことが他の分野にもあり、毎年度ごとに各分野での必要経費が変化する中で、バランスを見ながら充当していく必要があることから、枠を設けるべきではなく、その年度ごとで実施する事業について総合的に優先順位をつけ、充当すべきものであると判断しています。

なお、寄附額の3割は返礼品提供事業者の収入となり、寄附の返礼品の8割以上が陶磁器関係であることから、ふるさとづくり応援寄附金の増加を図ること自体が、波佐見焼の知名度向上、波佐見焼の振興にも大きく寄与していると言えます。これまでも陶磁器関係の返礼品の充実や過去の寄附者に陶磁器など波佐見の魅力とふるさと納税の紹介を兼ねた冊子を送付し、魅力をPRすることで、寄附者、寄附額の増加を図っており、波佐見焼の知名度向上による振興に寄与するものとして今後も継続して実施していきます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それでは一つ一つ再質問をさせていただきますけども、大きな流れとしては、今、町のほうでも検討されてるということなんですけど、まず最初にこの高齢者、65歳以上の方の温泉入浴券ですね。これは、にこにこ長寿入浴券交付事業という事業でやられてますけども、説明がありましたように、平成22年から取り組んでらっしゃいます。

我々議会として、この費用対効果というのを図るときに、65歳以上の方が何人使われているのかというのがわからないわけですよ。評価できないという状況がありますけども、この点についてはどのようにお考えですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

65歳以上の方に対しまして交付しているこの利用券でございますけれども、24年から無料券を交付しております。大体65歳以上の対象者の方が4,500人前後いらっやしまして、一人に対して2枚ということですので、その倍の枚数は発行しているわけでございます。

年間の利用枚数だけで捉えますと、約半分弱ですね。50%行きませんが、四十七、八%利用率があるということでございまして、まあ1枚は使っていたのかという考えはありますけれども、実際は65歳以上の方が、本人さんが使ってらっしゃる割合がどのくらいかっていうようなところはちょっと把握していませんのでわかりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

主な目的が高齢者の健康増進を図るためなんです。もちろん温泉に行けばその増進につながるだろうというのは想像できますけども、もう一つこの成果表にもあるように、波佐見温泉の宣伝に寄与しましたというのがあります。はっきり分けたほうが、私、いいと思うん

ですよ。というのが、例えば若い人たちとか子供たちにもちゃんと温泉に行ってもらおう。温泉は温泉に行ってもらおう。だから、温泉振興という形ではそちらをしたほうが将来的にも、波佐見町としても波佐見町に温泉があるというのは売りですから、観光についてもそれは十分寄与することなので、例えば毎年何か地区を区切って、子供たちや若い人たちにも行ってもらおうというような、しっかりとした温泉振興策にするという形のほうがいいんじゃないかなと私は思うんですよ。

そういうことで、その成果が出たことで評価して、次にどうすればいいかというのが出てくると思うんですけど、今のままでは、1枚は使われてるだろうとかそういう想定のもとでしかしゃべれないんですよ。私たちも評価もできないし、よりよいものにしたいときに、そういう意見聴取といいますか、皆さんの声も余り聞かれないんじゃないかなと思うんですね。今後、温泉施設ってすごく大事だと私は思ってますので、観光に力を入れるということも一つ含めて、ここでちょっとやっぱり分けて考えるべきじゃないかなと、そういうふう考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この利用券の年齢制限をなくして、温泉振興策の一環として、この利用券の交付事業を考えるべきじゃないかというようなお話ですけれども、そうすると所管部署が違ってきますので、所管がどう考えるかということになるかと思えますけれども、現在、基本は65歳以上としながらも、本人さんが使えなければ、家族の方あるいは知人や友人の方に渡して使ってもらうこともいいですよということで認めておりますので、そういった方たちが多く温泉を利用してもらうことで、温泉施設あるいは温泉商店街の振興につながっていくものというふうに思っておりますので、本課でやれることはやっていたいいんではないかというふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ですから、要は課をまたがってるわけですね、これね。またがっていいと思うんですよ、私は。ただ、でも、正当な評価ができない状況なので、私たちもどう言っているかわからないわけですよ。もっとよりよいものにしたいって思ってるわけですから、そうする場合は、やはり温泉の入浴券については、振興のほうに移行したほうがいいのではないかな。そういう課

内での話し合い、課を越えた話し合いというのはされないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

温泉の振興については商工振興課のほうで行ってございまして、温泉施設を維持するだけでも相当な費用がかかっております。それで、今現在のお客様の状況は、3割が町内、7割が町外というような状況の中で、いろんな観光PRも行っています。今回、ONSEN・ガストロノミーウォーキングを行っているのも温泉振興の一環でもあります。

私たちの考えとしては、直接支払いによる温泉客の増加というよりも、それも考える一つの手かもしれませんけども、いろいろなPRを行ったりとか、温泉の施設をしっかりと守るといふ、そういったところで町内の人には温泉施設を利用してもらう、また、乗合交通も全部、温泉まで路線をつなげているのは、当時の補助金の採択要件にもございました。そういうところから計画して行っておりますので、直接、何と申しますか、言葉は悪いですけども、ばらまきだけが振興だとは思っておりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

やっぱりちょっと聞いてもよくわからないんで、もう少ししっかりとですね。先ほど言いましたように、波佐見町に住んでらっしゃる若い人たちとか子供さんたちもちゃんと対象にして、子供さんたちはずっと今から成長して行って、波佐見の温泉に入ったことがあるっていう人がどのくらいいるのかっていうのも、一つの温泉を知ってもらう、町外に出たときも波佐見に温泉があるよっていうのもちゃんとわかるような形にしといてあげたほうがいいと思うんですよ。だから、高齢者の方のみじゃないと思うんですよね、温泉については。そういう意味を持って、今も温泉振興策ということをお口にされてますので、ぜひ子供たちにもみんな経験できるような形をしてもらいたいなど、知ってもらいたいなど。波佐見の湯はこんなお湯ですよっていうことを、波佐見に住んでる人はみんなわかるように、そういう施策的にできないのかなって思うんですよ。せっかくそういう入浴券をお渡ししてるわけですから。それが観光にもつながると思いますよ。いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

できれば、そういう割引券とか無料券を配らなくても来ていただけるようなPRとか、そ

ういうのをですね。泉源のよさをPRするとか、そういうところでの温泉の振興というのは、まず第一に考えるべきだと思っています。それで、その辺の割引券なりについては、事業者とも協議、また財政も必要ですので、そういうところもいろいろ考えないといけないかもしれませんが、割引券ありきじゃないかというふうに思っておりますけども。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ありきっていうか、今現状やってらっしゃることを少し移行してほしいって話をして、よりよいものにしようって話をしてるんで。

それと、これは産業厚生委員会でも出ましたけれども、これ入浴券を6月に配付されて、6月から3月までしか使えない、要するに4月と5月が使えないという券らしいんですね。この辺の4月、5月というのを使えるようにする検討はその後されたのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この事業、全ての事業がそうですけれども、大体年度末で締めて区切りをつけますので、一応3月末までという期限設定にしていますが、確かにその2カ月も使えるかどうか、ちょっとまだ話し合いをしておりますので、今後ちょっと検討してみたいと思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

その辺は切れ目のない形でやれる方向を模索してもらいたいと思います。と同時に、先ほど言いましたように、ちょっと評価がしやすいように、費用対効果っていうのがちゃんとわかるような形に持って行ってもらいたいと思います。ぜひそこは課を越えて、ちょっとよく話し合いをしていただいて、決算が出たときにしっかりと評価ができる数字を提出してもらいたいなど、そういうふうに思っております。もう一度、その辺のところをどうでしょうか、考えていただけないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

なかなかやっぱりその利用が伸びていかない、25年は、一番最初は22年から始めておりまして、その割合としては、使用率としては横ばい状態で、余り伸びていかないというふうな

ところもあります。そこをどう引き上げていくのか、利用に結びつけていくのかというのは、一つは次に質問をされている交通弱者対策につながっていくのではないかなとは思っておりますけれども、この費用対効果がなかなかやっぱり出しづらいところは確かにあります。

本課としては、引きこもりになりがちの高齢者の方に、1回でもこの利用券を使っただいて温泉に行ってくださいと。そうすることによって、それをきっかけに外出が増えていくということをちょっと期待してるわけなんです。そうならば、利用した方のその後の生きがいづくりだとか健康増進に結びついていくと考えておりますので、あながちこの事業の継続の意味はあるのかなというふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ちょっと次に行きますね。「乗んなっせ号」にも関係するところがあるわけですけど、この予約制乗合交通は、平成24年からスタートされてると思いますけども、先ほど答弁にもありましたように、担当課も一生懸命努力されて、西肥バスとの交渉やタクシー会社との打ち合わせとか等々、いろんな形で御苦労されて、システム的には私もすごくいいシステムだと思います。これはもう先ほど答弁で言われたように、使ったときしかお金が出ていかない、本当にシステム的には完璧ではないのかなと思います。

一方、利用者側から見たときに、非常に面倒だとか、使いにくいという状況があるわけですね。それは何かと言うと、やっぱり一番、予約をしなきゃいけないということですね。それから、停留所まで行かなきゃいけないということ。これはもう再三この一般質問でもされたと思うんですけども。

先ほどの同僚議員の質問の中でも、高齢者の事故が増えているという話がありました。これ、今の状況では、停留所までやはり高齢者の方が歩いて行かないといけないわけですね。そして、そこでタクシーを待って、また目的地の近くの停留所に行って、それからまた道を横断しなきゃいけないという状況があると思います。家から出てもらおうような、そういう部分も含めて、さっき入浴券とのセットみたいなことを言われましたけれども、一方で、ドア・ツー・ドアじゃないものですから、道路を横断するっていう機会を増やしてることにもなるわけですね。高齢者の事故が増えてきてるのに、一方でそういう危険な目に遭う形もあるのではないかという見方もできると思うんですよ。そういう視点というのは考えられたことはないのかということと、今、停留所は何カ所ありますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

地域の公共交通のやり方というのがいろいろな手法があるわけで、バスであったり、乗合交通であったり、タクシーがあるということで、それぞれの役目というのがあるかと思えます。当然、バス停まで行くのに歩かないといけないので交通事故に遭う可能性があるって、そこを全部言ったら公共交通というのが成り立たなくなるんじゃないかというふうに考えております。そうなれば、当然ドア・ツー・ドアのタクシー事業、タクシーだけの話になってくるわけで、それだけのサービスがあるから、それだけの料金を頂戴しているというような状況にあるんじゃないかということで、そこを交通安全と結びつけてというのはどうなのかなというふうに思ってるし、停留所については、今ちょっと正確な数字はわかりませんが、町内全部で百七十、八十、そのくらいだったと思っております。ちょっと後で詳しい数字は申します。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

29年度に実施されたアンケート調査によって、利用者の増加や利便性の向上を図るために、運行便数の増便や停留所の増設を行いました。そして、老人クラブ等への説明等を実施して、利用方法の説明や意見交換を行いましたとあるんですね。その結果、平成30年度は10.4%の利用率だったんですよ。これはどう評価されてるんですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

ちょっと誤解がないように申し上げますけども、単純にその前までの率と、その10.4%の今回の率は分母が違いますので、増便したということで、1日3往復を4往復に増便しましたので、分母が違いますので当然、利用者は増えたけど率は下がったというような状況もあります。そこはいろいろ見直しをして増えたということはあってるということで御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

利用者が増えたと言われました。29年度の利用者1,023人でしたね。そして、平成30年度が1,309人です。でですよ、お聞きしたい。1,309人って延べ数ですけど、これ実際の数字、

何人が利用されてると思いますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

1,000人ちょっとが実人数だということで考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

タクシー会社に聞くと、大体同じ方が乗られてるって言うんですよ。だから、1,309人の12カ月で割り、そしてこれを4週で割ると、27.25人って出るんですよ。要するに、30人ぐらいの方が使われてるんですよ。ここをしっかり見とかなきゃいけない。だから、例えば、じゃあ停留所、百七十何カ所か、八十かよくわからないと言われてましたけど、増やしましたけど、使われてる停留所、何個あるんですかっていう話なんです。せっかくそれだけ設置してですね。私の計算ではもう30人前後だと思いますよ、実際利用されてる方は。延べ数では千三百何人ですけど、その方たちが毎月毎月、もう決まった方が大体使われてるわけですから。私の数字ですよ。そちらも想定で言われてるわけですけど、私は30人前後だと思いますよ、使われてる方。これは調べてもらいたいと思うんですよね。で、これ、9,984回の運行計画をされてますけども、これ全部、運行するってことできるんですか、大体。9,900、この運行計画どおりにですよ。計画ですけども。

いやいや、だから、じゃあ目標をどこに置いて出してあったんでしょうか。この1,040回運行回数がありましたけども、担当課としては3,000回ぐらいはするぐらいの計画ってあるんですか。説明して回られてますよね。老人クラブとか、そういう丁寧な対応をするってことを言われてますけれども、これが、1,040回が3,000回ぐらいとかに増えるんでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

マックスで12路線、今、タクシー事業者が2社あります。それを今回3便から4便に増やしたというところで、これ以上できないというのは、マックスを運行するのにぎりぎりだからできないということで、それはもう今の率でもっとできるんじゃないかということで話をしていますけども、マックスこれだけ全便、一遍に予約が入ったときに、それが限界だという数字で今の運行回数になっております。ですから、全部予約があれば運行できるというふうに考えております。

それで、停留所というのは当然、使わないというか、利用者が少ない停留所とかもあると思います。ただ、そこは必要に応じて地域に置いていくというのは当然の考えであり、あと、実際の利用者はちょっと調べないとわかりませんが、大体バス路線、バスでもそうなんですけども、実際利用される方というのはそう多くないんですよね。ほとんどが車を利用されます。それで、その一人一人の積み重ねが地域の公共交通を維持している大きな役割ということになってますので、そこは30人と少ないから、じゃあこの制度がだめなんだとか、そういうふうな感じでは思っておりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

いや、よりよくするための話をしてるわけで、今の現状をちゃんとしっかり把握できないと、よりよくできないじゃないですか。ですから、より把握できる形をつくってもらいたいですよね。そういう方向で話し合いをしてもらいたいと思うんですけど。

先ほど運行計画がこうあって、予約がいっぱいになったら動かないということになればですよ。いやいや、ちょっと、本当に住民の方、困ってるところがいっぱいあるんですよ。ですから、利用者にとって優しい、わかりやすいっていう形をしたほうがいいと思うんですよ。予約をするっていうのが非常にやっぱり皆さん手間で、やっぱり出かけようと思うときには、あした何時ぐらいってなるけども、その時間にそこの停留所に行くって結構大変なことで、用事が入ったら行けなくなるっていうこともあるわけですたいね。だから、そういう意味をもって、もっと利用しやすい形にできないかっていう話をしてるんですよ。

7年間されましたけど、7年間してこれだけの利用率っていうのをしっかり把握して、もうちょっとこれをアップするためにはどうしたらいいのかっていうのは、費用対効果ということ、＝ ＝のことを考えなきゃいけないんじゃないのかなと思うんですけども。そこに利用者側の立場になって考えてらっしゃるのか、要は行政側で、出るだけのお金でよかつさってだけのことなのかっていう、この事業の目的っていうのを、どこに主眼をおいてらっしゃるのかっていうのが問題だと思うので、そこはもうちょっと検討してもらいたいなと思うんですけどね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほどマックスの話をしましたけども、それは全路線に予約が入ったときにタクシーが対

応できる本数ということで、運行できないとかいうのは一言も私は言っておりません。

それで、もちろん使われる方の住民の視点に立って、これまでいろいろな交渉を重ねてやっていく中で、いろんな許認可の関係で、今できる最大限の運行の形態というのがこのような状況ということで、これは今までの議会でももう何回となく申し上げてきたつもりでございます。そういう中でも今回、次年度、令和3年度に向けた検討をまた再度、使いやすいような状況になるように研究していきたいというふうに思っています。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

とにかくもう生活者のニーズに合った交通システムをつくっていただきたいと思います。

次に行きます。路線バス運行費の助成についてですが、説明にあったように、平成14年2月の道路運送法改正に伴い、西肥バスからの運行撤退の申し出により、説明にありましたように、答弁にありましたように、平成14年から佐世保嬉野線日の出城経由、嬉野有田線が14年3月末に、14年11月末には内海線、八島線、15年3月末には野々川線、24年3月末、上中尾鬼木線、それから平成24年9月末には川棚東峠線っていうのが廃止になって、このようなことから、交通弱者対策、交通空白地域の解消ということで、町内移動の利便性向上への取り組みが進められて、「乗んなっせ号」もそれらの一つだったと思いますけども、今、答弁にありましたように、川棚内海線が赤字補填ということで、西肥バスのほうに平成25年は554万でした。平成30年に1,279万。それで答弁にありましたように、元年度が1,513万になるだろうと。そして、予算書にありましたように、令和2年当初予算では1,771万ということで増えていってるといことですね。

もちろんこれで、人口減がどんどん進んでいきますし、委託先といえますか、この路線バスの西肥バスさんが今後どうなるのかというのもわからないですけど、これがずっと続くかどうかともわからないっていうのも、もう視点に入れとかなきゃいけないところもあると思います。そういう部分の将来的な運行費助成というのがやっぱりどうなるのかというのは懸念される所だと思います。

これに従って新たな交通手段を模索する時期に来てるのではないかということで質問しましたけれども、周りのことを考えると、経費は物すごくかかるということはわかります。けれども、さっき言われたように、交通弱者対策とか交通空白地帯の解消というのを交通公共システムということを考えた場合は、次に段階にやっぱり考えておかなければいけない時期

に来ているのではないかと思うんですけど、そこはまだ全然話し合いはされてないですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、川棚内海線の話で、ずっと年々膨らんでいく欠損について、非常に私たちとしても危機感を持って、事業者から言われて、はい、そうですかっていうだけの話ではないということ。ちょっと御理解いただきたいんですけども。当然、これがじゃあずっと幾らでも、何千万になってもやるのかと言ったら、当然考えていけないし、近隣の運行されているところの経費を見ると、まだまだ現段階では、川棚内海線は17往復あるんですよね。それで、それがなくなれば非常に生活の足が困るし、仮にもし廃止にして自分たちで運行した場合に、もしかしたら、これは協議次第ですけれども、下宿から川棚までの路線しか認められていないという可能性も十分にあります。佐世保嬉野線がございますので、あそこが被る路線ということで。ですから、内海から下宿までの区間というのは非常にバス路線も豊富で、利用する人にとっては、もっと利用していただきたいなというふうに思っているんですけど。

そういうところで、まだまだ全く完全じゃないんですけども、そういうところをちょっと、まだまだちょっと時期を見て考えていきたいというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

またちょっともとに戻ってといいますか、前の問題に戻るんですけども、高齢者の事故が増加しているという傾向があるということはわかりましたけども、その中でやっぱり運転者事故っていうのもありますよね。免許返納される方も少し増えてきていると思うんですけども、こういう免許を返納される方に対しても、しっかりとフォローが要ると思うので、あるいはそれを促すための施策という形で、このタクシー利用券の配付っていうのも検討に入れていただきたいと思います。

先ほど答弁でも、そういうのも一つの案として考えているということはおっしゃったわけですから、免許返納される方にはもう少し後押しするようなことをされたほうがいいんじゃないのかなと私は思います。これが一番の高齢者の事故も減らせることだし、不幸をつくらないですか、不幸をつくらないという形のことにつながるんじゃないのかなと私は思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

免許返納者に対しては、現在のところ、返納された年に限って、1万円を上限としてタクシー利用券、あるいはバスの定期券の購入券等について支援をしております。ここをもう少し拡充をすべきではないかというお考えだと思いますけれども、免許返納の制度、この奨励制度については、一つは交通安全、高齢者の交通事故を少しでも少なくしようということが一つ目の目的、そしてもう一つは、乗合交通を利用をしていただくきっかけづくりということが、大きな目的が二つあります。なので、ここを拡充するとなったときに、例えばその1万円を2万円にするとか、2万円を3万円にするとかということにしかないのかもしれませんが、一つはそこまでやってもそれほど意味がないような感じで、今のところは1万円の上限をした。まあ財政的などころもありますけれども、まずきっかけづくりというようなことを考えたときには、そのあたりが適当ではないかというような考えでおりますので、まだそこまで踏み込んだ支援の拡充ということまでは考えておりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

時代のニーズに沿って、また考えていただきたいなと思います。

次に行きます。ふるさと納税についてなんですけれども、ふるさと納税、直近の納税額が今、直近はどれぐらいなのかお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

ふるさと納税の今年度の状況ですが、昨日現在で確認できている額で約13億5,500万円ほどということで、速報値的なものですが、把握しております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

これはまさに本当にありがたいといいますか、全国のそういう寄附者の方に御礼申し上げる次第でございますけれども、これは一瀬町政の大きな功績の一つと言えると私は思います。本当に象徴的なものになってきたと。これは、これまで取り組んできた、本当に官民一体となった取り組みがこういう成果につながったと、純粋に評価できると思います。

今後、使い道、そしてこの使い道が大きな問題となるっていいですか、一つはこの制度が

いつ終わるかもわからないという危険性もあります。そういう部分をはらんでおりますので、それは担当課も十分わかっていると思いますけども、そういう形でこれを考えたときに、本当にこの質問はおこがましい質問でありますけども、今後さらに波佐見焼の振興のために使える形をぜひつくってもらいたいと。

というのが、まだまだやっぱり知られてないんですね。というのが、例えば教科書、教科書に波佐見焼が載るぐらいの目標を立てて臨むっていうのが必要だと私は思っています。21世紀を波佐見焼の時代にしていうぐらいの大きな目標を持って、そういう形に使える原資としてこういう、例えば10%程度をそういう資金にできないかというふうに思っております。

これ、各代表の窯業関係の方としゃべっていたら、皆さん、それはおこがましいねってやっぱり言われるわけですね。私もそう思いながら話をするんですけど、実際そういう話をしながらも、現実的にはまだまだ個々の会社はそんなに潤っているわけではないので、次のための、次の時代のための、未来の波佐見焼のために使えるようなものにしていただきたいなというふうに思ってるんです。

例えば、今、NHKの朝の連続ドラマ「スカーレット」があります。これは皆さん御存じだと思いますけども、実はことしの1月の最初の「陶業時報」の初年度版に……、「陶業時報」という業界誌があるんですね。そこに全国の組合の理事長さんが御挨拶されています。信楽焼ですね、「スカーレット」と言えば、信楽焼の理事長さんが、昨年9月末よりこのドラマが始まり、おかげをもちまして、秋以降たくさんのお客様が当地にお見えになりましたと。まちなかを散策される方、信楽焼をお求めになる方など、久しぶりに産地に活気があふれ、にぎわっている姿を見ますと、改めてその影響のすごさに驚くとともに、関係の皆様にご感謝を申し上げますと、こういうふうに挨拶をされています。

何が言いたいかと言いますと、今、波佐見町もそういうネタがあるわけですね。もう皆さん御存じのように、「青の花 器の森」小玉ユキさんの作品がございます。これ、単行本もう4巻出てます。というか、この質問を私考えたときに、これがあったなと思って4巻全巻読ませてもらいまして、こういう元ネタといますか、そういうものがあるのでぜひドラマ化、映画化というのを考えていただけないかというふうに思っているんですけども、その辺のことはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

その小玉ユキさんの作品は、佐世保を舞台にした「坂道のアポロン」でも映画化ということで非常に注目があるような作家さんでもあり、もしそれが映画化とかドラマ化とかになれば、相当なインパクトがあるんじゃないかと思います。

そういった部分は、もちろん業界の皆さんも考えていただいて、それでそれに対して、じゃあ幾らお金が必要だということを打診いただきながら、行政主導でやるんじゃないくて、業界主導でそういう誘致活動とかも頑張っていたらいいんじゃないかというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今後も波佐見町が、町長が昨日説明でありましたように、子供たちがはつらつと、青壮年が伸び伸びと、高齢者がいきいきと暮らせる波佐見町というのを掲げておられます。ただ、本当に依然として財政基盤の安定性や弾力性に乏しい状況であるということも言えるわけですが、適宜こういうふるさと納税というのが本当に全国の皆さんから波佐見焼を選んでいただいて、波佐見焼、波佐見に期待されていると思いますので、それをうまく活用していただいて、さらに波佐見焼、波佐見町の発展のために使っていただくように、今回のこの質問をさせていただきました。

町長に最後、その辺のところを今後のこの取り組みについて、もしそういう形でもっと波佐見をメジャーにする、まだメジャーじゃないと私は思っています。今からメジャーになる段階だと思いますので、それに対する潤滑油といいますか、そういう形で何とかこういうものをつくっていただけないか。そういう原資とかこういう資金をしっかりとって、いろんなことに対応できる形で。今回のコロナ対策でも、コロナでもどんだけの被害があるかわかりませんが、非常に厳しい状況だと思います。既に注文もかなり減っているような状況もあると思いますので、こういう形で何かのときにも使えるようなものに、そういう創設というのも町長の判断で何とかできないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

僕はいつも言ってますけども、民でできることは民で、地域でできることは地域で、そしてやっぱりそういう熱意、そういう動きがあつて初めて、補助金の有効な活用につながるんじゃないかなというような思いをいたしております。やはりそういう面では、当事者の方々も、若い人もやっぱり先輩も、商工一体となつて波佐見町の窯業界は今頑張つてらっしゃい

ますので、そういう中から合意形成がとれて、そして自分たちはこれだけのリスクを負うんだ、やるんだというようなそういうものがあって、これはもう全町民にしても、ああ、そういうことだったらやらないかんじゃないかなと、そういう雰囲気をつくるっていうのは当事者じゃないかなというような思いをいたしております。

だから私も、だからできるだけそういうふうな感覚が体感できるように、いろんなことで、ほとんど行かんでもよかところまで行きよります、はい。そういう中で、そういう空気が大事なことじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ中心となって頑張ってください。

○11番（太田一彦君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時15分より再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 福田勝也議員。

○1番（福田勝也君）

皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1、スクールバスの運行業務委託についてお尋ねします。

各小学校において、遠距離通学者、人通りの少ない危険な通学路を登下校する児童の安全性の向上を図るため、遠距離通学者対策としてスクールバスが運行なされております。そこで次の3点についてお尋ねします。

(1) 現在、各小学校において、各地区何名の児童が利用されているのでしょうか。また、今後の利用者の推移はどうでしょうか。

(2) 遠距離通学者とはどのような基準があるのでしょうか。

(3) バスの運行業務委託の業者及び委託料等はどのようにして決定されるのでしょうか。

2番目、波佐見町歴史文化交流館（仮称）について。

令和3年4月オープン予定に向け、現在、改修工事が進められております。教育・文化・歴史の継承または観光の拠点として期待するものであります。

(1) 改修工事の進捗状況はどうか。

(2) 観光の拠点としてどのような方法で情報発信していくのか。

(3) 既存観光資源と連携した周遊ルートはどのように計画されているのか。

以上、壇上から質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

福田議員の御質問に教育委員会のほうからお答えをいたします。

1、スクールバスの運行委託について。各小学校において、遠距離通学者、人通りの少ない危険な通学路を登下校する児童の安全性の向上を図るため、遠距離通学対策としてスクールバスが運行されている。(1) 現在、各小学校において、各地区何名の児童が利用されているのか、また、今後の利用者の推移はどうかについてですが、現在、中央小学校と南小学校においてスクールバスを運行しており、中央小学校は鬼木郷全部と井石郷の一部が対象で、本年度は25名、南小学校は村木郷の一部が対象で、22名が利用しています。また、東小学校では、永尾郷、三股郷を対象に登下校タクシーとして8名、野々川郷の下校タクシーで9名、中尾郷の下校タクシーで9名、南小学校では、皿山郷の下校タクシーで9名が利用しています。また、今後の推移ですが、現時点の出生数からでは若干の減少傾向にありますが、当面は現在の利用人数の規模で推移するものと考えています。

(2) 遠距離通学とはどのような基準があるのかについてですが、先ほどのスクールバス、タクシーの運用として答弁をさせていただきます。まず、東小学校の永尾郷、三股郷のタクシーと南小学校のスクールバスであります。それぞれ分校の廃校に伴い、本校までの距離が遠くなることで、地元との協議により運用を決定しています。また、中央小学校のスクールバスについても、本校の移転に伴い、同様に地元との協議により運行しているものです。一方で、野々川郷、中尾郷、皿山郷の下校タクシーについては、民家がない区間が一定距離ある、山道など一本道で逃げ場がない、地元以外の車の通行が多いの基準を設け、運用しているところです。

(3) バス運行業務委託業者及び委託料等はどのようにして決定されるのかについてですが、登下校のタクシーについては、町内の各タクシー会社に委託しており、通常のタクシー

料金をもとに、走行回数、距離をもとに決定しています。一方、スクールバスは3年契約として、バス事業者や旅行事業者の複数社への見積もりを行い、最低価格の業者と委託契約をしているところです。

2、波佐見町歴史文化交流館（仮称）について。令和3年4月オープン予定に向け、現在、改修工事が進められている。教育・文化・歴史の継承または観光の拠点として期待する。

（1）改修工事の進捗状況はどうかについてですが、現在、既存建物の改修を進めており、耐震補強が完了し、内装工事を進めています。また、新築棟についても着手を行っており、おおむね順調に進捗しています。

（2）観光拠点としてどのような方法で情報発信をするのかについてですが、波佐見町歴史文化交流館（仮称）は、博物館、美術館の側面があり、施設の規模、内容に応じて、国への登録制度がありますので、登録を行いたいと考えています。登録が行われると、インターネット等で検索される機会も増えますので、有効な手段ではないかと考えています。また、観光交流施設でもありますので、町のホームページでの紹介、パンフレットの作成、町観光協会との連携、町観光部局と連携し、県観光連盟主催でエージェントを招聘の上、開催される観光情報説明会でのPRも考えています。このようにさまざまなチャンネルを利用して、施設の認知度を上げたいと思います。

一方で、近年はSNSによる情報発信が有効であると言うまでもありません。現在、内定を出していますカフェ事業者においても、積極的にSNSで情報発信を行いたいとの意向であり、相乗効果が上がるよう、町ホームページ等との連携を行いたいと考えています。また、今後、施設内にはカフェスペース、和室等の交流スペースに無料Wi-Fiを整備することとしておりますので、来館者による情報発信も期待しているところです。

なお、施設自体は令和3年3月完成でございますが、オープンは翌4月としておりますので、オープニングイベント等を行い、各種メディアへの周知も考えています。今後、町ホームページの先行開設や、先ほど申し上げました各種メディアへの周知を行い、情報発信を強化してまいります。

（3）既存観光資源と連携した周遊ルートはどのように計画されているのかについてですが、波佐見町歴史文化交流館（仮称）が整備される湯無田郷は現在、観光スポットとして大きく認知されています。西ノ原ややきもの公園、観光交流センター、陶芸の館に比較的近く、一体となった連携が可能と考えています。また、歴史文化交流館（仮称）からは、中尾地区

や鬼木地区への車での移動も容易であり、既存の観光資源との連携や周遊ルートにも乗せることも可能と考えています。あわせて、電動アシスト搭載のレンタルサイクルや観光周遊タクシーの活用も有効な手段と考えています。さらに、湯無田郷には、雑貨店、陶器会社による美術館、ギャラリーもあり、これら地域と密着した街歩きなど周遊ルートも開発できるのではないかと考えています。

特に、施設完成後は、西ノ原から湯無田地区を橋渡しする場所に立地しますので、周辺地域の観光資源との連携を深めつつ、町全体の周遊ルートの中にしっかり位置づけを行えるよう、町、観光協会と協議を進めたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それでは最初に、スクールバスの運行業務についてお尋ねしたいんですが、今、中央小と南小学校にスクールバスが運転されているということで、現在、何名乗りのスクールバスを利用されているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

人数までちょっと把握しておりませんが、中型のバスを運行しております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それでは、スクールバスの運行業務と、通学車両運行委託という形でスクールバスのほうが中型のバスを出されてると。あるいは、通学車両運行についてはタクシーで、下校のみということで解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まずはスクールバスは、バスとついておりますので中型のバス、一方タクシーについては、三股と永尾郷は登下校、そのほかについては下校のみのタクシーということになっております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

距離的にも遠距離の通学者ということで、私も車のほうでちょっと距離のほうをはからせ

てもらったんですが、一応どの地区においても3キロから4キロ、そういうふうな形で距離があるようなんですが、私も東校区で毎朝、交通安全や挨拶という形でちょっと立たせてもらってるんですが、永尾あるいは野々川の方も朝7時前から集団登校をされている状況なんですが、今それぞれボランティアと一緒に登校されて来られる方がいらっしゃるもので、安心して朝の通学も見届けることができるんですが、この方につきましても御高齢ということで、そういった形で今後どうされるのかということも考慮しなければいけないところが出てきているんじゃないかなとは思ってるんですが、そういった場合に、朝の登下校も、夏場はまだよろしいでしょうけど、冬場はまだ7時前から集まって、暗いうちから出てきて集団登校されている状況でございます。そういった形で、朝の分もそういった形で対処される考えはないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、遠距離通学という言葉の整理をさせていただければと思います。文科省の省令では、小学校が4キロ以上、中学校では6キロ以上が遠距離という規定がございます。したがって、小学校においては4キロが一つの基準というふうになります。

一方で、まずは登下校は歩くというのが私たち教育委員会の方針でございます。これはやはり歩くことによって心身とも健全な育成の基本となるということでございますが、先ほど教育長が答弁したとおり、分校の廃校または本校の移転というそのほかの要因で、地元との協議によりまして現在、スクールバス、登下校のタクシーを運行しているような状況でございます。

そういった背景をもとに、登校はどうかということでございますが、やはり私どもとすれば歩くのが基本ということでございますので、現在の状況がベターではないかなということでは思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それでは、各小学校区のバスの利用者についてなんですけど、中央小の鬼木と井石の一部に対しまして25名、あと南小学校の村木地区で22名という形で御回答いただいたんですが、この大型というか事業者のバス、これを一応マイクロバスのほうに変更はできないんでしょうか。これがマイクロバスが二十七、八人乗りですので、現在の利用者あるいは今後の利用

者の推移を聞きましても、マイクロバスでも十分な送迎ができるかと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、現在の人数についてはお知らせをしたところで、今後の推移についても若干の減少傾向ではありますが、現在の規模ということでございます。したがって、議員お説のとおり、マイクロバスの運行は現実的には可能というふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そうですね。東彼杵町におきましても、小学校中学校ともに学校の統廃合に伴いまして、それぞれマイクロバスでのスクールバスが運行なされているようです。そういったことで、小学校では28人乗りのマイクロバスが2台と、あとは10人乗りの、子供ですので14人まで乗られるそうなんですけど、それが2台で運行されているということです。

それであと、マイクロバスの車両購入については国からの全額助成があると聞いておりますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、スクールバスの運行ということで御説明させていただきます。先ほど教育長が答弁したとおり、バス会社のほうに委託をしておりますが、この委託費については普通交付税でほぼ全額を措置されているという状況でございます。

一方、タクシーについては、小規模でございますので、これについては普通交付税の措置はございませんが、町の一般財源を用いて、先ほど教育長が言ったような基準で運行しとるというような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

先ほどの車両の購入費についてお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

済みません、前後しました。委託をしておりますので車両購入ということはございませんが、購入できるかについては補助事業の活用ということも検討しておりますが、具体的にどういった補助事業があるかということまではまだ至っておりません。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

もしそういった形で助成が受けられるようであれば、コストの削減のほうも図れるんじゃないかなと思っております。現在、予算書、決算書を見ましても、毎年年間約1,500万の予算が組まれているようなんですけども、そういった形で先ほども路線バスの件につきましても負担金が増加しているというような形で、こういった形でこの運行業務委託についても同様に増加しているようなことを考えております。そういった形で運行の委託についてはどうお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほどちょっと触れましたが、委託については、このスクールバスという専門のバス運行委託料については普通交付税が措置されております。一方、購入についてはまだ研究中でございますので、お答えということについてはちょっと歯切れは悪いんですが、私ども教育委員会とすれば、現在のバス会社への委託が今のところベターな方法ではないかなということ考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

今回の予算書を見ましても、債務負担行為ということで令和3年から5年までの3カ年で同じような形で一応計上されているようですけども、やはりここ3年はそういった形で運行の予定をされているということで間違いないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

はい。予算書に上げておりますので、現時点で教育委員会とすれば、現在の契約を改めて3年ということで運行したいと考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そうですね、そしたら毎年1,500万程度の事業費委託料という形になりますけども、もしマイクロバスの運行については、一応ランニングコストとしては車検や税金あるいは保険とか毎月のガソリン代と、そういった形の経費が町負担になろうかと思うんですけども、そういったことを考えれば、年間に30万、40万、四、五十万ですかね、そういった形と、あるいは運行の業務委託がどのくらいか。

朝の大体7時半から8時ぐらい、朝から、それとあと夕方の2便、低学年と高学年で2便運行されているというふうな形で、正味1日にすれば3時間ぐらいの業務になってこようかと思うんですけども、そういった方を、業務委託、運行を委託される方を、シルバーの人材の方やったり、職員のOBでそういった形の送迎を経験された方とか、そういった方を雇ってといたしますか。雇用創出にはなりますし、そういったことをすれば、1日3時間と、あるいは年間にすれば大体200日ちょっとですか、ですね、そういった形をすれば、そういった運行の委託料というのも多く見積もっても100万とかそのぐらいと思うんですが。

ですので、1台当たり多く見積もっても150から200って見た場合に、2台したときに400万ぐらいのコストになるというふうな考えであるわけですよ。そういった形を考えれば、年間に約1,000万の差が出てくるわけですよ。そういった形でマイクロバスの運行のほうを提案しているところでありますけども、そののところはどうお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

御提案とすれば、マイクロバスを購入し、運転手等の委託をかけてスクールバスを運行してはどうかというふうに御提案をいただいたと思っております。また、教育委員会として、これまでそういったことをちょっと具体的に検討したということは、ちょっと私の記憶と昔の資料ではちょっとございません。車両を購入し運行委託というところにどういった法規制があるか、またはその運転手を仮にシルバーさんに頼んだときに事故等が起こったときの責任の所在云々とかいうのがあります。この辺の課題についてはやはりちょっとお時間をいただいて整理をする必要があるのかなと思いますし、先ほどの午前中の太田議員の質問でも、やはり町全体を見渡して、その辺の運行体系もどうかという話も私も思いましたので、いろんな御提案をいただきながら、選択肢の一つとして今後研究をさせていただければというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった形で前向きに御検討していただきたいなとは思いますが、これがやはりマイクロバスでは対処できない人数、30人40人と利用者がおるのであれば、こういった形で現状のバスの委託で構わないと思うんですが、こういった形でマイクロバスでも十分対処できるような人数であれば、そういった形も検討していただきたいなと思ってます。人数もマイクロバスで対処できるような人数ですんで、そういったタイミングかなというところはありますんで、十分に御検討をしていただきたいなと思っております。

それで、東彼杵町からお伺いした話なんですけど、そういった形で助成金というか、そういった形でスクールバスを購入するという形になれば、そのバスが通学でしか使えないということなんですけど、そこら辺どうなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど私のほうからもお答えさせていただきましたが、車両購入の補助についてはちょっと不勉強なところがございます。いわゆる補助事業と言えれば目的があって交付をされるということがございますので、一般論で申し上げるとやはりその使用については一定の制限がかかると思いますので、スクールバスの目的で買ったならスクールバスの用途で使うというのが原則だろうと考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった形で利用については通学のみの利用ということでお話しいただきましたけども、先ほどの提案じゃないですけど、そういった形で、経費削減に当たって、年間1,000万近く経費が削減できるという形であればですね。もしくは、あるいは今ふるさと納税が、ふるさとづくり基金が順調でございますけれども、そういった形のバスの運行を、町で所有して、子供たちのためですので、応援基金の使い道の意向でもあります次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業というふうな形にも関連してくることかと思っておりますので、そういった購入の対応もできるんじゃないかなという形を思っております。そうしますと、バスの利用も平日の朝と夕が通学で使って、週末なんかは各種イベントでですね。例えば陶器まつりの送迎で出したりとか、あるいは今、桜陶祭や棚田まつりでも送迎バスのほうを出されて利用されてますけども、そういった形でも利用価値があるかと思うんですけども、そういうふうな

御購入の方法も、お考えはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ふるさと応援寄附金の使い道と言えば、ちょっと私どもには余り権利がないものですから何ともお答えしようがないんですが、仮にそういった基金の中でバスを、マイクロバスですか、購入していただいて、どう活用するかとなったときに、議員御提案のようなことも活用ができるかと思います。

一方で、先ほど私が言ったとおり、運転手を委託をしたときの法令的に問題がないか、また事故が起こったときの責任の所在、対処の方法とかいうのも頭によぎるところでございますので、そういったことを、論点を整理してやはり研究をすべきだろうというふうを考えております。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先ほど来バスの運行に関して、バスというか、バスの有効活用ということで話があつてますけれども、バスの運行に関しては免許の種類がいろいろございまして、貸し切り、あと乗り合い、またイベント等での送迎のシャトルバスの的に使うにしても、営業での緑ナンバーの取得だったり、いろいろな制約、制限がありますので、その辺はいろいろ許認可等も研究しながら、先ほど次長も言いましたように研究を進めていかないといけないというところもございます。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

ちょっとふるさと納税の話とかも出たんで、財政的な話で申し上げますと、充当するかどうかの前に、町としてやるに当たって委託と購入して、その人件費とかランニングコスト、それを例えば5年10年のあたり見たときに、どちらが本当に有利なのかというところなどは、実際にやるに当たっては、こちらとしても協議をさせていただきたいと。

私も以前ちょっと県のほうで市町村の普通交付税の担当をしておりましたときに、スクールバスの経費については幾つか市町村の事例を見させていただいたんですが、実際、直営でも、かえって委託より実際かかっていたというような事例を見たこともございますので、その辺は、例えば人件費などもやはりシルバーなどに委託するにしても、やはりばかにはなら

なかつたりということもあるかもしれませんので、その辺はどういった方法が一番いいのかってというのは、財政的な面ではこちらとしても考えさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そうですね。私もスポーツの推進ということで毎年、九州の研究大会や県大会等に参加させていただいてるんですが、そういった形で各大会行きますと、各市町のバスあるいはワゴン車で皆さん参加されているようなので、そういった形で、各市町そういったワゴン車あるいはマイクロバスを所有されているケースも多いんですよ。この前も1月末に大刀洗の町議会さんの方が、広報委員会の方が本町に視察に来られた際も、大刀洗のワゴン車のほうで来られてましたので、そういった形で、各市町、そういったマイクロバス、あるいはワゴン車、そういったものをお持ちのようなんですが、そこら辺の考えはどうですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど私の答弁のほかにも、商工振興課長、企画財政課長の答弁があったとおり、やはりこのマイクロバスを所有して運行となると、やはり全庁的な協議が必要、研究が必要なのかなというふうに思いました。

一方で、議員おっしゃるとおり、各市や町のマイクロバスや、そういった類いの車を見ることはよくあります。そういった状況も調査をしながら、法令的な問題または財政的な問題、これを総合的に考えて、今スクールバスの話からちょっと流れてはきたんですが、その中でこのスクールバスがどういった方法が一番最良なのかということを検討、研究させていただければというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

その運転の運行委託についてもやはり営業ナンバーというか、運転の資格についてもやはり大型免許あるいは二種免許の必要かというふうなことはわかりますけども、ただ、条件に合うというか、やはり今、こども園の送迎についてもそういった形で送迎されている運転手の方もいらっしゃるわけで、そういう方とほとんど変わらないかと思うんですよ。そういったことも考えれば、学校のスクールバスの運転についてはそういった形もできるかと思う

んですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど、こども園のマイクロバスの運行をお聞きして、ああ、そうだなということを率直に思いました。私ども今、こども園のバスの運行がどういう法令に基づいて、どういう内容でっていうのがちょっとまだ理解をしておりません。御提案をいただきましたので、近くのこども園さんに状況を聞いて、どういった方法っていうのを整理しながら、議員御提案の内容も研究をさせていただければというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

そういった形でスクールバス運行の業務の委託については、いろんなケースでスクールバスをどうするのか、マイクロバスに変えるのか、あるいは購入方法だったり、運行業務の委託の方法、あるいは利用方法と色々なパターンが想定されますので、今後、検討、研究をする余地があるかと思えますけども、ぜひこの件に関してお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、現在、委託によるスクールバスを運行しているところでございまして、現時点ではこの委託による運行がベターだというふうに判断をしております。しかしながら、本日いろんな御提案をいただきましたので、いろんなほかの団体さんの状況、認定こども園の状況、そして町長部局のいろんな法令がわかっているところもありますので、いろんな方面に御相談しながら、まずは研究から始めさせていただければというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それでは、スクールバスについては十分に御検討していただきたいなと思っております。

それでは次に、波佐見町歴史文化交流館についてお尋ねします。

来年4月のオープンに向けて順調に工事が進められていることだと思っております。波佐見町歴史交流館の建設においては、やはり教育、文化あるいは歴史の継承ということで、または観光の拠点となることを期待するものでありますけども、この建物をやはり建設するこ

とだけが目的に終わってしまっただけではいけないとは思っております。いかにたくさんの方が御来館いただいて、本町の産業であります焼き物の歴史や文化、あるいは歴史を体感、感動していただくものとなってもらいたいと思っております。

本町においても、やはり以前は30万、40万の観光客っていうことでありましたけども、町長が言われます「来なっせ100万人」と大きな目標を掲げ、目標を達成するためにいろんな仕掛けやったり、各種イベント、地域の活動の定着などの成果によって達成できたものだと考えておりますので、この波佐見町歴史文化交流館についても多くの方に入館いただくためには、やはり陶器まつりをはじめ、町内の各種イベントのときに足を運んでいただくような案内や仕掛けなどが必要と思っておりますけども、そこら辺どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長の答弁にあるとおり、この歴史文化交流館は、歴史文化の学習の場のみならず、やはり観光交流の拠点として活用するというので、教育委員会として整備を進めております。

この歴史文化については、多くの市や町が現在、観光との連携ということを進めております。そういった中で私たち教育委員会ができること、そして町長部局のやはりお力をかりて、連携シタイアップして情報発信というのが今後重要になってくると思います。教育長の答弁についても、町長部局のほうの御意見を聞きながら、これを作成した経過がございます。

教育長が答弁した内容を基本にしつつ、今後さまざまなチャンネルを用いて、まずは周知をするというのが大切だと思いますし、そういったお声を聞いて軌道修正もすることも必要だと思います。残された時間、あるようでないような思いますので、やはり今後、情報の発信の仕方については十分協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それでは、その建物に関係して、いろんな特殊な展示物が陳列されるかとは思いますが、そういった形で展示品の説明担当者の人材も必要になってこようかと思うんですけども、そこら辺はどう準備されているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

この波佐見町歴史文化交流館（仮称）については、現在の舞相の分室を移転をいたします。

当然、学芸員が現在2名おりますが、学芸員も新しいこの歴史文化交流館のほうには移りますので、そういった学術的な説明については学芸員ができるのかなというふうに思います。

一方で、観光的な説明となると、やはり多くの来館者が来た場合、対応できない場合もございます。町内には幸いにして観光ボランティアの方とかいうふうなものもいらっしゃいますので、そういった方々とタイアップして、この歴史文化交流館でも案内をしていただくということも可能ではないかなというふうに思いますので、そういった連携も視野に入れてから、いろんな方法を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

わかりました。そういった形で、本館も教育、文化があるということで、やはり子供たちの学習の場としても活用されることかと思えます。それで、もっと波佐見町の地場産業であるこういったものに興味を持たせるような、そういった工夫もなされてるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

昨年9月に展示工事の議決をいただきましたが、その後、決定した業者と展示の内容について、現在協議をしております。パネルの内容とか展示の内容についてですが、特にやはり展示の内容については、令和2年度において、学校の先生方の代表にも御意見を聞こうというふうにしております。そうすることによって、子供たちがこの歴史文化交流館に来たときに、わかりやすくする手段もあろうと思えます。表現の仕方もあろうと思えますので、そういったこともやりながら、子供たちが学びやすい施設にしていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今現在、各小学校では6年生の授業として歴史学習を行っております。弥生、それから縄文時代から今現在までの流れというのをやっておるんですけども、それぞれ学校に学芸員が行って、授業を行うというふうな形をしておりますので、今後はそういうのを、歴史文化交流館が完成した際には、子供たちに実際にその交流館に行って学習をして、そしてその歴史の流れについて、また、その歴史の流れの中で焼き物関係も、どういう時代に波佐見町が発展してきたかということも実際に見ながら聞きながら、学芸員から指導を受けながらというふ

うな歴史の勉強ができるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それでは、施設の駐車場についてなんですけども、駐車場についてはやはり車が十数台とあとマイクロバスが1台の駐車スペースがあるということなんですけど、あと、団体で大型バスで来られた方の対応というのは、どういうふうな対応をされていくのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど議員がおっしゃっていただいたように、駐車場としては十数台、そしてマイクロバスをとめるスペースがございます。大型バスで来たときにどうするかということですが、一時的にバスをとめるスペースは確保しようというふうに考えております。そこで乗り降りができるという、短時間の停車でございますが、それができる場所は確保しようというふうに工事を進めております。

一方で、先ほど言ったとおり、ずっとそこにバスを置いておくわけにはいきませんので、やはりやきもの公園で待つとかということになるかと思っております。一方、複数台で来たときはどうするかということですが、やはりやきもの公園で降車をさせていただいて、先ほど議員の御質問があったとおり、周辺を周遊しながら歴史文化交流館に来ていただくということも可能ではないかなというふうに思っておりますので、限られた内容でいい方向になるよう、その辺検討させていただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それでは、来館される観光客、あるいは焼き物の愛好家の方々、たくさんの方が御来館いただくことを期待することなんですけど、年間に何人ほどの来館いただくような目標、あるいは期待、見込みだったり、そういったものが計画されているのであれば教えていただけないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

済みません、資料は持って来てはるんですけど、どこにあるかちょっと今わかりませんので、答弁の途中、見つけたらお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

それと、やはり来館につきまして入館料を取るのかどうかですね。もしそういった形を計画されているのであれば、どの程度計画されているかも教えていただけないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ちょっとまだ来館者数の数字は探せておりませんので、後で答弁させていただきたいと思っています。

現在、波佐見町歴史文化交流館（仮称）建設検討委員会で、議員御質問の内容についても検討をしております。現時点では、通常は全館無料でございます。ただし他館から、他の博物館とか美術館から物を借ってきて展示するような特別展がございますが、これについては全館有料ということで考えております。値段についてはやはり町民の方、またはそういった愛好者の方、観光客の方に来ていただくということでございますので、まあそう多くは取らないということになるかと思います。線引きとすればそういった基準を設けて、今後、ことしの、時期はまだ定まっておりますが、条例等も議会のほうの御審議をいただくようにしておりますので、その際にはきれいに決まって御提案できるものというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

せんだって総務文教委員会でも、福岡県の朝倉市秋月博物館や甘木歴史資料館などの施設を視察したところでありますけれども、やはり教育学習の拠点や歴史文化の継承としての役割はなし得ているようなんですが、リピーターや観光客を増やすような対策に苦慮されているようでした。

しかし、本町では経済産業省によるクールジャパンの認定を受けて、クラフトツーリズム産業というのが今回、協議会も発足して本格始動をしようとしております。これから製造産地を訪れて、歴史文化ものづくり産業を体感する観光客も多く来町されることと期待しているところであります。今回の波佐見町歴史文化交流館というものは、そういった面でも大きな役割を果たすものだと思っております。

今回あります波佐見町のまち・ひと・しごとの創生の第2期総合戦略でも、産業の振興を

図り、安定した雇用を創出するという項目の追加点で、波佐見町歴史文化交流館（仮称）を起点とした既存観光資源と連携した新たな周遊ルートの作成を行うというふうな形でもしっかりうたってあります。先ほども御説明いただいたように、現在の観光スポットである西ノ原地区からやきもの公園、交流館に流れてくるというふうな周遊ルートも今お話いただきましたけども、駐車場問題もやきもの公園にとめて歩いてっていうところもございますので、やはりそういった歩道の整備のほうも必要になってこようかと思うんですけども、計画はされてるのでしょうか。

○議長（今井泰照君）

周遊に関する事で質問ですね。

○1番（福田勝也君）

周遊ルートにかかわってそのようなことも大事と。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今、福田議員のほうから、将来的にそういう観光とかあって、歩道の、道路のほうも整備が必要になってくるのではということですけども、今、西ノ原の区画整理をやっておりまして、それに基づいて、波佐見中央線の計画がありますし、また、ほかの中尾に行く道とかそういう観光的な整備が必要となれば、今後も検討していかなければならないと思っております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

以上で終わります。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

済みません、答弁漏れがございました。

年間の来館者の見込みでございますが、目標として年間2万人でございます。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今回の歴史文化交流館ができるに当たって、観光的な役割というのは議員おっしゃるとお

り、すごく大事なところだと思っております、まず観光客の誘客について大きく二つ分かれるかなと思っております、まずそういった旅行会社、エージェントに対しての営業をかけてですね。ふだん私たちがいろいろエージェントと話している中では、新しいものはないのかという問い合わせがすごく多いんですよ。そういうところで、こういったミュージアム的なものはすごく食いつきがいいといたしますか、そういうものもありますので、そのあたりを大きな組織の県の観光連盟とかと連携しまして大いにアピールして、まずバスでのお客さん呼び込む、あと今、個人旅行者については、先ほどのレンタサイクルも非常に有効だと思っておりますし、ちょっと歩いてもらうのもいいのかなと思っておりますので、そこに行く仕掛けを何らかはんと観光業界とかと一緒にやってつくり上げていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 福田議員。

○1番（福田勝也君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、1番 福田勝也議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時20分から再開します。

午後2時7分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 中尾尊行議員。

○8番（中尾尊行君）

皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして質問いたします。

1番、学校内の事故について。

全国では体育の授業などにおいて、同様の事故が毎年発生している。

そこで、1番、（1）学校現場での安全を守るための情報は十分に共有されているか。

2番、本町でも防げるはずの事故が繰り返されてはいないか。

3番、子供主体の防止策が効果があると言われているが、本町ではどうか。

4番、学校現場との事故防止策についての話し合いは定期的に行っているのか。

次に大きな2番、コミュニティ・スクールの導入について。

(1) この制度の導入の目的、仕組み、内容などはどうなっているのか。

(2) 効果（成果）はどのようなものが期待されるのか。

大きな3番、学習指導要領の改訂について。

(1) 改訂のポイントと方向性はどうか。

2番、アクティブ・ラーニングとはどのような学びを言うのか。その中で、子供たちの学びはどこが進化すると考えられるのか。

(3) 英語教育が教科書を使って始まるが、この教育の狙いはどこにあるのか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

中尾議員の質問に教育委員会のほうからお答えをいたします。

1、学校内での事故について。全国では体育の授業などにおいて、同様の事故が毎年発生している。(1) 学校現場で安全を守るための情報は十分に共有されているのか。(2) 本町でも防げるはずの事故が繰り返されていないかについてですが、学校は児童・生徒が安全で安心して学べる施設として管理されるもので、学校は細心の注意をもって、常に危険は潜んでいるものだとの認識で学校経営を行っています。

本町においては、体育の授業等で児童・生徒が大きなけがをする事故等はありませんが、仮に事故等があった場合は、教育委員会に報告があります。報告があった場合は、学校長等への事情聴取を行い、事故の要因や背景を調査し、町内校長会や各学校に設置されています生活指導部会等を通じて、情報共有と統一した対策を講じることとしています。

(3) 子供主体の防止策が効果があると言われていたが本町ではどうかということについてですが、体育や部活動においては、競技技術の向上を図ることも大切ですが、心身の健康保持や事故防止も重要な教育課題です。学校現場においては教育課程に応じた授業が展開されており、その中でけがや事故防止についても学んでいます。一方で、小学校ではスポーツクラブの加入の有無や成長過程における個人差もあることから、本町ではジュニア体操教室を独自に開催し、基礎体力、運動能力の向上を通して、事故に遭わない、けがをしない体づくりも行っているところです。

(4) 学校現場との事故防止策についての話し合いは定期的に行っているかについてですが、学校とは毎月、町内校長会を開催し、学校で行ったさまざまな事柄について情報共有を図っています。また、常日ごろから教頭や養護教諭と連絡をとり合っており、学校の様子について注意を払っています。大きなけがや事故等があった場合には学校から報告がありますので、(1)で申し上げた情報共有と対策を講じているところです。

2、コミュニティ・スクールの導入について。(1)この制度の導入の目的、仕組み、内容はどうなっているのかについてですが、コミュニティ・スクールとは、地域社会が少子高齢化や人口減社会等の変化を見せている中、地域社会との学校とのつながりを見直し、開かれた学校を、さらに踏み込んで地域とともにある学校に転換させるため、地域、保護者、学校が一体になって地域や学校の課題について話し合い、地域社会と協働して、地域、学校をよりよく実践する目的で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会が設置されている学校を言います。

この学校運営協議会の役割は、学校運営の基本方針の承認や学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるなどとしてされており、現在、小中学校にあります学校支援会議をもとに、学校評議員会、学校関係者評価委員会を発展的に統合することで、本年4月に各小中学校に設置することで考えています。また、各学校に設置します学校運営協議会の情報共有を図る目的で、町全体の波佐見町学校運営連絡協議会もあわせて設置予定です。

(2)効果(成果)はどのようなものが期待されるのかについてですが、コミュニティ・スクールには、学校運営協議会の会議組織としての性格に、自治会、老人会、婦人会、商工会等が行う地域学校協働活動との連携を加えることで、地域や学校が抱える課題を実践組織としてより行動的に解決できることが期待されており、先行団体については、地域と学校のきずなが深まった、地域づくり、学校づくりに相互の意見が反映できたなどの効果が聞かれています。また、これらの活動を通して地域づくりに学校が参画することで、地域全体が活性化したとの効果も聞かれています。

3、学習指導要領の改訂について。改訂のポイントと方向性はどうかについてですが、学習指導要領とは、全国のどの地域で教育を受けても一定水準の教育が受けられるよう国が定めた教育課程の基準を示したもので、おおむね10年ごとに改訂が行われ、小学校は本年4月から、中学校は来年4月から完全実施されます。今回の改訂の大きなポイントとして、

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実が掲げられており、その中でもいわゆるアクティブ・ラーニングの視点から学習の改善が目標とされています。

特に、小学校の教育課程では、小学校5・6年における外国語の教科化とプログラミング教育が必修化されるなど、これまでにない改訂で、小学校においては授業時数も増加します。

また、学習指導要領の改訂に合わせて、小中学校の教科書も全面改訂されることになっており、小学校の教科書については本年度に採択を行い、本年4月からの使用に備えています。

(2) アクティブ・ラーニングとはどのような学びを言うのか、子供たちの学びではどこが進化するのか。アクティブ・ラーニングとは、主体的・対話的で深い学びのことを言い、能動的に学び、対話を通じて学び合い、思考力を身につけることが目的とされています。また、これまでの知識偏重の受動的学習から、学ぶことに興味関心を持ち、能動的な学習に転換することで、子供同士の協働や教職員や地域の方々との対話を通じて自己の考えを深め、課題解決や創造する資質、能力を磨くこととされています。

これが実現するために、特に本町では学び合いの学習に力を入れており、グループ学習による論議や学習の相互の補完を通して、思考力、判断力、表現力の育成を図っているところです。

(3) 英語教育が教科書を使って始まるが、この教育の狙いはどこにあるのかについてですが、小学校における外国語、英語の授業については、児童が英語になれ親しむの観点から、英語を実際に使えるようになる基盤としての、従来の聞く・話すに、読む・書くを加えることで、小学校5・6年生で外国語科として教科化されます。教科化となりますので、試験があり、通知表で評価が行われることとなります。また、これまで小学校5・6年生が行っていましたが聞く話すの外国語活動が、小学校3・4年生で実施されることとなります。

そこで、外国語授業の狙いですが、小学校において外国語を学ぶことにさまざまな論議があることは承知していますが、国が定める学習指導要領で掲げている教育課程であり、国においては、社会の急速なグローバル化の伸展の中で、国際共通語である英語力の向上は、異文化理解や異文化コミュニケーションに重要で、日本の将来にとって必要不可欠だとされていますので、本町においてもその方針、狙いに沿って、着実に実施してまいりたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

それでは1番から行きたいと思います。

学校における事故については現在進行形といたしますか、今の答弁で十分わかったんですけども、二、三点、提案型っていいですか、具体的な質問をしたいと思うんですけども。

まず、これに三つ、ここにもあるんですけども、校内の危険と思われる場所を子供たちに写真で撮ってもらうとか、あるいは見てもらって討論をするとか。これは各学年、体格の差、あるいは男女の差の気づきの点が違ってくる場合があると思うんですよ。その点はこういった配慮をされているか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今お話しいただいた、子供たちに写真を撮って具体的な内容を話をすることについては、実際に今現在ではやっておりません。ただ教職員の中で、どの学校もやっていますけども、月に1回は安全点検というのをやっておりまして、グループを組んで何人かの先生で、きょうは運動場の周り、そして校舎の中でも、棚から物が落ちるような形がないのかとかです。また、遊具の点検等についても、実際に月に1回は必ずやっておりますので、そういったところでの安全点検というのはやっております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

安全点検はいいんですけども、やっぱり私の考えでは子供たちが自主的にやれるような雰囲気といたしますか、学校体制をとってもらいたいということで質問いたしました。

次、2番に行きますけど、早寝早起きの習慣を家庭で身につけることで事故防止につながるというような意見もあります。やっぱり寝不足だったり体調が悪かったりすると、学校に来ても集中力が欠けて、集中力が欠けることで事故につながっていくんじゃないかという意見もありますので、この点について、家庭に対してのしつけといたしますか、そういった点はどうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

家庭の啓発については、各学年の実態に応じて、学級だよりとか学年だよりというものを出示してもらったりとか、また、学校全体で考えるときには学校だよりを、通信を出して、家庭のほうに呼びかけております。

また、先ほど話をしましたように、学校評議員会とか学校関係者評価委員会とか、それから学校支援会議の中でもそういったものを議題にしながら、家庭への啓発ということも進めております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

わかりました。ぜひ、やっぱり半分以上は家庭で子供たちも暮らしているんですから、やっぱり家庭でのしつけとといいますか、教えとといいますか、その辺は学校からも、あるいは教育委員会からも注意、指導とといいますか、そういったことをお願いいたします。

次に、通告でも言ったんですけど、安全を守るための情報をですね。これは私、何人かの女性の方に聞いたんですけど、あんまり事故のあつてることを知らない。あつてないからいいのかもしれないんですけど、あんまり聞いたことがないと。これは全国の調査でも、ほとんどの人があんまり聞いてないとか知らないとか、そういう声が多いんですよ。こういったことでやっぱり、さっき答弁でもありましたけども、その事故の原因、あるいは要因、そういったことを早急に調べて、周知徹底をしてもらいたい。そういう学校と教育委員会の周知の仕方ですね。そういったことを検討してもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど答弁のほうでも申し上げましたように、毎月定例の町内校長会を行いますので、そういったいろんな面についての情報交換は行っております。いろんな事故があった場合についても、その町内の校長会の中で報告をしていただいて、自分の学校についてもすぐに指導を行うというふうな形をとっております。

あと、それぞれの家庭のいろんな形というふうなことについてなんですが、今、毎日、学校のほうでは保健の養護の教諭が、各校の子供たちの保健室への来室の状況というのを毎日日誌に書いております。そのときには、何時何分どこでどういうふうなけがをしたかということとか、どういうふうに熱をはかったかというのが一つ一つ随時わかるような形になっております。で、年間通してどういうふうなところでけがをしたのかというのが把握できますので、そういったものについては、学期に1回か2回している学校保健委員会とあって、校医の先生とかPTAの代表の方とか、それから各学年の代表というのを集めて情報交換を行

いますので、その学校保健委員会の中で出た内容についても、全体にプリントで出したりというふうなところもしております。ただ、それが全ての家庭に周知徹底できてるかというところはわかりませんので、そういったところについても十分話をしながら徹底するように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

そういう意味で、教育委員会といいますか、全国の教育委員会の組織があつて、県の教育委員会の組織もあるわけですよね。そういったあたりの情報発信といいますか、そういったことはあつてないわけですか。教育委員会内だけの。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

この新型コロナウイルスとか何かについては、国のほうからおりてきて、県のほうからおりてきて、で、教育委員会、学校のほうにという形でやっているんですが、こっこの町教育委員会のほうから上に上げていくというふうな形はほとんどなくてですね。いろんな病気の予防とか、けがの予防については県のほうからおりてきた通知をもとにしながら、教育委員会と町内校長会の中で話をしながら進めております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

済みません、ちょっと質問の仕方が悪かったと思うんですけども、この事故について、全国各地の小学校なり中学校なりで、どういう事故があつた、どういう大きな事故があつた、あるいは、新しいと言ったらおかしいんですけども、そういった滅多にないような事故があつたというようなことが全国的に、何ていいますか、知らせることは。そういう組織というのはないんですかということ聞いたんですけども。教育委員会の中でですよ。あつてなかったら、あつてないでいいんですけど。事故について。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

教育委員会の中で組織とした形ではありません。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

やっぱりこの事故の原因の共有といいますか、情報の共有というのは非常に、さっきもちよろつと言ったように、知らない人も結構いるわけですよ。そしたら急に自分の子供たちがけがしたら何で、何でなんだと。全然こんなことを聞いたこともないとか、そういったことになりかねないという点もありますので、情報の共有というのも十分にやってもらいたいと、そういうふうに思っております。

そしたら2番に行きます。2番のコミュニティ・スクールについての質問をいたしたいと思えます。

これは今、聞いたところによりますと、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した時点でコミュニティ・スクールと呼ぶと言われたんですけども、まず長崎県、本県ですね、あるいは本町がこの設置におくれたというか、ここまで引き延ばしたといいますか、ということがなぜ起きたのか。調べてみると、他県では特に調べたところでは、福岡県の春日市などでは平成24年、もう七、八年前ですね、8月に第1回の全国コミュニティ・スクール研究大会が開催されて、全国からコミュニティ・スクールをやりよるところ、あるいはやり始めるところが集まって、もう大分なるわけですよ。なぜ今の時期なのかというのを一つお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

国の基準としては、来年度から新学習指導要領がスタートしますので、それまでの設置というふうなことで、全国あたり知らされておりますので、本町としては今年度中にその組織を学校運営協議会に移行できるような形ということで、今年度その移行期間というふうな形でやっております。

内容につきましては、これまでやってきた学校支援会議と大体同じような形になっております。また、学校評議員会、先ほど言いましたように、学校関係者評価委員会も同じような形になっておりますので、これを整理統合するというような形でことし1年間かけて、波佐見町としては話をしながら、また町内校長会で話をしながら、またPTAのほうと話をしながら、一つの形で、移行期間とした形で学校運営協議会に持っていければというふうなことで進めております。来年度から学校運営協議会がスタートするというような形でやっております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

これもちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、おくれた理由といたしますか、なぜこの時期にされるのか。七、八年も待った経緯といたしますか、その辺のことがあったらお知らせください。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

国県としても、おくれるとか早いとかそういうふうな基準では考えていらっしゃらなくて、とにかく波佐見町としては、これまで学校支援会議という形がしっかりとした形で行われておりましたので、すぐ変える必要はないというふうなことも考えながらやっております。国全体としては、学校運営協議会、コミュニティ・スクールを発足させなさいというふうな形になりましたので、波佐見町としては先ほど言いましたように、今年度移行期間というふうな形で流させてもらいました。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

大変失礼いたしました。内容はあんまりよく知らなくて質問しまして済みませんでした。

次、今おっしゃられました学校運営協議会ですか、これについて質問したいと思うんですけども、教育委員会から説明をいただきまして、こないだ総務委員会で説明があったんですけども、その資料に基づいて質問をしたいと思うんですけども、学校支援会議の発展的なものとあるんですけど、今聞いたんですけど、この時期なのかというのはもう答えてもらったからいいんですけども、支援会議とはどのようなことをやって、また不都合なことがあったのかと。今の答弁ではなかったということですね。そしたら、この支援会議で実際やってこられたこと、あるいは発表できたことがあったらお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

学校支援会議はそれぞれの地域の方、老人会とか婦人会とか民生委員会の皆さんの集まりの会、それにプラスPTA、そして教職員が入った組織になります。この組織については任意の団体でありまして、学校運営協議会は、学校の校長先生のほうから推薦をいただいた方を人選を行いまして、教育委員会が委嘱をするというふうな形になります。先ほど言いました学校評議員会、それから評価者委員会は、校長が推薦をして町教委が委嘱を行うというよ

うな形になっておりますので、これを一括、学校運営協議会として進めていくというふうな形になります。

学校支援会議については、それぞれの地域の実態に合わせて子供たちへの学習の支援というふうなことを中心に、いろんな形で進めていただいておりますし、また、学校支援会議の会議の中では、先ほど言いましたそれぞれの方たちが参加をして、地域の子供たちの交通安全とか挨拶についてとか、いろんな御意見をいただいて、そして学校運営にまた生かすというふうな形で進めておりますので、そういった面でやっておりました。

運営委員会も大体同じような形でやっていきますので、子供たちの健全育成に向けた形をしっかりととれるような組織づくりにやっていければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

今の答弁を聞きますと、そんな差し当たっての心配は要らないと、今までの学校支援会議ですか、この延長線にあって心配は要らないということですね。

そしたら、メンバー構成のことを聞きたいんですけども、これもこないだの説明では、支援会議等のメンバーを中心に人選を行うとあったんですけども、これは具体的にどういふことでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど言いましたように、学校支援会議のメンバーというのは、自治会長さんとか民生委員さんとか老人会長さんとかPTAの役員さんとか学校の代表が集まって行いますので、総勢二、三十人の人数になります。学校運営協議会はある程度、学校運営に対する御意見を伺うというふうなことで、自治会長の代表とか老人会長の代表とかPTAの代表ということで、ある程度数を絞った上で進めていくということで、学校運営協議会の分は人選として考えております。

その学校運営協議会の全体を取りまとめていただく会長を1名と、それから学校運営共同体とあって、いろんな活動をしていただく組織も立てて、そういったところのつながりを持っていただくための教育コーディネーターというのを1名、各学校運営協議会の会長とコーディネーター1名と、そして各学校の校長先生、そして学校のコーディネーターというのを選んでいただいて、その代表者が集まる町全体の学校運営連絡協議会というのを組織立てて、

町と学校とそして地域が一緒になった話し合いを進めていくというのが今度の学校運営協議会の組織になります。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

そしたら、メンバーの男女比率、恐らく男性が多いと思うんですよ。あるいは男性が全部じゃないかなと心配してるんですけども、ここでは思い切って、教育委員会の主導で、半数以上は女性、こういったことを。今までどうせこのコミュニティ・スクールが全国からちょっとおくれたというような、まあ早い遅いはないとおっしゃったんですけども、そういう意味である程度インパクトといいますか、波佐見町らしいというか、全くですね、注目を浴びるような形は、これは考えていいんですけど、考えていらっしゃいませんか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

男性女性の比率については考えておりませんでした。今、それぞれの学校で人選をしたいだけで、会長、副会長、それからそれぞれの団体の代表者というのを決めていただいておりますので、それを見ながら今後、話を進めていければというふうに思っております。

あと、まだ来年度からスタートするに当たって、十分わからないそれぞれの代表の方もいらっしゃるかというふうに思いますので、県の指導を仰ごうかということで、3月9日に計画をしておったんですが、このコロナウイルス関係で、県のほうのそういった研修がなくなりましたので、来年度早々にまた県のほうから来ていただいて、十分この学校運営協議会コミュニティ・スクールについてを、しっかりとした県の指導をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

そしたら、これもこないだの委員会で、教育委員会の方がおっしゃったんですけども、こういう組織といいますか、小さく生んで大きく育てると。非常に私、感動したというか、いい言葉だなと。最初から構えて、これもしよう、あれもしよう、いろんな意見を聞いて、幅広く意見を聞いて、あれもせんといけんと。するのはいいですけど、あれもせんといかんというような気持ちになってされると、非常に継続していくときに不便が生まれるんじゃないかと。そういうふうに、これはおこがましいんですけども、言われたから私も言うんですけ

ども、小さく生んで大きく育てると、こういう精神でやってもらいたいと、補足ながら言うておきます。

次は、この運営会議の権限、先ほどいろいろ3項目ですかね、おっしゃったんですけども、これって協議会に対するあれだと思うんですけど、教育委員会との関係とといいますか、権限に対して是か非かと決めるような関係になるのか、全くお任せで、どうぞ何でもやってくださいと言ったらおかしいんですけど、そういう形になるのか、この辺はどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほどからも言いましたように、各学校、学校運営協議会という組織を立てます。それを受けて、町全体としてのまとまる、それぞれの会長さんが集まる学校運営連絡協議会というのを立てますので、学校運営連絡協議会のほうには教育委員会も出席をしまして、その組織の中で一緒に話を進めていくというふうな形をとっております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

そしたら、せっかく用意しているから質問したいと思うんですけど、本町の取り組み状況で、平成31年4月に波佐見町コミュニティ・スクール推進委員会を設置、令和2年4月の保発足に向けて協議を重ねるとあったんですけども、これまでに何回、その委員会といますか、は行われたんですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

大体学期に1回、推進委員会を行いました。4回目を、先ほど言いました3月の9日に予定をしておりましたけども。

その推進委員会のメンバーというのは、各学校の校長先生、そして地域コーディネーターになれる方が大体中心というふうな形にして出席をしていただいております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

次に質問しようと思ったんですよ。ことし3月のコロナウイルスの騒ぎとといいますか、これで3月に入って大変だと思うんですけども、今の形で言いますと、4月の発足は可能とすることができるですかね、今。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

4月スタートにはもう、その推進委員会の中でも話をしておりましたので。ただ、県のほうとして御指導いただければというふうなことで話をしておりましたが、先ほど言いましたように学校支援会議と大きく内容的には変わらないものがありますので、進め方としてはもう進んでいくような形をとっております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

最後に、この教育委員会の役割いいますか、そうといった観点から、教育委員会の事務局職員あたりの人も、この学校運営協議会には参加されるんですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

学校運営連絡協議会には教育長、そして教育次長、それから社会教育課の係長、そして指導主事が参加するような形をとっております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

わかりました。またこの教育精神と今言われたように、ともに育つ、相互に育むといえますか、この精神のもと、学校、家庭、地域の教育向上につながるよう、これがひいては子供たちのため、あるいは子供たちの教育向上につながるんじゃないかなと私考えますので、ぜひ教育委員会の方も、今3名の方ですか、4名の方ですか、参加されると聞いて安心はしたんですけども、ぜひ頑張ってくださいと言うのはあれですけど、よろしく願いいたします。

そしたら、次の大きな3番に入りたいと思うんですけども、学習指導要領の改訂についてですね。これ、まず3番から。

私はいつも日ごろ言ってるんですけども、英語教育が果たして、小学年化すると言いますか、もう小学校3・4年、あるいは5・6年でももう教科書を使ってということで、非常に危惧している、心配していると、そういう立場での質問ですので、よろしく願いいたします。

この教科書を使って始めるまでの経緯がいろいろあったと思いますけど、まずこれを。英語に対してどのように対応してきたのかを説明をお願いします。これまでの経緯です。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

この外国語活動については、波佐見町の取り組みとして結構前から取り組みをされておりました。私が平成23年に東小学校に赴任したときには、もう外国語活動として、先ほど言いました推進委員会も設けられて、小学校と中学校との連携というふうな形で進められておりましたし、新学習指導要領が入ってきたからじゃなくて、その前から、平成20年度ぐらいから、小学校1年生、2年生にも年間5時間から6時間、それに3年生、4年生にも年間10時間近く、そして高学年も年間35時間、週に1時間ぐらいの授業を行うというふうな形でやってきました。

その授業の中身については、5年生、6年生を中心として外国語活動の授業というふうなことで、担任の先生が授業を行って、中学校の先生が見に来る、中学校の授業を小学校の先生が見に行くというふうな形で、この10年近くは波佐見町としては独自で進めておりましたので、この外国語活動が新しく入ってきたからと言って、波佐見町としてはそう戸惑うような感じはありません。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

そしたら、教育を担当される先生の方、この確保といいますか、対応の仕方といいますか、どういう人がこの教科の担任にされるのかをお聞きします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

小学校の場合はもう全教科指導するような形になっておりますので、小学校の先生、英語の免許を持ってなくても指導をするような形になっております。そのための県のセンターからの研修会というのが、ここもう数年やっておりますので、そういった研修を受けながらやっておりますし、また今年度、波佐見町の小学校、中学校は4校とも県の研究指定を受け、また文科省の研究指定を受けて、外国語活動、外国語教育についても研修を積み重ねているところであります。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

今の答弁を聞きますと、もう先生は決まっているということですかね。そう解釈してよろ

しいんですかね。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今決まっておるんじゃないくて、新年度に入ってから新しい体制ができてから、それぞれの先生方にある程度の学年の希望というのを聞きながら校内人事を行いますので、その先生方でというのは。教科担任というふうな形では小学校は決まっております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

そしたら、5年生にあえて、あえてと言ったらおかしいんですけど、5年生、6年生に手を挙げる先生の意欲を買って決めると。よく言えばですね。そういう形になると。強制的に全然知らない人とか苦手な人をその担任にするということはないわけですね。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

苦手とかというふうな感じじゃなくて、小学校の教員であれば全ての教科を指導しなければいけないというふうな形で先生たちは思っておりますので、したくないというような先生はいないと思います。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

初めて教育長から冗談といいますか、もう2年前ぐらいから知ってるんですけども、初めて冗談を言ってもらって、非常にありがとうございます。

それで、やっぱり今、先生方の負担といいますか、悪く言えば、教員はブラック企業じゃないかと、教員はそういったことも言われておりますので、負担にならないようにですね。これはお願いなんですけど、これからのことですので、ぜひ自分から手を挙げて意欲のある人たちを選任してもらいたい、担任にしてもらいたいと。これはもうお願いですから答弁はよろしいんですけども。

次に、最も心配になるのが、この英語の授業の追加で、ほかの授業が減るんじゃないかなと。学校の時間割というのが決まってる、拡張できないというような中では、この英語の授業が入ってくることで、ほかの授業が減るんじゃないかなと。その辺の補充といいますか、補習といいますか、そういった形をどういう形でされるのか考えておられるのか、お願いし

ます。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

授業時数が減ることはありません。ただ、増えます。5年生、6年生の外国語活動が週に2時間、それから3・4年生の外国語活動が週に1時間、それが増えるというふうな形になります。

学校の日程の中で、それを工夫しながらやってるんですが、今までは毎週水曜日の6校時目というのが職員会議とか先生方の校内研修の時間というふうな形でとっておったんですが、そこにも授業が入ってくるような形になりますので、子供たちにとっては時数がちょっと増えるということで大変な部分というか、大変じゃない部分だというふうに思いますが、子供たちの頑張りに期待したいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

済みません、ほんとありがとうございました。ぜひそういう形でして。授業の追加ということで解釈してよろしいんですかね。わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、最後の学習指導要領、これが一番私のメインだったんですけども、1番と2番、同じような内容ですので一緒に質問したいんですけども、まずこのアクティブ・ラーニング、これ先ほどおっしゃいました対話的・主体的で深い学びですか、非常に抽象的で難しい言葉で、私のように頭の悪い者はよくわからないんですけども、次の時代に生きていく力をつけると、そういう意味で非常に大切なことじゃないかなと。多分アクティブとは能動的とおっしゃる、日本語で答えてくれてほんとありがたかったんですけども。

それで、この改訂したいろんな中で、あえてこのアクティブ・ラーニングというのを取り上げた理由とございますか、それをちょっと長くなるんですけども言いたいんですけども。

この学校教育と申しますか、公教育が始まって、明治時代、学制ですか、学令ですか、あれが敷かれて以来150年になるんですけども、150年って約ですね、150年近くなるんですけど、学校教育は私、これ一番、これまでずっと変わらず、みんなと同じことを、同じペースで、同質性の高い学級の中で、教科ごとのでき合いの答えを子供たちに一斉に勉強させると、このシステムで来たと思うんですけど、これについては教育長は先生もやられてて、今、教育長ですけど、間違いはないですか。間違いないって言ったらおかしいけど、どっか違和感が

あったらお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

そういうふうに言われるんじゃないなくて、もう前から、もう10年20年前から、個に応じた学習指導というふうなことでやってて、一斉授業については、私がまだ20代のころ、そういうふうな感じじゃなかったかなというふうに思います。やはりそれぞれの、ペア学習とかグループ学習とかいろんな話合いをしながら、自分の思いを伝えるというふうなことについては最近始まったことではないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○8番（中尾尊行君）

そう教育長がおっしゃると、私も言いたくなるんですけども、ここは子供たちの態度といえますか、非常に切迫感が、社会の将来が見えてるとかそういう形で、子供たちがのびのびとやってないと、そういう声もあるわけですよ、学校で。いわゆる学校でですよ。だから、学校は私は変わらなくちゃいけない、いけないんじゃないかな、そういう気が、この学習指導要領の改訂がいい機会じゃないのかと。

教育長は、20年前30年前からやってるとおっしゃったんですけども、このシステムというのは、いわゆる先生がああいう議長の席におって、我々が生徒という形で帳面を見て、じつと話を聞いて、教科書の内容を聞いて、ノートして、テストが出て、それに答えて、みんなで評価すると、そういうような今までの学校の従来の、私に言わせると、よく150年も続いたと思うんですけども、それぞれの時代に合ったのだから続いたと思うんですけども。今後、非常に何と申しますか、人工知能と申しますか、これがですね、これも20年ぐらい前からあったんですけど、非常に加速度的な進歩をやってて、もう今では、これは最近読んだ本なんですけども、ドラえもんをつくろうと、そういう科学者も出てきたわけですよ。そういう時代にあって、間に合わないとか、時代に即した子供たちをつくるのにこのシステムが合っていないんじゃないかなという気持ちで思っています。

このシステムが現在、起こっている落ちこぼれ問題、吹きこぼれ問題、小1プロブレムと言われる、こういう問題の根源になっているんじゃないかということで質問したんですけども、今、教育長も、20年前からやってて、今後もずっとそういう形で続けるとおっしゃったから、まあそれはそれでいいんですけども、ぜひこの視点からの授業改善、いわゆる今まで

は何を勉強をするかというのが主体だったんですけれども、これからはどう勉強するか、どう学ぶか、子供たちがですね。

ちょっと長くなってプロに向かって失礼なことなんですけども、ぜひこういったことを教育長あたりが先頭に立ってやっていかないと、今後の子供たちは苦勞するって言ったらおかしいんですけども、戸惑うんじゃないかなと。せめて、波佐見で生まれた、波佐見で育った、波佐見で勉強した、波佐見の学校に行った子供たちだけでも、強い形で世の中に出て行くというか、活躍するというような、そういう大きな希望が私としてはあるから言ってるんですけども。これに対して質問ということもおかしいですけど、そういうことでぜひやってもらいたい。これは念願といいますか、提案といいますか、そういう形でおります。

そして、時間もあれですけど、最後になりますけど、この現状の、さっきから言ってるように、ちょっと質問が長くなるんですけども、みんなで同じことを、同じペースで、同じようなやり方で、これが非常に学校の今の基本的なシステムじゃないかなと。今まではこのシステムに合っていない子供たちが問題児だと、問題だと言ってきたんですけども、このシステムこそがおかしいんじゃないかなと。そういう観点で少しでも、もちろん全てじゃないですよ、全てそういう形でアクティブ・ラーニングをせろというわけではないんですけども、一部でもこういう形をとっていつてもらいたいと思うんですけども、最後に教育長の答弁をお聞きして終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

波佐見町の子供たち一人一人が、行きたい学校、学びたい学校、そして楽しい学校とってくれるように、そして保護者の皆さんがそれぞれの学校に行かせたい、預けたいという気持ちを持ってもらうように、学校教育としても、教育委員会としてもしっかりと努力をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、波佐見町は地域の教育力が物すごく強いところであります。学校と家庭と地域と一緒にあって、子供たちのために進んでいければというふうに強く願って、自分自身も頑張っていきたいというふうに思っております。今後とも皆さんには御指導いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○8番（中尾尊行君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、8番 中尾尊行議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時25分から再開します。

午後3時11分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 横山聖代議員。

○3番（横山聖代君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして、今回は1項目質問いたします。

1、日常生活に欠かせない指定ごみ袋についてお尋ねします。

ごみを出さない、ごみの減量化が基本ではありますが、とはいえ、生活していると必ずごみは出ます。ごみ処理に欠かせないのがごみ袋です。昨年10月1日から、指定ごみ袋の変更とごみ処理手数料の改定がなされました。そのことについて、以下を質問します。

(1) 指定ごみ袋がまちつき手提げ式になり、大袋と小袋が同色になった理由と、いきさつは何でしょうか。

(2) ごみ処理手数料の改定に至ったいきさつをお聞かせください。

(3) 変更された指定ごみ袋ですが、すぐ破けて使いにくいとの意見を多くの方からお聞きしています。改善はできないでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番、横山議員の御質問のお答えいたします。

日常生活に欠かせない指定ごみ袋について。昨年10月1日から指定ごみ袋の変更とごみ処理手数料の改定がなされた。そこで、1、指定ごみ袋がまちつき手提げ式になり、大袋と小袋が同色になった理由と経緯は、2、ごみ処理手数料の改定に至った経緯は、3、変更された指定ごみ袋がすぐ破けて使いにくいとの意見が多々あるが改善できないかという御質問ですが、まず指定ごみ袋がまちつき手提げ式になり、大袋と小袋が同色になった理由と経緯で

ありますが、御承知のとおり、現在のごみ袋については全て東彼地区保健福祉組合が作製しております。

これまで料金改定を含めて、5年ごとに見直しをかけてきましたが、前回の見直しから5年が経過した平成30年度に、ごみ処理手数料と合わせ、ごみ袋の種類、形状等についても検討が行われております。このごみ袋の種類や形状における検討におきまして、他の自治体を調査したところ、指定ごみ袋の種類を一種類とし、決められた分別ごとにごみを入れて排出する方法で行っている自治体がありました。

これまで福祉組合では5種類のごみ袋を販売していましたが、種類を少なくすることで、福祉組合や販売店、家庭での指定ごみ袋の管理が容易になることから、調査を行った自治体のように、将来的には指定ごみ袋を一種類とし、決められた分別ごとにごみを入れて排出する方法に移行することが望ましいとの判断に至りました。

ただし、家庭での分別の徹底の観点から段階的に移行することとし、まずは可燃物と不燃物の色違いの二種類とすること、また、これまで不燃物の小袋はありませんでしたが、その必要性も高まっていたことから、それぞれ大と小を作成し、さらに利用者の利便性を高めるために、全てまちつきの手提げ式を採用したというのが変更の理由であります。

次に、ごみ処理手数料の改定に至った経緯であります。今回、ごみ袋の種類、形状の変更に合わせ、手数料の単価も、ごみ袋の大で5円、小で4円の引き上げを行っております。これまでの単価変更の経過を申し上げますと、昭和61年5月に指定ごみ袋の販売を開始した当時のごみ袋の単価は、可燃物、不燃物の大で1枚30円、可燃物の小で1枚20円でありましたが、平成元年に消費税の3%が導入されたことから、平成4年に手数料単価を見直し、可燃物及び不燃物の大が1枚40円、可燃物の小で1枚30円と、それぞれ10円増の改定がなされました。その後、平成9年と平成26年に消費税率が5%と8%に引き上げられましたが、平成31年の9月に至るまで消費税増税分の販売単価への転嫁は見送られてきたという経緯があります。しかし、今回、平成31年10月から消費税がさらに10%へ引き上げられること、また、ごみ処理施設改築事業に係る起債の償還により経常経費が増額となり、経常経費に占めるごみ処理手数料の割合が大きく落ち込むことが見込まれたため、やむなく手数料改定に踏み切ったということでもあります。

最後に、変更された指定ごみ袋がすぐ破けて使いにくいとの意見が多々あるが改善できないかとのことではありますが、議員お説のように、破けやすいというお話は福祉組合のほうに

も幾つか連絡があったということではありますが、ごみ袋の材質はこれまでのものと一緒であり、強度も変わることはないはずであるというのが福祉組合の当初の見解でありました。しかし、その後、しばらく時間をかけて調査したところ、これまでのごみ袋はごみを受ける入り口上部がきれいな一直線であったものが、今回の新しい袋では、遠目からではわかりませんが、入り口上部が細かく波状になっていることが判明したとこのことでもあります。

ごみ袋の作製は、毎年入札を行い業者を決定しておりますので、入札を行うたびに発注業者が異なることはよくあることです。今回も入札により業者を決めておりますが、前回業者と違った業者に発注をかけることになったとのことでもあります。恐らく各業者で扱っている裁断機の形状の違いからこのようになったものと考えられ、これが破れやすいという一番の要因になっているのではないかとの回答がありましたが、今年度については既に各店舗にも販売し、町内の御家庭にも数多く出回っている状況がありますので、年度途中で改善することは非常に厳しいものがあります。しかし、このことは次年度の入札の折に、仕様書の中でごみ袋の上部受け口にも言及し、改善するようにしていきたいとのことでもありますので、御理解をお願いします。

先ほど、平成31年10月から消費税がさらに10%と言ったのを、令和元年に訂正します。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

今から再質問に入っていくんですけれども、今回なぜこういったごみ袋が変更して間もないのに、こういった質問をしたかといいますと、昨年10月から変更されて5カ月がたって、さまざまところで、ちょっとしたことですぐ破けて使いにくかぬとか、若干小そうなったよねとか、大と小も同じ色だから買うときに間違いやすくて困るとか、そういった話をよく聞くようになりましたし、実際私も使ってみてそう感じておりましたので、どうにか改善していただかないと、ごみ出してというのは日常生活のごく一部の出来事ではありますけれども、ちょっとしたストレスがだんだんたまっていってしまいます。やはり生活者にとっては日々のことですので、大変重要な問題だと捉えたからなんです。

それでは質問に入らせていただきます。

東彼のごみ処理手数料なんですけど、指定ごみ袋の値段ですよ。今、10枚入りで、大ですけど450円で売ってありますが、県内の中でどのくらいなのでしょう、値段の高さというか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

昨年、福祉組合で手数料の料金改定をするということで会議が持たれまして、そのときに3町の担当者も呼ばれて説明を受けました。そのときに福祉組合から出されました資料の中に、県内のごみ袋の料金に関する一覧が出されまして、きょう議員、資料つけていただいておりますけれども、このとおり、県内では対馬に次いで2番目というところでございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

この料金改定をするときに、福祉組合から他市町の比較も出されたということなんですけれども、確かに私も今資料を配付していると思います。自分もホームページに載ってなかったら市町村に電話して確認したんですけど、確かに波佐見町って、私調べよったら、絶対東彼が一番高っかやろうねって調べよったら対馬が一番高くてですね。でも、やっぱり高いんですね。

この黄色の網かけを見てもらったら、波佐見町、比較しやすくするように、リッター単価で出しています。そしたら、東彼3町は1.5円なんですよね。長崎と佐世保市はちょっとやり方が違うので、あと、小値賀町も指定ごみ袋がないってことなので、ちょっと平均を出すのには入れませんでしたけれども、長崎、佐世保、小値賀町を除いて平均を出したら、一番下に書いてある0.81円なんです。

そう考えたら、やっぱ波佐見町はこの倍弱ぐらいあるんです。この表を見て、ごみ行政というのは3町で広域でされているので、ちょっと本町だけでは決めれないと思うんですけども、波佐見町として、この表を見てどのように認識されますでしょうか。私見でいいので感じたことをお答えください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

昨年、その会議の中で福祉組合から出されたこの資料を見るまでは、私も郡内のごみ袋の料金については平均的な値段だろうというふうに思ったんですけども、この資料を見て、やはり高かったんだなというふうにびっくりした思いがありました。

住民の方にとっては安いにこしたことはないとは思いますが、そもそも各市町でのごみ処理運営の成り立ちとか、ごみ処理形態、環境とか、それぞれ背景が違うものがあると

思いますので、郡内でのこの料金設定についても、検討に検討を重ねながらこうせざるを得なかったというところではないかなと思っておりますので、やむを得ないのかなという感じはしております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、ごみ袋の値段の内訳は皆さんも御存じと思うんですけど、ごみを処分する手数料と本体のごみ袋の値段でなっていますよね。そもそも、じゃあどうやって何を根拠に、このごみ袋代の値段の設定をされたのか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ごみ処理の経費、ごみ処理に係る総経費、経常経費といいたいまいしょうか、その経常経費に占めるごみ処理手数料の割合、手数料の収入割合が3割を維持するよというこで設定されているというふうに向っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

3割を維持するよというこなんですけど、何で3割じゃないといけないんですか。2割じゃなくてもだめなんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

私もその3割についてはどういった根拠があったのかなというこで、そこがわかればちょっと教えてくれませんかというこで福祉組合に尋ねておりました。最初の61年当時から3割で料金設定してたというこで、当時の職員さんぐらいしかわからないんじゃないかというふうに向しておりましたが、何か古い資料が出てきたというこで、それをもとに回答をいただいたわけなんですけれども、まず61年当時、管内のごみ収集の状況ですけれども、不燃ごみについては管内全体を収集していたと。可燃ごみ、燃えるごみについては、自家処理されていた家庭もあり、特に農村部については収集範囲とはしていたものの自家処理が多数であったという状況だったらしいです。

このような中で、手数料改定を検討する中で、県内の他団体の状況を調査したというこでございますけれども、特に近隣の大村市及び佐世保市は無料であったというこであります。

した。手数料を無料とするほうがいいのか、あるいは受益者負担を求めるのがいいのかという議論になったらしいんですけども、その中で手数料を無料にするということは、ごみ処理の運営費、全経費を各町の一般財源で賄うことになり、ごみを出す家庭と出さない家庭、また出すごみの量に関係がなくなり、家庭で処理している家庭から見ると不平等ではないかという考え方に至って、ごみを出す量に応じて受益者負担をお願いすることになったということでございます。そして、どの程度の受益者負担にするのか検討した結果、30%程度が妥当ではないかとの結論に達したという回答をいただいております。

ごみ処理の収支のバランスを見ながら3割ということではちょっとないみたいですけども、その当時の協議の中で、受益者負担は3割ぐらいが妥当ではないかという結果になったということであります。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

昭和61年のころの、昔のごみ袋の値段が決まるころの話を教えていただいて、すごくわかったんですけど、でも、わかったんですけども3割が妥当っていう、何だろう、何も根拠がなく、その収支バランスとかもなくされているのがまだ腑に落ちないところがあるんですけど。そしたら、どうしたらごみ袋って安くなるんでしょうか。どうすれば。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

単純に考えれば、今、製作しておりますごみ袋の材質を、コスト、単価を落とすとか、そういうことかなと思うんですけども、しかし材質はもう変えないという方針がありまして、これを材質を落としてもっと破れやすくなったりとかいうこともありますので、これは材質は変えられないだろうと。

あとは、もう各所の分担金を増やすしかないということですね。今現在も、しかし、ごみ処理経費に対する分担金はかなり出しております。うちで1億ぐらいだったですかね。ほかにも、し尿処理とか火葬場とかいろんな分担金があって、もうトータルするとかなりの金額になります。各町どうしても、これ以上、分担金を上げるとなると、それぞれの各町の行財政運営に支障を来すことになっていきますので、それも非常に難しいかなと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かに分担金が増えたら町の財政も厳しくなるので、そこはできないんですけども、そのごみ袋を安くするためには、清掃工場のごみを処理する経費を落とすことがまず第一だと思うんですね。そしたら、ごみ処理の経費を落とすためには、まずごみを減らしてもらう。あと、環境のためとか循環型社会が今ずっと、2000年ぐらいから多分推進されていると思うんですけども、こういったごみを減らすのをまず努力してから値上げするっていうのが普通なんじゃないかなと私は思うんですけど。

ごみを削減するっていうやつだったら、3Rっていうのがありますよね。個人的にやられる分には、エコバッグば使って、ごみば出さんごとしていうリデュース、あと、もう自分では使わんごとなったっけん、ほかの人に譲るよ、譲り合いとかして、そうやってごみを出さないというリユースですよね。あと、混ぜてしまったらごみになるけど、分けたら、分別したら資源になるよっていうやつ、リサイクルですよね。そういうところを徹底していただいでいてから、もちろん徹底するのは住民の人たちに協力してもらわないとできないことなので、そういうのを一番、そこが一番重要だと思うんです。そうしてから、ごみ処理の経費が落ちるって思うので。

そのためには、ごみの分別を皆さんに協力してもらわないといけないって思うんですけど、そしたら、ごみの分別ってなったら、今みんな、皆さん多分これ、家にありますよね。これ見ていただくと、ざっとわかるんですね。ああ、これって不燃ごみだな、これ資源ごみだなんて。でも、小さいところまでわからないと。例えば資源になるのは資源ごみだから、例えば瓶ば見てみたら、瓶は資源ごみだけれども、皆さん想像してもらってよかですか。ポン酢とかドレッシング、瓶に入るとるやつがあるじゃないですか。あれの入り口部分ってプラスチックの注ぎ口がついてますよね。あれのプラスチックを取ってしまえば瓶だけになるから資源ごみなんですよ。でも、瓶にプラスチックって違う物が混合であるから、これって不燃ごみになるんですよ。でも、このポスターだけではそこまでわからんとですよ。せいぎん、やっぱりちょっと細かいところまで書いてもらう、ごみの分別の冊子というのは必要じゃないのかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

御提案ありがとうございます。先ほどちょっと示していただきました家庭ごみの分け方、出し方については各戸に配布はしております、それに基づいて各家庭で分別をやっていた

だいているものと思っておりますが、やはりしかし町内の状況を見ると、きちんと分別されていなくて出されているような状況も多々ありますので、そこら辺の徹底が浸透していないのかなというふうに思うと、先ほど言われたような、細かく分類、仕分けの仕方を説明しているような冊子があれば、きちんとそういったルール違反のごみも出ないのかなというふうに思いますので、そういった冊子をつくることで、ルール違反の分別していないごみの量が減ることになると、もう一定の効果があると思いますので、そこら辺については福祉組合のほうに私のほうからもちょっと要望してみたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

福祉組合のほうにぜひとも強く要望していただきたいと思います。

じゃあ次に、ごみ袋の改善のところなんですけれども、入札業者さんが変わって裁断機が変わったから、材質とか強度は変わってないけど、やっぱり裁断機とかでそういうのがあるのかなっていう御答弁でしたけど、材質とか容量とか変わったらんって言わすけれども、若干ごみ袋が小さくなってるように感じるんですよ。多分皆さんもいろんなところでお話をしていると、そういう話が出てきてるんですけども、ちょっと現物を持ってきたから見てもらいたいんですが、これが改定する前のまちつきごみ袋で、これが10月から新しくなったごみ袋なんですよ。

これなんですけど、ごみ箱にごみ袋ば設置してごみば捨てるじゃないですか。ごみ袋をごみ箱に設置するとき、何か今までちゃんとハマったと、はまりの緩かねとか思いよったとですよ。やっぱほかの人から、いろんなところでお話をするときに、やっぱちっちゃくなったよねっていう話題が結構上がってたんです。それで、どれどれって思って重ねてみたんですよ。そしたら、ここにまちがついてるんですけど、このまちのところ、点線のところが今の10月から新しくなったごみ袋で、普通の線のところが、ちょい前のこのごみ袋やけん、若干5ミリぐらいやっぱちっちゃくなってるなって思うんですよ。

多分それも裁断機ですときにサイズが変わってきたりしているのがあるのかなとは思いますが、その辺は福祉組合さんのほうは何か言われてなかったですか。小そうなる、何というのかな、ちょい前まではこの記載が大なんです、容量のところが大なんです。だから、容量が何リットル入るっちゃろうつとはわからんとですたい。ばってん、今新しくなったとは、これ、大袋なんですけど、ちゃんと30リットルって容量の書いてあつとつとで

すよね。だけんが、もしかしたら今までは容量30リットルって書かんで、大だけで、新しくなったのはちゃんと30って書いてあっけん、今度記載の変わっつとすることで若干容量ば小そうしとらすとかなとも思ったりもしたんですけど。

まあ、その辺はわからんけん、若干小さくなっているのは何でかっていうのをちょっと教えていただいていいですか。聞かれてないですか、福祉組合さんに。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

福祉組合のほうにその件もちょっとお尋ねしましたけれども、福祉組合のほうで保管してる、在庫にある袋を調べてみたところは、ほとんどサイズの的には変わらなかったと。ただ一部、数は少ないんですけど、やっぱり中に、言われるような5ミリ程度小さいものも出てきたということなので、全部が全部じゃないんですけども、中にはやっぱり小さいのもあると。

どういった状況でそうなったのかというのを考えたときに、やっぱり工場の製作の過程で、大量にプレスで押しつけて裁断する際に少しやっぱりむらが生じるんじゃないかというようなことを言われてましたので、恐らくそうじゃないかなというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたらあと一つ、今まで、ちょい前の大袋と小袋のやつ、改定する前のごみ袋は同じオレンジっちゃオレンジなんですけど、色の濃さが少し違うから、ごみ袋を買うときに、こっちが大ね、こっちが小ねって、すぐわかりよったとですよ。ちょい前のごみ袋はこれ、このオレンジと赤色やったんですけど、今の改定されたごみ袋って同じ色のオレンジなんですよ。なので、スーパーとかでごみ袋ば買い物するときに、大体急ぎながら買い物とかするじゃないですか。そのときに、「あっ、買わんば」と思ってとったときに、「あいた、小やった」とかあるときのあつとですたい。確かにみんなそういうのがあるとか言ってて。とある買い物をされてた高齢者の方が、どっちが大かね、どっちが小かねって、店員さんに確認しよらしたとば見受けたんですよ。

なので、この色が同じっていうのはすごくわかりづらいんですよ。ここをどうにか改善していただくように福祉組合さんのほうにちょっと強く言ってもらえないですかね。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

今までの改良する前のごみ袋が5種類ありましたよね。色違いの袋が5種類あることで、逆に管理が難しいとかわかりづらいとかいったような声があったということから、他市等の状況を調べて、特に長与とか時津ではもう1種類にしていると。1種類にされていて、可燃物、不燃物、チェック欄で分けて出すような仕組みになっていたと。そっちのほうが管理はしやすいだろうというふうなことだったんですね、最初は。しかし、それを一挙にやってしまうということは、なかなかごみの分別の徹底がいかないだろうということで、徐々にそこは段階的に移行していこうということで、今回は色違いの2種類、可燃物と不燃物でちょっと分けたと、色違いにしたというふうなことがありますので、大と小、同じ色になりまして、その見分けがちょっとつきにくいからどうにかならんかということもありますけれども、そこはちょっとお店のほうできちんと大と小と表示していただくことが肝心かなというふうには思っておりますので。

各家庭での管理のしやすさ、福祉組合でも管理がしやすいということがありますので、そういう従来のものに比べて管理のしやすい仕方になったということで御理解いただきたいと思います。それは組合にもそういう声もあったということは伝えておきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かにごみ袋の色が全部違ったら1種類ずつ買わんばごとなっけんですね、やっぱ棚に置いとくともかさばってしまうけん、確かにごみ袋の種類が減ったのはすごくいいと思うんです。でも、きょう私が言いたいのは、すごく破けやすいとですよ。なので、確かに入札の関係のあって、すぐには、在庫もあるからすぐには変えてって言えんとは思うんですけど、次年度はもう決まってるのかな、もうすぐだから。令和3年度ぐらいには、また入札かけられるときに、よかったらもうちょっと破けにくい、使いやすいごみ袋にしていだけるようによね。

あと、本町も福祉組合の一つの構成自治体であって、そして波佐見町が一番、3町の中でも負担金大きいじゃないですか。ぜひとも強く、このごみ袋の使いやすさを検討会議ですかね、協議会があるときに強く言っていただきたいと思います。

よかったら、町長、最後をお願いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

現場の生々しい声を聞きまして、本当にそうなんです。もう色は判断すつとに時間が。ちよつと見間違ったりする、間違ったらまた嫌な気持ちになるし、手間暇もかかるというようなことで。ある面ではそういうふうな形で、発注する側とすれば、いろんなところを聞いて、ベストだというような気持ちですけれども、実際言えば、一番使う皆さんの今の現実の話をダイレクトにやって色を変えとか。そして、そこのあれのところをきちんと、もう発注のときに仕様書にびしって書いて全部返品するとか、そういうふうな形の中で、そして、今おっしゃることのクレームを全て解決するような形の中でお願いをしたいというふうに思っております。

だから、ある面ではやっぱりさっきの、要するにリサイクルとカリデュースとかっていうような形の中で、やっぱりそのごみ袋の中にきちんと分別をしないとまた高くなりますよっていうぐらいのことは喚起を促さないかんとやなかかと。これはもう住民の皆さんの意識を変えるというのが一番難しいことなんですね。しかし、やっぱりそういうふうなことを地道にでもやって、そういうこともまた自治会等にもお話をして、今後そういうふうな。

もっともっと高くなるんですよ、負担金が。ごみ焼却のあの機械が3年後には、また今の負担金より1億ばかり高くなってきます。これは当然我々が担っていかなばいかなだろうし。そういう面でいろんな形で節約をしながら、行革を進めながら、きちんとそういうふうな日常の皆さん方の生活が本当に過ごしやすいうような形の中で取り組んでいきたいと思っております。

○3番（横山聖代君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 横山聖代議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。あすも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時2分 散会

第3日目（3月6日）（金曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第3日目（3月6日）（金曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
14番	今 井 泰 照		

2. 欠席議員

13番	石 峰 実
-----	-------

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長	中 村 和 彦	書 記	山 田 清
--------	---------	-----	-------

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総 務 課 長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	山 田 周 作	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	本 山 征 一 郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	古 賀 真 悟	建 設 課 長	堀 池 浩
水 道 課 長	前 田 博 司	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 田 和 子
教 育 長	中 嶋 健 蔵	教 育 次 長	福 田 博 治
給食センター所長	林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係	太 田 誠 也
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長	坂 本 昌 俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和2年第1回波佐見町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

昨日に引き続き、一般質問を続けます。順次発言を許します。

5番 北村清美議員。

○5番（北村清美君）

皆さん、おはようございます。通告に従い、次の壇上からの質問を始めます。

1、庁舎建設について。

新庁舎建設については、次年度に基本設計を行い、順調に進めば同年度には実施設計に着手したいとあります。

そこで以下の項目について問います。

(1) 現在の進捗状況は。

(2) 建設規模によっては周辺の用地の確保が必要ではないか。

2、挨拶運動について。

(1) 広報車で毎月第一月曜日に周知されているその効果、定着度、評価等は。

(2) 広報車は誰に対して呼びかけているのか。家にいる人には聞こえないし、通勤の車と結局は子供たちのみである。この現状を把握しているのか。

(3) 登校中の子供たちは、通学ボランティア、交差点での指導者、PTA役員等がいるときはよくしている。しかし、下校時に道行く人が声かけたときに余り返ってこないが、どう指導をしていらっしゃるのか。

ワンストップ挨拶の推進はどのようになっているか。

(4) 職員に対する挨拶の指導はどのように行っているのでしょうか。

3、2025年問題について。

2025年問題とは、団塊の世代が2,200万人を超えると予想される。国民の4人に1人が

75 歳以上の後期高齢者となり、医療や介護などの社会保障費の増大が懸念される問題である。ポイントとなるのは、人口と労働力、医療、介護、社会保障費、空き家である。この予想される現状を踏まえ、次のことを問います。

(1) 五つのポイントについてどのように対策を図るのか。

(2) 本町の後期高齢者の現在の人数と、2025 年時の推定数は何人でしょうか。

(3) 地域における有償ボランティアと移動支援の推奨を 2025 年までに構築及び促進ができないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5 番 北村議員の御質問にお答えいたします。

まず、新庁舎建設については、次年度に基本設計を行い、順調に進めば 2020 年度には実施設計に着手したいとある。そこで、以下の項目に問う。

1、現在の進捗状況はということですが。

新庁舎建設に関する進捗状況ですが、議会における協議も踏まえ、昨年 12 月 13 日に基本計画を正式に策定しました。12 月 25 日、公募型プロポーザルの公告を行い、計画に基づく基本設計の実施業者の選定作業を行っています。1 月 16 日までに、業者からの参加表明書提出が行われ、選定基準に基づく審査を行い、現在の状況としては、選定された業者が技術提案書を作成中という状況です。

なお、技術提案書の提出締め切りは 3 月 13 日であり、その後、3 月 24 日に有識者を交えて業者からのヒアリングを実施し、その上で最終審査を行い、その結果をもとに、年度内の 3 月中に発注業者を選定する予定となっています。

次に、建設規模によっては周辺の用地の確保が必要ではという御質問ですが。

基本計画においては、庁舎面積をおおむね 3,000 平方メートルと想定していますが、現在が 6,740 平方メートルとなっている敷地面積については、新庁舎を建設した場合の想定面積を定めておりません。

しかしながら、来庁者駐車スペースの充実や、職員用駐車スペースの近隣敷地での確保といったことに配慮するとしており、用地確保の必要性は検討すべきものと考えています。

現在はまだ基本設計の業者選定中であり、具体的な話を詰めにくい状況ですが、今後設計

を進めていく中で、新たな用地の確保について必要性の有無を判断し、必要があれば手続等を進めていく予定です。

2の挨拶運動については、教育委員会より答弁があります。

次に、2025年問題とは、団塊の世代が2,200万人を超えると予想され、国民の4人に1人が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護などの社会保障費の増大が懸念される問題である。ポイントとなるのが、人口と労働力、医療、介護、社会保障費、空き家である。この予想される現状を踏まえ、次のことを問う。まず、五つのポイントについて、どのように対策を講じるのかという御質問ですが。

議員仰せのとおり、2025年問題は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護などの社会保障費の増大が懸念される問題であります。

ポイントとして挙げられている人口と労働力、医療、介護、社会保障費、空き家の対策については、自助と互助の考え方に立った取り組みが重要と考えております。近年は、元気な高齢者がたくさんおられ、生涯現役社会と言われるように、高齢者の活躍が期待されております。いつまでも元気で健やかでいること、すなわち健康寿命の延伸がこれらを解消する鍵であると思います。またそういった方たちがお互いに支え合い、地域でできることを行うことで、サービス利用の抑制や病院から在宅への転換などが図られ、人材不足の解消や社会保障費等の抑制につながるものと思っております。

空き家対策については、本町でも空き家バンクを設置しており、貸したい、売りたいと考えておられる方の相談を受け付けているところです。

元気高齢者の創出と活躍促進のため、健康寿命延伸の取り組みや住みなれた地域で安心して住み続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりたいと思います。

次に、本町の後期高齢者。現在の人数と2025年時推定年数は何人かという御質問ですが。

現在の75歳以上の人口は、住民基本台帳による1月末現在で2,380人です。一方で、2025年時推計による75歳以上人口は、第7期介護保険事業計画において2,580人と推計しております。

次に、地域における有償ボランティアと移動支援の推奨を25年度までに構築及び促進ができないかという御質問ですが。

議員も御存じのとおり、自助、互助、公助、共助の考え方に立った地域包括ケアシステム

の構築の中で、互助に当たる部分において、30年度から生活支援体制整備、いわゆる支え合いのまちづくりについて取り組みを進めております。

有償ボランティアについては、ごみ捨てや草刈り、電球の交換などちょっとしたことのお手伝いを行う場合に、無償では何回も頼みづらいことが、有償であれば頼みやすいといった、なぜ有償ボランティアが必要なのか、また実際に活動されている方の講演や意見交換などの研修会を開催し、地域での活動を希望されている場合は、生活支援コーディネーターがその支援を行うなど、精力的に動いているところです。

移動支援については、介護予防ニーズ調査において実態把握に努め、その内容をもとに分析を行い、現在の交通事情を重ねて、本町に合ったものは何か、タクシー事業者、バスの事業者との協議や、地域主体での移動支援のあり方も手段の一つとして、令和2年度に検討してまいります。

2025年度までの構築及び促進をとのことですが。

地域での取り組みは、地域の皆さんのやる気や理解が重要な要素であります。しかしながら、そういった部分を引き出すことは、時間がかかるものでもあるため、今後も研修会の開催や地域への支援を重ねて、住民の皆さんに対し積極的に啓発を行い、理解を少しでも深まるよう進めてまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

おはようございます。

北村議員の質問に教育委員会のほうからお答えをいたします。

2、挨拶運動について。（1）広報車で毎月第一月曜日に周知されている。その効果、定着度評価等は。（2）広報車は、誰に対して呼びかけているのか。家にいる人には聞こえないし、通勤の車と結局は子供たちのみである。この現状を把握しているのかについてですが。

挨拶運動は、本町の独自の取り組みとして、平成21年から原則毎月第一月曜日を挨拶運動の日として実施しており、保護者、各自治会並びに関係者皆様が街頭に立ち、町民一体となって展開しているものです。

また、当日、町全体の啓発を兼ねて、教育委員会の広報車が登校時に合わせて町内を巡回していますが、その際には多くの皆様が街頭指導を行っていただいております、一定の定着はしているものと評価しています。

一方で、広報車での周知は、議員御指摘のとおり、通勤の車と子供たちが対象となることは否めませんが、挨拶運動の日の前日と当日には町防災無線での啓発を行っておりますので、今後とも継続してまいりたいと思います。

(3) 登校時の子供たちは、通学ボランティア、交差点での指導者、PTA役員等がいるときはよくしている。しかし、下校時に道行く人が声をかけたときには余り返ってこないが、どう指導しているのか。ワンストップ挨拶の推進はどのようになったかについてですが。

挨拶は、言うまでもなく人間関係の構築と社会規範の基本的な部分であり、子供のみならず大人も身につけることで、豊かな社会生活を過ごすことができると考えています。

特に、議員から御提案あったワンストップ挨拶は、昨年度から各学校に取り入れ、登校時に校長自らが校門に立ち児童生徒にワンストップ挨拶を行っているなど、さまざまな場面で挨拶の習慣化を目指しています。一方で、社会状況の変化に伴い、社会全般、特に児童生徒においては、知らない人に挨拶をしない傾向があると聞いており、本町でも、議員御指摘のとおり、下校時には挨拶を返さない児童生徒がいることは承知しています。学校においては挨拶の重要性を指導していますが、保護者の認識、特に事件等に巻き込まれるのを恐れて知らない人とは話をしないなど、家庭での教育も影響しているものと思います。

これらの課題は教育委員会としても認識していますので、今後、保護者への周知を含め、取り組みを強化していきたいと思います。

(4) 職員に対する挨拶の指導はどうしているのかについてですが。

この挨拶運動は、学校・家庭・地域で一体になって取り組む必要があり、児童生徒の見本となる大人も率先して挨拶を行うことが重要だと考えています。挨拶運動の日の防災無線では、家庭、職場などでも明るい挨拶を交わすよう心がけましようとして啓発していますので、役場職員、教職員が率先して挨拶を日ごろから行うよう取り組みを継続していきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

庁舎建設からいきます。

庁舎建設のスケジュールは、今の御説明でわかりましたけれども、疑問に思う点がわかんないところですね、答申等で、現在地と進言があっておりますけれども、現在地は大体どの辺を予定されているわけですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

答申と、あと基本計画における現在地というのは、庁舎の駐車場などを含めた全体位置を今のこの場所ってということというような意味合いで定めております。議員の御質問は庁舎そのものの場所がどこになるのかというお尋ねであるかと思えますけども、そこは設計の中で正確な場所というのは決めていく部分はあるんですけども、恐らくこの建物、今の本館は残した状態で建てますので、一応想定しておりますが、今の駐車場のほうに新たな庁舎を建てるということになるのではないかとということで想定はしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

大体そういう駐車場のことじゃないかと思ってましたけども、まず、その後に大きな問題というのは、当初計画には大体どのぐらいの予想金額を立てられてましたか。そして今現在、見込み金額ってどのぐらい立ててありますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

今の基本計画での概算事業費が、設計監理、建設工事、旧庁舎の解体、その他の費用を含めまして、これはかなり多めに、後で足りないように見積もってますけども、18億3,700万円程度。これは建設単価を、平米当たり50万円という想定で行っております。

申しわけございません。答申書が出た状況では建物の概算額で出しておったんですけども、それが約十二、三億円ということになっております。基本計画における新庁舎建設工事費、本体の価格については、平米単価を多めに見積もったということもあって、15億円ということで、今試算はしております。

ただ、この額で必ずやるというわけではなくて、他自治体の事例を見てますと、後でやっぱり想定外の費用がかかったりとかいうこともあっているということを見ておりますので、平米単価をかなり多めに見てということの想定であるということは御承知おきいただければと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

大体数字はわかりました。それで、庁舎建設の現在の基金はどの程度ですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

現在のところ、約6億6,000万円の積み立てがございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

予定の基金の目標というのは大体どの程度ですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

年度の収支状況もございますけども、こちらとしては10億円程度は基金としては積み立てたいというふうに。なるべく起債であったり、そういったもの、後で利子がつくようなものについては減らしていきたいということで考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

もう一つ、庁舎の件で移りますけど、庁舎は大体今の現在の規模ぐらいですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

現在の庁舎が約2,800平米、建物でございますけども、今度の想定は、交流スペースなどの拡大というようなことも盛り込む関係で、約3,000平米ということで、基本計画では想定しております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

庁舎を建設されると、庁舎建ててから約50年使いますよね。そのための、もうちょっと広さが必要じゃないんですか。そういう必要性は考えませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

確かに広いほうが使いやすいこともありますが、その分費用についてもかかってくるわけでございますので、その中で試算をしたときに、3,200平米ほどがというような試算とかもあったんですけども、やはり今後の行財政であったり、人口や職員数などを考えたときに、そこまではちょっと広げられないかなということで、2,800平米程度を3,000平米程度

ということで、判断しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

これちょっと執行部の方に聞きたいんですけど、いろいろ役場の、例えば何平米幾らやっ
たんですかね、プラス広いほうがいいわけですね。だから、例えば周辺の土地を購入しよう
とかいう計画は以前ありましたか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

以前は、まず建設する位置をどこにするのかということから計画をしてきたわけですね。
検討委員会の中で、最終的な判断が現在地がいいだろうということで、答申を受けておりま
して、駐車場の問題とか相当を考えて、できるだけ現在の敷地内で収めることができないか
というような基本的な考え方の中で進めておるところでございまして、今度の基本設計を組
む中で、どうしてもということになれば、周辺の地域の用地についても相談する必要が出て
くるかもわかりませんが、今のところは、まず基本設計にはかかってませんので、基本
設計を組む中で用地の問題も出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

これから検討する余地があるということですかね。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

はい。町長答弁申しましたとおりでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

土地の売買とか何かには、やっぱり非常に両方のウイン・ウイン状態がないと成立しませ
んから、なるべく、もしそういう購入が必要だと思われたら、早め早めに手を打っていただ
く必要があるんじゃないでしょうか。その点、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

はい。そのとおりでございまして、実は関係周辺の方について、この庁舎の建設の計画を

しています基本設計を4月以降、8月ぐらいまでに立てますけれども、工事にかかってからの御迷惑とか、あるいはもし敷地について御相談ということになれば正式に御相談申し上げに伺いますのでという挨拶はしておるところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そういうことであればね、ぜひ必要性を感じられたら、絶対必要だということであれば早急に手を打っていただきたいと思うんです。

50年っていうか、土地はもう100年以上になりますから、そういう意味でもし必要であれば、そういうことで進めていただければと思います。

次に行きます。

挨拶運動についてですが、教育長の答弁にもありましたけども、実際、広報車には教育長が乗って回られてますよね。どうなんですか。実際のところはどう思っているんでしょう。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

広報車には私とそれから教育委員会の職員が運転手として回っております。月に1度、第一月曜日を基本として回っておりますが、私自身どういうふうな気持ちで回ってるかっていうことは、それぞれ家の中にいらっしゃる方まで1軒1軒呼びかけるっていうふうな形ではなくて、まずは月に1回行っておりますので、それぞれの交差点とか道路とか、いろんなところにボランティアで立っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、まずはそのお礼も兼ねて広報回っております。

あと、子供たちの様子を、そういった状況で登校の様子を見ることが出来ますので、子供たちの様子を見るということも含めて挨拶運動というふうなことでやっております。啓発活動ですので、それぞれの家の中の皆さんまで挨拶をするっていうような感じではなくて、広報活動することによって、それぞれの町民の皆さんが意識づけになって、町全体を挙げて挨拶ができるようにしていかなければいけないというふうな気持ちでやっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

どうですか、回られて。評価は。評価というよりも、反応はありますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

反応はあります。あと、それぞれのバス停とか何かにいらっしゃる方とかガソリンスタンドで仕事をされてる方に対しても挨拶をします。あと、子供たちについても、登校は行っておりますので、子供たちに対しても挨拶をしたときにも反応がありますし、また、自転車で通ってる子供たちもおりますので、その自転車については、気をつけていってらっしゃいというふうな声かけをしておりますので、ペコンというふうな挨拶もしますので、ちゃんと子供たちに対しても、そしてまた町民の皆さんに対しても反応はあります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そういう気持ちで回っていらっしゃるのなら、非常に効果があるというふうに自己評価されてると思うんですが、再検証することも必要じゃないかと思っております。本当に通り一遍の、それしか方法がないかもわかりませんが、もう一つ再検証するということが大事やないでしょうかね。だから、今までそういう反応があるということですから、これからもやっぱり認知度の向上というのは特に必要と思っておりますが、その点はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

この質問を受けて、それぞれの学校の校長先生方にも伺いました。この定着と、それから確認をしたところ、挨拶運動によって確実に子供たちに対しては定着をしているというふうな反応もありましたので、今後とも続けていきたいというふうに思っております。

あと、広報については今、月に1回というふうなことをやっておりますが、時々放課後、子供たちの帰りの様子を見たりとかいうようなことも含めて、教育委員会としていろんな形をとりながら、挨拶運動の啓発を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それじゃですね、先ほども問題提起をしますけど、下校時、一人で帰ります子が多いです、かなり。団体やなくて。その場合の指導の挨拶っていうことは、こちらが声かけても知らんふりする子が多いです。そのための指導、今の答弁の中にもありますけれども、非常にこれは微妙な問題ですから、その点はまたもう一度、どのように指導されていきますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

挨拶運動については、子供たちに一つ一つ、挨拶をしなさい、挨拶をしなさいと言うだけじゃなくて、具体的に、特に小学校のほうでは指導されております。相手の顔を見て挨拶をしましょう、そして相手が聞こえるように大きな声で挨拶をしましょうというふうなことでですね。そしてお互いの気持ちを伝え合いましょうというふうな形で具体的に話をしておりますので、そういったところで放課後帰るときに、地域の方と顔合わせたときには挨拶をするっていうふうな形で具体的な指導をしておりますので、今後ともそういった指導でいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

本当に今までの波佐見町の学校の指導もあって、子供たちはよう挨拶するというふうに聞いております。実際、私も見とってわかるんですけども、そういった面では非常にいいんですけど、そういうことはもう一つ完璧にやってほしいと思って、指導をよろしくお願いたいと思います。

次に、2年前にワンストップ挨拶の指導が徹底できないかということで、答弁もいただきました。非常に継続してやっておられるということで、評価をしてるわけですけど、もう一つの念を押しましてね、実は民間のことをちょっとお話ししたいと思うんですよ。

民間の営業マン、営業ウーマンとか何かは、必ずワンストップ挨拶します。優秀な社員は、それがもう習慣づいてるわけですね。そういう面と、私も朝方、挨拶する女性の方が十四、五人いらっしゃるんですけども、その中で4人の方がワンストップ挨拶されるわけですよ。これはもう見とって非常に気持ちいいですね。だから、そういうことがありますので、子供たちが大人になってもそういう姿勢を保ち続けるということが大事じゃないかと思いますが、その点いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

もうおっしゃるとおりだと思います。子供たちだけじゃなくて、教職員もしっかりそういったことを考えながら、ワンストップ挨拶についてはやっていきたいというふうに思います。

あと、町の教育方針として、以前は体制の教育とか、それから郷土教育とか、それから学力向上というふうなことで、方針として、目標として挙げておりましたけど、この挨拶運動

についてもつけ加えて、教育委員会の方針として各学校に伝えて、そしてまた各学校の教育目標としても、この挨拶については一つの柱としてやっておりますので、今後ともそういった形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

次に、執行部の方に聞きたいんですけど。

私、去年の10月に、ちょっとわけありまして、大分県竹田市の市役所にお伺いしたわけですよ。そのとき昼休みだったんですけど、私は岡城を見に行きたくて、ちょっと地図がわからなかったから寄ったんです。そのときにびっくりしたことがあるんですよ。実は、若い職員が廊下ですれ違ったときにこんにちとはと、次の人もこんにちはって言うわけですよ。びっくりしたわけです。このスタイルっていうのは非常に大事じゃないかと思うんですけど、そこから辺は、執行部はどういう指導されてますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

通りすがりの場合は、うちでも挨拶をきちっとする者もおります。ただ、全員しなさいっていうことは言っておりません。

やはり職務のときには、今、文書とかパソコンとかっていう、やっぱり集中せないかんところがあります。朝からの挨拶は、気づいた人がしなさいと、私が一番早く気づくもんですから、ほとんど私が先にしますけども、全部返事は返ってきます。ただ、やっぱり職員の執務中は、なかなかやってる中には、そっちばかりに気を遣ったらいかんわけですね。当然、自分たちが気配を感じたら、きちんと挨拶をしなさいと。デパートのようにいらっしゃいませってまでは言わんでよかって、やっぱり礼儀としてそれだけのことはしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

町長のお言葉を聞いて、そういう指導されてるということは非常にいいことだと思うんです。でも、昼休みの時間でそういう対応されたわけですよ、こっちも面食らったわけですよ。こういう精神、こういうことが本町の役場にもあれば、非常に気持ちよく帰れるんじゃないですか、お客さんは。その点どうですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり自然体で受け答えできる、そして心地よい挨拶っていうのは心がけております。

僕もある会社に行ったら、全員の方がぴしっと立って、きちっと大きな声で挨拶する、とでもできるもんじゃないなど。やはり挨拶っていうのは、そういうしつけとか何とかっていうこともありますけども、やはり自発的に、善意をもって、そしてきちんと相手に伝わる、そういう敬意を表するっていう挨拶でいいんじゃないかなと。そして、可能な限り若い人が早く気づきなさいという程度で、命令的なことでなくして、できればそういうふうな形の中でやったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。やはり毎月朝礼もしておりますし、そういう挨拶なんかにも、やはり心がけるっていうことが大事じゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そういう指導されてるということは非常にいいことだと思いますね。子供に対しても、大人の挨拶が非常に悪いということは、もう全国的なことがあると思うんですよ。職員をはじめ、我々議員もそうですよ、大人はそうです。だから、そういうことを徹底して、常に言っとかんとできないんじゃないかと思えますから、よろしくお願ひしたいと思えます。

そして、特に自分から挨拶するというようなことをさっきおっしゃってましたけど、この徹底やってもらいたいが、どうですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり始業前には、そういうような形できちんとできておるというふうに思っております。時間中においては、やはり職務の繁閑といいますか、忙しい、集中したり何かしてるというときには、ちょっと目配りができない部分があります。そういうときには全員に会釈をしていただくような形の中で、挨拶ができる間合い、そういうときにはきちんと失礼のないように敬意を表して、ちゃんと挨拶ができるように指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それも大きな声でって言ってくださいね。

次に行きたいと思います。

本町の現在の後期高齢者の人数は何名ですかね。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

本町の後期高齢者の人数ということでございますが、75 歳以上人口で、町長も答弁しましたように、2,380 人でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5 番（北村清美君）

もう一つちょっと聞きたいんですけど、答弁の中にあっただけですけど、2025 年には何名になる推定ですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

第7期介護計画を策定する際に推計しました数字によりますと、2,580名ということになります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5 番（北村清美君）

それに対して、わかれば教えていただきたいんですが、現役世代っちゅうのは大体どのぐらい予定されてますか。現在と2025年の。わかればですよ、わかれば教えてください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

現役世代というのは64歳以下を指しますので、そこで言いますと、波佐見町では1万57名ですね。ただ、これはゼロ歳児からの数字でしかありませんので、これから15歳以上ということで線を引きますと、8,040名になります。そして2025年ということでございますが、2025年の推計では7,495名ということになります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5 番（北村清美君）

要は75歳以上が増えて、現役世代が減るわけですね、約600名ほど。これは事実なんですね、事実上、推定される人数なんですね。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

そのように理解していただいて結構だと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それに基づいて、ちょっと次の質問に入っていきたいと思います。

先月、65歳以上のアンケートをとられましたね。これは国の調査依頼ですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

この計画につきましては、介護保険の計画を策定する際に、必ず住民のニーズを確認しなさいということであります。それに基づきまして、アンケートを必ずするようになっておりますので、それで国のある程度の示しがありまして、その内容に基づいて調査を行っているものでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

本町が65歳以上のアンケートの要望を出したのは何名ですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今回のアンケートの送付を行った件数は、全部で4,027件でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そのうち回収率は何%ぐらいですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

まだ少し反映もできるっていうことで、おくれて出てきてる部分もありますが、現状のところではいいですと、約7割弱になります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

きのうの答弁の中にもこれは含まれてましたけども、その中で一応なかったのは、介護保険のためのアンケートだとおっしゃってますけど、そのうちに波佐見町独自のアンケートが

あると思うんですね、あったと思います、私の記憶では。何のためにするのか、地域のニーズを把握するためにしたんでしょうか、どっちでしょう。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

波佐見町の独自のアンケート内容につきましても同様に、介護保険にまず生かすもの、そしてそれを利用して町の施策に生かすもの、このような形で今回のアンケートは行っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今月中にアンケートの大体、アウトラインがわかると思うんですが、そのニーズの必要性ってというのは、例えば自治会長とか我々議員にも共有できるんですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

このアンケートにつきましては、そのままデータを公表することは考えておりません、あくまでも介護保険計画の中で利用するというようにしておりますので。ただし、介護保険計画そのものは公表の予定でございますし、介護保険の計画は来年3月末までに策定するにしておりますので、その中で今回の調査の分が出てくる形になるかと思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

是非活用していただいて、次に、来年度3月の計画に反映をさせてください。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、本町の総合戦略において、人口推移という計画の推定が出されております。2025年には、今現在1万4,500人としまして、2025年には1万3,899人、2040年には1万3,000人、2060年には1万1,000人。これはあくまで目標というふうに推定されてますが、現実には、これは非常に多く、甘く見積もっていらっしゃるんですね。その点はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

甘いと言われてしまうとちょっとあれなんですけども、やはり目標として少し高め目標を設定するというのも、それに向かってチャレンジして施策を立てていくということもあ

りますので、その辺は、目標設定についてはやはり少し高目ということであるということは、こちらもそう思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

それに対していろんなことを、施策を打っていく、全然ほかの町と比べもんじゃないぐらい減少率が低いということを目標にやっていくことですから、いいことなんですけども、現実にはそれを支えるためにいろんな施策が、ありとあらゆる部分が出てくると思うんですよ、子供がらみの。実際、先ほど冒頭申し上げたとおり、現役世代が減って高齢者が増えるわけですから、この問題を解決するためには、今、2年前から町でやって推奨されてること、支え合い、これが今後重要じゃないかと、最重要な課題の施策の一つでないかと思うんですよ。

今後を進めるために、いろんなことを今から提案していきたいと思うんですが、この問題に関しましては、昨年12月の議会で脇坂議員の質問もありました。そんだけの答弁もあります。そのときに、答弁の中でも積極的にやっていくというようなことで、町長の答弁がありますが、その気持ちは今もお変わりないですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全くそのとおりでございます。いかに住民の皆さんが関心を深めて、自発的にさらに進化できるような方向に持っていければ最高じゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

その支え合いに移りますけど、これ実際2年前に始めて、22地区ありますけども、今からやろうとしている地区は何地区ありますか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

これまで進めてきた中で、お話をいただいた地区につきましては、全部で4地区でございます。そのうち形になりそうな地区は一地区で、あと少し検討を要するところが一地区、このような形になっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

この支え合いというのは、本当に最初に必要なのは周辺地域なんですね、町長。現実には人口が減ってるわけですから。特に高齢者ばかりで、交通不便というようなところですから、これを推進することは非常にいいことだと思うんですよね。だから、私が把握してる段階では、今4地区とおっしゃってますけど、私どもの地区と、あと井石ぐらいですね、これがもう始動をしています。実際にはまだ活動をしてませんが、ことし中には何らかの形で活動すると思いますけど、その点のサポート面は大丈夫ですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今現在進められている地区におきましては、うちの生活支援コーディネーターがその状況に応じまして、適切なアドバイス並びにその話し合いとか、そういったところまで入っていて、一緒に協議をしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

これから何度も念を押すようですけど、町長の見解と、改めて決意を聞きたいと思うんですよ。先ほど申し上げたように、本当に現役世代が減って後期高齢者が増えるということは、町の単独予算では何もできんわけですね、しれたもんですよ、これは。そして税収が減りますから、当然できなくなります。そのためには支え合い、互助、共助、自助、これが本当に必要になるわけですよ。できることなら、昔の戦時中、戦前の組単位で活動すると。地域単位で活動するというようなことを今後せんといかんわけですけど、これは特に、高齢者が増えるということは動けない人も増えていく、元気な高齢者も増えていくけど、動けない人も増えていく。そのための共助というのは絶対必要なわけですよ、互助も。このための、町長、改めてどういうふうに思っただけか、もう一つ申し上げてください。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

北村議員がおっしゃるとおりでございまして、これはいかんともしがたい、やはり今、国、県において最大の課題は、人口減少と超高齢化の問題ではないかなというふうに思っております。その中で一番深刻になってるのが辺地の問題ですよ、波佐見町でいえば一番周りの方々なんですよ。そういう中で、やっぱり国もそういうことを、支え合いのことをもう二、三年前からどんどん進めてきてるわけですよ。今やっとな長崎県でも、佐々町と波佐見町あた

りが一番、トップランナーのような形でやっていっております。

だから、一遍に 22 の地区ができる状況ではありませんけれども、やはりモデルケースとして、今四つ組んでいる人たちの成功事例をまずは示していかないかんだらうというふうに思っておりますし、そういう面では職員も大変張り切って精力的に動いております。それを後押しするのが我々じゃないかなというふうに思っておりますし、そういう支え合いの活動、100 歳体操とか、そういうことで皆さん集まっているんな活動をして、そしていろんな方法をやりながら、その地域に合った、そして自分たちが一緒にやって合意形成をしたそのあれていうのは、非常に強くなると。経験にもなってまいりますし。だから、そういう面でのバックアップは一生懸命、可能な限りやっていきたいというふうに思っております。

要は日本全国でもそういうふうな形の広がりが出てくるだらうというふうに思っておりますが、やはり自分の健康を自分で守るっていう、維持するっていう、一人一人にそういうふうな意識を深めていく。そして、その中でまたグループがお互いにもっとやろうっていうような気持ちになっていくことがそういう支え合いの活動につながってくるんじゃないかなと思います。要は 75 歳になっても要支援、要介護にならないように元気で頑張れる高齢者が増えていかんと、子供はさっと生まれんわけですよ。だからそういうふうにして、医療費の抑制をしたり、補償費を、次の世代のために高齢者は頑張っていないかんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5 番（北村清美君）

町長はスローガンづくりがうまいんですよ。褒めるわけじゃないんですけど、アドバルーンを上げることがうまい。例えば一番典型的なもんが「来なっせ 100 万人」ですよ。そしてたら目標にみんな向かっていったじゃないですか。だからぜひここでね、支え合いに関してスローガンを掲げてアドバルーンを上げてくれんですか。そしてたらみんなついて来ますよ、どうですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

思いつきのようなキャッチコピーは簡単にはできません。やはり皆さんが活動する中でそういうふうなキャッチコピーが、これはやっぱり体験をしてみないと何でも一緒です。想像しなさいっていうたっちゃ、経験の中からはしか想像はできません。

だから、そういうふうな形の中でできたキャッチコピーやったら、非常にこう、広がりがある根強くできるんじゃないかなというふうに思っております。だから要は、今自分のためになることが世のため、人のため、次の世代のためについていう気持ちで皆さんがこの支え合いの活動を継続していっている中で出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

まずは一人一人が、そういう自分の健康は自分で守るといような、そういう意識を深めていく。今、田を耕し、種をまき、水をやり、花を咲かせると。今、一番そういう高齢者の意識をそういうふうに向けて、自分の健康は自分で守るっていう、田を耕している時期じゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

町長、おっしゃるとおり一足飛びにすぐできるわけじゃないです。だから、2025年を目標にして、全地区で設立するという目標にさせていただきたいわけですよ。そのためにどうしますかと、長崎県一じゃだめですよ、面白くない。やっぱり日本一のそういう町になすための努力をやっていかないかんと思うんですよ。その決意はどうですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やっぱり余りかけ離れたキャッチコピーもいけないし、そういうものは、まずは長崎県一とか、それから九州一とかというような形で、ジャンプして頑張れば届くぞっていうような、そういうものが生まれてくれればなというふうに思っております。一緒に考えましょう。

○5番（北村清美君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 脇坂正孝議員。

○6番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。私は3点について質問をいたします。

まず、第1点目の水道事業についてでございます。

上水道は、昭和40年代に全国的に整備され、本町でも急速に普及しました。施設・設備はこれから更新期を迎えますが、多額の経費と長い期間を要します。一方で、その財源となる水の使用料は人口減や節水等で減少傾向にあります。

そこで現状や対策につきまして以下を問います。

- (1) 施設・設備の現状と更新計画は。
- (2) 過去3年間の漏水の年間発生件数とその原因、復旧に要した平均時間は。
- (3) 収支の現状と見通しは。
- (4) 技術職員の確保は。
- (5) 他市町との広域化の計画は。

次に、教育行政についてでございます。

(1) 本町では、コミュニティスクールが4月から設置予定であります。社会総がかりの教育の実現を目指すことが大きな指標であります。本町のあり方について下記を問います。

- ①既設の学校支援会議とコミュニティスクールの相違は何か。
- ②導入に向けての各学校の取り組み状況は。
- ③コミュニティスクールの導入で学校のスリム化はできるのか。
- ④学校運営協議会規則、この制定はどうするのか。

(2) 教職員の長時間勤務の是正が言われて久しいわけですが、本町における各学校教職員の時間外勤務の状況はどうでしょうか。また、是正へ向けての方策はどうされてるでしょうか。

(3) 桜づつみの延伸について。桜づつみは梅ノ高野から陣川橋付近まではほぼ整備済みで、多くの利用者に親しまれ活用されています。しかし、樋渡橋付近から乙長野郷の今熊付近までの右岸は未整備であります。健康・体力づくり、美観、観光、防災の面からも残りの区間の整備は意義があり必要と思うわけですが、どうでしょうか。

以上、壇上からの質問でございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 協坂議員の御質問にお答えいたします。

水道事業について。上水道事業は昭和40年代に全国的に整備され、本町でも急速に普及した。施設・設備はこれから更新期を迎えるが、多額の経費と長い期間を要する。一方で、その財源となる水の使用料は、人口減や節水等で減少傾向にある。そこで、現状やその対策についてを問う。（1）施設・設備の現状と更新計画は。（2）過去3年間の漏水の年間発生件数とその原因、復旧に要した時間は。（3）収支の現状とその見通しは。（4）技術職員の確保は。（5）他市町との広域化の計画はという御質問ですが。

本町の水道事業は、平成18年度に旧簡易水道等の経営統合を完了し、現在は上水道事業1事業で運営しています。また、平成21年には、波佐見町水道ビジョンを策定し、施策目標を定め、その達成に向けて取り組んできましたが、近年においては、人口減少、節水意識の浸透により、上水道の根幹である料金収入が減少傾向に転じるとされており、さらには将来の持続的運営に必要となる施設や管路の老朽化は着実に進行し、耐震化を含め投資費用の増加、職員の技術継承、人材育成など水道事業の取り巻く環境は年々厳しさを増している状況となっています。

このような状況から、50年後、100年後を見据えた水道の理想像を具現化するため、現在、新水道ビジョンの策定を進めているところです。

次に、施設・設備の現状と更新計画についての質問ですが。

水道施設の主なものは、浄水場が湯無田、川内、鬼木、皿山の4カ所、配水地については各浄水場にあるものを含めて19カ所あります。

更新計画については、基幹施設である湯無田浄水場が全体の90%ほどを賄っており、損壊すると町内全域に近い範囲に影響を及ぼすリスクがあることから、今後計画的に改修を進めていきます。

川内浄水場は最も古く老朽化も進んでいることから、今後更新に向けた基本計画を策定していきます。そのほかの浄水場配水地及び管路についても、効率的に運用するために統廃合も視野に入れ、老朽化の進んでいるものから順次更新していきます。

次に、過去3年間の漏水の年間発生件数とその原因、復旧に要した時間はという御質問ですが。

漏水の発生件数ですが、28年度43件、29年度55件、30年度36件となっています。

漏水の主な要因としては、給水管及び本管のうちのビニール管の経年劣化によるものです。また、復旧に要した平均時間は、給水管で半日から1日、配水管においては1日から2日を要しています。

次に、収支の現状とその見通しについてですが。

まず収入ですが、現在の料金収入はほぼ横ばいとなっており、今後数年間はそのまま推移すると予測されます。しかし、観光客数の伸びはあるものの、緩やかな人口減少とともに料金収入も減少していくと考えられます。

支出においては、収入の範囲内での維持管理と施設の更新を行っています。今後、老朽施設の更新を計画的に進めるには、料金収入だけでは財源不足になると予想されるため、施設の統廃合や公益化、広域連携、民間資金やノウハウの活用などあらゆる可能性を検討するとともに、企業債や国庫補助の有効的な活用を図っていきます。

次に、技術職員の確保については。

技術職員の退職者がある場合は、その補充は行っています。また、熟練職員の退職等により、技術職員の平均経験年数は低下傾向にあり、今後は、維持管理体制の強化を図るために研修等へ積極的に参加し、技術の習得に努めます。

次に、他市町との広域化の計画についての御質問ですが、現在、広域化の具体的な計画はありませんが、長崎県では、水道事業における運営や施設整備を効率的かつ効果的に推進していくために、従来の行政区分の枠を超えた視点で公益化に取り組もうとしており、本町も東彼3町を含む3市4町による県北ブロックに参加し、本町にとって有効な広域化や広域連携について検討しているところです。

教育行政の質問については、教育委員会から答弁があります。

次に、桜づつみの延伸について。桜づつみは、梅ノ高野から陣川橋付近まではほぼ整備済みで、多くの利用者に親しまれている。しかし、樋渡橋付近から乙長野郷今熊までの右岸整備は未整備である。健康・体力づくり、美観、観光、防災の面からも、残りの区間の整備は意義があり必要と思うがどうかという御質問ですが。

桜づつみの整備事業は平成3年度にスタートし、川棚川の河川堤防を町民の憩いの場として、また、散歩道、ジョギング、サイクリングを行う健康づくりの場として活用する目的で、波佐見温泉湯治楼横の西前寺橋から万年橋までの右岸側700メートルの区間で、遊歩道のカラー舗装、転落防止柵の設置、ツツジの植栽の整備を行っています。

第1期工事を平成3年度から平成5年度、第2工事を平成6年度から平成8年度で実施し、岳辺田郷梅ノ高野から宿郷の陣川橋までの5キロ区間の整備が完了しています。左岸側を桜づつみ事業で施工し、河川堤防横に盛土をして堤防の強化を図るとともに、桜300本の記念植樹を行い、緑豊かな水辺空間を形成しています。

また、右岸側はダムリバー事業で整備を行い、転落防止柵の設置や舗装、ツツジの植栽を行っています。春には満開の花を咲かせ、カワセミやサギ、カルガモの親子など心和ませる風景を目にしながらの散歩やジョギング等、現在では町内外問わず多くの人々に親しまれています。

御質問の樋渡橋から乙長野郷今熊付近の整備につきましては、2級河川の川棚川は、県が管理をしており、河川の断面の形状変更や堤防の舗装等の整備には、まず県との協議が必要となりますが、町道と河川護岸を兼用した堤防の形状から、堤防の外側に用地の確保は困難なところもあり、クリアしなければならない他の問題もありますので、現在のところ桜づつみの延伸については考えていません。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

脇坂議員の質問に教育委員会のほうからお答えをいたします。

2、教育行政について。（1）本町では、コミュニティスクールが4月から設置予定である。社会総がかりの教育の実現を目指すことが大きな指標であるが、本町のあり方について下記を問う。

①既設の学校支援会議とコミュニティスクールの相違は何かについてですが。

学校支援会議は、長崎県教育委員会の教育方針に基づき、開かれた学校を実現するため、県下各学校に設置された任意の会議体であり、これまで地域と学校をつなぐ大きな役割を担っています。

一方、コミュニティスクールとは、地域社会が少子高齢化や人口減社会等の変化を見せている中、地域社会と学校とのつながりを見直し、開かれた学校をさらに踏み込んで、地域とともにある学校に転換させるため、地域・保護者・学校が一体となって地域や学校の課題について話し合い、地域社会と協働して地域学校をよりよく実践する目的で学校運営協議会が設置されている学校をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく法的な性格を有する会議体となります。

また、この学校運営協議会の役割は、学校運営の基本方針の承認や学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるなどされており、学校支援会議に比べ大きな役割が法律により付与されます。

②導入に向けての各学校の取り組み状況はどうかということについてですが。

昨年の4月に教育長、指導主事、各学校長等により、波佐見町コミュニティスクール推進委員会を設置し、各学校にそれぞれ学校運営協議会を設置することで準備を進め、現在、学校支援会議をもとに人選を行い、本年4月の設置を目指しています。

③コミュニティスクールの導入で、学校のスリム化はできるのかについてですが。

学校運営協議会の設置については、既存の学校支援会議をもとに、学校評議員会、学校関係者評価委員会を発展的に統合することで考えていますので、一定のスリム化が期待されるものと考えています。

④学校運営協議会規則の制定はどうかについてですが。

先ほど申し上げた波佐見町コミュニティスクール推進委員会で、規則についても協議を重ねており、今後、教育委員会定例会に諮った上、年度末には規則の制定を行い、本年4月1日施行をしたいと考えています。

(2) 教職員の長時間勤務の是正が言われて久しいが、本町における各学校教職員の時間外勤務はどうか、また、是正に向けての方策はどうかについてですが。

教職員の長時間勤務については、学校現場を取り巻く環境が複雑、多様化する中、教職員の超過勤務が日常化し、本町のみならず全国的にも大きな課題となっています。また、県教育委員会において時間外勤務について実態調査が行われており、平成29年度に設置された長崎県超勤改善等対策会議において、令和3年度までに月80時間超過勤務職員の割合をゼロにする目標が掲げられています。

本町の状況ではありますが、直近の本年度上半期の調査結果では、月80時間超過勤務職員は、小学校では延べ11名で、全て管理職となっています。一方、中学校では、延べ20名で、内訳は、管理職が1名、一般職員が延べ19名となっており、4月から6月までに集中しています。この要因としては、6月の中体連に向けて、部活動の指導に時間を要しているのが大きいと考えています。

そこで、是正に向けてですが、先ほど申し上げた長崎県超勤改善等対策会議で、県下統一した取り組みがなされており、定時退校日の設定、部活動休養日や家庭の日の設定、教職員

の勤務時間の把握のためのタイムカード類の導入等が掲げられています。

本町においても同様の取り組みを既に実施しておりますが、これに加えて、県推奨の統合型校務システムを県下でもいち早く導入し、教職員の日常業務の負担軽減も行っています。さらに、特別支援教育支援員、学力向上支援員の配置を行い、教職員の授業補完も行っているところで、これを通じて、今後とも教職員の超過勤務の縮減に努めてまいりたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

このたび、これは改訂版の案でありますけれども、新水道ビジョンですか。これを作成されておまして、この中である程度のことはわかるわけがございますけれども、もう少しこの辺を詳しくお尋ねをしたいと思います。

施設設備が数多くありまして、そしてやはりある時期に集中してつくって設置されているかと思しますので、そういったところで、今後、老朽化、それから故障、そういったことが増えてくるというふうに思っておりますけれども、まず管路について、水道管についてお尋ねをしますと、このビジョンによりますと、全体の11%が老朽化しているというふうなことです。そしてその中で更新をされてるのが、対象が全体の管路の中の約0.85%というふうな状況のようでございますけれども、まずお尋ねしたいのが、管路は大体一つの耐用年数が40年ということになっておりますけれども、40年耐用年数が過ぎた管、これの更新率はどのようなものですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

先ほど申しました老朽化率、これがいわゆる法定耐用年数を過ぎたものがこれに当たります。その中で更新しているのが先ほど申し上げた耐震化率に上がったものです。ちょっと数字は今ここに持ち合わせておりませんので、率でいうとそのようになっております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そうしますと、昭和40年代、もう50年になりますけど、そういったものの改修は、更新は全て終わったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

全て終わっているわけではなくて、今予算の範囲内で順次行ってるんですが、このままいくと、追いつかないということですので、新たな更新計画を今つくってございまして、それによると、もうちょっと更新に関する費用を上げていかないと追いつかないだろうなというふうに考えております。

耐用年数についてですが、全国的に見てもビニール管といわゆる鑄鉄管について同じような扱いをしてるんですが、現在では漏水のほとんどがビニール管でありまして、鑄鉄管等については耐用年数を延ばしてもいいんじゃないかっていうのが全国的な流れであります。そこで、私どもまだでき上がっておりませんが、新しいビジョンの中では、ビニール管についてはこのまま 40 年で、鑄鉄管等については 1.5 倍に延ばしても、ほぼ漏水も今のとこあっておりますので、うちだけではなくて全国的な流れとしてそういうふうな方向でいきましょうということなので、私どももそれを採用していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6 番（脇坂正孝君）

ビニール管の布設率ですかね、それはどんなもんですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

全体の中の割合でいうと、まず鉄管類が 27%ほどで、ビニール管が 2 種類ありまして、旧来型のいわゆる V P 管と言われるのが 20%。そのほか、ビニール管なんですけどちょっと耐力が上がってる H I というのがあるんですが、これが約半分の 50%ほどあります。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6 番（脇坂正孝君）

いろいろ布設の取りかえ工事を行うためには、相当の経費が要ろうかと思っておりますけども、私の近所であってました工事でも、300 メーターか 400 メーターの目測でそんなの工事やったんですけども、やっぱり 3 カ月ぐらいかかって、金額も 1,000 万円ぐらいかかってますですね。やはり布設がえをしないと、今度はまた漏水というのが発生する可能性がありますよね。地下に埋まって見えないだけに、非常に管の具合というのがわかりにくいところがあるでしょうし、それによって、漏水で今度また遺失する流水水量ですかこの辺もありまして、なかなかその辺がジレンマがあるかと思うんですけども、その辺の、やはり古かったり、

それから地盤が悪いと、いわゆる水道管を布設するところの地盤が悪かったために水道管が割れたり、それから交通量が多いところ、そういったところも、道路に布設しとった場合ですけれども、そういうのはもっと確率的には増えると思うんですけど、その辺の対策はいかがなもんですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

今のところ、地盤が悪くて管に影響を来すっていうのはほぼ聞いておりません。100年、200年使えばそういうこともあるでしょうが、今のところはありません。

思うに漏水する場合、管が割れる場合、当時の基準でそれでよしとされてたんですが、埋め戻す場合に保護砂がなかったり、掘った土をそのまま埋めているのが当時のやり方だったんですが、それによって水道管に石が当たったまま埋まって、圧密沈下でその石に押されて割れるとかそういうことが頻発しております。大体の漏水の原因はそういうことが多いんですが、そういうことが、今後老朽管布設がえのときには、新しいやり方で、ちゃんと保護砂を入れてやりますので、大分なくなってくるのかなとは思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そういった老朽管の解消、いつ漏れるかわからないと、漏水するかわからないというふうな不安もありますので、特にそういうふうなことが考えられるような範囲のところから、早目の更新をお願いしたいと、そのように思っております。

それから、収支の現状ですけれども、この資料によりますと、毎年の残ですか。いわゆる利益に上がるものが二千二、三百万円というふうなことで、これではなかなか進まないのはもうわかり切ってるんですけども、このほかに今までの、いわゆる一般会計では基金に当たるようなもの、そういったものがあるでしょうし、また一方では起債をされてますので、この辺があろうかと思いますが、そういった金額はどのようなものですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

上水道には基金というものはございませんでして、起債はしておりまして、その残高で言いますと、今年度末で、これ予想値なんですけども、大体11億4,000万円の未償還金ということになっております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

内部留保ですね。内部留保はどのくらいですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

申しわけありません。内部留保については今資料がこちらにございませんので、ちょっとお答えできません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

恐らく起債の残高を、償還残を上回ることはないだろうとは思っておりますけども、結局、そういうふうなことで更新をやっていくためには、年間2,000万円ぐらいの収支の残と、それから今までの内部留保、こういったものが主な財源になろうかと思ってるんですけども、最終的にどうしても賄いきれないという場合、この場合はどのような対策ですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

まず、給水の収益ですが、今現在は、ほぼ横ばい状態で推移しておりまして、大体四、五年後ぐらいが微増なんですけど、四、五年後ぐらいが大体ピークであろうと。そのあとは徐々に減少していくというふうに考えております。で、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、今後計画的な整備を進めていく上では、今やっている改良、更新等の費用では追いつかないので、もうちょっとふやさないといけない。そうするとどうしても財源不足になるということで、財源確保する前にまず、施設の経常経費の削減、統廃合であったり、例えばそういったことで経費を抑えて、更新に充てる費用を捻出していく。こっから始めていかなければならないのかなと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

一応今言われてる長寿命化というのが、先ほどおっしゃったビニール管の40年をもう少し長く使うというふうなこととか、そのほかいろいろ機械の小まめな点検とかあって、長寿命化も可能としなくちゃいけないかと思っておりますけども、この辺の見通しって言えば、法定の年数がこの資料によりますと、ビニール管はやはり40年なんですよ、今後長寿命

化してもですね。このビジョンで見ますと。その辺はどうですかね。法定がそれ以上に、40年以上仮にできたとしても、法定年数は40年ということで。そのあたりのかかわりはどんなもんですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

一応あくまでも法定耐用年数ということで。これは例えば、更新するに当たり国の国庫補助だとか使う場合には、これがかかわってきますけども、それ以上長く使う分については、自己責任っていうか、調査して使えるもんだったら長く使いたいと。先ほどの質問の中にありましたけど、ビニール管については、うちも漏水はあっておりますので、そのままの40年と。铸铁管等の鉄類については、1.5倍に延ばして使うと考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

一日でも長く、またその法定耐用年数が来ても、使えるものは使えと。修繕なり何なりして使えるというふうなことで、なるべく収支の健全化を図っていただきたいというふうに思っております。

あと、施設の建設とか、それから土木とかいろいろあろうかと思えますけども、一応、款のほうで、その辺はお尋ねしていくことにしまして、先ほどの内部留保の額はおわかりなつたんですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

先ほど内部留保ですが、現在約2億8,000万円でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

単純に、一般会計で考えますと、いわゆる貯金に当たる部分が2億8,000万円。借金に当たる部分が11億4,000万円と。こういうふうなことで、年間2,000万円ちょっとぐらいの収益があつてますよということでございますので、これはもう到底、この中で更新をやっていくというのは、なかなか難しいところがあるし、ほかの財源あたりを持ってこないとなかなか簡単にはできるものじゃないというふうに思っておりますが、その間に、やっぱり劣化はしていくというふうなことでいろいろジレンマもあろうかと思えますけども、ただこの中

で、もう既に料金改定のことを出してあるわけですね。財政見通しとしていうことで、最短で令和4年度には、改定をし、すぐというふうなシミュレーションですけども、これは実際にどうですか、見られて。シミュレーションを見られた感じというか、これはコンサルあたりでつくられたかと思ってるんですけども。もうあと2年後になるわけですが、2年後に20%、その後も複数回の料金改定ということで、5年ずつぐらいの改定が入ってるわけですね。これがないと更新ができなかったり、あとの運営が難しいというふうなこともあるんじゃないけども、実現に近いものでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

このビジョンに上げてまだ完成はしてないんで、詳しくはあれなんですけど、あくまでもシミュレーションであります。今後このままいくところなるであろうということでもあります。なので、私たちとしてもそうならないように努力するところはまだまだあるだろうと。今後、広域化等の話もございます。ここもまだ不透明なところでもありますので、どれだけ節約ができるのか。人口減少とか、観光の伸びとかもと予測できないところもありますので、こうならないように。確かに料金の値上げについては、今、全国的な流れになっております。当然、企業会計なので、自分たちでどうにかしなさいとなると、料金を上げていかないとやっていけなくなるのではないかとということで、全国的に上げるような流れになっておりますが、できるだけそうならないように、少しでも後延ばしができるように努力していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私もあんまりこのシミュレーションは信じたくはありませんけども、今、水道課長がおっしゃったような方向でやっていただければと思うんですが。

もう一つ、広域化についてお尋ねでございますけども、一応3市4町ですか、佐世保地区の連携、関係かと思っておるんですが、いろいろ方法はあろうかと思えますけれども、東彼地区の保健福祉組合、これでも連携ができるでしょうし、近隣、佐世保市や隣の有田町、これは県境を越えてできるんじゃないかならうかと思っておりますので、こういったところの連携について、先ほど町長がちょっと答弁で触れられましたけども、その辺の見込みはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

広域連携については、今県主導で行っております。これは、広域化が目的ではありません。経営環境の改善、これを目的として、その中の一つとして広域化もあるんじゃないかと。あくまでも主眼は経営改善であります。そのための一つの道具としてやっております。これは経営を統合するだとか、施設を統合するだとかといったことだけではなくて、例えば資材の共同調達だとか、できることからやっていきたいと思います。水源を同じところから使えないかとか、例えば水道管を非常時のためにつなぐことができないかとか、あらゆることで協力できるところはやりましょうと県北ブロックと言ってますけども、その中身については当然ながら、平戸市、松浦市と一緒にできることは少ないと思っておりますので、その中において、隣り合うところでできないかどうかという議論を進めているところであります。当然、波佐見町は県境でありますので、県指導の広域化、広域連携だけではなくて、佐賀県の隣り合う町、市との連携ができないかというのにも検討をしていかなければいけないと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

もう1件ですけども、現在技術職員は4人おられますですね。20代、40代、50代ですかね、年齢的には。とにかく水道というのは、経験工学というふうなことをちょっと私もある本で読みまして非常に奥が深い分野だというふうなことで、相当水の供給については、いろんなところを経てできて、どっかが故障すればそれはもうだめになるわけですけども、理想的には技術の継承ができるように、年齢構成とか、それから経験年数の構成、こういったもので、そしてさっきのお話のとおり研修等でカバーしていただくと、それから今の広域化でお互いに技術を持ってあって進めていくと、こういったことが必要かと思っております。その辺については、課長どうですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

技術職員については4名体制で、20代、30代、40代になっております。10数年前からすると、かなり年齢は若くなっております。ベテラン職員が退職に伴ってそういうふうになってるんですが、なかなか採用してすぐに習得できるものでもありませんので、すぐに改善できるかっていうことはなかなか難しいので、うちとしてもできる限り、外部の研修等にも行

って、うちにないやり方とか技術を習得してくるよう努めておりますので、それでカバーできると思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

水道問題の最後に、町長に答弁をお願いしたいんですが、収支の改善っていうことで、一応シミュレーションが図っておりますけども、この改善のことにつきまして、町長の所感をお伺いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

前にもそういうふうなあれで、やはり現場の状況、現状分析をして、そして今後の課題、推移、それから対策、方法、そういうことを十分考えてより適切な取り組みをしていきたいというふうに思っております。やはり現場の状況を把握するってことが一番大事じゃないかなっていうふうに思っております。ちょうど就任当時は、一般財源から6,000万円、毎年、水道行政に補填をしておりました。それを一年に1,000万円ずつ減額をさせて、改革、改善をして、やはり内部で改革、改善ができる部分、また機械化できる部分、いろんなことを手立てが考えられるんじゃないかなっていうふうに思っております。まずはやっぱり現況の課題、問題等を摘出しながら、現場で十分研究、検討をして、そのことについてやはり一緒になってやっていかないとかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

できるだけ、収支の改善を図っていただきまして、ここにありますシミュレーションのようなことが先延ばしできるような方向で経営をお願いしたいと思います。

続きまして、教育問題についてでございますけども、平成30年の9月にある程度はお聞きしとったんですけども、その中でももう少し掘り下げてお尋ねしたいのが、規則が三つほど、もちろんこれをつくるという規則は必要ですけども、国が示しているのが、校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること。これは必須ですね。それから次が、学校運営について教育委員会または校長に意見も述べることができること。これは任意です。もう一つ、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができること。これも任意です。この三つについて、今の予定、まだ教育委員会にかけてないということでしょうけども、どのように

される予定でしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど言われた3点については、国、それから県のほうからも指針が示されておりますので、波佐見町教育委員会としてもその形でやっていこうというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私なりに考えまして、1番のこれはもちろん必須ですから。学校運営の基本方針の承認はですね。そして、教育委員会または校長に意見を述べることで、これも問題ないかと思っておりますけども、もう一つは任用に関して、いわゆる人事問題ですね。解説を見ると、もう何て言いますか、人事異動に伴うようなこととか、そういったことは避けますというふうなことになってるわけですけども、果たしてこれでとどまるかというのがちょっと懸念するところなんです。うわさはすぐ広がるし、今の状況ではインターネットとか何とかでどうのこうのだというふうな話になっていく可能性があるわけですね。この辺の防止策をきちんとしておかないと、この3点目についてはあらぬうわさが立ちほしないかと。そしてそれを校長なり教育委員会に言って異動の対象になったり、そこを恐れてるわけですが、教育長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

3点目の教職員の人事に関して、任用に関して意見を述べるができるっていうふうなことになっておりますので、単なる先生方の好き嫌いでその中の会議で意見を述べるっていうふうな形については考えなければいけないことだというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

この辺についても規則に載せられるということであれば、慎重な運用をお願いをしたいと思います。

それからもう一つ、スリム化にはなるということでしたけども、今度の予算書で各学校15万9,000円計上をしてあります。これが単価が5,300円ですから、延べ30人ということですが、内訳ですね、何人で何回開催を予定されてるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

この学校運営協議会の開催でございますが、規則で定めるといふふうにしております。具体的には、最低でも学期ごとに1回というふうになっております。あわせて連絡協議会については、年度初めと年度終わりということの2回というふうを考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そうしますと、5回ですかね。5回ということは6人ということですね、委員は。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

報酬の対象となる方がその人数ということですから、そのほかに学校、教職員とか、補償の対象になりませんので、それを含めたところで全体の協議会が設置されるということでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

教職員の時間外、済みません、元に戻りまして、この運営協議会というのが、今度は社会教育も巻き込んだ協議会、もちろん法律による協議会、町の規則による運営協議会ということで、前回の分とは相当違ったところがあるかと思っております。

それで、今まで以上に社会教育と学校教育との連携、融合、こういったものが必要になるかと思いますが、教育長、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

学校教育においては、学校・家庭・地域が連携した形っていうふうなものをこれまでずっと続けておりますので、そういった形で社会教育化においてもどんどん進めていければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

この学校運営協議会が順調に4月からスタートできまして、そしてまた、子供たちのためになるというふうなことで進めていただければと思います。そういったことで、この質問は

終わらせていただきますが。

続きまして、桜づつみの件でございますけども、一応、ここを地図でかいておりますけども、現在がこの樋渡橋からずっと下りまして、いわゆる左岸はこの片渚で一旦途切れましますけども、これをずっと梅ノ高野まで行けると。それから右岸については、この陣川橋のところから浄化センターの前の樋渡橋ですか、そのところで一旦切れまして、その先はないわけですね。その先はもう荒れたままです。それでこの右岸を、ちょうど村木川と合流するところなんですけども、村木川の合流地点まで伸ばして、さらに山角橋まで、ここまでの伸ばすと、あと町道の鮎俣今熊線は普通の道路ですけども、あと、右岸も万年橋からの延長分と直結するということになりまして、ほぼ一周することができるわけですね。

写真でいきますと、これが浄化センター前です。八島田ノ頭線の道路のそばで、ここで終わるとのわけですね。そして先はもう草が非常に繁茂してる状況です。

それから次、これが村木川との合流点で、奥ほうは山角です。そして、これが今熊付近笹渡橋から約150メートルぐらい下ったところ。奥は川内の片渚地区になります。ここも同じく、相当草が繁茂しております。

それから、これが今熊付近ですけども、このちょっと手前までは万年橋からの沿路が通じておりまして、ここで終わっておりますから、あと少し、目測で、下のほうが約400メートル、それからあと陣川橋からのほうが五、六百メートルでしょうか、約1キロぐらいの距離になるわけですけども、非常にここは散歩とかジョギング、そして春からずっと夏にかけて、桜、ツツジ、アジサイと町民に親しまれ、また県外からの町外からの観光客もいっぱいおられるわけですから、今5.5キロぐらいですか。それを延ばせば、もう完全に梅ノ高野から右岸も左岸も一周できまして、そして新たな気持ちでまたいろいろ散歩、ジョギング、サイクリング、そういったことができるわけですね。それで新たな名所にもなるでしょうから、これはぜひ実現をしてほしいというふうに思っているわけですけども。

ふるさと納税の一つの項目の中にも河川公園の整備というのが一つの項目としてあるわけですよ。それで、財源としてはもうこちらから言うのも何ですけども、ふるさと納税あたりを使っていただきまして、ぜひ整備に努めていただきたいと思うわけですが、その辺、再度お願いしたい。お願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

町長答弁にもありましたとおり、整備についての問題点は財源以外のところが主なものを占めているわけですので、財源以前にクリアしなければいけないところが多々あるという状況でございますので、ふるさと納税を使うか使わないか以前のところで解決すべき問題があるというふうに認識しております。

○議長（今井泰照君） 協坂議員。

○6番（協坂正孝君）

先ほど答弁にありました県の管理河川ということでいけば、今までの施設の桜づつみ公園化もそれは実現してるわけですから、そこら辺は何とかなるんじゃないかと、そのように思っておりますけど。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

県の河川事業として、県河川、国、県と協議をしながら進めてきた事業でございます。今、議員がおっしゃる右岸側、連続性がなくなる、途中でちょうど今熊付近で町道が入るっていうこともあってできていなかったということもありますし、連続性をするためには、護岸をずっとつくっていくために、町道との兼用護岸でありますので、そこがちょっと難しかったという点もあると思います。また、今後するとしても、国、県と協議、あくまでも県河川でございますので、協議をしながら進めなければならないと、そういうふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 協坂議員。

○6番（協坂正孝君）

既設の分ができておることもありますので、ぜひその辺の協議はお願いしたいと思っております。

今、草刈りといいますか、こういった状況でございますので、ここは地区で草刈りもやってるわけですね、真夏の暑いときに。そういうふうなことも含めまして、やはり、美観としても大きい意義がありますし、それからまた運動等の活用、こういったことも大きな意義があるかと思っておりますので、ぜひ進めていただければと思います。

また、このことについては、後の会でも申し述べることにしまして、以上をもちまして終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、6番 協坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時10分より再開いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

皆様こんにちは。私は、さきに通告しておりました3項目を質問いたします。

はじめに、マイナンバーカードについて。平成27年10月から日本国内の全住民に通知され、1人1人が異なる12桁の番号をマイナンバーとって番号が割り当てられています。平成28年1月から利用されておりますが、次のことについて質問いたします。

(1) マイナンバーカードの臨時交付申請の窓口の案内を町民にされましたが、反応はどうでしたか。

(2) 申請のサポート、受け取り時間の延長には、何人の方が来庁されましたか。

(3) マイナンバーカードの交付枚数（令和元年12月31日現在）は、1,290件で人口の8.8%と低いですが、その原因はどういうことですか。

(4) マイナンバーカードに対する必要性や関心などについて、反応はどうでしたか。

次に、職員の通勤手当と出張や休職について。

(1) 通勤手当を受けている職員は何人ですか。

(2) 通勤距離の短い職員は何キロメートルか。また、長い職員は何キロメートルですか。

(3) 通勤手当の支給は公平に実施されていますか。

(4) 出張日数が年間で多い課の人数はどうなっていますか。

(5) 現在休職している職員は何人ですか。

次に、児童・生徒の通学路の安全対策について。

(1) 神奈川県逗子市で道路わきの傾斜が崩れ、歩いていた女子生徒が巻き込まれ死亡するという痛ましい事故が発生しましたが、その後、町内の通学路の調査をされましたか。されたとしたら場所はどこか。また、内容についてはどうなっているか。

(2) 宿郷、鹿山橋付近が工事中で危険を感じておりますが、登下校時は安全でございま

すか。

(3) 昨年、各小学校から危険個所が示されたが、改善された場所や今後の対策はどうなっておりますか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番、堀池議員の御質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードについて。平成27年10月から日本国内の全住民に通知され、1人1人が異なる12桁の番号をマイナンバーとって、番号が割り当てられている。平成28年1月から利用されているが、次のことを問う。マイナンバーカードの臨時申請窓口の案内を町民にされたが、反応はどうだったかという御質問ですが。

この臨時申請窓口は、町民の皆さんのマイナンバーカードの申請をサポートする目的で開設したものでありますが、今回初の試みとして、1月26日の生涯学習の集い及び2月16日の町民音楽祭のイベントに合わせ、どちらも会場となった総合文化会館の一角に申請受付ブースを開設し、マイナンバーカードの申請受け付けを行ないました。

庁舎内では、1月29日水曜日の平日における役場窓口の夜間の開庁。さらに、2月13日から始まった申告会場にもブースを設け、申請サポートを行っております。

この臨時申請窓口については、あらかじめ広報誌や自治会回覧のチラシでお知らせしてましたので、平日の受付時間延長に関しては、いつもより申請が多く、一日中申請受け付けに追われていたという印象が強かったのですが、対しまして、生涯学習の集い等の臨時申請窓口の設置に関しては、こちらが期待していたほどの受付数にはつながりませんでした。しかし、臨時申請窓口があることを知らずに立ち寄られた町民の方が、職員の話聞いてそのまま申請をされた方もおられましたので、町民の方に直接説明する機会を数多く持てれば申請につながるという手ごたえも感じました。

(2) 申請のサポート受け取り時間の延長には何人の方が来庁されたか。平日における役場窓口の時間延長につきましては、昨年の11月27日とことしの1月29日に行い、午後7時まで開庁していましたが、来庁者につきましては、11月27日が28人、1月29日が29人という結果になりました。この数字はいずれも夕方だけの受付数ではなく、朝から受け付けた数字になりますので、時間延長の夕方の部分だけでいうと、それぞれの3分の1程度ではなかつ

たかと思います。ただし、通常は1日当たり多くても6件程度でありますので、時間延長をしたとはいえ、この2日間は事前案内の効果があつたものと言えます。

次に、マイナンバーの交付枚数。令和元年12月31日現在は、1,290件で人口の8.8%と低いが、その原因は何かという御質問ですが。

マイナンバーカードの取得率が低いのは、運転免許証のように身元を証明する手段に用いる以外、現段階においては付加価値が余りないからだと判断しています。例えば、行政手続き等を行うため役所等に出向いて行き、窓口で個人番号の提示を求められた場合でも、平成27年10月に全世帯へ発送している通知カードを提示すれば、そこに記載されている個人番号を読み取ることで手続きが完了しますので、あえて写真付きのマイナンバーカードを保持する必要がないということが言えます。したがって、本町においてカードの持つメリットが今のところ見出せないということが取得率が伸びない最大の理由だと考えます。

(4) マイナンバーカードに対する必要性や関心などについて反応はどうだったかという御質問ですが。

町民の皆さんの反応という点につきましては、なかなか判断しづらい面がありますが、臨時申請窓口における申請受付の数字だけで見ると、依然として反応は芳しくないということが言えるかと思います。これまでにマイナンバーカードの交付を受けられている方、交付までには至っていないが申請受付が済まれている方については、将来的な必要性を感じてのことだと思いますが、未申請の方々には、マイナンバーカードを保持する必要性をまだ感じていないといったことが大半ではないかという印象です。

しかし、国もこのような全国的な状況を憂慮してか、昨年9月の政府デジタルガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードを活用した消費活性化策、いわゆるマイナポイントや健康保険証としての利用の仕組みを、令和3年3月から本格運用するための全体スケジュールが示されました。これにより、市町村に対しても向こう5年間でほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定したマイナンバーカード交付円滑化計画を自治体ごとに策定するよう要請があつたわけであります。

このようなことから、今後においてはマイナンバーカードを保有する必要性も上がっていくものと思われますので、マイナンバーカードの普及・啓発活動を強力に展開しながら、今回のような臨時申請窓口を年間を通して積極的に設置し、本町における取得率の向上に努めてまいりたいと考えています。

次に、職員の出勤手当と出張や休職について。

(1) 通勤手当を受け取っている職員は何人かという御質問ですが。

通勤のため交通機関や自動車等の交通用具を使用した場合は条例の規定により通勤手当を支給しますが、現在支給している職員は74名となっております。

次に、通勤距離の短い職員は何キロメートルか。また、長い職員は何キロメートルかという御質問ですが。

通勤手当の支給を受けている職員で、一番短い距離は2キロ、一番長い距離では30.4キロメートルです。

次に、通勤手当の支給は公平に実施されているかという御質問ですが。

通勤手当は一般職の職員の給与に関する条例及び通勤手当に関する規則に支給すべき職員手当の算出基準等が規定されていますので、ルールに基づき公平に算出し支給しています。

次に、出張日数が年間で多い課の人数は。

平成30年度のデータですが、出張日数が多い順に、健康推進課が349日で19人。次に、農林課が286日で7人。次に、3番目が商工振興課の165日で5人となっています。

現在休職してる職員は何人かという御質問ですが。

現時点では病気休職の2人です。

児童・生徒の安全対策については、教育委員会より答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

堀池議員の質問に、教育委員会のほうからお答えをいたします。

3、児童・生徒の通学路の安全対策について。

(1) 神奈川県逗子市で道路わきの傾斜が崩れ、歩いていた女子生徒が巻き込まれ死亡する痛ましい事故が発生しましたが、その後、通学路を調査されたか。されたとしたら、場所と内容はどうかについてですが。

通学路の安全確保については、これまで国の登下校防犯プランや波佐見町通学路交通安全プログラムなどに基づき、学校、自治会、PTA、関係機関と連携しながら、定期的に通学路の合同点検を行っています。直近では、昨年12月19日に通学路の合同点検を関係機関と共に実施しています。

また、学校においても定期的な点検や、保護者、PTAからの連絡や要請に基づき、教育

委員会が独自で調査することもあります。

今回の、神奈川県逗子市の道路わきの傾斜が崩れ、歩いていた女子生徒が巻き込まれ死亡する事故に関連して、現時点で国等から点検の通知はあっていませんが、これまでの点検でもがけや傾斜地も対象としていますので、今後とも、学校、地域、PTA、関係機関と協力し、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えています。

(2) 宿郷の鹿山橋付近が工事中で危険を感じるが、登下校は安全か、についてですが。

宿郷鹿山橋の工事は、橋梁部分の左車線に歩道がなく、危険であることから、実質的に橋を拡幅することで長崎県で工事が進められています。この工事は、役場前から波佐見交番前までの左車線の歩道設置工事に伴うもので、完成後は特に中学生の自転車通行の安全が確保できるものと考えています。

また、工事に際しましては、長崎県北振興局や施工業者から安全対策について説明を受けています。

現場の状況ですが、確認したところ、登校時は児童生徒の登校が完了してから工事が始まっており、下校時は児童生徒は工事と反対の歩道を通行している上、警備員が配置されており、大きな問題はないものと判断しています。

(3) 昨年、各小学校から危険箇所が示されたが、改善された場所や今後の対策はどうなっているかについてですが。

一昨年の8月に各学校を通じ保護者に危険箇所の調査を行い、それに基づき、地域、PTA、関係機関との合同点検等を実施し、その結果に基づき、様々な対策が関係機関で講じられています。

特に、町建設課では、これら合同点検等の結果や自治会の要望に基づき工事が実施されており、側溝整備や舗装改良、カラー舗装、路面標示など様々な工事が行われています。

また、町道南武線や町道横枕線の拡幅と用地買収が必要な長期的な改良工事も計画的に実施されています。今後においても、定期的な危険箇所の調査と関係機関との情報共有と連携により、危険箇所の解消に向けて努めてまいりたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど答弁をいただきましたけども、まず、マイナンバーカードから質問したいと思えます。

1月26日、1月29日、2月13日、2月16日、各箇所ですれたんですけども、その人数がわかりますか。生涯学習に行っても、余り行ってない。そして、今度はそこの確定申告をされるところは、ただあそこに場所を設置しておくだけなのか、誰か何時ごろにおられるのか、それともそこから来られた人がおられるか、その辺の状況。これだけ。設置されたらについて。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

臨時窓口設置のこの4日間につきましては、先ほど町長が申し上げましたけれども。

まず、1月26日の生涯学習の際には12件。それから2月16日の町民音楽祭では、ここも12件であります。

それから、役場における夜間の開庁、時間延長ですね。これが、一番最初は11月27日にしておりまして、28件。次が、お知らせしておりました1月29日は29件。それと、先ほどの町長の答弁の中には入っておりませんでした。先月2月26日にも夜間の延長を行なっておりまして、このときには71件を受け付けております。

そして、税務の申告に合わせて申請受付窓口も設けておりますが、初日、職員が一人付きまして受け付けを行っておりますが、そのときには10名程度来られております。

その後についてはなかなか申請に来られる方が少なかったということで、職員は下の方に降りてきておりまして、申請受付をしたいという話が申告会場であれば職員が出向いていつて受け付けの対応をするというふうにしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次にいきますけども、先ほどの答弁ではサポート受付の延長時間、これに対して11月27日、これは5時15分から7時まで。そして、先ほどの町長の答弁では1月29日、大体29人ぐらいということでした。12月1日、広報の案内には、2月の16日の日曜日に、要するに庁舎でやりますよという案内が来とるわけですね、9時から12時まで。それはしなかったんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

2月の16日でしょうか。

○12番（堀池主男君）

12月1日の日曜日。

○住民福祉課長（山口博道君）

12月1日は行っておりません。

○12番（堀池主男君）

された。

○住民福祉課長（山口博道君）

行っておりません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

わかりました。

そして、私はマイナンバーカードについてはもう3回ほどしとります。はっきりしないから、今回、議事録を改めて見ました。ところが、まず一番大事かとは、課長はもう5時過ぎたら、要するに警備員さん、そこに行ったらいいですよというようなことでした。警備員さんにね。議事録を持ってきておるんですよ。

10月12日の一般質問の中には、平日仕事で土日に守衛さんでできるのかという質問に対して、警備員にお渡しして、渡してもらうことも可能であります、土日でそういう受け付けをしますって。議事録からちょっとこうしてるんですけども。

そして、31年の3月の質問のときに、土曜、日曜に行かれました件数はという問いに対して、その質問は、課長は土曜、日曜に守衛さんのほうにお訪ねして発行したことはありませんということで、当然でしょうと言われました。そして再確認をいたしまして、今度は、余り遅い状況であれば、警備員さんに預けて、申請に当たり来られたときに、警備員さんのほうでちょっと書いてもらいたいと考えておりますって答弁をやったんですよ。そういうふうなことを言うてるんですが、本当に警備員さんでこのマイナンバーカードの申請ができますか。もうはっきり今回してくださいよ。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

申請受け付けを警備員のほうではできません。昼間、役場の窓口申請に来られて、本人確認がちゃんとできて、間違いないということで申請受付が済んだ方については、後日、マ

イナンバーカードが役場に交付されてきます。その交付の受け取りをお願いしますということで、改めて通知を本人さんに出すわけですね。しかしその受け取りが、昼間にちょっと来れないということであれば、夜間、警備員に預けておきますので、そのときに本人であるということの身元証、運転免許証あたりの身分証明を出していただければお渡しすることができますということによっております。そういうことが夜間にはできますからということで、多分お答えしておいたと思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そしたら、私、通知カードを持っとるんですけども、一応葉書が来ますね、一応取りに来てくださいと。そして通知カードをやるわけですね。

そして、なぜ聞いたかと言えば、私がこの前、1月15日に手続きをしたんですよ。そのときに、守衛さんができないんじゃないかなというのは、ただ今は預けたらできるというようなことでしたけど、翌日取りにこっちに行くって。住民票なんかは一応言うとして、こっちで取りに行くの。この手続きがかなりいるんじゃないかと思っております。電子証明の写しというのをいただいとります。これにはいろんなことを、ナンバーを書いて、そしてそれを今度書くわけですね。要するに個人番号カード電子証明書暗証番号設定記載表とあるわけですよ。そして、これに書き込むのに来ましたから、夕方、守衛さんに言って通知カードは預けとくわけですか。

というのが、やっぱり窓口に来んばいかんとでしょ。私が暗証番号4桁を3カ所書いて、その上に7カ所書くところがあるわけですけども、それを対面でやって書くわけですよ。そして、今度、機械で打ち込みをされるんじゃないですかね。課長、それが守衛さんでできますかね。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

恐らく、申請用紙を守衛さんに預けときますから、それをもらいに来てくださいということによってたんじゃないかと思っております。あくまでも申請受付は守衛ではできません。役場の戸籍の窓口でしかできませんので、そのときといいますか、電話で最初お尋ねがあったりして役場に申請に来れないと、申請の用紙あたりがありますかということでお尋ねがあれば、ありますと。それを夕方、もし役場に取りに来られるようであれば、守衛に預けときますから、それをもらってくださいということは最低いけるのかなと思っておりますけれども。あくまで

も申請の受け付け自体は役場の戸籍係しかできません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

要するに、窓口に来て手続きをしてくださいと。そして、5時過ぎたら7時ぐらいまでおられますから来てくださいという対面もされとるわけでしょ。私は守衛さんを表に出してこられたから、1月15日に手続きしたときに、これはもう守衛さんではできないんじゃないかなと思ったんですよ。課長は1回ぐらい窓口で、その人がもし来られて、担当がおらんときにしたことがありますか、これは。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

私も受け付けはしたことがあります。窓口でもありますし、この間、出張して行きました生涯学習の集い、そこでもしたことがあります。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

なぜかと言いますと、これは5分から10分はかかったんですよ。聞き取りをされて、暗証番号…、例えば、アルファベット、これを入れてくださいということで、私も書きましたけども。そやけんね、はっきりこうしたことば守衛さんでできますということを議事録を見たらはっきり言っているわけで、そういうことを私はできるかなと思って、実際行ってみたらできませんでしたから、今回改めて聞いたわけですけども。もう一回答弁をはっきりしてください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

何かしらの誤解といいますか、勘違いがあったのかなと思いますけれども、あくまでも先ほどから言っておりますように、役場の警備員では受け付け自体はできません。役場の戸籍窓口に来ていただいてやっていただくか、昼間来られないということが多いものですから、この間みたいに臨時窓口の設置を行ないまして、夜間の開庁をし、7時まで時間延長をして受け付けるとか、あるいは日曜日のイベントに乗じまして出張して受け付け対応をするというようなことをしておりますので、今後におきましても、なかなか仕事で昼間来れないという方については、積極的に臨時窓口を設置していきながら、申請の受け付けをやっていき

いというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次にいきます。

交付率の8.8%。この前の総務文教委員会でもこの数字は聞きましたものですから、今回書いております。そこで、これが平成30年9月16日現在で、大体そのときに波佐見町が1,190名で8.8%、21市町村の中でケツから2番目ですよ。そういうことで波佐見はどうしてこういうふうに数字があるのかなと。一番多い所で19.9%、そして大村なんかでも19.5%です。そういうような状況が出て、今度は少し伸びて、0.8%伸びておりますね。そして12月31日現在の8.8%とお尋ねしたんですけども、県内では何番目ぐらいになっておりますか。わかりますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

現在の県内における波佐見町の交付率がどのくらいかということにつきましては把握しておりません。県内で交付率が高いといわれるようなところ、長崎市とか佐世保市とか大村市とかという所はコンビニ交付を導入しておりますので、そういった関係で取得される方が多いのかなとは感じております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

一つの原因は、伸び悩みというのはいつも言われていますけども、私が以前、西海市は早くから写真をとっておりますよというようなことを、今、波佐見町はやっとされましたね。私もお世話になりました。そういうことで、写真をとってからすぐ手続したものですから、できてきましたけども、そういう意味で取り組みが甘かったんじゃないですか、どんなかな。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに甘かったと言われれば甘かったのかもしれませんが、やはり交付率が上がらない原因、ネックになっているところは何なのかなと課内で協議したところ、写真をとって持ってくるのに時間がかかったり面倒臭かったりと、そういうところが原因になっているのではないかというようなことがありましたものですから、じゃあ、写真撮影についても役場

のほうで、窓口のほうでできるようにしようかということで、最近からでしたけれども、とるようにしたところ、スムーズに申請受け付けが行えましたし、件数も伸びてきたような状況があります。12月末現在では1,290件の8.8%でしたけれども、今現在は臨時申請窓口の設置も功を奏したのか、現在でも1,530件近く昇っております、パーセンテージでいいますと10.4%ぐらいになっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

もう一度。伸び悩みには二つも三つもあると思います。議事録をずっと見よって、例えば任意ですと、別につくらんでも構いませんと以前は言いよられた。今でもそういう考えですか、任意って。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

正直申し上げれば、最初の頃は、この制度が始まりました時期には、最大限通知カードが、行政手続等の際にそれがあれば手続き等が済みますので、特に本人さんが必要と認められない限りは、そこは本人さんの意思で持たれてもいいし、どうされてもいいですよということは言っていたかもしれませんが。けれども、うちのように取得率が伸び悩んでいるところが全国各地ありますので、こういった状況を危惧して、国が、先ほど町長が答弁しましたように、今後、令和4年度の3月末までに向けて、全国の全住民が100%近くマイナンバーカードを持つように進めなさいと、交付円滑化計画を立てなさいということできておりますので、うちもそれに従って、今後、どんどんマイナンバーカードのPRをしながら取得率向上に努めていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほども言いますように、もう3回目ですから。最初の頃の答弁をし、改善は少しはされたと思いますけども、課長、任意とか、一つ読んでみますとね、課長はこのマイナンバーカードはなくても通知カードを持っていられれば、いろいろな行政手続きにおいては事足りるわけです。余りマイナンバーカード取得についてのメリットを感じておられない方が多いということは、そういうふうに決めつけて同じ考えでいきよるから、そういうことじゃありませんよ、こういうことですよという、強いあれがなかったんじゃないかなと私は思っ

とつとですよ。お客さんと、要するに町民の方と、同じ考えの目線でいきよるっちゃないかなと思って。その件については。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

言われますように、現時点におきましては、運転免許証の様に身分を証明するツールとして使う以外にはほとんどメリットがないんですね。こういった状況の中で、住民の方に強く持ってくださいということがなかなか言えないというところは確かにありました。

しかし、今後においては令和3年3月末までには、健康保険情報とか入ってきますし、あるいはことしの9月以降にはマイナポイントの事業も実施されますので、付加価値が今後は付いていくということから、今後におきましては、皆さんに持っていただくようにどんどんPRしていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

写真映りにしても、今度はいろんな資料で広報をしておられます。そういうことで私も広報を見よりました、3冊。11月、1月、2月で載せておられます。ただ、一つは2月号を見てみますと、その前までは寸法まで書いてあったわけですが、写真がね。そういうふうですから、こういうふうなところを今度、どんどんされたほうが。というのは、私は、証明がありますね、外国に行くとかね、パスポート。そういう写真の面積、測りを書いたほうがいいんじゃないかという。やっとなら2月号で写真の悪い写り方、よい写り方、そして、これはパスポートから出されたのではないかと思うけども、顔が一緒でと。そういうような形で、最初からパスポートの様に写真に入れたら自分方で写っても、スマートフォンで写してもいいんじゃないかということ。

私も1回目に行ったときには、前も言ったのですが、ここから何センチと決まっているのが、切り抜けば、外枠で入れればいいと思ってやっておいたら、戻ってきたわけで。それで役場からお世話になって写してもらいました。この前も委員会で、無料ですか、幾ら要とですかとやったけども、これを無料でしていただければなら大いにさせていただいてと。せっかく役場に来られたら申請ができますから、そういうふうな進め方をさせていただきたいと思えます。その件について。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

おっしゃいますように、申請時において、写真を持って来られるかたについては、大体免許証大の写真を持って来られるのが普通かなと思っておりますけども、わからない中でも撮っていらっしゃいますので、そういったお知らせについては定期的に行なっていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

委員会でもはっきり言いまして、委員長も課長も、この資料にも書いてありますね、国はどの市町村も5年後をめどに対象人口の100%普及をとということでございます。これは国を挙げてやっておるんでしょう。本町でも令和3年3月末までに48%に引き上げたいと思いませんということは、私は到底今の考えではできないと思っておりますけども、令和3年3月末ごろに、これは達成できると思いませんか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

やっていくつもりでおります。

絵に描いた餅というふうに言われるかもしれませんが、なかなか難しいかもしれませんが。しかし、国が全国的に5年以内をめどに100%近い数字に引き上げていくということで各都道府県におろしておりますし、うちについても交付円滑化計画を立てて、現にもうやっておりますので、この計画に基づいて粛々と私たちは一所懸命PRしながら申請受け付けに結びつけていきたいなというふう考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど町長も答弁されましたけども、今後、カードはやっぱり健康保険証給付、例えば雇用保険の手続、いろんなものに使われると思います。住民が困らんように、乗り遅れないように十分PRして協力をしていただきたいと思います。というのは、今考えておられるのは、課長が前、答弁されたように、余り必要じゃないかなと。免許証を持つとったら身元の確認はできますというようなことですが、これはこれで、これはこれですよということで、マイナンバーカードについては、今後大事になってくると思います。そういうことでお願いをしときます。

あと一つ、マイナンバーポイントのこの分が入っていましたね、回覧板で。私はそれをコピーしてもってきたんですけども、これについて一言説明をしていただければと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

マイナポイントと言われるポイントのことでございますけども、一応、令和2年度から開始予定です。前提として、申込に当たって、キャッシュレス——いわゆるE d yとかあいうやつだと思えますけど、2万円のチャージまたは買い物をするとした場合に、マイナンバーカードを持っている場合に、スマートフォンなどで登録をした場合に、一人当たり上限で5,000円分のポイントが付与されて、それが使えるところは、それを登録したところがあると思うんですけども、そこで使えるようになるということで、今、国のほうで計画しているものです。まだ詳細について国が検討中のところがあって、私どももまだわかっていないところは多いんですけども、簡単な概要については、そういった制度ということになっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

課長、もう二十歳未満の方はもう5年ですから、更新の時期に来ると思えますけども、その点はスムーズにいくように頑張ってください。

そして、マイナンバーカードの最後に、町長の所信表明の中にマイナンバーカードの普及については国の方針に呼応して積極的に推進をしますということを言われました。先ほども答弁では積極的にと言われたのですが、一言だけ。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

このマイナンバーカードについては、国の方針が非常に曖昧といいますか、やっぱりこれをこうするんだったら何のメリットがあるのか、どんなデメリットがあるのかという事をはっきりしとかなないと、地方の窓口の業務が一番大変なんですよ。ある面では、国から来るものは県に行って、市町村に来る、わかっている人たちのラインです。ところが、住民の皆さんは全くわからないですね。だから、それを説明するのに大変だというような思いです。私もしておりませんでした。しかし、生涯学習の時やったかな、せっかくできているんだから、それは絶対やりましょうということで。

それと1月12日に、こういうふうに日経新聞で、企画財政課長が言ったようにポイントがつくとか、そしてまた介護保険証と、それから健康保険証ともタイアップで使って利用できるというような、利便性がはっきりできてきたなというような思いをいたしておりますので、これはここにも書いてありますように、公務員がまず真っ先にやりなさいということですから、率先してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、職員の通勤手当と出張、休職についてということ。

（1）については、職員は何人かということで、現在74人。そして（2）に短い人は何キロかということで、2.0キロメートル。また、長い職員は30.4キロメートルということ。

ここで私が引かかるのが、先日、町民の方から手紙をいただきました。一応確認ですが、2.0キロメートルから通勤手当が出ますか、課長。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

交通手段を使った場合の通勤手当は、2.0キロメートルを超えた分からは出ます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

なぜ聞いたかというのは、手紙に書いてあります。測ったら2.0キロメートル。しかし2.1キロメートルにして手当をいただくという考えの職員もいらっしゃるかなと思っているわけですが。課長は笑いよるけど、そういう人がおらんですか。ちゃんと私は聞いてるんですよ。要するに2.0キロメートルで、2.1キロメートルにしたら手当が来るって。そういう考えの人もおるわけで、そういうことですね。おらないといえそうでしょうけども。もしここが30.4キロメートル。そういうことであれば、5年間遡って支払いをしてもらいなさいと書いてあるわけですよ、手紙に、調査をして。

そしてあと一つは、通勤手当に関する附則というものがありますね。その中を見ておきますと、悪い人はいないと思いますけども、測るときに、まず課長、何で測っておられますか。それから聞いてみましょう。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

通勤手当の申請については、本人が申請をします。この自動車で自宅から役場まで通勤しますという申請をもらった時点で、現在はグーグルマップとか距離を測るパソコンのソフトがございまして、それに基づいてきっちり正確なデータを取得して距離を計測しているという状況です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

グーグルでしたほうがいいんじゃないかと手紙にも書いてありました。私は自分の車で実測。タコメーター。家を出るときからここまで。

そして、あと一つ書いてあるのもそうですけども、この規則の中にも書いているわけですが、一番最短距離で測るときに、この申請書に出すときに、家から目的地の役場、役場からここに行くとき、本人の自己申請でしょ。そういうことですから、この方の書いてあるのも、この規則を見ても、経済的にということを書いてあるわけですよ、最短距離でということも書いてあるし。一般の利用する最短の経路の長さによるものとしてあるわけで、そして最も経済かつ合理的に認められる通常の通勤ということですから。

1回、課長、調べてみらんですか。というのが、どういうふうなことで……。全部控えがあるわけでしょ、控えが。そういうことで、本当に実測されているのかと。この方も心配して書いておられるとですよ、もうちょっと正確にしてくださいと。そして、正規の採用でもうやめた人がおって、そこまで考えた人がおるわけですから、一回ここは申請書を見て、本当にあるのか。そして、場所が変わったら届けもしなさいとしてあるけども、それは正確にやっておられますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

申請書には自分で距離を記入する部分もありますけれども、実際にはその申請書に基づいて、先ほど言った方法で距離を計測して、間違っていれば正しい数値で支給をしているということでございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

それと出張。職員が出張すると先ほど言われましたね。課によっていろいろと出張の時間を言われました。私もずっと前に答弁を拾い出して、持っておるんですけども、この手紙に

よる問題は、今は規則はどうなっていますかと。例えば、役場に出勤してから出張先に行くのか、町外の方は自宅から行くとか。これはもう臨機応変にされておるわけですかね、規則は。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

旅費に関しては、金額の計算そのものは、きっちり役場から目的地までの公共交通機関あるいは公用車を使う場合については、交通費はありませんので、日当だけということになります。

それから、こういう場合があります。例えば、佐世保市在住の職員が佐世保市の会議に出席をします。しかもその会議が9時からであったり10時からであったりとかいう場合、その時間的によることもありますけれども、早い時間帯であれば、いったん役場に来てから会議に行くということではなくて、自宅から直接出張先に出向く場合もあります。基本的には特段時間的なロスがなければ、一旦役場に出勤をして、役場から出張先に出向くというのが原則です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

その辺で、佐世保から佐世保に行くときにわざわざここへ来る必要もないんですけども、ただ問題なのは、出張して早く終わったら自宅に帰るとか。そしていろいろ状況次第ですけども、3時ごろ終わったりして自宅に帰ったということや、それで交通費、出張旅費の手当かれかれはどうなるかなと心配されとりますけども。その辺の減額とか何とかは別になくて、そのときの状況でやっているということですか。確認。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そのあたりについても、先般、管理協議会等で確認をしたことでもありますけども、出張先で用務が終わる時間、例えば3時に終わった、4時に終わった、あるいは4時半に終わった、そのあたりで違うところもあると思います。

それから、現在は公用車で行く出張がほとんどでございますので、公用車は当然自宅に帰るわけにはいきませんので。遅くなっても役場まで帰ってくるということが原則的になっております。時間帯で5時とか5時15分ぐらいにぎりぎりに着くような場合もありますけれど

も、特に5時15分までに帰庁ができないような場合によっては、直接自宅に帰る場合もあります。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

最後に、先ほどの町長の答弁で、健康推進課311ですかね。それとか、農林課、民生、と言われましたけども、私は前も一般質問で言ったのですけども。出張が余り多いところは窓口を支障がないかということですけども、答弁では前も別に支障ありませんと、特に住民課なんかは出入りが多いですから、住民課長、出張したりするときに、住民に迷惑をかけたらんか常時判断してみたらどうなんですかね。というのが、前も言ったのですけども、1人が2人に対応、3人に対応ということになつとるごた。私が行ったときもそうで、出張もいいでしょうけども、やっぱり出張に行く前の体制を整えていかんばと思っておりますけども、住民課は得に、印鑑証明書、住民票、いろんな問題が住民の真っ先のサービスと思います。入ってすぐ。課長、その点について一点だけ。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この出張問題については、もちろんうちだけじゃなくてほかの課にもありますし、行かなくてもいい出張というのはないわけですね。どうしても必要だから職員を派遣するわけであって、そこで人数が減って窓口対応が減るとするのは致し方ないところがあると思います。そういったことで、職員が出張に出向いて行って窓口が少ないと、それに対してお客さんが多いというときには、私も加勢に出ますし、そこにいた職員にも協力を求めながら対応をしておりますので、特に問題ないかと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に教育委員のほうに行きますけども、先ほど答弁をいただきましたこの鹿山橋の問題についても、教育長、こういうふうな状況になつとるわけですね、今ね。教育長は先ほど8時、要するに登校してから作業されとるといようなことでしたけども、私が一番心配しているのは台風、要するに風。ここにポールがあるでしょ、ポールが横に行ったり、白線の中にはみ出てきたりしとつとですよ。ゴミとか石が風で。私も2日間行きました、7時から8時まで。25日。そのときの写真です。そういうことで、まずこの工事は県北事務所で、私も今

朝担当の建設会社に聞きました。そしたら担当者がおらずに、詳しくされるなら県北振興局の道路維持課ですかね、そこに聞いてくださいと、そこまではいいんですよと言いながら、工期はいつまでか御存じですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

工事が始まる前に県北振興局からこちらのほうに来ていただきました。昨年の10月9日に県北振興局道路維持第1課の係長さんが来ていただいて、工事の詳細を私たちに教えていただいています。それによると、本年の8月中旬までが工期ということになっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今朝確認したら、8月15日までということで、その間まだかなりあります。一番心配するのは、今は新型コロナウイルスで休みをとっておりますけども、今度一番危険なのは、新学期になったときに、1年生がなれとらんわけですね。今までは1年間行っておるからもういいんでしょうけども。私も行ったときに見てみますとね、こういうふうにして、もうぎりぎり。白線。こういうふうに乗がかなり来とるんですよ。場合によってはトラックとバスが離合しております、私が1時間おる中で。その中をこういうふうに乗でぎりぎりで行っておられます。私も何回か歩いて通ったことはあるんですけども、あいだけ渡るには怖い。まして乗であれば、ちょっと接触しただけで入るか後ろのタイヤに巻き込まれるかわかりません。小学生はここにいきよるように歩道を行きよります、そいで交番の前からいきよりますね。私は乗が毎日のことで大変ねと思っております。今度新学期ですから、その点は十分に。

そいで私は建設会社に言ってもらいたいのは、教育長は登校してから作業されとります。それはいいんですよ、登校する前に一回点検をしてもらわんにやいかん。ガードマンも7時半ごろ来よります。そやけんが、そこに風が強かったりしたときはこのポールあたりがこの白線の上とか何とかずれてきた場合に、こういくわけで。そしたら後ろから来たとに跳ねられる感じがします。そやきに、ここは命に関わる問題ですから、常に気はかけとってください。これはもう本当に事故があつたらひとたまりもありません。そういうことで。

そして、名称ははっきり言えば何ですか、この工事は。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

工事名でございますが、主要地方道佐世保嬉野線交通安全施設整備工事というふうになっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

交通安全ということで、私も聞きました。一応、教育委員会からはっきり言ってもらわんと私が知ったかぶりして言うわけにはいかんもんですからはっきりしたんですけども、みんなは河川工事と思っとらすとですよ。あれだけの重機がおってね、川の近くにありますから。そして、あの橋の強化、要するに強くするための工事と思っとらすとですよ。そして拡幅と言われるので、私も拡幅じゃないかなと言いつたら、拡幅と言わんとってですね。拡幅は道路を広くするとが拡幅で、今言うたように、こっちに歩道をつくれますから、一応それは安全対策ですたいね、登校の。そういうことで、今、次長が言われたとおりで。

時間がないので次にいきます。

教育長。さっきから答弁がありましたけども、この中で急に危ないというところは点検されましたか。それとも、例えば宿でもありますね、ブロック塀。そこはまだそのままみたいに言われたという話も聞いとりますけども。そしてガードレール、カーブミラー、こういうことがいろいろ書いてあります。そういうことは指導をしてください。それは自治会に言って、自治会から要望を出していただくように。そしたらカーブミラーとか何とかかなり多いでと。そういうことで、今後はまず事故がないように気をつけていただきたいと思います。最後に一言。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

児童生徒の安全確保については最たるものですので、今後、学校のほうとも協議をしてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時20分より再開いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、9番 尾上和孝議員。

○9番（尾上和孝君）

皆さんこんにちは。それでは、通告に従い、質問いたします。

近年、消防防災分野において、無人航空機ドローンの導入が進んでいます。ドローンは空の産業革命と言われ、多くの可能性を有しております。既に空撮や農業分野で広く活用されています。

消防の防災分野においては、主に災害現場において迅速で広範囲な情報収集に効果を発揮することが見込まれ、各消防本部による無人航空機ドローンの導入が進んでいます。

平成28年の熊本大地震ではドローンによる行方不明者の捜索が行われ、平成29年7月の九州北部豪雨では緊急消防援助隊の活動にあたりドローンによる道路閉塞状況や流木の流出範囲の確認などが行われたようです。

ここで、本題に入ります。

1、ドローンの導入について。

現在、波佐見町では火災時や災害時、観光農業振興を考えたとき、各課でドローンが必要と考えます。各課で持つのではなく、共有ができるドローンの導入ができないか。

（1）消防において、火災時、またその後の団員が入るには危険な箇所がある。全体の把握が地上よりできることもあると思うがどうか。

（2）近年、想定外などの雨などにより、各地で災害が発生している。災害発生後の全体の把握や今後の対応等を考えたとき、空撮を入れた全体像の把握も必要となってくると思うがどうか。

（3）観光において、地上からだけではなく空の上からの魅力発信も必要だと思うがどうか。

（4）農業においては、大雨により田や畑に被害があった場合や稲作状況など、いろいろ活用ができると思うがどうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

9番、尾上議員の御質問にお答えいたします。

まず、ドローンの導入について。

現在、波佐見町では、火災時や災害時観光、農業振興を考えたとき、ドローンが必要と考える。各課で持つのではなく、共有できるドローンの導入ができないか。

(1) 消防において、火災時、またその後の団員の方が入るには危険な場所などの全体の把握が地上よりもできることがあると思うがどうか。

(2) 近年、想定外の雨などにより各地で災害が発生している。災害発生後の全体の把握や今後の対応等考えたとき、空撮を入れた全体像の把握も必要となってくると思うがどうか、という御質問ですが。

町の立場として、火災発生時に対応する事項としては、まず、消防団の出動を要請し、一刻も早い消火活動を行うことにあると考えます。

また、消火活動に当たっては、恐らく最初に現場に駆けつけることが予想される常備消防との連携を図り、消火に必用な水の確保と放水供給を最優先することになると思います。現場の対応では、最先端で状況を見ながら判断する消防職員がその情報を確認できることが重要と思われまます。

また、鎮火後の現場においても、検証等は消防署が行いますので、町が担う部分は少ないものと判断します。

佐世保消防局にもドローンの導入について状況をうかがったところ、数年前から導入の検討を始めたが、現在は市の防災担当のほうに移行して研究がなされており、市役所と消防局に飛行訓練用の器機3機が導入され、隊員や担当職員が操作方法等を訓練しているとのことです。

まだまだ研究段階であり、いつ頃にどのような形で導入できるのかは全く未定の状況です。火災の種類や規模、特に建物では、高さや広さ、原野や山林火災では広範囲に渡るものの、延焼範囲など災害の全体を把握するためには非常に効果があり、必要なものとの認識です。

自然災害においても同様で、災害の規模によっては人が立ち入ることが難しい危険な被災現場において、上空からの撮影により調査を行なうことができるので、安全確保の面からも効率的であると思います。

大規模な災害が発生した場合は、国土交通省九州地方整備局からTEC-FORCE――

緊急災害対策派遣隊の派遣支援を受けることができ、専門的な調査隊員をはじめヘリコプターやドローンによる調査も行うことができます。

火災や災害はどのぐらい規模で発生するかわかりませんが、過去の状況から判断すれば、ドローンの活用を要する事例が発生する確率はかなり低いものと思います。

また、ドローンの機器性能も飛行時間や撮影能力、通信性能等と各種あり、さらに本町には人口集中地区の存在はなく、飛行制限はないと見込んでいますが、一定規模のドローンを飛ばすことは可能であっても、法律関係の知識、墜落やロストなどの安全管理、操縦技量の取得など学ぶべき課題もあると考えています。

次に、観光において、地上からでなく、空の上からの魅力発信も必要と思うかどうかという御質問ですが。

観光地や観光スポットを空撮し、その魅力を発信することは観光集客の手段として非常に有効なアイテムだと思います。数年前に製作した波佐見町のPRムービー「波佐見町は永遠の輝き」の中でも各所で空撮映像が織り込まれており、魅力的な仕上がりとなっています。

このようなことから、観光情報の素材として空撮を行う場合は、ただ単に撮影すればよいというものではなく、相当のクオリティーが要求されるため、専門家への委託が最適だと考えています。観光情報発信に対応するためのドローンによる空撮に関しては、既に令和2年度当初予算に計上しており、プロのカメラマンによるドローン撮影を委託したいと考えています。

次に、農業においては、大雨により田や畑に被害があった場合や、稲作状況などにも活用ができると思うがどうか。

近年、全国各地で大雨による河川の氾濫や土石流などが発生し、農地や農作物に大きな被害を及ぼしていることから、その被害現場の確認や状況を記録するという点で、上空を飛行するドローンは有効であると認識しています。しかし、農地の災害報告や国への災害申請に被害現場の空撮による写真提出を今のところは求められていません。

次に、稲作状況への活用についてであります。

本町の稲作の生育状況や管理については耕作者が自ら行われており、病虫害等の問題があればその場に応じた対応を取られているのが現状であります。現在、全国各地でスマート農業の実証が行われている中に、リモートセンシング技術によるドローンを活用した稲作状況管理も行われています。

しかし、この技術を町内で作づけされる約400ヘクタールの水田で実証するとなると、機体や専用カメラ、バッテリー等の付属機器が多数必要になることから、議員御質問の共有での導入は今のところ難しいのではないかと考えております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

答弁ありがとうございました。

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

まず、消防について質問させていただきますが。現在、ドローンについて長崎県の消防局のほうからは、今こんな感じの取り組みをしてるよという情報は、何か入っていませんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

私が確認をしたのは佐世保市の消防局だけでございまして、その他の消防局もしくは消防本部等が保有をしているのかしていないのかの情報については把握しておりません。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ということは、研修なんかは大村のほうでは消防はあるんですけども、大村のほうの消防学校での内容とか、そこあたりは把握されてないということですね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そうです。消防学校についての情報もありません。私が掴んでいるのは消防局だけの情報で、現在、小さな機械を使っての訓練だけをやっているということの情報だけです。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ということは、東消防署のほうを通じて調べられたということで、間違いございませんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

はい。東消防署は波佐見出張所にもお尋ねしましたし、こちらから直接佐世保市の消防局

のほうにもお尋ねをしております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

それでは、波佐見町の消防団のほうからは、ドローンについての要望等はなかったのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

私も直接分団長会議等には出ておりませんが、そういった消防団員からの要望については、私の耳には届いておりません。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

その声が届いてないということですけど。どなたかからドローンの件について聞き及んだということはありませんか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

私が最初に聞いたのは、尾上議員からだけです。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

これは、団長のほうからです。正直に言いますと。団長のほうから、今、消防の学校というか、そっちのほうでドローンのいろいろ動きがあるということ、私がお聞きしたんで、ちょっといろいろ聞いてしてみたんですけど、その話は全然課長まで聞き及んでなかったということでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

団長となかなか話す機会が少ないからでしょうか。もしくは私がひよっとすれば聞いてもその部分を忘れていた部分はあるかも知れません。ひよっとすれば、団長からであればそういう話もあったのかも知れません。私の記憶がないということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

団長と言えば波佐見町の消防団のトップの方でございます。その方がドローンは必要じゃないかなというようなお考えもあったので、そうしたらということで、私のほうもこの質問をさせていただきます。

そしたらもう、聞いとらっさんとのことなんで、いろいろ話しが飛びますが、もし危ないところに団員さんが行ってけがをされた場合、責任というのはどこにあるんでしょうね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

消防団の火災の出動については、団長の命令があります。団長は町長が任命をしているわけですから、当然、何か合ったときには町の責任ということになります。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

危険なところに団員を送り出すというのは大変心苦しいというのがあられると思うんですよね。特に火災にひどいときなんか、初期消火というのが消防が一番なんですよ。まず火を消すと。それにはドローンとか飛ばす時代じゃないんですよね。

ドローンを飛ばすときは、言ってみればその後。種火とか夜間とかあると思うんですが、そういうときも赤外線カメラというのが基本的についているんですけど、それを使ったときに熱センサーですよ。私なんかカメラで写るとするじゃないですか。センサーにしたら私が赤く映るんですよ。そんな感じで火が小さい種火でも結構見つけることができるという話なんですけど、そこあたりは御存じでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

存じ上げております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ということで、目視。これも必要ですけど、絶対火というのは、上に炭が乗っ取ったら下が見えないときもあるんですよ。そういった確認あたりも、ドローンの赤外線の熱センサーつきだったら結構見つけることができますので、よその消防署あたりでもいろんな研究がなされているみたいなんですよ。

ですから、いろいろあるかもしれませんが、前向きにここあたりも考えていただけないかなと思っております。そこあたりはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

私も元消防団員でございましたので、そういった現場に行ったこともありますので、どのような対応してきたかという私の経験から申し上げますと、まず、消火活動については、常備の消防職員が前面に出ております。それからその消防職員の指示に応じて、消防団員も放水の支援をするというのがあります。なのでどちらかという、もう危ない所には行くなという指示もあります。それは消防署職員からあります。これ以上は行かないくださいとかということもありますので、できるだけそういう専門の職員の皆さんの指示を仰ぎながら活動をするというのがあります。

それからもう1点は、いわゆる鎮火後ですね。鎮火後についても、どのくらいまで水をかければいいのか、放水をしたほうがいいのかあるいは消火をすべきかというのも、最終的には消防職員。常備消防の消防職員の指示を仰いで決定をして、それからその指示によってさらに追加放水をする。そういう形をとっておりますので、そのドローンによる消火の状況の確認をどこのレベルで、町のレベルですべきものなのか。あるいは上位消防の担当のほうかすべきなのか。

特に、波佐見町の場合でいきますと、消防の職員が少ない。波佐見出張所の職員の方の支援もするべきなので、ひょっとすればドローンを飛ばしやすいといえますか、手間とかいうのは、消防署の職員はないかもしれませんが、そういったところを考えると、まず鎮火の状況を確認をするのは消防署、常備消防のほうではないかと思えます。その考え方に基づいて、さらにどうしても消防署ではできないので、町もそういったところの支援をお願いしますよというようなことであれば、町も考えるべきところはあるかもしれません。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

火災においては、私も消防の分団長もさせていただいたのでよくわかっております。

まずは、私はそのときは、団員にけがをさせないようにと。これをずっと思っていました。ですから、危ない所には団員を出したくないと。それと、火を消していたら燃えてくるんですよね。少しでも近くに行って、はよ消さんばいかんということで、だんだん前に行く気持

ちは本当にわかります。ですから私たちは下がれ、下がれ、下がれといつも言っていたのですけど。その指示を東消防署の職員さんとか、こうされるのは私も大体わかっておりますが。ですから、危険にさらさないためにも、私は必要ではないかなということで、今回の質問もさせていただいております。

そこでなのですが、ここにいらっしゃる皆さんで、ドローンに触られた方、触ったことですよ。飛ばしたんじゃないくて。触ったことがあられる方はいらっしゃいますかね。はい、わかりました。

ということで、次の質問にいきます。

まず、災害の件でまた一つお尋ねしたいと思います。

大雨などで山崩れや土砂災害、それとか斜面の崩落が起きたとき、調査はどのようになさっていますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

治山とか建設関係の山とか、地すべりがしたときには総務課・農林課・建設課職員が行って現場で。山に入ることはないと思いますけども、下のほうから見る。そして大体の確認をするということになっております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

地上からだけで100%確認、把握できてますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

100%確認はできません。大体の地上から見ての規模とかを。大体これくらいの規模で壊れていると。今のところそういう判断をしております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

やっぱりこういうところでもドローンが活用できるんですね。そこにもし雨が降って次の日に行って、そこが崩落して二次災害が起こるとも限りません。こういったときにも安全な場所からドローンを飛ばして、そういうところの確認がとれると思うんですよ。ですからやっぱり必要じゃないかなと思いますが、どうでしょう。建設課としてどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

そうですね、テレビで見るような少し規模の大きい災害についてはドローンがあったら便利と思います。今のところそういう大きな災害はあってませんが、大きな災害があれば現場に直接行けないので、便利になると思います。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

波佐見町は小さい川や水路とかいろいろありますけど、そういった川や水路が氾濫したとき、横からは大体わかるんですけど、上から見て全体像というのが掴めるんですよね。ドローンとかあったら。

今後、川をきれいにするときなんか、もう少し河道を削ったほうが水がよく流れるんじゃないかなというの、地図上だけじゃなく、横からだけではなく、どうしてもビジュアル的な、ドローンなんかでしたほうがよくわかるんじゃないかなと思いますけど。そのあたりの災害の復旧とかも考えていかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

大規模な災害、波佐見町で平成2年災がちょっと大規模な災害ですけれども。実際現場を見て直接職員が測量設計をしていませんけども、コンサルの方、専門の方が入って現地はやっております。実際のところ、上から見た映像とかあれば、それは川の流れとか、そういうことを判断するには便利であると思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

今後、ハザードマップをつくるときにも、絶対役に立つと思うんですよね。ですから、ここあたりも今後考えて行なっていただければなと思っております。

次、観光にいきます。

観光の件でですが、長崎バードアイ。こちらのテレビ番組は御存じですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

存じ上げておりません。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

これは長崎県内の景勝地、綺麗な所をドローンで撮って行って、それをテレビで流すというようなどころなんですけど。波佐見町も以前、中尾山のほうを撮られて、長崎県の中で放送されておりました。これは本当にきれいな画像で、ほれぼれして見るような、なんせ好評なもので、DVDまで売ってあるというようなものでございます。本当に私も見るたびに感動して、よかなあ、よかなあと思っていつも見ております。

それなのですが、今回、先ほどもちょっとおっしゃっていましたが、今回の予算で観光PR空撮事業委託料とあり、ドローンでのスポット撮影と説明がありました。必要性や可能性を感じられているからこの企画をされていたのかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

観光におけるPRといいますか、観光地を上空からとるというのはすごく魅力的だと思っておりますし、必要性を感じております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

PRするには、普通の、横からだけじゃなくて。上からとか、いろんな方向からするのがいいのじゃないかなと思っております。

QRコードとかありますよね。観光誌にQRコードがつけられるのが最近よくはやってますけど、波佐見町もされてますけど、それでも航空写真とか航空から見た画像とか、そこあたりをどんどん載せていただいて、波佐見町のPRに使っていただきたいなと思っております。そのほかにも、空き屋なんかの空撮があれば、移住・定住。これなんかの検討をされている方にもよく伝わると思います。

なぜこのような話をするかと申しますと、皆さんはよく、先ほども出てきましたグーグルアース、これあたりでもよく調べられているんですよね。これはドローンを使って魅力的に伝えることができるということで、よくされておりますが、その移住・定住も考えた場合に、PRとして、ドローン。ここあたりをすることができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

以前、尾上議員から空き屋の調査などでも使ったらどうかということでもいただいたこともありまして、その後、ちょっと考えたのですけども、ドローンもそれなりのものを入れるにはそれなりの用意、人も要るしお金も要るしといろいろ考えていく中で、そこまでやろうということにはなりません。移住・定住に関しても、今のところそういったところまでやっていくということについては、ちょっと考えきれていないというのが現状でございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

それでは、課長が考えていらっしゃるドローンの値段って、どのくらいのやつをお考えだったのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

さすがに、自前で持つよりも業者に頼んでというほうがいいのかなどという。自前ですとなれば職員の習熟だったり、そういうのも要りますしと思って調べてたのですけども、私が見たのはその一例だったのかもしれないのですけども、100万単位のものがホームページで出てきたりとかいう。空き家の関係で民間がやっているところの事例をみたんですけど、それはそれなりの値段だなというところがあって。そういったところを考えたときに、ここまでというところは正直、調べてみて思ったというのは印象に残っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

私も、大体どのくらいするものかと調べてみました。そしたら、30万ぐらいで本体と一式あるんですね。あと、それに伴う費用。これはそれを扱うための費用などがありまして、あと検定、これが4級・3級・2級・1級に分かれていまして、4級だったら検定料金3,000円。3級で5,600円。2級で1万2,200円というような検定料金です。

あと、コースもいろいろありまして、一番リーズナブルな入門コース。これで大体費用的に、月額3,000円、回数が全8回。週1回程度で2カ月間ということの入門コースで3,000円ということと、あと技能コース、これが1回の授業が2時間から3時間、回数が全24回で費用が5,000円。そのとき参加されるのが10人から15人程度で教えることができると。これが先ほど言いました、ちょっと検定コースは難しいんですけど、これで1回の授業が2時間程

度、回数が24回。費用が月額5,000円の、これが6カ月ありますので、五六の三十で、経費的には1人当たり3万ほどかかると、こういったことになっております。

私がなぜ各課で持つんじゃなくて全体で持てばいいのかというお話をしているのかは、これは各課で持ってしまったら、結局その課の人たちが2人も3人も持たなきゃいけないですよ。それよりも各課から一人ずつ、商工振興から一人、総務課から一人、建設課から一人というようなことでしたら、機械自体も共有して使うので、そんなに機械もたくさんいらないし、操作する人もいろんなところで操作ができるからいいんじゃないかなということで提案しております。ですから、ここあたりも含めてどうかなと思います。

続きまして、農業にいきます。

農業においても、場合によっては災害箇所が広範囲になって、山や家、木々などでなかなか全体像が見えないときの対応はどうされていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

先ほど、建設課長から答弁がありましたとおり、下のほうから目視による確認だけということでございます。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

それで、大体把握できてますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

大体は把握できているものと思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

今回、農業のほうのドローンは農薬散布ということは考えておりません。専門的になればドローンというのもピンキリで、農業用だったら大体200万円ぐらいから。そのくらいしないと実用性ができないというのは重々わかっております。

では、農業において自然災害の次に来る災害、被害などには何かありますか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

自然災害以外で考えられるのは、病虫害、それから有害鳥獣。この二つだと思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ありがとうございます。ということは、イノシシとかも有害鳥獣で出てくると思うのですが。このドローンは優れもので、先ほど言いましたように、熱を感知して遠赤外線映像などを標準装備しています。ですから、夜間のイノシシの動き、これなどを調査することができます。イノシシの捕獲にも貢献できると思いますが、そこあたりの考えはどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

確かに赤外線カメラによって、その生息域、それから分布、頭数等の確認はできるのではないかなと思っておりますけども。それを今すぐ利用するということになると、今の我々のレベルでは難しいのかなというのが、今のところの現実かなと思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

昼間飛ばすのと、夜飛ばすの、これは難しいなと思って、私もあるところに聞いてみたんですけど、聞いてみたら結構簡単なんですよね。結局、組み立てなんです。ここで2秒間上がる。3秒間真っすぐ進む。そして、Uターンをする。で、帰って来るというのをパソコン上でただ持ってくるだけなんです。そのデータをただ重ねることによって、夜間もボタンをポッと押したら、それが勝手に自分で行って帰って来るといような、本当に優れものなんです。ですから、私たちが今考えている以上に、本当に簡単にできるドローンでございますので、今後考えていっていただきたいなと思っております。

このように、波佐見町でも広範囲において使えます。それぞれ委託というのも経費的にたくさんかかります。これも幾らかはお金が掛かりますけど、それもこのドローンも30万。それと、受講料もさほど高くないと言えば高くない。高いと言えば高いですけど、私としてはリーズナブルな値段ではないかなと思っております。是非とも再考していただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほど、いろんな情報をいただきましたが、私たちも素人なりにいろんな情報を見てはいるのですが。

まず、一定の条件。地上のルールとか空のルールとかいう表現でありますけれども。例えば夜間の飛行はだめですよ、あるいは目視外、人間が目視できていない場合の飛行はだめですよとか、いろんな制約もあるようです。一概に検定を受ければOKですよという世界もあるのかも知れませんが。私たちがこういう情報を見た限りでは、かなり制限といたしますか、一定のルールといたしますか。そういうのがあるようでございます。特に、地上権といたしますか、他人の権利を侵害してはいけないとか、いろんな条件もあるみたいなので、そういったものがどれだけクリアできるのか職員がそういった研修を受けてそういうことができるようになるのかどうか。その辺も疑問なところがあります。

それから、いろんなルール。先ほど質問の中でありましたけれども、最終的にはあれば便利だという感覚。それは私たちも思っております。あれば便利という程度の必要性は当然私たちが持っております。それと、おっしゃっていた20万、30万程度のドローンの機能がどの程度のものか。あるいは、ロストといたしまして、操縦ができない範囲まで落としてしまうとか、そういった危険性もあるとか。そうした場合の第三者に対する危害を与える危険性はないのかとか。そういったいろんなこともあるようでございます。

そういったものを総合的に勘案したときに、それだけの費用あるいは費用をかけて整備して使う効果があるのかどうか。いわゆるここに費用対効果が出てくるのではないかと思いますけれども。現在は総務課、建設課あるいは農林課、商工振興課、多課にわたるところで、その必要性が若干違うところはあると思いますけれども、そういったところを勘案した場合に、その程度のドローンを購入して本当に効果があるのかどうか。その辺のところにはちょっと疑問なところがあると思いますので、簡単に、はい、そしたら導入しましょうということにはならないのかなと現時点では思っております。

○議長（今井泰照君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

先ほど、おっしゃっていたのが、航空法の第132条。多分これにかかると思うんですね。これもいろいろ除外措置とかあって、緊急時は許可を出さなくてもいいとか、いろいろあります。私も見よったら、あとの時間では説明できないようなたくさん資料があります。

それと、先ほど落ちたらとかいうようなお話もあつたんですけども、これも機体保険とい

うのがありまして、初めは一応ついてくるんですが、2年度ぐらいからは1万3,070円。これで機体の保険ができます。賠償責任保険、これが年に150円ほどでできます。ですから、いろいろ空想では考えるんですけど、実際私も金額を見て、これやったら大丈夫やないかなという気持ちもあります。

今回は、この場でなかなかいい回答は出てなかったのですが、一筋の光も見つけました。それは予算書の中に、教育委員会さんで「ふるさとづくり応援寄附金」、これの活用で「ひとづくり推進事業」という事業がありました。これは中学生以上を対象としたドローン講座の開催であり、これを波佐見町の将来を担う人材を育てる内容という事業でした。

今後を期待して、質問を終わらせていただきます。

○議長（今井泰照君）

以上で、9番 尾上和孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

3時15分より再開いたします。

午後3時1分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 三石孝議員。

○4番（三石 孝君）

皆さん、こんにちは。通告に従いまして以下の質問をいたします。

1、移住定住について。

（1）奨励金制度で定住する要件別に基本金額が異なるが、その根拠は何か。

（2）注文住宅と建売住宅で、定住を希望する者への負担や奨励金額の差異が顕著である。

見直す考えはないか。

2番としまして、建設工事業者選定要綱について。

（1）要綱第5条にある工事発注の基準表における建築一式工事のランク分けの根拠は何か。

（2）制度の運営上、発注金額を見直す考えはないか。

3番としまして、高齢者福祉事業について。

(1) 現在実施されている事業内容とその予算額はどうなっていますか。

(2) 公共交通が行き届いていない本町において、高齢者の移動手段をよりよいものにするため、タクシー利用券の交付は考えられないか。

以上、壇上からの質問といたします。

○町長（一瀬政太君）

4番 三石議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番、移住定住事業について。(1) 奨励金制度で定住する要件別に基本金額が異なるが、その根拠は何かという御質問ですが。

定住奨励金については、町への定住の促進と人口の増加を目的とし、平成24年度から実施しています。交付額の違いですが、まず、取得する住宅が新築建て売り住宅か、中古住宅かでは取得費用の負担が変わってくることを鑑み、新築建て売り住宅取得に対する交付額を加算しています。新築建て売り住宅についても、町内業者への発注促進策として、町内業者へ発注した場合は交付額をさらに加算しています。交付については、町内での消費額促進の観点から、一部を商店振興会が発行する商品券で行っており、中古住宅取得では、現金7万5,000円と商品券4万5,000円分を、町外業者施工の新築建て売り住宅では、現金13万円と商品券6万5,000円を、町内業者施工の新築建て売り住宅では、現金31万円と商品券12万円を交付しています。

さらに人口の増加、特に若者の定住人口を増やすための交付額を加算も行っています。取得者が町外からの転入者であった場合は10万円を、人口減少率が大きい指定行政区への転入、転居の場合には転入者に10万円を、転入者に中学生までの子供がいる場合は、3人を上限として1人5万円をそれぞれ加算しています。

(2) 注文住宅と建て売り住宅で、定住を希望する者への負担や奨励金額の差異が顕著である。見直す考えはないかという御質問ですが。

定住奨励金における建て売り住宅の購入については、制度開始時点では、町内業者施工の事例が少なかったことや、負担費用が新築より少ないという点を考慮し、新築住宅の町外業者施工と同額としていました。近年、町内業者の建て売り住宅施工事例が増加してきたこと、購入の負担についてもそれなりの額になるといった指摘があったことから、検討の結果、建て売り住宅についても新築住宅と同様に扱うよう、昨年11月に要綱を改正したところです。

2、建設工事業者選定要綱について。(1)第5条にある工事発注の基準表における建築一式工事のランク分けの根拠は何かという御質問ですが。

要綱における等級については、過去は県の区分を参考に四つに区分していましたが、県に比べて町では少額の工事が多くなり、等級によっては該当工事数が少なくなったことで、建設協同組合から区分の見直しに関する要望が出たといったこともあり、要綱を改正し、現在の区分としています。

内容としては、県でA等級及びB等級に該当する2,000万円以上を町ではA等級に、県ではC等級に該当する500万円以上2,000万円未満を町ではB等級に、県でのD等級に該当する500万円未満を町ではC等級と区分しています。

(2)制度の運営上、発注金額を見直す考えはないかという御質問ですが、これまでも、建設業協同組合からの要望を踏まえ、建設工事業者選定要綱における等級ごとの発注の基準となる金額や、入札執行事務処理要綱における金額ごとの指名業者数の変更を行った事例はあることから、今後も町内業者の意見を集約した形で、建設業協同組合からの要望が出た場合、見直しについては検討する必要性はあると考えています。

3、高齢者福祉事業について。(1)現在実施されている事業内容とその予算額は。現在実施している高齢者福祉事業の内容と予算額につきましては、住民福祉課所管の事業と健康推進課所管の事業の二つがありますので、まずは住民福祉課所管の事業から説明いたします。

今年度における予算の状況で申しますと、まず、敬老事業関係で830万5,000円。この内訳は、各自治会における敬老事業委託料で447万2,000円、100歳到達者と米寿の方に対する祝い金として353万3,000円、施設入所者への敬老祝い品として30万円であります。

次に、補助金関係であります。まず、生活支援ハウスに対する運営事業費補助金として500万円、それからシルバー人材センターへの育成事業費として370万円、温泉施設入浴券の交付事業として284万円、各地区老人クラブの運営費補助金として192万6,000円、老人クラブ連合会へは56万円、緊急通報システム事業費として173万5,000円、さらに東彼地区保健福祉組合の負担金である老人ホーム施設費として307万4,000円の補助をしております。そして、最も大きいものが扶助費に計上している養護老人ホーム入所措置費で、ひさご荘をはじめとする4施設に対して5,515万4,000円を支出しています。

次に、健康推進課所管の事業費ですが、予防費としてかかるものとして、インフルエンザ予防接種料が629万9,000円、肺炎球菌ワクチン接種料が30万4,000円、介護保険特別会計で

は、介護サービスに係る費用として、総合事業へ移行した部分も含め12億8,333万円、介護予防に係る事業として、通所型サービスC、わくわく広場298万8,000円、介護予防普及啓発事業、オレンジ広場や菜の花広場266万6,000円、地域介護予防活動支援事業、ふれあいいきいきサロン207万円、在宅医療介護連携推進事業として228万6,000円、脳トレ教室や認知症サポーター養成講座などの認知症施策事業に259万1,000円、自助と互助を進めていくための取り組みとして、地域ケア会議106万2,000円、支え合いのまちづくりに737万7,000円、後期高齢者医療に係るものとして、療養給付費負担金2億1,035万5,000円、公益連合事務費負担金784万6,000円、国民健康保険事業からグラウンドゴルフ協会やゲートボール協会への運営助成として15万円となっており、総額で16億1,719万8,000円となっています。

次に、公共交通が行き届いていない本町において、高齢者の移動手段をよりよいものにするため、タクシー利用券の交付は考えられないかという御質問ですが。

高齢者等の交通弱者対策につきましては、11番議員の一般質問に対する答弁と重複する部分がありますが、地域公共交通として始めた乗合タクシーは継続しながらも、路線バスや乗合タクシーでカバーできないところを今後どうしていくかということにつきまして、現在、関係課で協議をしているところであり、具体的には、次年度に入りましてから本格的な協議を行うこととしております。それは第8期介護保険計画策定に係るニーズ調査の結果が出ますのが3月末となっており、その調査結果を今後の最も重要な検討資料とするためであります。検討を行う際には、ニーズ調査の結果をもとに、高齢者の方々の外出状況や日常生活における行動パターンなど、さまざまな方向から分析を行い、真に交通支援を必要としている方はどのような方々なのかを見きわめながら、しかるべく支援策について検討してまいりたいと考えております。

現時点では、議員が求められているタクシー券の交付事業も有力な支援策の一つではないかと捉えてはおりますが、福祉、介護、医療などあらゆる視点から検討を加え、また、必要に応じて自治会や老人会などの意見も聞きながら、より効果的な支援策について検討を深めたいと思っています。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ちょっと順番を入れかえて御質問させていただきます。

最初に2番の建設工事業者選定要綱についてのほうから再質問させていただきますけれど

も、先ほど御回答の中においては、基本的に波佐見町の格付、ランクづけに関しては、県のランクづけをベースに考えて町内の業者さんの格付をやっているという理解でよろしいですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

格付の点数などにつきましては、当然、県のものに準じていくことになっておりますし、金額についても、県のほうのものもありますので、それは参考にはしているんですけども、やはり波佐見町と県においては、工事の発注金額の額の規模が違うというようなところもありますので、その辺は加味したところで、今の等級分けについては、やはりちょっと波佐見町、県とちょっと違うといえますか、同じにはなっていないということではございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

しかし、ベースになっているのは県ではないですか。県の公共工事を請け負うため、経営事項審査というものがございますよね。それは県の指定、指名を受けるための工事を行う会社のほうの審査をされるんですよね。客観的な審査を受け、企業の健全性の評価をするものだと聞いております。こういうことを波佐見町独自ではやっておられるんですか。そしたら、県のベース、経営審査というんですか、そちらをベースにした形での波佐見町のランク分けをされているんじゃないんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

おっしゃるとおり、基準については県に準じております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

県のほうがそういうふうに厳しい審査をしながら、主観的事項として、工事の成績や工事の経歴も一応点数化をされて格付をやっているらっしゃると思うわけですね。一連の行為によって受注できる工事の範囲が決まるというのはランクづけになるわけですね。すなわち県の業者の格付に準じて町の格付が行われているという理解をしても、全く間違いではないということと理解しているんですが、それでよろしいですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

業者の差、技術などのものについては、県のものに準じていると考えていただいて、それは大丈夫でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

確かに町の段階では、町独自の加点とかそういう部分があるというのは伺っております。しかし、一方、県のほうの仕事がされている方が、早く言えば極端に言いますと、5,000万円の仕事をされている方が、業者さんが町のほうに来ると、ランクのほうが同じランクになって、受注工事金額がぐっと落ちるといったケースもあると伺っております。一方、しかし、その県の工事は、やっぱり町の工事と比べて発注件数も多く、また発注高も高いですね。したがって、完成した後の竣工検査もより厳しいものがあるというふうなことも伺っております。

このような流れで、長崎県の工事で実績を上げられるように、業者さんも業者さんで努力されているわけですね。その中で一定の金額以上の仕事をされて、それなりに評価をされている方たちについては相応の評価をしていただいて、町のほうのお仕事を、早く言えばランク含めてランクにおける工事金額の底上げですか。そういうことっていうのは考えられませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

先ほどの町長答弁にも少しあったんですけども、もともと波佐見町の工事も県と同じで、AからDの4ランクということで、Aについては5,000万円以上、Bについては3,000万以上5,000万未満というのが当初ございました。ただ、先ほど申しましたとおり、やはり発注金額が県と違う中で、上のランクにすることで、逆に受注機会が出ないというようなことがやっぱりあったというところもあって、その中で、逆に要望でちょっと下げてほしいというところがあった中で、平成23年度に今のランクは三つ、AからCで、ただ今と違うのが、Bが1,500万円まで、1,500万以上がAランクということでやっておりましたが、そちらで変えたんですけども、やはりその中でちょっと受注のばらつきが出たというようなことがあったということで、そこは1,500万円を2,000万円ということで、AランクからCランクまでの発注機会が、少しでもばらつきが少なくなるようにというところで改正をしているとい

った事情があるというのが今の要綱でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

町長の答弁にもございましたように、建築業協同組合のほうからの要望があつて、いろんな形で変遷してきたというふうなことはわかります。その中でも、結局、事業実績を一生懸命企業努力をされて頑張っていたらっしゃる方も、波佐見町に戻ると、工事の受注金額がどんと下がった状態になるもんだから、その辺が不合理だというふうなことをお考えになられている方もいらっしゃるそうでございます。

確かに川棚町と東彼杵町を調べてみましても、東彼杵町のほうも、Bランクの場合、建築のほうですからね、2,000万以上の5,000万未満、B級、C級という形になっておりますし、川棚町におきましては、建設、建築のほうですけど、これが500万未満の選定とするということで、大方、川棚町はランク分けに基づく受注金額というのは制限がないような感じになっておるような状況でございます。

そこを考えますと、現実的にはBランクのほうは2,000万までというふうな金額が波佐見町はありますけども、それを少しでも上げていただいでですよ。それはもう当然のことながら、県の経営事項審査というのを通りながら、どの業者さんも頑張っていたらっしゃいますので、現実的な問題としてその金額を上げるというふうなことは考えられませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

今、県と同じに戻すというのはさすがに同じ状況になってしまうので、それはないとは思いますが、1個、事情として、今業者であるのは、建築工事についてはAランク、Bランクの業者自体が減少しているというところもございまして、ちょっとバランスが今また悪くなったりとかいうところもあっておりますので、その辺も含めて、今後ちょっと何か考えないといけないところはあるのかなというふうには思っておりますけども。

ただ、基準範囲を変えた場合に、やはり今まで指名になっていたところが逆にというようなところがあれば、そういった業者はやっぱり不平というようなものも、また新たに、なかなかこれは、ちょっとこちらを変えればあちらがというようなところもあつたりしますので、その辺はその組合であつたり、そういったところのバランスを見ながら、やはり変えるに当たっては変えないといけないとは思いますが、ただ実態に合った見直しはこれまでもし

ておりますので、その辺は考えていく必要があるとは思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

今おっしゃっていただくような形で、実態に合ったような形も含めて前向きに検討していただければどうかと思います。実際のところ、建築に関する業者数は少のうございます。Bランクの仕事の発注があったときにも、Aランクのほうから一緒になって、その6社で入札をするというケースがあるというふうに聞いています。ですから、そこにおいてもBランクの受注できる金額を2,000万から3,000万に上げてでも何ら問題はないというふうには考えるんですけど、そういう方法も含めて今後検討していただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

その辺は、やはり各入札業者さんもありますので、落としどころは考えながらですけども、やはり現状に合ったものは考えさせていただきたいとは思っています。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

それでは、次の質問に移らせていただきます。

移住定住についてでございますけども、町長の答弁の中に、11月の7日に改正したんだということで答弁はございました。この11月7日に改定されたということを町内の業者が施工を行った場合、注文住宅も建て売り住宅も、新築住宅という表現を町長は使われておりましたが、ある意味、注文住宅という理解で話をさせていただきますけど、建て売り住宅と注文住宅も奨励金額が同額であるということが、この、いつ交付要綱を例規集の中におさめてあります。その例規集の中の、この平成24年3月23日告示のです。この要綱における別表1、一番最後にありますが、ここに書かれておりますけども、この改定はいつ行われたんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

例規集の。申しわけございません。例規集は、その要綱とかの改正の際に処理をするんですけど、申しわけございません、私のほうでは、ちょっと何日に変わったというのを、ちょっと、申しわけございません、把握しておりませんでした。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

実は私がこの移住定住について、（2）番の新築住宅ですね。注文住宅と建て売り住宅で定住を希望する者への負担や奨励金の差異が顕著である。見直す考えはないかという文書、通告の文書をつくったときには差異があったんですよ。おうじゃないですよ。差異があったんですよ、2月25日に。だからこの質問を上げた。町長の答弁は、もう一緒になっていますよという答弁。おかしくありませんか。それはわかっていたらこういう質問を上げませんよ、私は。25日、通告最終日16時までのときに、その25日の朝からとったわけですたい。建築会社の方に確認をして、そうですと。建て売りとこの注文住宅は違います。何とかならんのですかと。以前、同僚議員も質問されていたので、同僚議員にも連絡をとって、私、質問していいですかという確認をとっている。

こう書いてありますよ。町内業者ですね。新築したときには31万、それで、町外の人が13万プラス商品券ですね。それで建て売り住宅は、未入居の建て売りの場合、13万プラス商品券。建て売りですよ、未入居は、新築。ほんで、昨日とったときは変わっています。今、町長の答弁どおりです。

私は、この例規集にある要綱をとって通告分をつくっているんですよ。当然の話でしょう。違いますか。だから、それに基づいてつくっておるのに、答弁が、もうできていましたと。どういうことですか。通告の後に変えているわけ。僕は通告のその日にとりました、これ。通告後に変えてられるんですよ。こういうことをなさるんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

申しわけございません。例規集につきましては、ちょっと私も、確かに、申しわけございません。今、話を聞いていてちょっと思い出したんですけども、町内向けの例規集のデータを見ていると思ってそのときはちょっと話をしていたんですけども、そのときにそのデータが直っていないようだということを私が気づいたことを、今ちょっと思い出しまして、ちょっとその辺が、実はホームページのデータだったのかなということをちょっと思いまして、そこについては訂正漏れがあったということでございますので、そこについては、大変申しわけないと思います。

要綱の改正自体は、11月7日に告示のほうは一応しておりまして、この一般向けのホーム

ページの制度の紹介なども、その後、さっきちょっと確認したんですけれども、12月の頭には完全に修正をしたりですね。2月号の広報波佐見では、新しく変わった制度でまた周知をしたりはしていたんですけれども、ちょっと申しわけございません、そこは完全に落ち度でございますので、おわびさせていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今ちょっと例規集の情報の件で少し問題になっているようでございますので、今情報を、経過をちょっと調べております。というのは、例規集の管理は総務課の総務班のほうをやっているんですけれども、条例改正、あるいは規則の改正、それから、これまで掲載をしております例規要綱等の情報に関しては、改正があった情報をできるだけ早く原課からもらいます。もらった情報を、例規集の管理をしております第一法規のほうに情報を出します。出した情報が正規の手続によって、正しい情報にやっているか、その審査を第一法規のほうでもいたします。疑義があればこちらのほうに照会があって、また原課に問い直す。そういった作業を含めまして、例規の追録といいますか、その作業ができるのが約1カ月から1カ月半ぐらいかかります。

先ほどの要綱そのものの情報を、いつもらって、第一法規にいつ出したか。その第一法規の審査を経て改正がなされて、なされたものが最終的にホームページで見れる例規集。そこにきちんと反映されたのがいつのタイミングかというのは、ちょっと今確認をしておりますので、そのあたりについてはちょっと御理解いただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

わかりますよ。流れがあるということですね、流れがあるということはわかりますが、11月7日、1カ月か1カ月半という。町民向けに出しているのが2月6日でしょう。町民向けの案内は。違うんですか。更新日って書いてあるじゃないですか。なおかつ、この新しく、最初は4項目あるんですわ、パターンが。ところが、この25日から3月5日までの間に、この3だけは取り外してある。削除。だから4の残っとなってますよ。通常だったら1、2、3でしょう。上記以外の中古住宅ですな。こういう形、そのまま残っているわけですか。それはタイミングのよかですよ。私が一般質問通告した後にですか。この行為があつてるとしか判断しようがなかですがね。私は、当然25日にとったんですから。ある会社の人とこ

の内容について、建設会社の社長とも聞いたわけですから、まだそういうことにあっているということも聞いてない、情報も伝わっていないということだと思います。

こういうことでは困りますよということを今言っているんですよ。質問して、構成を考えてつくるんですよ、質問も。それはもうできていますよの回答で、どういう議論ができますか。適正手続をちゃんとやってください。いつも言っているじゃないですか。何遍言えばよかですか。こっちの変わってから、この要項が変わってからこっちでしょうもん、町民向けの。違いますか。違います。僕も要綱を見てつくりましたが、表のほうのこれが、表は小さいんですよ。要項の表よりは。ここを見ても変わっていた。要項は変わってなくて、町民向けは変わっている。こういう事態もあってんですよ。以後気をつけてください。

じゃあ、続きます。

この案件については、目的が目的で、町長も人口の拡充、そしてこの目的が波佐見町への定住の促進と人口増加、定住を奨励するための措置を講じ、もって地域の活性化を図ることが目的と。私が考えることもそうなんですけど、このホームページを見て、波佐見町に住みたいって来る人、全てがホームページを見て来られるわけじゃないんですよ。建築会社の営業マンがいろんな形で建物を案内し、また波佐見のよさを伝え、最終的にこの奨励金の話はされるんです。いかに波佐見町がウエルカムで波佐見町に住んでくださいという思いは、こういうところであらわれて、中間の業者の人たちが、お客さんがお決めになるときに話しされるんです。いち早くそういう業者さんにお知らせすべきじゃないですか。もうされたんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

先ほどのホームページの件については、しっかり反省して取り組ませていただきたいと思いますっております。

その建築業者さんのほうに情報が行っていないということは、私もちょっと先日聞いたときに、やはり建築業者さんからその案内を受けるということも聞いておりますので、ちょっと申しわけございません、まだ今のところできていないんですけども、ちょっとその業者さん向けの周知も、チラシあたり、その辺をお配りするとか、そういったことはしないといけないかなということで、近々にさせていただきたいというふうには思っておりますので、まだできていないことはちょっとあれなんですけども、早急にさせていただきたいと思ってい

ますので、御了承ください。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

早急にやってください。黙っていてお客さんが来るわけじゃないとですよ。建築会社の人が努力されているんです。それを肝に銘じて早い段階でお知らせできるように。チラシを持たずに電話1本するだけで全然違うんで、努力してくださいよ。本気で人口を増やそうという思いが伝わってきませんよ。だって、11月7日にできたのが、今、何日ですか。3カ月ですよ。手続きがかかるとおっしゃいましたけど、お知らせはできるんでしょう。電話でもできるんじゃないですか。100件も200件もあるわけじゃなかとですよ。できることをやってください。

あと、現金のほかに奨励金、商品券の交付がなされております。やっぱり町内の商店の皆さん方というのは、やはり波佐見町の人口が増えることをまた喜んでいらっしゃいます。その中でも循環型、地域循環型経済を何とか自分たちもね、お客さんにサービスをして地域の活性化を図ろうと思っていらっしゃいます。そういう意味からして、この新しい制度の中においては、31万円と商品券が12万となっておりますが、この割合的な部分も含めて、少し商品券を割合を増やしていただいて、地域の中小の、小規模の商店等が活気が出るように配慮していただくことはできませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

商品券につきましては、やはり町内消費の喚起ということで、含めまして、第1期のころから含ませさせていただいております。一応、第1期のころは新築建て売り、町内業者が施工した場合、かつては10万円だったんですけども、今では12万円というふうに。逆に現金はちょっと減ったりはしているんですけども、そういったことで割合を変えたり。かつてはちょっと現物支給的なこともやったりはしたんですけど、それはちょっと今ないんですが、商品券の割合については、機を見て見直しということは今までもしております。

この今の定住奨励金が3期目ということで、一応3年ごとということで、令和2年度までは今の制度ですということで、もともとたてつけでさせていただいております。その後は当然、やるか、やらないかもあるんですけども、見直しということになりますので、その際に、やはりこういった割合とかについては検討すべきものというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

定住ということで、新しく、おうちを建てたり、建っているおうちをということで移ってこられるわけですが、従来、公共下水道の整備区域外、浄化槽を設置しようとする場合、やはりその建て売りの場合は、どうしてもまだお住みになる方が決まっていなかったんですから、その浄化槽の補助金が出されていなかったんですね。そういうことで、建て売り住宅を建てられる建築会社のほうが工事をされて、浄化槽の工事をされるんですけど、助成を受けられなかったという事情があるんですが、今後どういうふうになりますか。

○議長（今井泰照君）

答弁いいですか。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

浄化槽の件ですが、現在の制度が今年の4月に制度の改正になっており、国の基準としては、単独浄化槽、くみ取り、これからの合併浄化槽への転換、いわゆる水洗化の率を上げるためのものにシフトしておりまして、それ以外のものは対象としない。しかも、建て売りについては、さっきおっしゃったとおり住む方が決まってない。これは、浄化槽については、住む方、個人の申請によって補助金は出るもので、業者には行くものではありません。そういう観点で、なかったのですが、建て売りにしろ、人が住むのには間違いはないということで、来年度はここを補助にしたいと考えて、町単独分だけではありますが、補助するように考えております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

いろんな形で町が本気になって移住定住のほうの促進に力を出されると、多くの移住定住者が増えると。人口減少が各市町村進んでいる中において、率先して受け入れを手厚くしていくということは最もよろしいことじゃないかと思っておりますので、今後ともそういう方面に関しては御努力いただければというふうに思います。

さて、次にまいります。

高齢者福祉事業ということで、町長の答弁におきましては、総額10億円を超える予算をつけていますよというお話がございました。そうは言っても、いろんな形で高齢者は、先ほど

の同僚議員の質問に関しても、元気で長生きしていくことが、2025年の問題、それ以降の問題にも対応していくんだと力説を町長はされておりました。

そこで、御質問ですけれども、町長の施政方針の冒頭にも、常に町民皆様が安心して希望が持てる元気で住みよい町づくりを目指す。また、高齢者が生き生きと暮らす町づくりに取り組むと述べていらっしゃいます。また、1年半前の選挙の公約にも同じことが書いてありました。

特に高齢者についてお尋ねしますけれども、こういう形で施政方針、また公約等で述べていらっしゃいます。現在、こういうことが実行できていると思われていますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

短兵急にそのような公約が完全にできるということじゃなくして、今やっぱり田を耕している。種をまく、水をやる。そういう状態の事業と、先を進んでいる事業とか、ちょっとおくらしている部分というとはあると思います。だから、そういうものを総合しながら、そして状況に応じて、やはり的確にやっていかなければならないというような思いはいたしております。そういう公約といたしますか、そういうふうに掲げた目標については、それぞれの財源的なもの、そして状況に応じて、そして、やはり時と場合においては、国とか県がぽつとやってくれる、そういうときには乗るときは乗ると。そして、やっぱり国の動向、そういうことも見きわめて、的確に現場と話をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

いろんな取り組みは一遍にはできないというお話ではございます。そのとおりだと思います。毎年毎年いろんな問題もありますし、そういうことが考えられますけれどもね。波佐見町はどう考えても盆地状の地形で構成されておりますよね。この町で生活するには、移動手段の確保はとても大切なことだと考えられます。また、75歳以上の後期高齢者の2,380人とおっしゃっていましたが、は町内の至るところにお住みなんですね。この役場の周りだけじゃないわけです。

で、波佐見町は、また中心部にやっぱりスーパーがあったり、役場、郵便局、銀行が集中しており、マイカーを持たない高齢者にとっては日常の用事を済ませることも困難でありま

す。こういう状況をどう思われますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

これは、やっぱり行政として変えることのできない、それぞれの地域で生まれ育ったところに皆さんは住みたいし、しかし、年齢によって、そして本人たちの都合によっては、やはり辺地から中央に来ると、そういうふうな歴史的なものが、戦後、それから高度成長、そしてバブル崩壊、そういう中で来てこういう状態にある。だから、こういう状態の中で、やっぱりそれぞれの皆さんはそこを求めておいでになっているわけですね。しかし、行きたいけども行けない人もいらっしゃる。だから、そういう面においては、やはりその生まれ育ったところにおるのが一番いいですけども、世の中大きく変わってきて、やはり、その子供の通学の問題とか、買い物とか、医療とかって、やはり、そういうところに気軽に行けるといふところにやっぱり皆さんは集まってきているというような、そこを大事にしていかないかんというような思いをいたしております。

ただ、やっぱりそういうふうな中で、やはり地域にあっても、同僚議員の方もおっしゃいましたけども、その地域が高齢化している。そして、その中でいかに健康維持に努めるかと、ですね。だから、非常に国全体でも子供をたくさん生めと言ってもできないんですよ。もう今、やっぱり70過ぎの高齢者、75歳以上の人たちが、元気で健康を維持して、そして長生きしてもらおうと、健康寿命を延ばしてもらおう。そして、長くしてもらってころっと死んでいただくというような。そういう、あれ、結局医療費、介護費、莫大なもんです、はっきり言えば。もう本当、そのことだけ考えれば何もできないというような状況ですけども、私にとっても、やっぱり我々も与えられた環境の中で最善を尽くします。

ただ、やっぱり、そういう高齢者の不便なところの人も、やっぱり与えられた環境の中で健康維持が一番大変。高齢者の、何ですか、そういうタクシーの面でも、先ほど言いましたように、全部検討を来年度にかけてやりますけれども、やはり、何かタクシーやったかね、乗合タクシーですね。やっぱり、乗るときと、おりてからの不便さ、便利さを求めることも大事です。大事ですけども、結局、その乗合タクシーを使われる方は、まだ要支援とか、要支援、要介護に入っていられない方で、まだ歩ける方です。できるだけ、いろんな形で健康は歩くことが一番大事です。はっきり言うて、都市部と田舎、田舎の空気はきれいで健康が一番いいわけですよ。ところが、都市部の人は交通の利便性めっちゃありますけども、

歩いているんです。もうそれだけ今度は健康寿命が、長崎県なんか30位ですよ、全国で。医療費はワースト3番ですよ。だけど、やっぱり、それぞれが、我々が、政治家が、県政がこう言っても、一人一人がそういうふうな形の中で自分の健康維持に最善を尽くす。だから、やぐらしかとは、もう、もったいなくて、時間のもったいなくとも、健康という、そういう意識をずっと、議員さんも一緒になって、老人の皆さんとですね、やっぱり支えの運動とか、100歳体操とか、そして健康のために停留所まで行くとを楽しもうと。普通に感じたら、ひどうきつくなるんです。僕も結構歩いております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

力説していただいた内容をしっかり聞いておりました。確かに健康で長生きが一番です。でも、途中のお話の中で、都心部に集まってくる。都心というよりも、この利便性のいいところに集まってくる、全ての人が集まってこれんですよ。

○町長（一瀬政太君）

そうそう。

○4番（三石 孝君）

それで、やはりそういう意味からしても健康が一番大事なんですけども、高齢者の運転免許の返納は、交通事故の防止の観点から家族の勧めもあり、70歳から75歳前後の人が一番多いと言われているわけですよ。移動の手段をなくすと引きこもりになりがちになります。引きこもりになりがちになったら病気がちになりまして、病院行っちゃうんですね。そうしますと、先ほど町長が心配された医療費がかかる。

そのためにも、健康の人はいいです。何も私は、この質問で、予約制乗合タクシーを廃止してくださいと、一言も言うたらん。それはそれとしての健康な人、停留所まで歩いて行ける人はそれを利用すればいいわけですよ。しかし、いろんなパターンの人がいらっしゃるわけ。おっしゃりますように、うちみたいに山のところに住んでる人と、この町の真ん中に住んでいる人は違うわけで、全体に高齢者がいらっしゃるわけですよ。その人たちのためにも、やっぱり、年金だけでお過ごしになっている方もたくさんいらっしゃいます。そういう人たちにも、ある意味、やっぱり行政の公平な制度というのが必要じゃないかということも含めて、このタクシーの利用券の交付はどうですかというのを上げておるわけでございまして。一切僕は今まで、町長とか、商工企画のほうの課長とお話ししていますが、いろんな形で提

案しながら、すばらしいシステムということをおっしゃって、それはちゃんと受け入れて、改めてタクシー利用券の交付をお願いしている次第でございます。

75歳以上の後期高齢者は、前回も言いましたけど、戦前戦中の生まれの方々ばかりなんです。それはそれは戦後の復興に力を注がれた方たちなんです。今はもうお年を召されていますけども。その方たちに、波佐見町の基礎をつくった方、その方たちがいらっしゃったんで我々がいるわけですたいね。その方たちにやっぱり少しでも長生きしてもらいたい、元気になってもらいたい。そういうふうな思いやりの政策として、タクシー利用券の交付というのも考えてもらえませんかということで。

東彼杵郡内の似たような町の、御存じの川棚町と東彼杵町には、高齢者を対象にしたタクシー利用券の交付を内容とした制度が既に存在するんです。3町どこにもなかけんつくって下さいということは一切言っていない。それぞれの財政事情の中で、それぞれに工夫をされて、ばらまきじゃない形でされてやっているんですよ。その一部を波佐見町も担ってもらえませんかということをお願いしているんです。中身をどうせろ、こうせろということは一切言っていない。

町長、憲法は25条1項に、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定してあります。これはいろんな形で、社会的義務であるとか、権利であるとかと言う人もおりますが、この高齢者には至誠実行ですよ。真心を持ってやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全ての皆さんにそういう思いでも、やはり、それぞれの受けとめ方とか、そして環境の違いのあって、十分行き届かないところは十分反省をしながら、そういうふうなことで、前段にもお話をしましたように、より公平公正に持っていけるように。そして、そういう無駄、むらがないように。そしてばらまきじゃなくして、本当に必要なこと、そういうことを、やはりアンケートを中心に、そしてまた、よそのやっていること、それも必ず全ていいわけじゃないです。やっぱりいいところは導入し、悪いところは導入しないというような形で、この令和2年度をきちんとして取り組んで、そういうふうな高齢者の一番、今、光の当たっていないところの方々も光が当たるような形の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○4番（三石 孝君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、4番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問が全部終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了します。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時12分 散会

第16日目（3月19日）（木曜日）

諸報告

- 1 諸般の報告
 - (1)議長報告

議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 発委第1号 波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第1号 令和2年度波佐見町一般会計予算
- 第 4 議案第2号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第3号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第4号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計予算
- 第 7 議案第5号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第6号 令和2年度波佐見町上水道事業会計予算
- 第 9 議案第7号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計予算
(以上7件 予算特別委員長報告)
- 第 10 議案第14号 波佐見町犯罪被害者等支援条例
- 第 11 議案第15号 波佐見町附属機関の設置等に関する条例
- 第 12 議案第16号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第18号 波佐見町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第19号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第20号 波佐見町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第21号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第22号 波佐見町都市計画事業西ノ原土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

- 第 19 議案第23号 波佐見町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第25号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 21 議案第26号 副町長の選任について
- 第 22 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第16日目（3月19日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	8番	中 尾 尊 行
9番	尾 上 和 孝	10番	川 田 保 則
11番	太 田 一 彦	12番	堀 池 主 男
13番	石 峰 実	14番	今 井 泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 書 記 山 田 清

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 松 下 幸 人
総 務 課 長 村 川 浩 記	商工振興課長 澤 田 健 一
企画財政課長 山 田 周 作	税 務 課 長 朝 長 哲 也
住民福祉課長 山 口 博 道	健康推進課長 本 山 征 一 郎
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 古 賀 真 悟	建 設 課 長 堀 池 浩
水 道 課 長 前 田 博 司	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 官 田 和 子
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 林 田 孝 行	総 務 課 長 兼 総 務 班 係 長 太 田 誠 也
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長 坂 本 昌 俊	

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

御起立ください。おはようございます。

ただいまから、令和2年第1回波佐見町議会定例会第16日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから諸般の報告を行います。

議長報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

本定例会に議案1件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第26号 副町長の選任についてであります。現副町長の松下幸人が一身上の都合により今月末日をもって現職を辞任したい旨の願いが出されましたので、これを承認し、その後任として最も適任者であります現総務課長の村川浩記氏を副町長に選任したく提案するものであります。

以上であります。詳細につきましては、議案審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第2 発委第1号

○議長（今井泰照君）

日程第2. 発委第1号 波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

議会運営委員長から委員会提出議案を議案として提出されましたので、委員長に内容説明を求めます。

○議会運営委員長（百武辰美君）

発委第1号

令和2年3月4日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

波佐見町議会議会運営委員会

委員長 百武辰美

波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。

提案理由といたしまして、令和2年4月1日から本町の行政組織の見直しが行われるのに合わせ、本条例における常任委員会の所管について所要の改正をするものであります。

次ページをお願いします。

別紙

波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例

波佐見町議会委員会条例の一部を次のように改正をするものであります。

第2条第1号中「会計課」の次に「、庁舎建設推進室」を加え、同条第2号中「健康推進課」を「子ども・健康保険課、長寿支援課」に、「商工振興課」を「商工観光課」に改めるものであります。

附則。

この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

最後に、次のページに新旧対照表をつけておりますので、ここで御確認をお願いします。

以上です。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。ただいま議題となっております、発委第1号については、質疑、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、本件については、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発委第1号 波佐見町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3～9 議案第1号～議案第7号

○議長（今井泰照君）

日程第3. 議案第1号 令和2年度波佐見町一般会計予算から日程第9. 議案第7号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員長（石峰 実君）

おはようございます。予算特別委員会委員長報告。

令和2年3月19日、ただいま一括議題となりました議案第1号 令和2年度波佐見町一般会計予算から議案第7号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計予算の7件につきまして、予算特別委員会における審査結果を報告いたします。

各会計の予算案につきましては、去る3月4日に本委員会に付託され、3月9日、10日、11日の3日間にわたり委員会を開き、町長及び各管理職等の出席を求め、慎重かつ精力的に審査を行いました。

採決の結果、全て原案可決とするものと決定しました。

本町の財政事情は、子育て支援など政策的要因による扶助費の増加や、複雑多様化する行政事務に対応するための費用の膨張などで一般財源は圧迫されており、また、歳入では、町税の微増とふるさと応援寄附金の見込みはあるものの、全体予算に占める自主財源の割合が低く、依然として地方交付税や国、県支出金に依存する財政基盤となっています。

日韓や米中の経済摩擦の関係や、世界に感染拡大する新型コロナウイルスの影響は甚大で、社会生活や経済活動等さまざまな分野に大きな打撃を与え、こうしたことに対する万全な対応と対策を講じることが求められています。

このような中、人口減少社会に立ち向かい、基幹産業の活性化、観光拠点整備による交流人口の拡大、安心安全な環境整備等による波佐見らしさを発揮しながら、持続可能なまちづくりを進めるために、雇用の創出と定住促進、地場産業の振興、交流人口の拡大、安心安全なまちづくりと社会基盤及び生活環境基盤の充実、社会保障と子育て支援、教育、スポーツ・文化の推進、公共施設等の老朽化対策など、重点施策として掲げ、それを推進させるための総額80億8,100万円の令和2年度波佐見町一般会計予算案をはじめとして、各特別会計予算案及び企業会計予算案が提案されました。

これを受けて、本委員会は、真の住民福祉の向上につながるための効果的な予算であるかに主眼を置き、予算の議決権は議会の権限の中でも重要であるとの認識のもと、多岐にわたって終始積極的かつ慎重に審査を行いました。予算審議をする委員も細心の注意と大胆な洞察力が要求されますので、審査に当たられました各委員におかれましては、御苦勞は大変なものであったと思います。

各委員の活発な意見に感謝いたしますとともに、御説明いただきました執行部の皆さんに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

なお、詳細につきましては、13人の委員で構成する委員会の審査であり、各委員ともその内容は十分承知されておりますので、省略します。

以上、報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第1号 令和2年度波佐見町一般会計予算の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号 令和2年度波佐見町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立多数であります。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和2年度波佐見町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号 令和2年度波佐見町上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号 令和2年度波佐見町工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号

日程第10. 議案14号 波佐見町犯罪被害者等支援条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第14号について説明をいたします。

議案第14号 波佐見町犯罪被害者等支援条例。

波佐見町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出。

提案理由です。本町における犯罪被害者等の支援に関し基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取り組みの推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、条例を制定するものです。

1ページをお願いします。

波佐見町犯罪被害者等支援条例。

第1条、目的。この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務等を明らかにし、犯罪被害者等支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を町民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条は定義でございますが、定義に関しましては、第1号が犯罪等、2号に犯罪被害者等、3号、関係機関等、4号、町民、5号、町民等、6号、二次被害、この項目についての定義を掲げております。

第3条、基本理念です。犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

第2項、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害または二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行わなければならない。

3項、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

第4条は、町の責務。

それから、第5条については、町民等の責務。

第6条には、町が行う相談及び情報の提供。

第7条につきましては、見舞金の支給。この見舞金の支給については、後でまた説明をいたします。

第8条については、町の支援策。

第9条については、町民等に対する広報及び啓発。

第10条は、委任事項が掲げられております。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

4ページをお願いいたします。

これまでも実態があった場合につきましては、既存の制度等に基づきまして対応してきた

ところでございますが、本条例を制定することによりまして、基本理念を定め、町や町民等が対応をしていくべきことを明確にするとともに、認識し、その意識を高めていく。さらに、被害者等に寄り添った施策を推進していこうというものでございます。

概要については、4ページ、5ページに記載をしておりますが、まず、本条例の制定の背景になった内容から申し上げますと、平成17年に国におきましては犯罪被害者等基本法が制定をされております。その第5条の中に、地方公共団体の責務が記載をされておまして、地域の状況に応じた施策の実施をするということが規定をされております。

本県におきましても、2番目の丸に掲げておりますが、長崎県でも令和元年7月に長崎県犯罪被害者等支援条例が制定、施行されており、未施行の市町が条例の制定に向けて準備を行っているところでございます。

それから、次の次の丸でございます。

本町では、総務課が窓口になり、犯罪被害者等が早期に回復できるようにするため、関係機関と連携し、状況に応じた適切な保健医療サービスや福祉サービス等の提供その他必要な支援を行うということでございまして、加えまして、第7条に規定をされております、見舞金等の支給の制度を設けているところでございます。

それから、条例の概要は、先ほど申し上げましたけれども、三つ掲げております。

目的、定義及び基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにする。

それから、犯罪被害者等に支援を行うための窓口を設置し、既存の公共サービスを提供する。

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給をする。

それから、5ページの3番でございます。

条例の対象となる犯罪等でございますが、これは刑法その他に規定をされております犯罪、それから対象となる犯罪等でございますので、「犯罪に準じる心身に有害な影響を及ぼす行為」、これも条例の対象となっております。

それから、4番目に、見舞金の支給を挙げておりますが、波佐見町犯罪被害者等見舞金支給規則を定め、犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族や重傷病を負った方の経済的負担の軽減を図るため、以下のとおり見舞金を支給するということにしておまして、遺族の見舞金に対しましては30万円。これは、犯罪行為により死亡した方が犯罪被害を受けたことに対し、その遺族に支給をするものです。

2番目としまして、重傷病見舞金として10万円。犯罪行為により重傷病——治療1カ月以上ですが、重傷病を負った方に対しては、本人に対して見舞金を支給することといたしております。

以上が、本条例の概要でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

脇坂議員。

○6番（脇坂 正孝君）

私もこの条例の趣旨には賛成するものではありますけれども、二、三、疑問がありますのでお尋ねをいたします。

まず、第1点でございますけれども、第1条の目的にあります、上から2行目に「町民等の責務等を明らかにする」というのがあるわけですね。そして、5行目に「誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を町民が共有し」とあるわけですが、ここで「町民等」と「町民」を使い分けてあるわけですが、このところの意味、これをまずはお尋ねいたします。

それから、次の7条の見舞金の支給ですが、ここは誰に払うのか。もちろん犯罪被害者等が対象となられるわけですが、例えば町民なのか町民等なのか。ここら辺がちょっとはっきりしないところがあります。

それから、もう一つですが、施行は4月1日からということになっておりますけれども、例えば、これ以前に生じた事例についてどうされるのか。よその条例等を見ますと、経過措置というのがありまして、施行の日以降に生じた事案について支給しますよと、そういうふうになっているわけですが、そういうふうなところをどうされるのか。

以上、3点でございますが、お尋ねをいたします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず1点目です。「町及び町民等の責務等を明らかにし」、ここでは「町と町民等」との表現、それから5行目「誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を町民が共有し」、町民等と町民の違いのことですね。

ここについては、微妙な表現の違いになっておりますので、「町民」は町内に有する人、それから「町民等」については、事業所に通勤、通学。定義については、町民と町民等の違

いを掲げておりますので、それがどちらが適当かということだろうと思いますけれども、5行目は恐らく「町民等」が適当かもしれないなという感じもします。ちょっとここについては確認をさせてもらってよろしいでしょうか。恐らく論点はそこだろうと思います。はい、わかりました。

それから、2点目の見舞金の支給です。誰に支給するのかということなんですが、まず、5ページの4番目に記載をしておりますけれども、遺族見舞金、要するに、被害に遭われた方が亡くなられた場合については、遺族のほうになります。遺族の規定については、規則のほうに細かく規定をしておりますので、そちらのほうで確認をしていただければと思います。それから、重傷病の見舞金につきましては、本人さんは亡くなっておられませんので、本人ということになります。

それから、これ以前に発生をした犯罪等についての支給については、本条例そのものについては令和2年4月1日、それから、規則も同時に令和2年4月1日を施行日と予定をしておりますので、それ以後、本年の4月1日以降に発生した犯罪から見舞金の対象にはなるということになります。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂 正孝君）

まず、第1条の「町民等」と「町民」ですけども、やはりこのところは「町民等の責務等」とありますけれども、責務等を果たすためには、やはり町民等も認識なり共有なりが必要かと思っておりますので、ここはやはり「町民等」じゃなかろうかと、私はそのように思っております。

それから、第7条関係ですけども、このところはよその条例等を、島原、佐世保を見せてもらいましたけども、やはり「市民に」と、「市民」というのが入ってるわけですね、市民等とかじゃなくて。だから、このところも町民ということをはっきりさせるべきじゃないかというふうに思っているわけです。

それから、最後のところは、いわゆる遡及するかしないかという問題になりますので、施行自体は4月1日からでしょうけども、現在、もし仮にそういうふうな事案があつておれば、それをどう扱われるのか。そこのところの経過措置も必要じゃなかろうかと、そういった趣旨でございます。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆる「町民」と「町民等」との捉え方の、ニュアンスの違いが出てくるとは思うんですけども、本条例につきましては、長崎県の犯罪被害者等支援条例に倣って作成をしたものでございまして、長崎県の条例の目的の中にも、その部分については「県民が共有をし」という表現になっておりまして、そちらに倣って作成をしたものでございます。県の条例にも「県民」とうたわれておりますので、波佐見町ばかりではなく波佐見町以外の方についても、その県民の部分については入ってきますので、同じ捉え方をしてもいいんじゃないかというふうには思います。

それから、遡及の適用に関しては、現在予定をしております。規則では、遡及の適用の部分についての規定はしておりません。制度的にも、条例の規定そのものが4月1日、それから、規則の施行も4月1日を予定しておりますので、遡及するとなればどこまで遡及するのが適当なのかとか、そういうこともございますので、制度の適用関係については、条例の制定あるいは規則の制定と同じ施行日以降ということで今考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂 正孝君）

遡及については、さかのぼってどうするという事じゃなくて、施行日以後の犯罪等について適用しますよという文言を入れとかなくていいんでしょうかということです。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

適用に関しては、ほかの条例もそうですけれども、遡及する場合についての特例的なものについては、そういった表現をするんですけれども、施行日からしか適用をしない場合については、特段の適用の規定までは不要だと思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

済みません、1点お尋ねいたします。

この見舞金は、申告か申請かよくわかんないんですけど、しなければいけないのか。

それと、支給までの日数はどのくらい見てらっしゃるのか。

済みません、2点でした。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

支給に関しては、申請主義をとっております。犯罪があった場合については、当然そういった情報を、本人さんあるいは遺族に対しても提供します。そういった「見舞金の支給を受けることもできますよ」という情報を当然提供します。その情報提供に基づいて、本人さんが申請をされるかどうかによって支給がなされる。

その期間については、特段、支給の開始をする時期までの規定はなかったと思いますけれども、最終的に申請をすることができる年限がございまして、7年という年限がございまして、7年を超えた場合についてはすることができないということになっております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

まず最初に、基本理念の2ページのほうの3項に「犯罪被害者の支援は」ということで、下段のほうに「必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない」と、こういう理念のもとに各項目の支援の内容等が条例として挙げられておりますが、規則のほうで窓口は総務課ということになっております。しかし、犯罪ということに関しては、かなりぼかした形で表現がありますので、その判断基準をきっちり審査するとかという機関を設置するおつもりでいらっしゃるのかというのが一つ。

もう一つ、第8条の支援の、3ページのほうに「その状況等に応じた適切な保健医療サービスと福祉サービスの提供その他必要な支援を行う」と、こういうことも含めて専門的な方、例えば警察であったり、その他精神的な被害をこうむられた方々の判断基準は、どこでどういうふうにされるか。一般職でいらっしゃいます総務課の窓口の中で、総務課にそういう方がいらっしゃるのかどうか。申請主義とはおっしゃいますが、どういう基準で判断されていくのかというのがこの中身ではよくわかりませんので、その辺の御説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆるサービスの提供関係につきましては、これまでも、条例がなかった時点でも、そ

ういった事例が発生した場合については、それぞれの部署に応じて、例えば住む家がなくなった場合については、福祉と住宅の担当とかですね。それから、医療関係については健康推進とか、それぞれの部署で対応、余り事例は多くはないんですけども、することで今まではやってきておりました。それから、この条例が制定された後につきましても、そういった対応のやり方については変更はありません。なので、それぞれ、現在、本条例に基づく制度ばかりではなくて、それ以外の福祉あるいは医療関係については制度がございますので、そういったものの適用を判断しながら、それぞれの部署で対応するということになります。

それから、犯罪であるかどうかの決定であるとか、そういったものをどのようにして町として決定をしていくのかということ、非常に難しいところではありますけれども、議員がおっしゃったように、犯罪であるかないかについての捉え方は、非常に私どもとしても判断できないところがあります。なので、こういったことについては、警察と連携をすることといたしております。

また、犯罪の中身によっては、例えば加害者と被害者がいらっしゃるとすれば、例えばその起こった犯罪と申しますか、行為そのものが、単に加害者の要因によるものだけでは限らず、あるいは、中身によっては被害者もその要因の一端があるようなケースがある。例えば、けんかであるとかとなった場合については、お互いにその要因があったりする場合があります。最終的にそういった犯罪の行為に及んだということになったりすると、あながち加害者が100%その責任があるかどうかということについても、当然問われる部分がありますので、見舞金の支給に当たりますとは、そういった場合については、過失相殺と申しますか、要因の重さを判断して見舞金の支給。ですから、ここで言いますと、30万円の見舞金となっておりますけれども、被害者にもその要因があった場合については、例えばそれを割り落とすとか、その辺の判断も警察と協議をしながら、あるいは、場合によっては、最終的に裁判とかの中で判決あたりが出た段階でその判定をするということにもなると思いますので、難しい事案等につきましては警察当局と協議をしながら判断をしていくということになります。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

5 ページです。「条例の対象となる犯罪等」に事例が挙げられているんですけども、スト

一カー等の行為です。1点ちょっと気になるのが、過去に市役所の職員さんが個人情報を利用してストーカー行為を市民の方にされていたということで、犯罪になったというケースもありましたけれども、例えば犯罪被害者等支援条例を使って、職員さんが何かしらの情報を入手した上で、逆にこの犯罪被害者に対して何らかの行為があり得るという可能性もあるんですね。そのあたりをどうやって防ぐかというのは、十分検討されているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

そういう事例があっているのかは私もよくつかんでおりませんが、職員といえますか、情報を知り得る立場にある人間にとっては、当然、守秘義務というのがありますし、そういった情報を使っていろんな行為をすることそのものについては、法律で、いわゆる地方公務員法でも規定をされておりますし、あってはならないといえますか、そういった行為そのものは犯罪行為に当たりますので。防止の観点については今この場での論議の部分ではないと思いますけれども、もしもそういうことで犯罪があったとするのであれば、そのことそのものが非常にあってしかるべきことではないことなので、相応の法に照らした対応をする必要は当然あると思いますし、それによって被害に遭われた方については、加害となった行為がどういった要因であろうとも、被害者に対しては当然対応をしていかなければならないということになると思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

今の質問にあわせてなんですけれども、当然この条例の対象となる被害者の方、非常に心理的にいろんな傷を負われていると思いますけれども、プライバシーにかかわる部分で、特に今の話、ストーカーとかに関しては余り公表したくないと。ただ、役場に相談することで何かしらの形で公になってしまって、プライバシーが侵害されるケースに逆になってしまうというケースもあると思いますけれども、そういう内密にした状況でこの対処ができるものなのか。そのあたりを確認お願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃったように、犯罪にはいろいろなものがあると思いますけれども、あらかじめ公になったようなもの、あるいは、なってもなくても起きるようなもの、そういったものがある

と思います。私たち行政の立場からすれば、当然、犯罪被害者に寄り添った対応をしなければなりませんので、そういった秘密の保持、あるいは外に知られたくない、そういった被害者の意向については当然尊重されて、それに対応していかなければならないことでありますので、相応の対応をしていくということになります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

広報及び啓発の第9号の部分ですが、「広報及び啓発に努めるものとする」というふうに条例案ではなっています。当然のことながら、これは法律ができて、県も条例をつくりながら、市町がつくるという流れになっている中で、この小さな町の波佐見町に全ての犯罪の事例があるわけではないので、全国的な事例のもとに犯罪被害者に対する支援条例が各所で適用されてくると思います。

そういう判例の中において、この運用をしていただきたいということを最初に申し上げまして、まず、何かの犯罪等を含めて被害に遭われた方は、最初は警察に行かれます。警察に行って、警察の対応をされます。だから被害届を出す。そういう行為の中において、最終的に、被害者となられる形になった場合においても、警察のほうを通じながら、その方たち、被害者のほうに「市町のほうにはこういう制度がありますよ」というふうな形での広報をきっちりやっておかないといけないというふうに思いますし、オープンに広報はさみに載せましたと、これじゃあ手落ちになるんじゃないかと。また、同僚議員から今質問ありましたとおり、公にしたくないという犯罪もあるでしょうから、その点については警察等と密に連携しながら、広報・啓発のほうもやっていただきたいと思いますがどうでしょう。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

この条例の制定に関しましては、実を言いますと、長崎県の行政の立場のほうからも要請はあっておりますけれども、強く要請があったのは警察のほうからです。3町の総務課長が集められまして、「ぜひともこの支援条例をつくってください」というような要請がありました。中身について得々と説明を受けて、私どもはこの条例の制定の提案に至っているわけございまして、警察も「全面的に協力します」と、そういう言葉はいただいておりますので。常に、犯罪被害者の発生が、もしもそういう事例があった場合については、警察がまず寄り添うということが第一線のやり方になってくると思いますので、当然警察のほうにも

「条例を制定していますから、町もこんな対応ができますよ」という情報は、密に連携をとりながら被害者に寄り添っていくと、そういう対応をやっていくようにしております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号 波佐見町犯罪被害者等支援条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案15号 波佐見町附属機関の設置等に関する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第15号について説明をいたします。

議案第15号 波佐見町附属機関の設置等に関する条例。

波佐見町附属機関の設置に関する条例を、失礼しました、ここ「等」が漏れております。

波佐見町附属機関の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出。

提案理由でございますが、特別職非常勤の扱いが厳格化されたことに伴い、地方自治法138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、執行機関の附属機関について必要

な事項を定めるものである。

1 ページをお願いいたします。

別紙。

波佐見町附属機関の設置等に関する条例。

第1条、目的。この条例は、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、法令または他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

第2条、附属機関の設置。執行機関の附属機関として、別表右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

第3条、執行機関への委任。別表に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

別表といたしまして、執行機関であります町長と教育委員会に、それぞれ17の附属機関を設置するというものでございます。

大きな目的でございますけれども、会計年度任用職員制度あるいは地方公務員法の改正等に伴いまして、非常勤特別職の扱いが厳格化をされました。それに伴いまして、今回17の附属機関に属する委員等を特別職、非常勤の特別職の扱いとするために、この条例を制定するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

条例に関する資料としてここに掲げておりますが、まず、この条例の制定に至った経過ですが、会計年度任用職員制度がまず導入をされたこと、それから、地方公務員法の改正、第3条第3項第3号、特別職に属する地方公務員の改正がなされております。ここで特別職の取り扱いが厳格化をされまして、「専門的な知識経験または識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験または識見に基づき、助言、調査、診断その他の事務を行うものに限る」とされました。

それで、地方公務員法第3条3項第2号のほうには、委員及び委員会の規定がございまして、執行機関である委員及び委員会、または執行機関の附属機関である委員及び委員会であり、法令か条例の根拠が必用であるとされております。委員会及び委員並びに附属機関の設置に関しましては、地方自治法の138条の4に規定がございまして、法令・条例の規定によ

り附属機関を置くことができるとされております。さらに、地方自治法202条の3では、執行機関の附属機関は条例の定めるところによるということになっております。

特別職非常勤としての取り扱いをするためには、執行機関の附属機関とする必要があるため、条例規定がない委員については、本条例に規定し、附属機関の委員として取り扱うこととするものです。

今回、規定をされた17の附属機関以外にも、既存の条例等において規定がありますので、そういった規定があるものについては今回の条例の中には含めておりません。

例えば、行政改革推進委員会であるとか、特別職報酬審議会など、こういったものについては既に条例の規定がありますので、今回の条例の規定の中には含めておりませんので、申し添えたいと思います。

以上が、本条例の内容でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

ここでしばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま説明がありました、議案第15号 波佐見町附属機関の設置等に関する条例で、字句の追加がありますが、審議に影響しないためこのまま審議を続けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

別表に附属機関が17あると思いますが、このおのおのの機関、何名ぐらい委員さんがいらっしゃるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

住民福祉課関係の機関から申し上げたいと思います。

1 ページの、まず2 番目です。要保護児童対策地域協議会、これは委員が22名です。

次の、老人ホーム入所判定専門部会は5名、そして、その次の、障害者計画及び障害福祉計画策定委員会は11名となっております。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

総務課関係のほうでは、町長部局の一番上、表彰選考委員会が一つありますが、こちらは実質6名となっております。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

健康推進課所管の分で申しますと、まず1 枚目のところの、介護保険事業計画策定委員会並びに地域包括支援センター運営協議会、そして認知症初期集中支援チーム検討委員会、これにつきましては、いずれも同じ方で設定をするようにしておりますので、それでいいですと、15名以内で構成をするということにしておりまして、現在14名。

そして、自殺対策推進協議会につきましては、2 枚目になりますけれども、20名以内で構成するとしておりまして、現在17名。

そして、予防接種健康被害調査委員会につきましては、事故が起こったときに集めるということですので、現状はまだありませんが、4名以内で構成するとしております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

2 ページの、農業委員会候補者評価委員会でございますけれども、こちらは委員6名でございます。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会関係を御説明いたします。

まず、教育支援委員会10名、そして、ちょっと飛びまして、いじめ等学校問題サポートチーム9名、いじめ等学校問題対策チーム4名、文化的景観保存調査委員会11名、国指定史跡

保存整備検討委員会14名。

そして、学校運営連絡協議会でございますが、これは4月1日に施行して委員の構成をしますが、まず予算上は10名上げておりますので、これに報酬の対象外の方がいらっしゃると思いますので、10名をちょっと超える額の協議会になります。

あわせて、その下の学校運営協議会も、4月1日以降に設置いたしますが、これも予算上は10名としておりますので、これも連絡協議会と同じように10名をちょっと超えるぐらいの構成になろうかと思えます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

今の説明を聞いた中で、教育委員会の附属機関なんですけど、いじめに対するサポートチームと対策チームというのがあるんですけど、これらは別々の方がされるのか。いじめがあった場合は、もっとすごくスピーディーに対応しなきゃいけないんじゃないのかなと思うんですけど、これはどういう形になっているのか。同じ人で構成されているのか、別にされているのか。本当にいじめがあった場合、今までの世の中の動きを見ても、すごく対応が遅かったりして重篤なことになってしまっていることもあるので、この辺はスピーディーに対応できる体制になっているのかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

若干内容まで及びましたので御説明させていただきます。

まず、いじめ等学校問題サポートチームといじめ等学校問題対策チームの違いでございますが、いじめ等学校問題対策チームが教育委員会に設置している第三者委員会になります。問題事案があったときには、ここでいじめの認定と、またその対策をするということになります。

一方、サポートチームは、いじめを起こさないようにどのようなことが手だてとしてあるかということを協議しているという状況でございますので、常設でございますので、先ほど申しただいたように、問題の事案があれば直ちに行って、スピーディーに対応をしている

というところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号 波佐見町附属機関の設置等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 議案第16号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第16号について説明します。

議案第16号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月4日提出。

提案理由です。地方公務員法に規定される会計年度任用職員のサービスについて規定するため、所要の改正を行うものであります。

次ページをお願いいたします。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に、次の1項を加えるとしまして、第3項に、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前2項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行するということとさせていただきます。

まず、この一部改正の条例に関しましては、昨年9月の議会に提案しました、波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定時に、附則第4条におきまして、会計年度任用職員も服務の宣誓をしなければならないこととして、本条例の一部を改正したところです。その運用に当たりまして、上記の1条文を追加するものです。

常勤職員の場合、常勤の一般職の場合では、新規採用時に署名、それから任命権者の面前において宣誓をいたしておりますが、会計年度任用職員の場合については、そこまでできるかということを考慮した場合に、別段の定めによりまして、しないことができるという規定をここで規定をしたということとさせていただきます。

第3項には、後半に「別段の定めをすることができる」ということですがけれども、この「別段の定め」がどのようなことかということが一番の内容でございますけれども、会計年度任用職員を本年4月1日から運用開始しますけれども、一般職の場合は町長とか任命権者の前で宣誓をやります。会計年度任用職員の場合は、署名と宣誓書の提出のみでよいとする。もしくは、再度の任用の場合、会計年度任用職員は任用期間が4月1日から3月31日までの1年間であります。したがって、次の年度も任用をしようとする場合には、再度の任用になるわけです。再度の任用の場合にもならば宣誓をする必要があることになってしまいますので、そういった煩わしさを排除するために、この「別段の定めをすることができる」という文言を一つ追加をしているものとさせていただきます。

会計年度任用職員につきましては、大体80名程度の予定をいたしておりますので、この規定がなければ、80名全員が任命権者の前で宣誓をしなければならないという、非常に煩わしいことになってしまいますので、そういったことを避けるためにこの文言を追加したという経過でございます。

以上が、一部改正の内容でございます。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号

○議長（今井泰照君）

日程第13. 議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第17号について説明をします。

議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月4日提出。

提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うもの及び一部の特別職において報酬額を見直し改正するものです。

それでは、1ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を下記のとおり改正する。

第1条、別表を次のように改めるといふことで、別表を記載をいたしております。記載をしているのは改正後の別表でございまして、4ページまで記載をいたしております。

4ページ、附則、この条例は令和2年4月1日から施行するということですが、まず、この一部改正の条例につきましては、さきの12月の議会に提出をいたしまして、審議の中で最低賃金制度との整合性の指摘があり、一旦取り下げをいたしたものでございます。その後、最低賃金に関することにつきましては、関係機関等への照会や、制度的に問題、疑義がないかを精査してきた内容を踏まえまして、改めて改正の提案をするものです。

最低賃金に係る問題等がないか等につきましては、結果的には、最低賃金制度の適用は必要ないと判断をいたしました。これは労働局あるいは町村会等の法規室等に照会をして回答を得たところでございまして、判断をいたしております。制度と他団体の状況からも改正をいたしたものでございます。

2点目、もう1点は現行の報酬額が、特別職の活動の実態や他団体と比較して適当な額となっているかを判断し、改正することが適当であるとの特別職報酬審議会の答申を得たものの改正を提案いたしております。

それから、3点目が法改正に伴いまして、特別職非常勤職員の扱いが厳格化されたことによりまして、議案第15号でも説明をいたしました附属機関の設置とあわせまして、特別職とすべき委員会の委員等を整理し、内容を改正をしたものでございます。

以上の3点が改正の主なものでございます。

10ページをお願いいたします。

一部改正の概要の内容について、ただいま説明した内容を整理して記載をいたしておりますので、1番、2番については御参照いただきたいと思いますが、2番目の上から二つ目の丸、地方公務員法第3条3項2号、特別職の非常勤。ここでは附属機関の委員の規定がございまして、先ほど改正をいたしました附属機関である委員会委員の構成委員、そういったものが該当する項目でございまして、そこが主なものでございます。

下のほうの3、改正内容でございまして、「別表の全部改正」といたしておりますが、内

容につきましては、先ほど説明をいたしました中にありました、報酬額の改正をしているものがございます。選挙長、投票管理者等々です。それから、スポーツ推進委員、学校医の報酬の見直しを行っております。

11ページの上の表をごらんいただきたいと思います。

上の表は、報酬額の額の改正を行ったものです。

まず、上から6項目までは、選挙に関する立会人等、あるいは管理者等の報酬額でございますが、12月の議会に額の改正で提案をいたしておりましたが、今回は他団体等の状況等を勘案いたしまして、現行の額の規定から条例別表記載内容の記載にありますとおり、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定に基づき別に町長が定める額」に改正をするものです。

右側に額が書いてありますけれども、これは現時点における想定額ですので、改正の表の中には額は入っておりません。文言の表記になっております。

それから、スポーツ推進委員につきましては、年額3万3,700円を年額4万7,000円に、それから学校医につきましては、内科医の16万4,900円の額は変更ありませんが、歯科医、耳鼻科医、眼科医の現行の金額を、内科医の16万4,900円に全て合わせて、統一して改正をするものでございます。

また、中段から下でございますけれども、別表から削除するものが9件、それから、別表に追加するものが21件ございます。

それから、12ページのほうには、名称変更も挙げております。「公営住宅入居者選考委員」となっておりますけれども、正式には「公営住宅入居者選考委員会委員」、そういった名称の改正も改めておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

改正の主な内容は以上のとおりでございます。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

11ページをお願いします。

この中の真ん中のほうに、別表から削除の9件があるんですが、それぞれお考えがあつてこういうことをされたと思うんですが、地域おこし協力隊の扱いについて質問をいたします。

町が募集をして、来ていただいて、町の仕事をさせていただくという点では、何ら会計年度職員とは変わりないと僕は考えております。それで、いろいろ調べてみたら、地域おこし協力隊に関する総務省なんかの手引きも出ておりますが、この3月の「第3版」の中には、いろいろ書いてありますが、11ページに、「法改正が32年4月1日から施行されることとなり、特別職の任用の厳格化に伴い、地域おこし協力隊は、原則、一般職の会計年度任用職員として起用することが適当となります」という手引きがあります。もちろん、下のほうには、「その他の場合の留意点」で、任用関係のない委託業務も可能なようですが、よく考えますと、町が募集をして、来ていただいて町の仕事をさせていただく。それで、おまけに私人となれば、本人さんたちは保険関係も国保に入って、国民保険も払わなければいけません。その間に、もし可能であれば引き続き永住していただくというようなお願いもせんばいかな中で、できるだけよい条件でお迎えするのが僕は適当じゃないかと思うんですが、何でここで私人という扱いにされたのかという説明と、周りを見ても、どうも一般職の会計年度任用職員としているところが僕は多いというふうに見て思ったんですが、あえて何でこういうことをされたのかお聞きをしたいんですが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

予算委員会的时候にも御説明申し上げましたが、今回の制度改正に伴いまして、協力隊員には、会計年度任用職員になるという選択肢もあるということと、それとあわせて、ただ、今は非常勤特別職ということで、営利活動従事制限であったり、その辺の縛りが原則はないという状況で活動してもらっておりますけれども、会計年度任用職員になりますと、営利活動従事制限であったり、あと副業であったりというところの制限が出るという条件があるということはおわかっておりましたので、その上で、これまでも他の自治体で実態のある私人としての委託という方式もあるということ、その両方を提示させていただいて、隊員のほうから「私人としての契約を選びます」ということで、隊員の意向を踏まえてそういった形にさせていただいているというところが実情といたしますか。そういったところで、あくまで隊員の意思を確認して、こちらとしては、隊員が「会計年度任用職員としての任用をお願いします」ということであれば、当然そちらのほうでさせていただくつもりで、その上で協力隊とちゃんと協議をして、その上で協力隊の意思を尊重して、私人というやり方でやっております。

他自治体についても、やはりその辺で、自治体で雇わないといけないんじゃないかということで、会計年度任用職員として任用するというのもしておりますけれども、こちらとしては、やはり在任中から任期終了後に向けた、起業に向けた活動であったり、そういったものは余り制限のない形でやってもらいたいという思いがございましたので、こちらとしては今回私人という形での契約をさせていただくということに決定したというところでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

それは僕はおかしいと思うんですが、募集をかけるときに、身分が会計任用職員でもいいですし、私人でもいいですよという募集の仕方はしませんよね。僕はそう思うんですが。何かな、協力隊の意向を聞いてはいいんですが、そういうやり方は僕は違うと思うんで。だったら、今後の募集に対してどういうふうな条件で募集をされるんですか。僕は理にかなってないと思うんですが。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

現在の2名の隊員につきましては、募集の時点では、会計年度任用職員の制度を入れないといけないという前に募集をした中で、まだ非常勤特別職という形での募集ができる中で、非常勤特別職の募集と採用をした。その後でこの会計年度任用職員を導入しないといけなくなったという状況の変化があったということで、募集の時点では会計年度任用職員制度はまだございませんでしたし、この制度の変更というものが具体化されていなかった中でなりまして、ただそれを令和2年度から入れないといけないという状況になったときに、そこはただ採用時と状況が変わってきたという中で、その中でやむを得ずどちらかに変更しないといけないという中で、ただ、それはやはり隊員がどういった活動をしたいかということを尊重して決めざるを得なかったというところでございますので。今後については、当然この制度があるということはわかっておりますので、その中で私人としての委託という形でやりますということで募集をする。業務によっては、会計年度任用職員のほうが望ましいということがあれば、会計年度任用職員として募集しますという、最初からそういった条件で募集をさせていただくのは当然で、今回の2名については、採用時にはそれがなかったというところからの変化を踏まえて、今回はこういった形で対応をさせていただきたいというところでさ

せていただいておりますという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

3回目ですから最後になりますが、今の説明では僕はよく理解はできません。何でかという、務める人はいい条件のほうがいいはずですから、例えば一般会計、話の問いかけ方も僕はいろいろ問題があったのかなと思うんですが、定住に向けた支援は、副業ができなかったりという縛りはあるでしょうが、一応一般職の会計任用職員で身分を保障して、少しでも手厚い支給をしていただいて、その中で代用的な運用をして、代用的な考え方——もう少し定住に向けてはいろいろな施策がありましようから、弾力的な運営をしながら支援していただくという方法も僕はあると思うんで。今の考えでいきますと、今の2名の人の意向を聞いて、今後の人は私人として来ていただくということなんですが、僕はもう少しきちんと、せっかく三大圏から来ていただくわけですから、一般職の会計年度職員としてちゃんとした保険もつけて、年金も3年間ですがつけて、その間にきちんとした準備をしていただくというのが僕はいいと思うんで。だから、もう少し再考していただきたいと思うんですが、その考えはないですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田周作君）

私はここに来る前の県のほうでも、地域おこし協力隊の担当をしておった時期がありました。そのときに、非常勤一般職で採用した自治体を幾つか見ておりまして、その自治体は逆に困っておりました。それは、やはりさっき言ったような、営利活動従事制限がかかると。あとは職務専念義務、そういったのがかかるということで、逆に、隊員が一つ一つ許可をとって行って、操業に向けた活動であったり、そういったものもしていかないといけないということで、逆に困っているというような相談を受けたことも、県の立場のときに市町村のほうからそういったことで悩みを聞いたこともありましたので、今回については、やはり一般の会計年度任用職員にするということは、そういったリスクが逆に協力隊にとってはあるんだということを知っておりましたので、そこをやはり重視するべきではないかということでさせていただいております。

確かに、社会保険料とかも変わりますけれども、そこは緩和措置として、委託料の算定に当たっては、隊員の負担が、通常、今まで雇われた際から増えることが一応ないような、そ

の辺の配慮はさせていただく上で委託という形にさせていただいておりますので、その辺は確かに配慮すべき部分はあると思いますけれども、やはり会計年度任用職員にするということは協力隊員にとって私はリスクがあるということで承知しておりますので、その辺は逆に私人で雇うことも可能とする対応をすべきということで、今回判断させていただいております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

説明の中で一番重要なところ、「最低賃金の適用を必要としない」という言葉で片づけられたと思うんですけど、「必要としない」、もうちょっと中身を詳しくというか、わかりやすく説明をしていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

言葉の表現がちょっと悪かったかもしれませんが、790円という額の設定をしたときに、長崎県の最低賃金の制度がありますので、その制度に抵触するんじゃないかということを知りました。照会先は、労働局と、それから長崎県の町村会にあります法規室を通じて照会をいたしましたところ、790円を下回っても最低賃金の制度には触れないということの回答はいただいております。そういう趣旨です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

百武議員。反対討論ですか。

○7番（百武辰美君）

私は、議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論をしたいと思っております。

先ほど来の質問の中にもありました、地域おこし協力隊の取り扱いについては、再考をお願いするものであります。

と申しますのは、近隣の市町村の多くが一般職の会計年度職員という形で登用をしようかという計画を持っておられるのが多うございます。その中において、都市圏から来ていただく地域おこし協力隊については、採用時点においてはやっぱり条件のいいところに少しでも行こうとするのが人間の常でございますので、そういう意味におきましては、一般職の会計年度職員ということで募集をして、その中で2年後、3年後、期限が切れたときの定住化に向けては弾力的な応援をしていくべきであるという立場から、議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例には反対という立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

賛成討論はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回論点になっておりますのが、地域おこし協力隊の私人に関する問題だと思うんですけれども、私は地域おこし協力隊の方と活動を現地でさせていただきまして、いろんな他自治体の事例等も報告会等に行かせていただきながら勉強させていただいたんですけれども、地域おこし協力隊は、始まっていろいろ問題を各自治体で抱えられているというふうにお伺いしております。

中には、例えば波佐見町みたいなどこかに所属して、3年間終わったらほかの自治体に行くと、それを何個も繰り返して、地域おこし協力隊渡りみたいなことをされているケースもあるというふうには伺っています。

ただ、本来、総務省が地域おこし協力隊という制度を設けたきっかけというのが、こういう地域おこし協力隊として、役場の職員、準職員という形でやっていただいた上で、何らかのビジネスの機会を設けて定住していただくというのが本来の趣旨だったかというふうに思っております。

そういう考えでいくと、やはり役場の中でできる範疇というのは限られてしまうというふうに思います。公務員としてやらないといけない部分、守られている部分もありますが、逆に、どうしても3年たってしまうと、自分で起業するなり、民間企業で働くなりすると、やはり公務員の考え方では通用しません。そういう部分を役場に属するタイミングから図っていただくためには、課長も申されたとおり、今の制度では十分じゃなかったということで、私人というふうな扱いをされたということの決定ですので、私はその決定に間違いはないと思ひまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立多数であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号

○議長（今井泰照君）

日程第14. 議案第18号 波佐見町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

議案第18号について説明をいたします。

議案第18号 波佐見町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町交通安全の保持に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月4日提出。

提案理由です。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、会計年度任用職員制度が導入されることにより特別職非常勤職員の扱いが厳格化されたため、所要の改正を行うものです。

次ページをお願いいたします。

波佐見町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町交通安全の保持に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「は、常勤とし、」を「の」に改め、同条第3項を削除する。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の条例改正の中身は、交通指導員はこれまで非常勤の特別職という扱いでしておりましたけれども、厳格化に伴いまして、私人扱いとされることとなりました。

したがいまして、この条例に規定がありました指導員の規定を改めるものでございまして、非常勤の扱いというところと、第3項にあります報酬の支給のところを削除するという改正でございます。

なお、指導員の制度そのものは残します。したがいまして、これからは私人という扱いで、これまでの報酬額と同額のことを謝礼という形、謝金という形で支払いをするということになっております。

以上が、改正の内容でございます。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号 波佐見町交通安全の保持に関する条例の一部を改正する条例を採

決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 議案第19号

○議長（今井泰照君）

日程第15. 議案第19号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、議案第19号につきまして御説明を申し上げます。

波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

令和2年3月4日提出。

提案理由でございますけれども、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたため、所要の改正をするものでございます。

2ページをごらんください。

2ページから今回の改正に伴う変更箇所が13ページにわたって掲載しておりますけれども、これをそのまま読んでみても、なかなか理解しにくい部分があると思います。ですから、先

週、郵便で概要版を送らせていただきましたけれども、それを見ていただきたいと思いますが、さきに送りました概要版の中で一部字句等の修正があったりもしたので、今朝またその修正したものをお配りしておりますので、それをごらんいただきたいと思います。そして、14ページ以降の新旧対照表とあわせながらごらんいただければと思います。

まず、改正の趣旨でございますけれども、これは提案理由と同じ内容なんですけれども、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、国の基準に合わせて本条例の改正を行ったものでございます。

2番目としまして、改正の内容でございますけれども、この議案につきましては、結構なボリュームがあったかと思います。主には用語の修正といいますか、まず新旧対照表の一番最初に出てくる第2条のところでは、現行が「支給認定」となっているところが、今回の改正で「教育・保育給付認定」とか、あるいは「支給認定保護者」とあったものが、改正によりまして「教育・保育給付認定保護者」となったり、こういった用語の修正が全編にわたって出てきて、その修正を行っているものがかなり数としては多いような状況です。

しかし、今回の改正の一番大きなポイントといたしましては、この概要の2番に書いております。

まず、1番目としまして、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更です。第13条の第4項になりますので、21ページを見ていただきたいと思います。

まず、この13条の第1項から若干説明させていただきますけれども、この「特定教育・保育施設」、これは認定こども園とか幼稚園、保育所を指しますけれども、満3歳未満の保育認定子どもの保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとするということで書いてあります。子ども・子育て支援法の改正によりまして、昨年10月から、原則満3歳以上未就学児の保育料が無償化とされたことから、保育料の支払いを満3歳未満に限定するものでございます。

第2項につきましては、認定こども園や保育所の施設が法定代理受領を行わない場合は、施設を利用する子供の保護者から、教育・保育を行う際に必要となる費用、いわゆる施設型給付費の支払いを受けるものとするということで書いてございます。

この法定代理受領と申しますのは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付については、本来、教育・保育給付認定を受けた子供が対象施設を利用した場合、施設が教育・保育を行う際に必要となる費用の全部もしくは一部を、国、県、町が個人給付として保護者へ支払う

制度となっております。

しかし、確実に教育・保育に要する費用に充てるために、実際は、保護者は保育料のみを施設に支払い、残りを施設型給付として国、県、町から施設へ直接支払われておりますので、この仕組みが法定代理受領というものでございます。ですから、この2項に関しまして言えば、法定代理受領を行っておりますので、保護者からは保育料のみの支払いを受けているといったところでございます。

それから、第3項です。第2項に掲げる費用のほか、施設が教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、保護者から支払いを受けることができるということをうたっております。

一番のポイントですけれども、第4項にあります。第4項の1、2号は省略をしまして、第3号です。(3)です。食事の提供に要する費用についても、施設を利用する子供の保護者から支払いを受けるものとするということでございますけれども、ただし「次に掲げる者を除く」として、以下に説明をしております。

まず、アとしておりますところが、満3歳以上の教育・保育の給付認定子どもの保護者及びその保護者と同一世帯に属する者に係る市町村民税所得割の合算額が、それぞれ(ア)または(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供については、支払いを受けるものから除くというような意味でございます。

(ア)でございます。法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども、これは1号認定の子供になりますけれども、ここの世帯において、7万7,101円未満の世帯は、副食費が免除されるというものです。

(イ)につきましては、同じく法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもということで、これは2号認定の子供になります。この世帯においては、5万7,700円未満の世帯が副食費の無償となるものでございます。

次のイとしまして、次の(ア)または(イ)に該当する子供においても副食の提供については無償とするというものでありまして、(ア)ですけれども、ここは法第19条第1項第1号、これも1号認定の子供で、小学校第3学年修了前の子供の同一世帯の第3子以降の副食費を無償とするというものでございます。

(イ)につきましては、同じく2号認定の子供になりますけれども、小学校就学前の子供の同一世代の第3子以降の副食費を無償とするというものでございます。

それから、ウとしておりますところは、満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供に要する費用は、保護者から支払いを受けるものとする。満3歳未満の認定子どもに対する副食費については、支払いを受けるというものでございます。

これが、まず大きな1点です。

それから、次に、概要の(2)としております。

特定地域型保育事業所と保育所との連携緩和ということでございますけれども、特定地域型保育事業所、これは何かといいますと、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業をいまして、児童福祉法に規定する家庭的保育事業等と同義でございます。これを行うものに求められる特定教育・保育施設等との連携について、認可基準で定める連携の要件緩和を踏まえ、運営基準を改正するものでございます。

まず、①としまして、代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加ということで、これが第42条第2項、第3項になります。

第42条第2項、第3項です。特定地域型保育事業所の職員が病気や休暇等により地域型保育を提供することができない場合に、事業者にかわって特定教育・保育を提供する代替保育については、これまでは代替保育の提供元を保育所、幼稚園または認定こども園に限定されていましたが、連携施設の確保が困難な場合は、一定の要件のもと、小規模保育事業のA型、B型及び事業所内保育事業の事業所からの確保も認めるものとしているものでございます。

次に、②です。卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和ということで、これが第42条第4項、5項になります。

これまでは特定地域型保育事業所の卒園後の受け皿の設定を保育所等の連携施設に限定をしておりましたが、やはり連携施設の確保が困難な場合に至りましては、入所定員が20人以上である企業指導型の保育事業や地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設等からの確保も認めるというふうに、確保義務が緩和されたわけでございます。

それから、③です。満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除としてあります。これは、第42条第8項になります。

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができるとされましたので、その旨改正をしております。

それから、④としまして、経過措置の5年延長とありますが、これは附則第5条になりま

す。

特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、これまでは、平成27年4月1日からの5年間、令和2年3月31日までとなっておりまして、この5年間は連携施設を確保しないことができるとされていましたが、今回の経過措置がさらに5年間延長されまして、令和7年3月31日まで連携施設を確保しないことができるというふうなことになったわけでございます。

(3) その他としまして、改正法に伴う略称の変更、用語の修正等です。あるいは、条項ずれに伴う改正を行ったものでございます。

大きな3の附則、この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するとしております。

内閣府への経過措置におきまして、1年間の経過措置がありましたので、今回提案するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号 波佐見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第20号

○議長（今井泰照君）

日程第16. 議案第20号 波佐見町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、議案第20号について御説明を申し上げます。

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月4日提出でございます。

提案理由でございますけれども、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

別紙。

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

附則第3条中「平成32年3月31日まで」を「令和5年3月31日まで」に改めるものでございます。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

一番最後のページに新旧対照表をつけておりますのでごらんいただきたいと思います。まず放課後児童健全育成事業につきましては、各事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないというふうになっております。さらに、放課後児童支援員はいずれかの資格を有する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないというふうなこともあります。

資格につきましては、例えば保育士の資格を有する者であったり、社会福祉士の資格を有

する者、学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、あるいは教育職員免許法に規定する免許状を有する者、あとは5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて町長が適当と認めた者等々があります。

この資格を有する方であっても、都道府県知事が行う研修を修了しなければならないというふうになっておりまして、これが今までは平成32年3月31日、ことしの今月の3月31日までという期限が設定されていたわけでございますけれども、今回の改正によりまして、この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間ということで、令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含むとする経過措置が3年間延長されたわけございまして、所要の改正を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号 波佐見町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第21号

○議長（今井泰照君）

日程第17. 議案第21号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第21号について御説明いたします。

波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

別紙でございますが、波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正するというので、下のほうに改正内容を挙げております。

条項の改正につきましては、12条の8、12条の13、16条の4の2について改正を行っておりますが、中身につきましては概要で説明いたしますので、5ページ目をお願いいたします。

先ほど申しましたとおり、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことによりまして、今回改正内容といたしまして、保険料の軽減措置に係る見直しが行われております。

これにつきましては、主に2点になりますが、一つ目は、保険料は通常、医療分、後期分、介護分の三つで構成されておりますけれども、そのうちの医療分に当たります基礎賦課額と介護納付金賦課額、この限度額が今回それぞれ引き上げられております。61万から63万、16万から17万円、それぞれ引き上げられているものです。これにつきましては、中間所得者層に配慮したものとなっているものです。

二つ目は、保険料軽減における所得判定基準に用いる金額の引き上げでございます。これにつきましては、5割軽減世帯を28万から28万5,000円、2割軽減対象世帯を51万から52万に引き上げることで、対象者を広く、この中で軽減にかけるというような形が盛り込まれております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第22号

○議長（今井泰照君）

日程第18. 議案第22号 波佐見町都市計画事業西ノ原土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議案第22号 波佐見町都市計画事業西ノ原土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について説明します。

波佐見町都市計画事業西ノ原土地区画整理事業施行条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。民法改正に伴い、波佐見町都市計画事業西ノ原土地区画整理事業施行条例の一部を改正するものです。

次ページ、別紙をお願いします。

波佐見町都市計画事業西ノ原土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例。

波佐見町都市計画事業西ノ原土地区画整理事業施行条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第1項の規定による通知を発した日における法定利率」に改める。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

次ページに、新旧対照表を添付しております。

まず、法定利率とは、法律によって定められる利率のことを言います。利息を発生させる協定については、あらかじめ利率を決めておくのが通常であり、それを約定利率と呼びますが、この約定がない場合に適用される利率が法定利率となっております。民法では年5%、商法では6%とされていましたが、低金利が続く実勢と乖離が生じていたため、改正法により、3年ごとに見直す変動制が導入されることによるものです。

第24条、清算金の分割徴収または分割交付に係るもので、第2項中の文面を改めるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号 波佐見町都市計画事業西ノ原土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第23号

○議長（今井泰照君）

日程第19. 議案第23号 波佐見町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

それでは、議案第23号 波佐見町町営住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。

波佐見町町営住宅条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございます。民法の制度改正に伴い、改正するものです。

次ページをお願いいたします。

別紙。

波佐見町町営住宅条例の一部を改正する条例。

波佐見町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

改正内容についてまとめた資料を添付しておりますので、27ページをお願いいたします。

また、7ページから26ページの新旧対照表を一緒に見ながら説明をしたいと思います。

まず、改正の要因及び趣旨についてですけれども、総務省から国土交通省に対して、低所得者、高齢者、障害者等の住宅確保配慮者が安心して暮らせる環境の充実を図る観点から、必要な改善措置が勧告されております。この勧告を受けて、民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加など、公営住宅を取り巻く最近の状況を踏まえ改正を行うものです。

改正の主な内容についてですけれども、まず、第15条、家賃の決定です。

12ページが一番下の段になります。

第15条の第4項を新設するもので、認知症や知的障害者の入居者に係る収入申告義務の緩和を反映しております。

次に、14ページが一番上、19条、敷金についてですけれども、第3項を追加いたしまして、入居者が家賃を支払わないときは、敷金をその債務の弁済に充てるものとするを明記しております。

次に、同じく14ページの、第20条、費用の負担。入居者に修繕に要する費用の負担を求める場合は、当該費用の負担について、町が具体的に定めなければならないことを記載しております。

次に、20ページです。

第40条第3項、明渡し請求において、不正行為による入居した者に対する請求の算定を利用する利率で、「年5分の割合」を「法定利率」に変更するものです。

次に、24ページ一番下のほうですけれども、使用の手続。第58条第1項第2号において、

駐車場の保証金を取っていないことから、今回削除しております。

以上が、改正の主な内容でございます、そのほかに用語とか語句の修正加除を行うものがございます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号 波佐見町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第25号

○議長（今井泰照君）

日程第20. 議案第25号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第25号を説明いたします。

長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日をもって、長崎縣市町村総

合事務組合から、長崎市を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、令和2年4月30日をもって長崎市が長崎縣市町村総合事務組合から脱退することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものである。

次ページをお願いいたします。

長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

その一部を次のように変更するという事です。

「別表第1を次のように改める」ということで、別表第1が下記のとおり。

それから、その次に「別表第2を次のように改める」ということで、別表第2が記載をされておりますが、3ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正の中身そのものは、別表第1の中にありました「長崎市」を削除する。それから、別表第2の中にあります「長崎市」、2カ所を削除するものでございます。

別表第1は、総合事務組合を組織する組合市町村の名称、それから、別表第2は、組合の共同処理する事務と団体の中で第3条第1号に関する事務ですが、これは退職手当に関する事務でございます。これまで長崎総合事務組合の中には、長崎市を含む全団体と一部事務組合が加入をして事務を行っていたところでございますが、4月30日をもちまして長崎市が退職手当組合の事務からも脱退をする。それから、これまで長崎市が加入をしていた目的そのものは、この退職手当組合の事務だけでしたので、処理する事務が、委託をする事務がなくなることから、長崎市が総合事務組合から全て脱退をするということになっております。

そのために今回の規約の改正をいたしたところでございまして、規約の改正については、各加入の市町村の議会の議決が必要でございましたので、今回の議案の提出となっております。

以上が概要でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第26号

○議長（今井泰照君）

日程第21、議案第26号 副町長の選任についてを議題とします。

議案の審議に入る前に、松下副町長、村川総務課長には退場を求めます。

〔松下副町長・村川総務課長退場〕

本案について内容説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほどの開会の御挨拶で申し上げましたように、現副町長の松下幸人が一身上の都合により、今月末をもって辞したいという願いを出されました。

その後任として、最も適正であると、適任であると判断いたしまして、現総務課長の村川氏を選任し、提案するものであります。

村川浩記氏は、略歴にもありますように、多岐にわたって行政事務の研さんを積まれており、特に総務課の財政係長や管理係長、総務班係長を経て、平成26年から総務課長として行政全般にわたって重要な任務を精力的に全うし、そして、町内の実情にも精通し、上司や同僚、部下からも厚い信頼があり、副町長として最適任だと思っていますので、皆さん方の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

まず、お伺いしたいんですけど、一応まだ任期途中であられたんですけど、副町長が辞任をされたいということで、引きとめ等は町長はされなかったんでしょうか。

それと、あと、どうしても固辞されたということで恐らく次の形になられたと思うんですけど、現段階で考えられている任期というのは引き続く予定でしょうか。それとも、また新たに4年間という形を検討されているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

一身上の都合といいますか、2年前のこともありましたし、今回慰留はしましたけれども、本人のかたい意思があって、これ以上は無理だなというような思いをいたしております。

私の任期はあと2年です。副町長の任期は、これから4年じゃないかなと。そういう中で、あとは本人が、そのときのどんな状況になるか見通しが立ちませんので、そのときそのときの重要な決断をお互いにしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

私も突然の辞意で驚いておりました。あと2年は、優秀な副町長ですから職務を全うしていただければと思って残念だったんですが、もちろん次期の総務課長候補者には、人物的には異論は何ら問題ないとは思いますが、ただ、先週からこっち、非常にその情報が町内の町民の方も知っておられまして、ある方とお話ししたときに、大変言い方が悪いんですが、「またその地区から出ましたか」ということをお伺いしました。僕もそう思ったんですが、それにはいろいろな事情があると思うんですが、おっしゃるということは僕も思ったんで、人事的に、長い年で見たとときに、非常にバランスに欠けるのかなというふうな思いは率直にいたしました。同じ地区で、歴代、近いうちで3人もおられますし、その隣の地区の方もおられますから。その方がおっしゃっていましたが、何か副町長人事が、町長、ごめんなさい、副町長経験者の何か門渡っておかしいですけど、申し送り決められるんじゃないかなとい

うふうな方もいらっしゃいましたんで、今度の選考に当たって時間的に余裕がなかったのかどうか。それとも、ほかの候補者の選定もされたかどうか。その辺、町長、お願いをします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

地区のバランスは全く関係ありません。こういう人事というのは、やはり人物本位じゃないかと。それと、やはり人物本位であるし、キャリアが全部あったと。すばらしい総務課課長としてのこの5年間、その前のこと、そういうふうな人物本位でないという基準が出てくるのか。絶対申し送りとか、そういうあれは一切ありません。

四、五年前は、時にはやはり役場の職員のほうから町長に出したいというような思いもありましたし、県のほうも波佐見出身とか、そういうふうな思いをめぐらせてしまったけれども、それに値する人はほとんどいなかった。これは、現総務課長もやはり町内の実情もいろんな形で一番知っているんじゃないか。そして、また行政の制度、規則、そういうものも全ての知識、情報が総務課長に入ってきますので、そういう面で、私と副町長、総務課長というのは同じ会の中で重要なことについてはいつも気軽に話をされておりますし、人間性、人柄も最高にいいんじゃないかなというふうに思って提案をしたところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

わかりました。それと、先ほど同僚議員の質問の中の答えで、新しく4年だろうという任期がありましたが、僕の解釈では前任者の後を引き継ぐのかなと思いました。残りをですよ。残りの期間の問題ですが、そういう解釈はどっちが本当ですか。担当。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

任期は、残りは残任期間ということだそうです。大変失礼いたしました。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

なかなかこれは言いにくい質問なんですけど、私が議員になさせていただいて3年以上、一般質問等で現総務課長といろいろ質疑の中でやりとりさせていただくことはたくさんあったんですけど、現副町長は非常に物事に対して前向きに取り組む部分はある。建設的な意見については認めるという人物でいらしたと私は理解しているんですけども、一方、新しい副町長候補の方は、決まっていることはなかなか変えられないという意識が十二分にあったんじゃないかなと私は感じております。

今後、総務課長というポストと副町長というポストはやはり違いまして、大きく全般の行政を取りまとめていくポストになってくると思うんですけども、そのあたりで、もちろんラインの仕事と、あとは政治的な判断が必要になるポストというのは変わってくると思うんですけど、そのあたりは、町長は十分対応していただけるという旨で今回の人事を決定されたんでしょうか。お聞かせください。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

おっしゃるとおりでございます。やはり課長の職責と副町長の職責については、また大きな違いが出てくるだろうし、自分の所管の範囲の中でやらなければならないということと、今言うように、全体的な課題とか、そういう捉え方は今の総務課長にしてもきちんとできるというような思いをいたしております。非常に性格的には、積極的、前向きです。そして、偏らず、こだわらずというような、そして度量もある人物だというふうに思っておりますので、私は最も適任で信頼できる副町長になるというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと二、三お尋ねですけれども、この人事は、町長が選挙に出るときに、現の副町長に相談をされたと思います。というのは、副町長も前にやめるという話を聞いておりました、うわさとして。そして、今度、町長がお願いされて副町長がされたと思います。それで今度、総務課長が定年で3月末でやめるというところに、それで相談に行かれたと。ここで二者、三者の話し合いがされましたか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

町長選で何もそんな話はしておりません。全く。そして、今回は、議運でも申しましたように、1月の初めぐらいに、やはり一身上、それはそういう選挙とかそやんどのそういうことの都合では一切こういうことはあっておりません、三者の話し合いも。だから、どうしても現副町長がやめるという意思がかたいということであれば、やむを得ない。次なる手を打たないかんということで、話を進めていったところです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

選挙のときは全く関係ないと言われましたけれども、そういう話を伺っております、いろいろと。それは、うわさはうわさとして構いませんけれども、「もうやめる」という話が出ていたんですよ、いろんな人から。本人が、例えば誰かに言っているんじゃないですか、いろいろと、「私も一緒にやめたい」、「私もやめたい」ということを。そこを町長が行かれて相談をしているんじゃないかなという話も出ておりました。そして、今度タイミングよく、2年待って、退職と同時に入れかわりということで、スムーズにかなりいったなと思いますけれども。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全くありません。そういう風評を信じてどうするんですか。やはりそういうときには直接私に聞いていただけたらよかつ。そういうふうな定年を待って何とかというようなことも全くありません。それで、私も1月の初めぐらいに副町長から聞いたとはびっくりしたところでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号 副町長の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立多数であります。したがって、議案第26は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、松下副町長、村川総務課長の入場を許可します。

[松下副町長・村川総務課長入場]

日程第22 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第22. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたと思います。

それに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。よって、これらの整理を要するものにつきましては議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和2年第1回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後1時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員